

# 嵐山町議会平成28年第2回定例会会議録 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号 (6月1日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
広報広聴特別委員会所管事務調査報告	26
休会の議決	28
散会の宣告	28

## 第 2 号 (6月3日)

議事日程	31
出席議員	32
欠席議員	32
本会議に出席した事務局職員	32
説明のための出席者	32
開議の宣告	35

諸般の報告	3 5
一般質問	3 5
6番    畠山美幸議員	3 5
3番    佐久間孝光議員	5 6
5番    青柳賢治議員	7 3
4番    長島邦夫議員	9 8
散会の宣告	1 1 6

### 第 3 号 (6月6日)

議事日程	1 1 7
出席議員	1 1 8
欠席議員	1 1 8
本会議に出席した事務局職員	1 1 8
説明のための出席者	1 1 8
開議の宣告	1 2 1
諸般の報告	1 2 1
一般質問	1 2 1
13番    渋谷登美子議員	1 2 1
1番    吉本秀二議員	1 5 4
8番    河井勝久議員	1 8 0
9番    川口浩史議員	1 9 2
会議時間の延長	2 0 7
散会の宣告	2 1 6

### 第 4 号 (6月7日)

議事日程	2 1 7
出席議員	2 1 8
欠席議員	2 1 8
本会議に出席した事務局職員	2 1 8
説明のための出席者	2 1 8

開議の宣告	2 2 1
諸般の報告	2 2 1
一般質問	2 2 1
10番    清水正之議員	2 2 2
報告第1号の上程、説明、質疑	2 4 4
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 5
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 8
同意第9号の上程、説明、質疑、採決	2 5 8
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 9
議案第33号の修正案の提出	2 8 0
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 4
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 7
議員派遣の件について	2 9 0
閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について	2 9 1
日程の追加	2 9 1
発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 1
発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 6
発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 1
会議時間の延長	3 0 3
発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 9
町長挨拶	3 1 6
議長挨拶	3 1 6
閉会の宣告	3 1 7
署名議員	3 1 9

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第182号

平成28年第2回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年5月20日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成28年6月1日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 4 名 )

1 番	吉 本 秀 二	議 員	2 番	森 一 人	議 員
3 番	佐 久 間 孝 光	議 員	4 番	長 島 邦 夫	議 員
5 番	青 柳 賢 治	議 員	6 番	畠 山 美 幸	議 員
7 番	吉 場 道 雄	議 員	8 番	河 井 勝 久	議 員
9 番	川 口 浩 史	議 員	1 0 番	清 水 正 之	議 員
1 1 番	松 本 美 子	議 員	1 2 番	安 藤 欣 男	議 員
1 3 番	洪 谷 登 美 子	議 員	1 4 番	大 野 敏 行	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )



○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二

---

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
中嶋秀雄	総務課長
青木務	地域支援課長
山岸堅護	税務課長
村田朗	町民課長
石井彰	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
村上伸二	文化スポーツ課長
植木弘	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
菅原浩行	まちづくり整備課長
深澤清之	上下水道課長
金井敏明	会計管理者兼会計課長

藤	永	政	昭	教育委員会こども課長
植	木		弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

---

◎開会の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第2回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時59分)

---

◎開議の宣告

○大野敏行議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

---

◎会議録署名議員の指名

○大野敏行議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第9番 川口浩史 議員

第10番 清水正之 議員

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○大野敏行議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

長島議会運営委員長。

[長島邦夫議会運営委員長登壇]

○長島邦夫議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

第2回定例会を前にして、5月25日に議会運営委員会を開催いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として大野議長に、出席要求に基

づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、中嶋総務課長に出席をいただきまして、提出されます議案についての説明を求めました。

長提出議案については、報告1件、承認2件、人事1件、予算3件の計7件ということでございます。このほか、議員提出議案も予定をされております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第2回定例会は本日1日から6月7日までの7日間とすることに決定をいたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受け付け順として、6月3日に1番の畠山議員から4番の私、長島まで、6月6日に5番の渋谷議員から8番の川口議員、6月7日に9番の清水議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでございました。

お諮りいたします。会期につきましては、委員長報告のとおり本日6月1日から7日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月7日までの7日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○大野敏行議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告1件、承認2件、人事1件及び予算3件の計7件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、説明員中の小久保教育長は、本日所用のため欠席しておりますので、ここで

報告いたします。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、3月から5月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成28年4月20日、議会報編集委員会が、第28回町村議会広報全国コンクールで優秀賞を受賞されました群馬県吉岡町議会広報常任委員会を研修視察、本職と同委員会のメンバーが出席いたしました。

平成28年5月18日、議会報編集委員会が、第30回町村議会広報全国コンクールで優秀賞を受賞されました山梨県昭和町議会広報編集委員会を研修視察、本職と同委員会のメンバーが出席いたしました。

平成28年5月30日、中野サンプラザにおいて、全国町村議会議長会主催の町村議長・副議長研修会に本職と副議長が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

最後に、議会基本条例の規定に基づき、3月24日に議会モニターとの意見交換会を、5月15日に第9回議会報告会を開催いたしました。

詳細につきましては、後ほど広報広聴特別委員長より報告いたします。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

---

#### ◎行政報告

○大野敏行議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

まず、このたび熊本地震によりお亡くなりになった方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災をされました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、皆様方からお寄せをいただきました義援金103万9,100円を、第1弾といたしまして被災地にお送りしたところでございます。

さて、本日ここに平成28年嵐山町議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところであります。

本議会に提案をいたします議案は、報告1件、承認2件、人事1件、予算3件、計7件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

次に、平成28年2月から平成28年4月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条の規定による事務に関する説明書でご報告を申し上げますので、ご高覧願いたいと存じます。

なお、4月1日現在の職員総数でございますが、三役を除きまして144名であります。新採用職員につきましては7名、退職者は4名であります。今後とも公務能率の向上を図り、町民ニーズに的確に応えるべく、職員一丸となってさまざまな課題に取り組んでまいります。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を藤永こども課長に求めます。

藤永こども課長。

〔藤永政昭教育委員会こども課長登壇〕

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、教育委員会関係につきましてご報告させていただきます。

説明書の38、39ページをご高覧ください。5月1日現在の児童生徒・園児数について説明させていただきます。まず、小学校の児童数ですが、菅谷小学校141人、昨年度と比較しまして6人の増でございます。七郷小学校103人、昨年度と比較しまして2人減でございます。志賀小学校234人、昨年度と比較しまして20人減でございます。合計778人で16人の減でございます。

学級数につきましては、菅谷小学校が1学級の増、七郷小学校につきましては増減なし、志賀小学校につきましては2学級の減でございました。トータルでは1学級の減でございます。

続きまして、中学校の生徒数でございますが、菅谷中学校236人、昨年度と比較しまして29人の減でございます。玉ノ岡中学校189人、昨年度と比較しまして6人の減でございます。合計で425人で35人の減となっております。

また、学級数につきましては、菅谷中学校で1学級の減、玉ノ岡中学校に関しましては、昨年度と増減なしでございます、トータル1学級の減でございます。

続きまして、嵐山幼稚園でございます。4歳児39人、昨年度と比較しまして4人の減、5歳児につきましては44人で、昨年度と比較しまして5人の減、トータル9人の減という状況でございます。

以上で報告をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

---

#### ◎常任委員会所管事務調査報告

○大野敏行議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

〔佐久間孝光総務経済常任委員長登壇〕

○佐久間孝光総務経済常任委員長

平成28年6月1日

嵐山町議会議長 大野敏行様

総務経済常任委員長 佐久間孝光

#### 所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

#### 記

##### 1 調査事項

町の経済の活性化について

##### 2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「町の経済の活性化について」調査をするため、4月8日、4月18日、5月9日及び5月23日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 4月8日の委員会について

当日は、植木環境農政課長、渡辺農業活性化アドバイザー、菅原まちづくり整備課長、山下企業支援課長に出席を求め説明を受けた。

植木環境農政課長からは、農業活性化アドバイザーが設置されるまでの経緯と背景、また現在農業活性化アドバイザーが取り組んでいる仕事について、以下の説明があった。

①農家や農業団体への支援

農産物直売所では売り場のデザイン、商品の陳列のレイアウト等売り場の面で提案をし、活性化に取り組んでいる。また、出荷している農産物の生産組合には、作付、新しい品種、品物の出し方等にアドバイスをし、加工施設の味菜工房には、経営改善につながる新しいメニューの開発にかかわっている。観光果樹園ふるさとには、研修や講習会等のお手伝いをしている。

②農業振興施策の企画・立案

地方創生加速化交付金事業として、千年の苑事業、めんこ61事業の提案、特産品としての小麦の普及、酒米の試験的な栽培等の提案を行った。また、平成28年度では、新規就農者増、後継者育成、農業塾の開設準備を行う予定である。

続いて、渡辺農業活性化アドバイザーから、「外から人を呼ぶにはどうしたらいいのか」という点から、千年の苑事業、めんこ61事業について説明を受けた。

まず、人を呼ぶための3つの柱として、「見せる場所・魅力ある場所をつくる」「地元のもの食べていただく」「お土産を買っていただく」というサイクルを構築することが必要。千年の苑事業は、大規模(10ヘクタール)に行うことで効果が増す。では、なぜラベンダーかというと、①桜の時期が終わった後の競合しない時期の花であること。②多年草であること。(毎年種をまく必要がない)③開花期間が6月上旬から7月上旬と比較的長いので、祭りの開催等がしやすいこと。④ラベンダーの商品化ができること。⑤管理作業での雇用の創出につながること。(除草、駐車場)⑥肥料は要らず、技術的には難しくないこと。

めんこ61事業の農林61号は奨励品種から除外されていて、作付はほとんどされてい

ないので、嵐山町の特産品になり得る。味菜工房には、誰がつくっても同じ味になる  
麺、つゆのつくり方を指導中である。

○説明後の主な質疑応答

(問) ラベンダーの開花時期の6月、7月はバーベキュー場もにぎわっている。そ  
の時期以降の集客につなげることはできないか。

(答) ラベンダー(10ヘクタール)を見に来るのはシニア層で客層が違う。秋以降  
の集客につなげる対策は今後の課題であるが、今回は2種類のラベンダーを作付して  
いる。グロッソとセンチヴァで、後者の開花時期は6月から11月までである。

(問) 中間管理機構にお願いする場合においても、自分で借り主を見つけなければ  
ならないのか。

(答) その必要はない。27年度、志賀地区、勝田地区5地域の合意ができたので実  
施した。中間管理機構で一旦全てを借り上げて、担い手の方に再分配する。この期間  
に、借り手が亡くなってしまった、あるいは農業を廃業したという場合には、他の担  
い手に貸し付ける。

(問) 今後、地域の設定をどのようにするのか。

(答) 嵐山の場合はブロックローテーションがあるので、それを維持するために、  
ブロックローテーションを単位とした地域設定にしている。今までと異なるのは、「た  
だでもいいから使ってくれ」というような水田があったり、単価は場所によって異な  
っていたが、今後は統一しなければならない。また、とれた作物で賃料を支払って  
いたケースもあったが、今後は全て現金で支払うことになる。

(2) 4月18日の委員会について

当日は、独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)を訪れ、担当者のご出席をい  
ただき、会館運営の説明を受けた。その後、役場に戻り、会館とのかかわり方につ  
いての意見交換を行った。

昨年7月1日より、戸口工業が親会社の株式会社ヌエックベストサポートを設立  
し運営権をいただき、会館のご指導をいただきながら進めている。地元の皆さんに、  
誰でもご利用いただけるということを周知している段階。10月から2月が閑散期な  
ので、この時期にお客さんを入れることができれば、利用率をアップできると考  
えている。今年4月1日から商工会に加入させていただいた。現在のお客様は学  
校関係が中心であるが、今後は幅広い客層を対象にし、JTB、日本旅行等とも  
連携を図って

いきたい。

○説明後の主な質疑応答

(問) 利用区分の目的と一般の違いは。

(答) 今までは女性学とかを勉強した方だけが泊まれるというルールだったが、新しいルールでは、体育館とか研修室とかをお借りしていただいた時点で、一般から目的になる。

(問) 今まで我々が考えていた運営方法とがらっと変わった。町などが公的に使う場合はどうなるのか。

(答) 研修施設に関しては、利用料金の変更はない。宿泊料金は、今まで目的利用にならなかった一般の方でも目的利用となり、目的利用料金で利用できるようになった。

(問) 国からの補助はあるのか。これだけでは運営が難しいのでは。

(答) P F I ということで、運営する会社に全部お金が入る形となった。ただし、そこを運営するに当たって、場所代として運営権対価というものを国に支払う。支払って、その残りの中で運営する。

(問) 国との契約期間、運営対価、運営権はどうなっているのか。

(答) 契約期間は10年、運営対価はこちらで全部積算をして提案する。その中で、運営対価が高く支払えるものが入札で勝つ。運営権は文科省からの指導はあるが、提案は全てこちらからする。

(問) 宿泊客が嵐山町で飲食して会館に22時以降帰ってくると、締め出されてしまう。今でも変わらないのか。

(答) 学校関係の安全強化を中心に考えている関係で、10時に門は閉まってしまうが、協議の余地はある。

(問) 朝市のようなことを行うことは可能か。

(答) 事業計画に盛り込むことは可能。

(問) 会館側から町や議会に要望はありますか。

(答) 口コミにまさるものはない。歓送迎会、忘年会、新年会等宴会宿泊につながるお客様に、会館を選択肢の一つに加えていただけるようお声かけ願いたい。また、我々が出向いてプレゼンする機会をいただければありがたい。

○帰庁後のNWE Cとのかかわり方に関する意見交換

・利用勝手が利用者本位の方向になっているので、11月から2月の閑散期に町と連携して、女性教育会館でもあるので、嵐山町で子育てをしているお母さんに宿泊してもらい、英気を養っていただくことに特化するのもいいのでは。

・緑を求める人は、春から秋にかけて訪れる。東武からは春の桜、秋の紅葉の時期に嵐山駅を使った企画をしてほしいという要望もあった。電車を利用して来られる方は、町なかを歩いて移動することにより活性化にもつながるので、東武との連携も模索すべきである。

・食べ物だけではなく、竹細工、木工品など工芸品も販売するのはどうか。

・NWE Cがかわったということ、まず町が知らなければならない。

・「施設を使わなくても、嵐山町を訪れた者は泊まれる。」というお墨つきを、町のほうからNWE Cのほうに提案すべき。

・嵐山町のいいところ巡りのようなものを企画して、活性化につなげていく。例えば、夜は焼き鳥を食べるツアー、泊まりを入れた史跡を巡るツアーは、飲食店も潤う。

### (3) 5月9日の委員会について

当日は、植木環境農政課長の説明を受け、意見交換を行った。

嵐山町千年の苑地権者等事業説明会を4月26日、鎌形北部集会所にて実施した。千年の苑事業で中心となる組織は千年の苑事業推進協議会。らんざん営農が実質的には農地の借り上げをし、賃借権の設定を行い管理する。地元の雇用創出を行いながら現地を運営していく。ラベンダーは、単に外部の方々に来て見ていただくだけでなく、加工して商品化する資源でもある。協議会メンバーは、6次産業化を進めていく上で商品開発にも携わっていただく関係者でもある。このメンバーは、花の時期はイベント等を実施する。対象地区には中間管理機構の埼玉県農林公社が入り利用権を設定し、らんざん営農が一括して借り上げる。南部地区には法人組織、集落営農の組織がないので、らんざん営農に依頼した。1回限りではあるが、中間管理機構に土地を提供する地権者、耕作者への協力金、さらに合意率に応じた地域協力金が交付される。契約期間は10年間で、地域集積協力金は集約率に応じて異なる。10ヘクタール、100%集約できれば270万円となる。この地域集積協力金はラベンダーの植えつけ、農園の整備、維持管理に使う。平成28年度は、10ヘクタールのうち4ヘクタールにラベンダーの苗を植えつけをする予算化がされている。残りの6ヘクタールについては、段階的に作付を行っていく。集積は、28年度中に10ヘクタール一気に合意形成したい。その

間の維持管理は、らんざん営農に行っていただく。地元の鎌形や大蔵の方々に作付等現地の管理をやっていただければ理想的であるので、将来的には地元の集落営農や法人組織をつくっていただいて、管理を委譲したい。

○説明会参加者からの主な質問

(問) 地域の雇用創出とラベンダー開花時期の6月、7月以外の期間はどうか。

(答) 直売所の生産組合が苗をふやし、その苗を買い取っていくことで雇用が発生する。千年の苑は面積10ヘクタールであるので、維持管理費はかなりかかり、地元の雇用創出につながる。雇用の経費の原資は、駐車場収入。ラベンダー園をさくら堤、嵐山溪谷、大平山、鎌形八幡宮、菅谷館跡等を含めた広いエリアの観光資源の一角として捉えれば、1年を通して観光客を誘致できる。

○説明後の主な質疑応答

(問) 小作料はどのくらいになるのか。また、軌道に乗るまでは町が負担するとあるが。

(答) 高い方の金額は10アール当たり5,000円、この設定で計算すると約50万円。ラベンダーの植えつけは、平成28年度約4ヘクタール、残りの6ヘクタールは自由に使えるので、らんざん営農が作物をつくるなり、今現在の耕作者の方に続けて管理をしていただくなどの調整ができるので、丸々町の持ち出しになるということはないと考えている。千年の苑の現地で得られる収入は、ほぼ100%が駐車場収入。その収入が発生するまでの間、らんざん営農は中間管理から借りるため50万円程度支払うことになるが、その持ち出し負担分は町が補填する。

(問) 駐車場となると、農地だからすぐ駐車場としては使えない。計画地内に駐車場として使えるようにするための算段はあるのか。

(答) 現在、町で考えているのは、区域の中で一時転用することで、ラベンダーを見に来るお客さんがいる時期だけ駐車場をこの用地の中に設け、様子を見させていたきたいと考えている。

(問) 推進協議会を立ち上げるということだが、第三セクター的な運営主体をつくり上げる構想はないのか。

(答) 加速化交付金は、そのほとんどは補助金。土地の集約、管理に関してはらんざん営農、苗づくりは生産組合、ラベンダーのチラシや看板等の作成は観光協会、商

品開発等は商工会に担っていただく。デイセンターウィズには何かつくっていただく。今年度の加速化交付金を補助金として出したときの受け皿として、想定される団体に入ってもらった。事業が軌道乗ってきた場合は、現地にそれを管理する母体としての現地法人、集落営農のような組織をつくって、現地の方々に運営をしていただく。鎌形の区長、土地改良区にも入っていただいたのは、将来はそういった方向に持っていきたいと考えているからである。

(4) 5月23日の委員会について

以下は、今までの説明、意見交換を踏まえた委員会としての意見である。

1. 国立女性教育会館（NWE C）との連携強化を図ることにより、町内経済の活性化、観光事業の拡大につなげることが可能であると考え。

・平成27年度より国立女性教育会館（NWE C）の運営権を民間会社が取得し、宿泊等に関する条件が大幅に緩和され、さまざまな取り組みが想定しやすくなった。観光協会、商工会のみならず、町民の方々にも積極的に情報提供すべきである。また、料金的にも大変魅力的であり、町民自身の宿泊を含め利用する価値が十分認められる。

・今まで町内の観光事業の進展を考える上で、宿泊施設がないということが大きな障害となっていた。しかし、NWE Cの宿泊条件の緩和により、一般の観光客を含め、多様な嵐山町訪問者も利用できるようになった。町内の観光地、史跡、飲食店等を巡るツアー等を企画して提案することも可能である。

・閑散期である10月から2月の宿泊棟の利用率が低く、NWE Cとしても苦慮している。子育て支援の一環として、子育て世代が宿泊する際、子育ての精神的、身体的負担軽減策として補助金（施設利用料等）等を出し、子育てしやすい町のイメージアップにつなげることができる。

2. 産業団地建設は、町内雇用の大幅創出、若い世代の定住人口増につながると考える。

・経済的活性化の基本は雇用であり、大きな増加が見込まれる。  
・定住人口増、若い世代の転入者増による人口減少対策としても期待できる。  
・インターランプ内の予定地は、民間に任せるだけではなく、町がもっと積極的かつ果敢にかかわっていくべきである。

・花見台工業団地に隣接した場所は、積極的に取り組むべきである。

3. 新たなる観光客世代の取り込みと、1年を通じての集客による観光事業のさら

なる拡大は十分可能であると考える。

- ・ N W E C との連携により、宿泊施設がないという観光事業拡大阻害要因が大幅に軽減される。

- ・ 外部の人を呼ぶには、「見せる場所・魅力ある場所をつくる」「地元のものを食べさせていただく」「(お土産を) 買っていただく」という3つの柱に基づいた事業展開計画は、現実を捉えた発想であり、大いに評価できる。

- ・ 千年の苑事業、めんこ61事業は、大きな可能性を秘めた事業であり、嵐山町といえば「これである」という代名詞となることが期待できる。また、新たなる客層と雇用を生み出し、さらに長い期間の集客につながる可能性をも秘めている。

- ・ 連休中には湘南ナンバーのインター利用者もあり、町の活性化の起爆剤にもなり得る。ラベンダー園、バーベキュー場のみではなく、周辺地域の観光資源とのコラボにより、1年を通して集客可能な仕組みをつくることができる。

4. 地権者、耕作者、地元の方々が安心して協力でき、喜びを共有できる丁寧な事前説明と、その方たちの雇用の創出等にもつながる中間管理機構（埼玉県農林公社）を使つての農地集約、農業の6次産業化は、農業の新たなあり方を示唆し、嵐山町の農業の活性化につながるものと考える。

- ・ 千年の苑事業、めんこ61事業は、ともに関係者、景観、周辺環境、農地の状況、タイミング等から考え適切な内容、方向である。

- ・ もうかる農業の達成、雇用拡大には、生産・加工・販売を一連の事業として行う農業の6次産業化は大変有効である。

- ・ 地権者の身体的負担、経済的負担の軽減にもつながる。

- ・ 優良農地の維持、耕作放棄地対策としても有効である。

- ・ 企業参入、新規就農者の受け入れ等もしやすくなる。

以上、中間報告といたします。

○大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ちょっと確認なのですが、2ページの下から4行目に、閑散期は10月から2月とあるわけです。で、3ページの下から10行目ぐらいになるかな、「・利用勝手が利用者本位の方向になっているので」と、こちらは「11月から2月」

となっているのです。これは単なる間違いなのか、こちらはこういう意味で書いたのか。とすれば、ちょっと意味を伺いたいと思うのですけれども。

○大野敏行議長 佐久間委員長。

○佐久間孝光総務経済常任委員長 今、川口議員のほうでご指摘いただいたとおり、これは単純なミスで、11月から2月が正解だと思います。11月ですね。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 11月を10月からですか。どうぞ。

○佐久間孝光総務経済常任委員長 会館からの説明は、10月から2月でした。すみませんでした。

○大野敏行議長 よろしいでしょうか。ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

森文教厚生常任委員長。

〔森 一人文教厚生常任委員長登壇〕

○森 一人文教厚生常任委員長 議長のお許しをいただきましたので、文教厚生常任委員会所管事務の調査報告を行います。

平成28年6月1日

嵐山町議会議長 大野敏行様

文教厚生常任委員長 森 一人

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告をいたします。

記

## 1 調査事項

「環境美化について」及び「文教厚生常任委員会の所管する公共施設の点検」

## 2 調査経過

本委員会は、閉会中の特定事件として「環境美化について」と「文教厚生常任委員会の所管する公共施設の点検」を調査するため、4月6日、4月27日、5月17日（行政視察）及び5月27日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 4月6日の委員会について

調査事項の「環境美化について」先進的な事業を行っている自治体視察先の選定と、追加した調査事項「文教厚生常任委員会の所管する公共施設の点検」の進め方について協議しました。ごみの戸別収集を行っている日野市など、剪定枝のリサイクルを行っている鎌倉市などが行政視察先によいという意見が出ました。

(後日、施策候補先の都合等により、剪定枝を燃やさずにリサイクルしている東京都町田市と、ごみの戸別収集を行っている東京都日野市に決定いたしました。)

また、今後、環境美化において隣接する市町との連携協力等においても、町に提言したほうがよいという意見も出ました。次に、「文教厚生常任委員会の所管する公共施設の点検」について調査研究するに当たり、各施設の建設年数等がわかるような資料が必要とのことから、用意することに決定しました。

#### (1) 4月27日の委員会について

当日の委員会は、行政視察先に決定した町田市と日野市に対しての主な質問事項について協議いたしました。各自治体の事業資料に記載されていないことに絞り込み、下記の質問を送付させていただきました。

##### 【町田市に対しての質問】

1. 剪定枝資源化センターについて 設置の経緯と維持管理等のランニングコストは。
2. 剪定枝について 持ち込み方法とその割合と将来的なバイオマス化の考え方はあるのか。
3. 剪定枝堆肥について 堆肥化までの日数と今後の活用方法は。

##### 【日野市に対しての質問】

1. ごみ収集について 戸別収集にした経緯と戸別収集に係る予算は。
2. ごみの有料化について 有料化にした経緯と有料化に係る予算は。
3. ごみ処理について 可燃ごみの分別方法(プラスチック類)とごみ処理量とごみの減量化について。
4. 剪定枝のリサイクルについて 持ち込み方法とその割合(個人持ち込みとその他)。

また、「文教厚生常任委員会の所管する公共施設の点検」については、用意していただいた資料を見て、各委員より意見を出してもらい、まずは5月27日に菅谷小中学校の施設を現地視察することに決しました。

### (3) 5月17日の行政視察について

当日は、町田市から行政視察を行い、市役所で事業について詳しく説明を受け、剪定枝資源化センターを見学いたしました。その後、日野市の行政視察を行いました。質問事項の主な回答は以下になります。

#### 【町田市において】

##### 1. 剪定枝資源化センターについて

(問) 設置の経緯と維持管理等のランニングコストは。

(答) 設置の経緯は、剪定枝資源化事業において、緑のリサイクルと農業振興の観点から、1998年に処理量が日量5トン未満の現在より小規模な施設で運営していた。当時は、持ち込みに限って資源化し、市民の方へ無料で配布していた。ごみのさらなる資源化と減量のために、2008年から剪定枝の行政回収を開始するに当たり、既存の施設では処理能力が超えてしまうことから、現在の施設を整備し稼働をしている。維持管理等のランニングコストについては、年間約1億円(委託料、修繕料、賃借料等を含む)。

##### 2. 剪定枝について

(問) 持ち込み方法とその割合は。

(答) 一般搬入は、軽トラックに積んで持ち込む方が多い。行政回収は、パッカー車で収集して持ち込んでいる。

一般搬入(農家を含む)18.4%、収集車(行政回収)が37.6%、公共搬入(公園・街路樹等)が27.3%、シルバー人材センター16.7%になります。

##### 3. 剪定枝堆肥について

(問) 堆肥化までの日数と今後の活用方法は。

(答) 約3カ月程度。「発酵槽」で含水率が60%ぐらいになるよう、散水、攪拌、エアレーションを行い、約2カ月間発酵(発酵温度は約60度)させた後、「熟成槽」で約1カ月間、重機による切りかえしを行いながら熟成させる。

今後の活用方法については、町田市民の農家・一般家庭の家庭菜園や庭、プランター等で花の栽培や、公園や学校、福祉施設等の公共施設で利用されている。剪定枝堆肥規格外品(オーバー品)は、マルチング材として、公園等の歩道や植え込みに敷くことで、景観がよくなるほか、雨対策・防霜対策に活用している。

下の写真になりますが、これは町田市剪定枝資源化センターのホームページより出

させていただきました。1から6の順序で先ほど説明した堆肥化を行っております。

次に、委員からの主な質問については以下になります。

(問) センター建設費の約10億円について、補助金等の活用は。

(答) 市の財政からの持ち出しだけである。

(問) 土地賃借料は年間どれほどになるのか。

(答) 地権者は5名、面積は6,700平米で、年間3,000万円ほど。

(問) 広葉樹と針葉樹を混在しても問題はないのか。

(答) ミックスをしたほうが、かえってバランスがよくなる。

(問) 落ち葉だけの受け入れはしているのか。

(答) 落ち葉を加えると腐敗が始まってしまう。

写真は、ちょうど町田市の剪定枝資源化センターを視察をしている写真でございます。

米印のところですが、販売価格は、市民等一般向けには10キロ当たり30円。市民農家には10キロ当たり10円。配送サービスもあり、10キロ当たり30円。ただし、サービス対象は市内農家に限り、1回に500キロ以上となっております。

#### 【日野市において】

##### 1. ごみ収集について

(問) 戸別収集にした経緯と戸別収集に係る予算は。

(答) 平成9年に不燃ごみの量・資源化率において、三多摩地区ワーストワンとなる。そこで、平成12年10月からごみ改革を図り、ダストボックス方式から戸別収集方式を導入。これによって、ごみ排出者の責任を明確にする・資源化率を向上させる。戸別収集に係る予算（平成28年4月1日現在）、下の表になりますが、収集世帯数が8万5,642世帯、人口は18万2,953人になります。嵐山の10倍以上。可燃ごみ収集運搬が3億6,210万7,000円、不燃ごみ収集運搬が1億6,862万3,000円、資源回収業務が2億8,035万3,000円、瓶回収業務が5,816万5,000円、合計8億6,924万8,000円となります。可燃ごみ収集運搬費には、ペットボトル・トレイ回収を含んでおります。

##### 2. ごみの有料化について

(問) 有料化にした経緯と有料化に係る予算は。

(答) 有料化にした経緯は、上記の戸別収集方式を導入した理由と同じである。ごみ量削減への期待（分別しても資源化すれば無料となる）。有料化に係る予算（有料

袋も含む)。平成28年度の表になりますが、指定収集袋製造業務が6,905万5,000円、袋管理配送業務が765万2,000円、販売委託料が3,735万1,000円、合計1億1,405万8,000円になります。また、米印になりますが、ごみ相談窓口開設やごみ相談パトロールを実施している。横の写真が、そのごみ相談窓口になります。

### 3. ごみ処理について

(問) 可燃ごみの分別方法について(プラスチック類)。

(答) 現在、資源化を行っているもの、10品目。新聞・段ボール・雑誌雑紙・紙パック・ペットボトル・白色トレー・瓶・缶・小型家電金属類・古着類。

### 4. 剪定枝のリサイクルについて

(問) 持ち込み方法とその割合(個人持ち込みとその他)。

(答) 東日本大震災前までは、チップ化車両による剪定枝チップを希望者に配布。震災後は、東京都の指導により放射能測定をしていないものの配布は禁止になった。現在は、一部を公園等に散布している程度で、大半は焼却処理をしている。

・個人持ち込みについては、クリーンセンターへの個人持ち込みは全て燃えるごみとして処理(有料)。また、拠点収集会場へ持ち込まれた場合は一部チップ化(無料)。

・剪定枝の拠点収集は、市内20カ所で行う(平日のみ)。平成27年度からは早朝回収(朝の6時から)を3カ所で行っている。剪定枝・落ち葉等(草花は不可)を無料で受け付け。収集量、年間300トン、チップ化量、年間30トン弱。

・その他の回収方法として、可燃ごみの日に剪定枝2束までは無料収集して可燃ごみとして処理。

米印になります。落ち葉・細かな枝は指定収集袋で排出。

委員からの主な質問については以下になります。

(問) 三多摩地区ワーストワンからの脱却において、市民参画について詳しく聞く。

(答) 説明会の実施(650回以上)、環境基本計画策定等における市民参画。

(問) 市行政・市民負担がふえても理解がいただけた理由は。

(答) 説明会を通してご理解していただけたが、多少のリバウンドはあった。

(問) ごみ出しが困難な高齢者や障害者への対応は。

(答) 指定日外排出用ごみ・資源収納容器(ハンディキャップbox)、または集合住宅であればハンディキャップシールの利用ができ、ハンディキャップシールを使用してヘルパー等が訪問時にごみを出していただく。

(問) 新ごみ処理施設建設の進捗状況について聞く。

(答) 訴訟等までは至っていない。地元住民からの「施設を小さくするべき」という意見のもと進んでいる。

(問) 竹パウダーについて、どこの竹を使用しているのか。

(答) 以前は八王子の竹を利用していたが、現在は九州地方より仕入れている。今後においては、町田市と九州産を比較していく方針。竹パウダー作製については、2次処理までで作成できる。

(問) 今後のごみ処理についての課題について聞く。

(答) 3市近隣(広域)で可燃ごみ処理施設を建設していく上で、まだごみ量を1,500トン減らさなければならないため、剪定枝・陶磁器等の資源化をしていく。

先ほど言った竹パウダーの写真が、右の竹パウダーになります。段ボール、コンポストへこの竹パウダーを入れまして、生ごみの処理に市民の方も参加していただいているという状況でございます。

(4) 5月27日の委員会について

当日の委員会は、特定事件「文教厚生常任委員会の所管する公共施設の点検」において、菅谷小中学校の現地視察と過日に行った行政視察について、各委員から意見や感想を出してもらいました。

【菅谷小学校の現地視察において、問題点・改善が必要と思われる事項の一部】

・これは体育館においてです。分電盤、廃線等が老朽化しており、水銀灯、白熱灯が混在している状況、入り口から見て右側の全てのコンセントが使えない状況である。

・体育館の床面のバスケットなどの、バレーだったり、そういったラインの劣化。

・多目的室においては、カーペットの劣化により、ほこり、ハウスダスト等の衛生上において問題がある。

・トイレの臭気、壁面のタイルの剥がれ落ち。

・理科室の水回りの不備。

・教室の扉の劣化。

・廊下等の照明器具の老朽化。

【菅谷中学校の現地視察において、問題点・改善が必要と思われる事項の一部】

・やはりトイレの臭気。

・グラウンドの水はけが悪い。

- ・石ころ等が多い状況、また、風の強いときには砂煙が立つ。
- ・砂煙を防ぐためにグラウンドに水をまくが、水道口が遠い状況である。
- ・武道場の老朽化、床面の劣化。
- ・技術科棟の老朽化。

写真になりますが、一番下が、これが武道場の床面の劣化の写真になります。その右が菅谷小学校のトイレのタイルの剥がれ落ちです。あと、先ほど、菅谷小学校の教室の扉の劣化。木造ですので、長年の老朽化によりレールと接地面がひび割れている状況で、その扉が倒れるという状況も起きているというお話を聞きました。

次に行きます。菅谷小中学校の現地視察を終了し、帰庁後に次のような意見が出されました。

- ・菅谷小学校のトイレは、におい等の問題もあり、大規模改修が必要では。
- ・菅谷小学校の体育館照明については、LED化にするべきでは。
- ・武道場と技術科棟は建て替えが必要では。
- ・大規模改修が必要なのか、個別改修で対応できるのかを明確にするべきである。

今回の現地視察を踏まえ、文教厚生常任委員会として、今後調査研究に必要なため、町に下記について要望いたします。

#### 【要望】

嵐山町の各学校サイドから、こども課を通して改善・改修が必要な箇所、問題点等を書き出していただき、資料として提出していただきたい。

次に移ります。

#### 【5月17日の行政視察について】

町田市と日野市の行政施設について、次のような意見・感想が出されました。

・剪定枝のリサイクル事業においては、コスト面を考えても町単独ではなく、小川地区衛生組合で取り組んでほしい事業である。

・嵐山町において、剪定枝を有料化でもよいので、特別に日を設けて回収していただきたい。

・嵐山町でも、民間業者との連携を含め、竹の再利用を考えていくべき（東松山市において、チップ工場でペレット燃料を製造している業者があるが、そのような民間業者で竹パウダーを製造できないものか）。

・戸別収集においては、今後、高齢化が進んでいく中で、嵐山町でも回収業者との

連携も含め、希望に応じて有料化で戸別収集サービスを考えていくべきでは。

文教厚生常任委員会としては、調査事項の環境美化について、今後においても先進自治体の視察を含め、調査研究を続けていくことに全委員一致で決定いたしました。

以上、中間報告といたします。

- 大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

[発言する人なし]

- 大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

---

#### ◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

- 大野敏行議長 日程第6、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を行います。

広報広聴特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳広報広聴特別委員長。

[青柳賢治広報広聴特別委員長登壇]

- 青柳賢治広報広聴特別委員長

嵐山町議会議長 大野 敏 行 様

広報広聴特別委員長 青 柳 賢 治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

#### 1 調査事項

第9回議会報告会、議会モニターとの意見交換会について

#### 2 調査結果

本委員会は、3月24日、4月14日に委員会を開会、5月9日に報告会リハーサル、5月15日に議会報告会を開催した。

3月24日には、議会モニターとの意見交換会を、5月11日には、新議会モニター10名全員に対し委嘱状交付式を実施した。

(1) 3月24日の議会モニターとの意見交換会と委員会について

議会モニターの任期が28年3月までの最終年に当たることもあり、年度末での開

催となった。参加者は4名。

[モニターからの主な意見]

1. 滑川町の人口増加について、各委員会で調査研究をしていただき、ありがたく感じた。

2. 定員割れの議会も多く、若い人でも生活保障できる議会でなくては、何とかしなければいけない。

3. 町に輝かしいものが一つでもあれば、アピールできる、議員の奮闘を。

4. 議員ではなくても、区長会などを通して町民要望ができるので、議員の存在感を感じない。

5. 魅力が感じられない議会であり、議員報酬のあり方、議員定数などを提言する議員がいない。

以上のような意見が出された後、常任委員会で取り上げた調査研究事項と地方創生予算について説明。次に、「議員定数・議員報酬」をテーマに意見交換を行った。主な意見としては、

1. 定数は減らせない。若い人が入ってきやすい議会にしなければ。

2. 議員定数を減らしていいのか、町民がどう思っているか議論が必要。

3. 比企郡市の中では、議員1人当たりの町民数は中くらいであり、委員会活動日数は多い議会である。町民の皆様の目に見える議会になることが大切。

4. 議員の中で、報酬、定数などについて合議制で検討する必要がある。

5. 議員でなかなか決められることではないので、モニターの積極的なかわりを求めたい。

以上のような議会モニターとの意見交換終了後、委員会を開催し、第9回議会報告会を5月15日、2カ所で開催すること、4月14日までに担当する委員が議会報告会の資料を作成すること、今後、モニターとのかかわり方について議論すること、アイパッドの講習を受けることについて決定しました。

(2) 4月14日の委員会について

第9回議会報告会についての運営マニュアルを作成して、担当者の作成したパワーポイントの資料について確認をし、手直しが必要な箇所について修正を行うことにした。新モニターについては公募が1名のため、具体的に名前を挙げて各委員でお願いすることにした。モニターの報酬の有無等についても検討が必要との意見が出された。

各区長への議会報告会のチラシの配布担当者も決定した。

(3) 5月9日の議会報告会リハーサルについて

パワーポイントを一通り流してからリハーサルに入る。報告時間が少々オーバーだったので、報告内容文の検討と、パワーポイントについても何点か修正箇所が指摘されたので、早急に訂正することにした。報告会当日の意見交換時の記録報告については、原則、常任委員長、副委員長で担当することを確認。

新モニターと議会とのあり方については、6月定例会終了後、日程に上げて議論することにした。

(4) 5月15日第9回議会報告会開催状況の説明

嵐山町役場町民ホールでの報告会は、午後1時30分から午後3時8分まで、19名参加、男性18名、女性1名。ふれあい交流センターにおいては午後6時から午後7時32分まで。20名参加、男性19名、女性1名。予算の報告が中心であったが、報告資料が見やすかったとのアンケート回答もあり、意見交換会においては、両会場とも2班に区分したことによって多くの意見が出され、一定の意見交換ができた。

報告書は、第2回定例会終了後に作成することにし、解散した。

以上、委員会報告といたします。

○大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

---

◎休会の議決

○大野敏行議長 お諮りします。

議事の都合により、6月2日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、6月2日は休会することに決しました。

---

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時01分)

## 平成28年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

6月3日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第6番議員 畠山美幸 議員

第3番議員 佐久間孝光 議員

第5番議員 青柳賢治 議員

第4番議員 長島邦夫 議員

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二

---

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
中嶋秀雄	総務課長
青木務	地域支援課長
山岸堅護	税務課長
村田朗	町民課長
石井彰	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
村上伸二	文化スポーツ課長
植木弘	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
菅原浩行	まちづくり整備課長
深澤清之	上下水道課長
金井敏明	会計管理者兼会計課長

小久保	錦	一	教 育 長
藤 永	政	昭	教育委員会こども課長
植 木		弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

---

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第2回嵐山町議会定例会第3日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

---

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

---

◎一般質問

○大野敏行議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

---

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○大野敏行議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の災害廃棄物処理計画策定の推進についてからです。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番(畠山美幸議員) おはようございます。議席番号6番、畠山美幸。議長のご指名がございましたので、通告書に基づいて質問させていただく前に、まずはこのたびの平成28年熊本地震におかれまして、多くの犠牲者を出しました。お亡くなりになられた皆様にはご冥福をお祈りするとともに、今なお被災に遭われている方々には、お見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に基づいて2題の質問をいたしたいと思います。

大項目、災害廃棄物処理計画策定の推進についてでございます。東日本大震災や広島土砂災害、おととしの埼玉県内で記録的大雪、昨年発生した関東・東北豪雨など、近年は膨大な廃棄物をもたらす大規模な自然災害が頻発しております。しかしながら、全国の自治体では、災害廃棄物処理計画の策定が進んでおらず、予期せぬ災害に備えた対策が十分とは言えない状況でございます。

昨年9月、鬼怒川の堤防決壊により、市街地が広範囲に浸水した茨城県常総市では、路上への不法投棄や不衛生で悪臭を放つ膨大な量のごみや瓦れき（災害廃棄物）の対応に追われ、復旧作業に支障を来しました。国は自治体に対し、大規模な災害に備え、事前に仮置き場や処理方法を定めた災害廃棄物処理計画の策定を求めています。茨城県と常総市では、計画が未定になっていました。そこで伺います。

(1)、嵐山町の災害廃棄物処理計画の策定は。

(2)、災害時には、廃棄物を処理するための専門家の活用を検討していますか。

(3)、災害廃棄物の処理について、自治体間の連携体制は。

以上、3点についてお伺いいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、お答えさせていただきます。

質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。平成28年4月現在、嵐山町災害廃棄物処理計画は未策定であります。しかし、平成25年3月に策定しました嵐山町地域防災計画の中で廃棄物処理計画を定めておりまして、し尿処理、生活ごみの処理、瓦れきの処理について、基本的な考え方、方向性を示しております。この間、国では、平成26年3月に環境省から災害廃棄物対策指針が示されまして、都道府県及び市町村においても、同計画の早期の策定が求められました。

埼玉県では、本年度に計画を策定する予定であります。同時に、本年3月に埼玉県清掃行政研究協議会が市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアルを作成いたしました。これを受けて、当町でも、今後、災害廃棄物処理計画を策定するための具体的な検討に入る予定でございます。

続いて、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。実際の災害時に改めて専門家を活用することは、極めて困難かと思われれます。そこで、策定を検討してい

る災害廃棄物処理計画においては、災害の発生した際は迅速に対応できるよう、専門家の意見を入れた体制を構築することが必要であると考えております。

続きまして、小項目、1の(3)につきましてお答えいたします。災害廃棄物の処理に関する連携については、平成20年7月に埼玉県清掃行政研究協議会が中心となり、その会員である県と市町村及び一部事務組合が、災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定を締結しております。この協定は1年ごとに更新しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) では、(1)番から再質問をさせていただきます。

災害廃棄物処理計画の策定はということで、課長の答弁では、今後具体的な検討に入るというご答弁でした。市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアルを作成しましたとあるのですけれども、今後、やはりこの廃棄物、大変に常総市の記事などを読みますと、悪臭を放っていたりとか、道路を塞いでしまっていたりとか、本当に場所が決まらないがために大変処理に困ったというような報道がされておりました。今のこういう平時のときに、しっかりとどこにこの廃棄物を置くのかというような内容を決定しておかないと、混乱を招くのかなと思いましたので、今回、この質問をさせていただいたわけですが、今後、どのような形で策定を進めていくのか、もし今どういうお考えがあるのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

このマニュアルにつきましては、つい数日前に、担当者会議において県のほうから示されたものでございます。内容については、まだ十分に調査、研究ができておりません。しかし、この中で示されております、どのようなことに留意し、要点としてつくっていけばいいかというようなことが示されておまして、災害廃棄物処理計画は被災地の早期の復旧復興のため、発災後迅速に災害廃棄物の処理を進めるために事前に計画し、災害時の対応力を向上させるために策定するものであるというふうにされておりまして、計画づくりのための計画にならないようにということが重要であると。

また、計画策定後は、策定で終わりではなく、計画的な見直しをして、質の向上を図っていくことが大切であるというようなことが示されております。幾つかのプロセ

スの過程で学習することですとか、あるいは正確な知識に基づいて作成すること、あるいは、細部のマニュアル化をするよりも、原則を重視して発災時に臨機応変に対応できることですとか、持続可能なサイクルを考えていくこと、そのようなことが示されておりますので、これに基づいて十分に研究、検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 計画づくりのための計画にならないよというご答弁でしたけれども、まさしくそうだと思います。初動対応のおくれによって、先ほども言いましたけれども、公衆衛生の悪化ですとか、復旧復興の障害になってしまったり、混合廃棄物や便乗ごみの増加、災害廃棄物の処理困難性を増大などなど書いてありますけれども、あと未計画によって、仮置き場が設置できないと処理が進まないですとか、組織的な対応ができない、人材不足、財政の負担が増大になってしまうという問題点があります。

ですので、やはりしっかりとした計画が必要だと思うわけなのですけれども、おとしの大雪のときに、嵐山町ではビニールハウスですとか、ガレージなどの廃棄物が多く出ました。そういう中で、本当に嵐山町では対応が早く、庁舎の駐車場東側にすぐに設置場所をつくっていただきまして、そこに搬入をするという体制を迅速につくっていただいたという過去の経歴はございますので、それはすごく評価するものであります。

しかしながら、今回の熊本の地震におかれましては、本当にすごい被害を及ぼしております、家が相当の数、データのほうを持ってきているのですけれども、今回5月31日の時点ですけれども、住宅の全壊が6,990戸、半壊が2万219戸というようなすごい膨大な戸数になっております。本当に嵐山町におかれましては、こういう災害がないことを祈りたいのですけれども、しかしながら何が起こるかわかりません。そういうときに、やはり仮置き場というものが大切になってくるわけなのですけれども、仮置き場につきましては、どういう位置づけ、考え方があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 基本的に公共用地を仮置き場にするというのが原則であろうかと考えております。その場合、例えば仮設住宅ですとか、そういった避難所とかと競合しないようにすることも考えられますので、十分にそういった面も配慮して、活用できる公共用地を充てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 本当に処理廃棄物を置く場所が重要になってくるわけなのですが、公共の場所と今おっしゃいましたけれども、前は東側の駐車場に置くことができましたが、廃棄物によってもさまざまな種類に分類されると思うのです。燃えるごみ、木とか、そういう住宅倒壊によります木材でありますとか、金属くず、コンクリート、あとにおいを放つような生ごみのようなもの、あと危険物、有害廃棄物、そういうものとかを一緒くたに置くというわけには、恐らくいかないのかなと思うのです。そういう中で、どのような分類、これからつくるわけですけれども、どのような形で考えていかれるのか、もし今お答えになられればお願いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 原則的に、災害廃棄物は一般廃棄物でございますので、もちろん市町村、自治体に処理をする義務がございます。ということであれば、一般的には通常行っている分別の分類に従って、災害廃棄物も分類をしていくと。物に応じてそれなりに場所を考えていくと、宛てがっていくということになろうかと思えます。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 分類別にとということでお話がございましたけれども、嵐山町は地形柄、南北に長い地形でございますので、北部のごみは庁舎の駐車場でもよろしいのかなと思いますけれども、例えば中部、南部となりますと、どういったところが公共の施設になるのか、大体把握はできるのですけれども、中部あたりになりますと、広さの問題とかもありますけれども、そういう場合は、例えば広い土地を持っていらっしゃる方にもお借りをするという場合も出てくると思うのですが、そういうことも検討にはなるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 今現在、具体的なものは持っておりませんが、建物の数ですとか、廃棄物の量の算定の根拠というものがございまして、それに応じた量が決まっております。それに応じて必要であれば、公共の土地で賄い切れないということであれば、当然、民間の土地をお借りしてというようなことも検討されるべき課題かと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 次の（2）のほうに移ります。

こちらが専門家のということで、私、質問させていただいていたのですが、今回、D. West—Netといまして、災害廃棄物処理支援ネットワークを発足したということで書いてあるのですが、こちらがいろいろな支援グループさんですとか、民間事業団体さんとかのグループがございまして、そういうところのいろいろな知見をお借りした災害協定を結ぶですとか、専門家の紹介ですとかというようなことがあるのですが、そもそもこれは活用されるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 恐らく、このD. West—Netにつきましては、激甚災害といえますか、大規模災害における取り組みということ想定してのことだろうと考えておりまして、この活用ができれば、当然町も活用を検討させていただきたいと考えております。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） （3）番に移ります。

先ほどからごみの話をしているわけですが、それだけの甚大なごみが出た場合には、嵐山町内だけでは処理をできないということもありまして、（3）の自治体間の連携体制ということを入れたのですが、今、嵐山町は小川地区衛生組合にも所属しておりますし、今後は中部のほうでも衛生組合が立ち上がるわけですが、そういう連携というのは、先ほど答弁の中で、一部事務組合等が災害廃棄物の処理に関する相互支援協定を締結し、1年ごとに更新しているということですが、内容の確認をしながら再度確認ですが、1年ごとにどういった内容を更新

されていくのか、確認をさせていただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

この相互支援協定につきましては、埼玉県清掃行政研究協議会という協議会がございまして、埼玉県及び市町村、そして一部事務組合が加入する団体でございまして、ここで災害時における一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互の支援に係る協定を結んでおります。その役割としましては、災害廃棄物等の処理についてでございますけれども、機材等の提供あるいはあっせん、仮置き場の提供、それから職員の派遣、処理の実施というようなことについて相互に支援し合おうということでございます。

ただし、大規模な災害ということになりますと、一自治体内でおさまるということは少ないかと思っておりますので、そうしますと、やはり自治体間の支援だけでもなかなか難しい面がございまして、先ほどのD. West—Netですとか、あるいは都道府県間の相互支援というようなことも必要になってくるかと思われまます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 課長の今おっしゃられたとおりだと思います。今回の昨年の常総市では、協定を名古屋市などにもごみの処理をお願いしたりとか、近場、この事務組合だけではない別の地域にも依頼をしているというところもありまして、嵐山町におかれましては、木曾町様とか富山県の小矢部市のほうと協定を結んでおりますので、そういうところに万が一、処理、嵐山町においてはそういうことはないとは願っておりますけれども、万が一のことがあった場合には、そういうところにもお願いをする可能性もあるのでございまいしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 基本的に災害廃棄物の処理につきましては、一般廃棄物でございまして、発災後一時的な期間というふうを考えておりまして、例えば嵐山町であれば、一部事務組合であります衛生組合が機能するまでの間、どこに置くかというようなことになるかと思うのです。実際に、さらにそういったものを超えた大規模な

災害ということになりますと、先ほど申し上げましたように、自治体あるいは自治体間というよりも、県レベルあるいは国レベルで相互の支援を考えていただくというようなことになると思います。

現在、相互支援協定を結んでおります木曾町ですとか、小矢部市との関係ということになりますと、廃棄物の処理等についてのお願いというようなことは、実際遠距離でございますし、かなり難しい問題があるかと思えます。むしろ、この人的な支援ですとか、その後の復興地のいろいろな支援というような、例えば木曾町の災害が一昨年発生しましたけれども、その後の現地を元気づけるための支援ですとか、そういったような意味合いが強くなってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） はい、わかりました。

それで、ごみの処理に関しましては、衛生組合で燃やせるごみが燃やせないような状況が出たときには、例えば近隣ではエコ計画さんとか、民間のところもあるわけですが、そういうところとかは、協定とかは現在も結んでいらっしゃるのか、今後結ばれるのか、その辺だけ確認させてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 確認をしておりますので、防災時の協定を実際に結んでいるかどうかというのは、ちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、当然使える施設でございますので、お願いをすることになろうかと思えます。

○大野敏行議長 続きまして、青木地域支援課長よりも答弁いたします。

○青木 務地域支援課長 災害時の協定ということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

現在、例えば県内の全ての自治体、こういった市町村間において、災害時の相互支援協定というものは結んでございます。先ほど、植木課長の答弁にもございました埼玉清研のほう、それもまた別途結んでいるということでございます。それに加えて、熊谷市等々と、近隣の自治体とも同様の別途協定を結んでいます。今、さまざまな形で市町村あるいは民間の事業者等々と協定を結んでいるところでございます。

災害時ということで、町内の事業所というご質問でございますが、先ほど植木課長

の答弁にもございましたとおり、いざというとき、大規模な災害が起こったときは、恐らく協定の有無にかかわらず、民間の事業所、こういったところにもご協力いただくということになるかと思えます。協定の締結については、現在のところは検討しておらないということをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） わかりました。嵐山町においては、いつも迅速にやっていただけていると思っておりますので、ぜひとも町民の皆様にご迷惑のかからないような形で進めていただけたらと思えますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

では、次の2番目の質問に移らせていただきます。

大項目2、若者議会の開催、審議会等における若者登用について伺います。18歳選挙権が実現する今回の参議院選を前に、若者の政治的関心を高める動きに注目が集まっております。少子高齢化が急速に進む日本で若者の政治離れが進行すれば、若者の政治的影響力は低下し、社会の沈滞化につながります。若者の政策形成過程への参画を促進するなど、若者が社会における影響力を実感できるような取り組みを積極的に進めることが重要だと思えます。そこで伺います。

(1)、青年モニター制度の設置について。

(2)、若者議会の開催について。

(3)、審議会の若者登用について。

(4)、女子高生の町の協力体制について。

以上、4項目です。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(4)について、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、まず質問項目2の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

現在、町では、町民の声ボックスやホームページにおける意見募集など、町政に対する意見を対象者を限定することなく、随時受け付ける体制を整えているところでございます。いただいたご意見につきましては、毎月行われる課長会議において内容を報告し、対処できるものについてはすぐに対応し、また今後の施策の参考とすべきものについては、そのように行っているところであります。こうした意見募集では、そ

の手続が簡単なこともあり、比較的若い方の意見もいただいております。

しかしながら、第5次嵐山町総合振興計画改定時のパブリックコメントにもございますとおり、若い方の意見を積極的に取り入れることは、長年の課題でもあります。参考に、平成26年度に20歳以上の方を対象に町政モニターを、平成27年度には総合戦略策定委員会の委員に20歳代から40歳代の委員を募集いたしましたが、30歳代以下の応募は残念ながらございませんでした。また、総合戦略におきましては、16歳から22歳の方を対象に実施いたしましたアンケートでは、回答率が30.2%と大変厳しい数値となりました。

青年モニター制度の設置をとのことでございますが、これまでの状況では、日々仕事や学業等で忙しい若い方が応募していただくことは難しいと考えております。以上の状況によりまして、多忙な若者にも配慮し、より広く町民の方の意見を聞く機会とすべく、今年度、現行の町政モニター制度を改め、政策を絞ったアンケート形式での意見募集の実施を検討いたしたいと考えております。

続きまして、(4)につきましてお答えをさせていただきます。町では、若い方のかかわりとしたしましては、まず成人式実行委員会を挙げることができます。以前は町が主催しておりました成人式を実行委員会形式に改め、中学生から大学生、社会人など、幅広い若いメンバーで成人式の企画、運営を行っております。

また、平成23年からは、大妻嵐山高校や滑川総合高校の生徒に期日前投票事務に従事をしていただき、選挙を身近なものと感じ、また行政の仕事について理解をしていただくよう努めておるところでございます。さらに、大妻嵐山高校では、オオムラサキの保護活動も行っております。しかしながら、こうした取り組みだけでは十分とは言えず、高校生や大学生と連携したまちづくりの必要性も指摘をされておるところでございます。

今年度におきましては、町の広報紙に、高校生あるいは大学生と一緒に特集記事を編成することを考えております。それが今後の嵐山町の活性化につながっていければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目(2)、(3)について、中島総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 私のほうからは、(2)について、まずお答えをさせていただきます。

人口減少社会に突入し、経済が縮小傾向にある一方で、社会保障をはじめとする公的負担の増加などが予想される時代を迎え、今後の社会を担っていく若者世代には、これまでも増して生活に直結する政治に対し、みずからの影響力を意識し、関心を持っていただくことが必要だと考えております。若者の政治的関心を高める取り組みは、これまでも増して進めなければならないものと考えているところでございます。

議員ご質問の若者議会の開催につきましても、政治的関心を促す方法の一つであろうと考えております。町では、これまでも子ども議会、女性議会など、町の歩みの中の節目の年におきまして、行政にかかわる機会の少ない方々にとって、政治、行政に関する関心を高めていただくためのきっかけとして開催をしてきた実績もございません。来年度、嵐山町は町制施行50周年記念という節目の年を迎えます。この節目の年には、各種記念事業等の実施を予定しており、今後その内容、実施の方法や実施主体などの検討を進めていくこととなりますが、その中で実施の有無を含めて、さらに今後検討させていただきたいと考えている次第でございます。

続きまして、(3)についてお答えをさせていただきます。(2)のご質問でお答えをさせていただきましたとおり、若者世代の方たちに政治的関心を持っていただき、みずからの影響力を意識し、審議会等に議員として参画し、政策形成にかかわっていただくことは、これまで以上に求められるとともに、積極的に進めなければならないものと考えております。

その具体的な方法といたしましては、これまでのように広報やホームページ等で募集をし、単に応募を待つという方法だけではなかなか効果が上がらず、さらに一歩進めて、積極的に勧誘することも必要ではないかと考えておる次第でございます。具体的には、例えば町内の比較的若い世代の方で構成されている団体等、例えば消防団や各種スポーツ団体などに参画を呼びかけるなども考えられるのではないかと考えている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) そうしましたら、順次、(1)番から再質問をさせていただきます。

青年モニターの件でございますけれども、今まで町民ボックスなどでは、若い人の声も伺っていると、第5次嵐山町総合振興計画時のパブリックコメントにもありま

すとおり、若い方の意見を積極的に取り入れることは長年の課題でしたということで、総合戦略策定委員会には、今回、産官学金労言と若者、町民の方ということでメンバーに入っていたわけですが、その中で20歳から40歳の募集をしたのに、20代、30代の方がいらっしやらなかったということでございました。一応、町内のモニターさんだけではないのですけれども、いろんな委員会等、審議会とかいろいろのものが設置されている中で、この中の表もいただきましたけれども、若い方が参画をされていないというのが見てとれたわけです。後の質問でまた出てきますけれども、そういう状況でございました。

そういう中で、京都市では、通学または通勤している13歳から30歳までの者から青少年モニターを募集し、年4回程度、アンケート方式による意見聴取を行っているということで、京都市さんのものがパソコンのほうに入っていましたので、確認してみました。京都市さんでは、青年モニター制度というものを平成23年3月に青少年行政の新たな指針として、「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン—第3次京都市青少年育成計画—」を策定し、青少年の力を生かした社会づくりに緊急的、重点的に取り組んでいますということが書いてありました。事業の趣旨とか目的は、青少年の視点と意見を反映させることにより、施策をより充実したものとすることを目的にしているという、そういうような取り組みをしていらっしやいました。

それで、対象者は先ほど申し上げましたとおり、市内に在住、通学通勤している13歳から30歳までの青少年約100名に、年4回程度アンケート方式の意見聴取をされたということなのです。その中から20人のメンバーを募り、ワークショップや調査を行い市への提言、提案を取りまとめ、報告を提出したなど等、いろんなそういう取り組みをやっているということが書いてありました。

23年度からずっとやっているわけなのですけれども、27年度はどういうメンバーさんだったのかなと調べてみました。そうしましたところが、青少年モニターの登録者数は33名で、男性15名、女性が18名、その中で高校生は3名、大学生・大学院生・専門学校生が15名、社会人が15名という内訳になっていました。そういう中で、ツイッターですとかブログなどにもこの模様が挙げられておりまして、情報がいつもアップされている。この4回の状況がアップされているというような内容になっておりました。

アンケートのテーマにつきましては、「はばたけ未来へ！京都市ユースアクション

プラン行動計画見直し案の市民意見募集」、「地域コミュニティ活性化推進計画改定版の市民意見募集」などとされておりまして、ワークショップのほうの20名の方々は、上段のほうの「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン行動計画」などを見直したというようなことが書いてありました。というように、すごく若者に力を入れてやっているところでございます。

先ほど、課長の答弁にもございましたとおり、今後、現行の町政モニター制度を改め、政策を絞ったアンケート形式での意見募集の実施を検討したいという答弁がございましたが、もう少し具体的にお考えを伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

もう少し詳しいということでございますが、今年度、現行の制度を見直すということございまして、現状で具体的にこのようなことを考えているというようなものは申し上げられませんが、やはり現行の町政モニター制度の抱える問題点、課題というのでしょうか、これは先ほど申し上げましたが、なかなか公募をしても応募者がいないと。応募をしていただいても、比較的年代の高い方が応募していただけると。メンバーが固定化しているというのでしょうか、お一人の方が引き続き数年にわたって務めていただくと。こういったことは、どうしてもいただけるご意見というものが固定化する、ちょっと偏った形にならざるを得ないのかなというのが課題として考えております。

これを、やはり若者というご質問でございますが、町の施策に対して、より幅広い世代の方からいろんなご意見をいただきたい。こういったことを考えまして、京都市の例を引き合いに出していただきましたが、今、いろんな自治体で同様の取り組みをしております。そういったものも参考にさせていただきながら、今のIT技術を使って、時間のない若者でも意見を出しやすい体制をとるというのでしょうか、現状の町政モニターですと、どうしても役場においていただき、会議を行って一定時間拘束をする。おいでいただく手間がある。やはり、こういったところがネックになっていると思いますので、こういったところを改善をした方法を導入して、さまざまな年代の方からご意見をいただきたい。このような基本的な考え方をもとに、今後、検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひともアナログ世代でない、若者はデジタル、スマホとかそういうものを使ってできますので、こちらから投げかければ、何らかの答えが返ってくると思いますので、今、京都市を例に挙げましたけれども、先進地をよく調べていただきまして検討をしていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

（2）に移ります。（2）は若者議会でございますけれども、若者議会につきましても、宇部市と愛知県の新城市と、いろいろとやっている取り組みを見ました。若者議会とはということで、学生などの若者が、グループワークを通じてまちづくりに対する提言をまとめ、市へプレゼンしますということでございます。

宇部市のほうは、18人のメンバーが3グループに分かれて、5カ月間にわたってグループワークを通じて市への提言の内容を検討したと。第1回目は5月27日、そして最終は、平成27年のことでしたけれども、10月29日、一般公開の場で、若者たちによる市への提言プレゼンテーションが発表されたというような内容でございました。

そして、新城市でございますけれども、こちらは16回にわたって若者議会を開催していらっしゃいました。こちらのメンバーの構成ですけれども、新城市は16歳から29歳までの市内に在住、在学及び在勤している若者20名で会議をしてきた。議会審議を経て、市長に若者予算事業に関する答申書を提出して、それが2016年度予算案に、これが本年3月に市議会で可決され、16年度から実行に移されたという内容でございます。

それで、どういうことを答申されたのかなと見ましたところ、28年度新城市若者予算事業に関する答申書というのがございまして、これを市長に提出したわけでございますけれども、6項目についての内容でございました。総予算としましては、若者予算としましては997万7,000円でした。

6つの項目のうちのみず1つが、ふるさと情報館リノベーション事業といいまして、416万9,000円。あらゆる世代の利用率を向上させるため、若者の目線でふるさとと情報館の空間及び形態のリノベーションを図ります。

2つ目は、情報共有スペース設立事業といいまして、こちらには288万円。若者主体の新たな市民活動を生み出すことができる場を創出するために、新城市新城まちなみ情報センターの空間及び形態のリノベーションを図りました。

そして3つ目、新城市若者議会特化型PR事業ということで150万円の予算がつきまして、新城市にとって大きな可能性を秘めた若者議会とその活動を、民間と連携し全国に向けて力強くPRしていきます。

それで、4つ目、いきいき健康づくり事業、これがおもしろいなと思ったのですけれども、75万3,000円で、とにかく今の若い世代の僕たちが、元気で保険料を使わないためにはどうしたらいいかという検討の様子がずっと資料であったのですけれども、それを見ますと、市民の健康に対する意識を向上させるため、消費カロリーが非常に高く、今はやっているバブルサッカーができる環境をつくれます。このバブルサッカーって、よくテレビにこのごろやっていますけれども、自分の体にすぽんと入るでかい風船をつけて、それでてけてけてけとサッカーボールを追っかけて戦うのですけれども、あれ、すごい疲れると思うのですよ。風船が周りについていて、ぶつかってもけがはしないのです、風船に囲まれているから。そういうバブルサッカーというものをやって、とにかく健康維持をやっていくのだよというような。これは年齢が高くてもできるなと思ったのですけれども。

5番目には、お喋りチケット事業ということで42万6,000円。地域での支え合い活動の強化を目的に、高齢者にお喋りチケットを配布し、高齢者と若者とのつながりをつくる。

6つ目は、若者防災意識向上事業といいまして、24万9,000円。災害時に活躍できる若者をふやし、災害被害を軽減させるために若者の防災を考える会を立ち上げ、若者みずから防災意識向上を図りますと。

その6つを市長のほうに提言して予算化されたという、こういうふうになると、若者は口を出さずにはいられないなと思いました。今は、どうせ俺が動いたって、何も変わりはないよというのが今の若者の考え方ですけれども、このように予算化されて実際に運用されるということになったときに、どれだけの喜びがあったのかなと、このときの若者たちに本当に意見を聞いてみたいと思ったのですけれども、そういう取り組みをなさっております。

先ほど、課長の答弁の中には、今後50周年記念に向けて、今までも子ども議会、女性議会はやってきたのだよと。今回は、50周年の記念もあることだから、検討課題には入れていきたいかなというようなご答弁がございましたけれども、ぜひともこういう予算化できるような形での若者議会を、50周年記念のとき1回ぼっきりになってし

まうのは寂しいですけども、ぜひそのときに立ち上げていただき、連続やっていたらありがたいなと思いますが、町長はどのようにお考えになりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

若者の意見を聞くというのが、特に選挙年齢が下がったというような今、そう言われております。まさに、そのとおりだと思います。それで、どのようにその意見を吸い上げるかということで、どこの自治体も苦勞していると思うのですけれども、今、答弁の中でも嵐山町の状況を話していただきました。いろんなアンケートがございます。委員会を募集をします、何をやりますというような今答弁の内容です。それをどうするかということで、議員さん提案のように若者議会、それでちょっと後からも出るかもしれないけれども、成人式の実行委員会というのが先ほど答弁にも出てきましたけれども、成人式の実行委員会は、嵐山町では成功している1つだと思うのです。

それで、何でそれが成功していて、ほかのものに振り向いてくれないのかというのがあるわけです。ですので、若者文化といいますか、若者の感じている今の状況というようなものを見ると、自分に関心のないことは無関心、まさに無関心、関心を持っていることには関心がある。だから、何か一丁やってやろうといえは出ていく。だから、目的が限られてしまうのかなというような感じもあるのです。ですので、全般的に関心を持ってもらって、若者が町に対して関心をさらに。

そのためにはというので、この間、新聞に出たばかりのことが書いてあるのですけれども、共同通信の世論調査で、ここのところで消費税を引き上げたらいいかどうですかという中で、若者20代から30代の人が、74.8%が今の時期でないほうがいいでしょう、延期に賛成が74%、高年齢、60歳以上の人が67.2%とかと出ているのです。若者がこういう形の意見表明をこれにはしていますよと、共同通信のあれには。だけれども、全般的に関心が薄い、低い。

それをどうするかということで議会ということなのですが、今まで嵐山町でも議会を、子ども議会とか、議会を知らしめる、知ってもらう、わかってもらって、どうということかという形のものであるとすると、議会が開いているのですね。議会が議会を開いている、子供たちのあれを。それと、そうではなくて、知らしめるための方法として、若者議会という名前のもとのそういう形で集めてやったらいいではないですか

と、2通りあると思うのです。

ですので、知ってもらふ方向をやるのですから、どちらでもいいのかなというふうな感じはありますけれども、いずれにしても若者文化というのは、関心が自分にびびっと来るものでないとなかなか振り向いてもらえないという、そういう現実というものがあるので、これをどう近づけていくかということかなと感じております。議会を開いたらいいですか、開かなかつたらいいですかということであれば、当然関心を持ってもらう形で開いてもらったほうがいいと思いますが、やり方だとかいろんなことが難しい部分があるかなという感じがいたします。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今、町長の答弁にありましたけれども、本当に関心のあることは、こうやって結果が74.8%ということで、今回の参議院選挙、3年前の参議院選挙と去年でしたっけ、おとしでしたっけ、衆議院選挙とあったわけですが、そのときの20歳から30歳までのパーセンテージ、平成25年の参議院選挙では、20代は投票率が33.37%、それで60代は67.56%、26年の衆議院選挙では、20代は32.58%、60代は68.28%という全国の平均でございますけれども、27年に大阪市の、いわゆる大阪都構想の住民投票というのが行われました。あのときで、20歳以上の方で43.10%。だから、ちょっと関心があったのかなと思いました。

選挙のことになると、こういう数字でしかないのだけれども、でもさっきのスポーツの話ではないですけれども、今のはやりのどうしたら健康でいられるのかなというような内容だとか、やっぱり今の若い子のほうがよく知ってるのかなとか思ったりして。ですので、若い人の意見を聴取する場としては、ぜひとも、どっちがやったらいいのかなということだったかな。議会を全面的に議長に頑張っていただいてやっていただきたいと思いますけれども、何としましても、嵐山町に通っていらっしゃる学生さん、働いている方、住民の方が、こういうことに興味を示して、政治のことに興味を示していただくための第一歩として、やっぱり何か一歩踏み出さないと変わらないなと思いますので、頑張ってやっていかせていただきたいなと思っておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げますし、頑張りたいと思います。

では、次の（3）のほうに移ります。審議会の若者登用についてでございますけれども、一歩進めて積極的に勧誘することも必要ではないかと考えております。町内の

比較的若い世代の方で構成されている団体や消防団、各種スポーツ団体などに呼びかけていきますよというご答弁がございました。先ほど、町長の答弁の中にもありました成人式、本当に成功しているなどと思います。若い人たちがあれだけ集まって成人式のために委員会を立ち上げてかかわってくれて、ああやって成功させてくれているというのは、本当にいい例が嵐山町ではあるので、ぜひとも、この審議会のほうも若い人たちが入っていただけるように、最初は消防団、例えば中学校のときに生徒会長、生徒会に入っていましたよという方々がいたら、そういうところにも、そういうお子さんにも声をかけるのも手だと思えるのですけれども、いかがでしょうか。個人情報になってしまうのでしょうか、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

今、町長の答弁にもございましたように、いわゆる青年議会、関心を持っていただく。先ほど、議員のお話のご紹介がございました。大変すばらしい例だったなというように感じたのですけれども、そのすばらしさというのは何かというと、恐らくその成功例というのは、町が主体的にこちらが設定をして、こうやってくださいという形でやったのではないのだと思うのです。今のお話を聞きますと、その実行委員会なり、そういった企画をして、そして実際の運営に当たっていたのが、その青年たちということで、自分のこととしてそれを考えて立案し、そして運営に当たって、そういった提言がなされたというところが、やはりすばらしいところなのかなというふうに考えております。

この審議会の委員に関しましても、今、広報等だけでは、自分たちが呼びかけられているというふうに感じていただけないのかなというような感じがしております。それを各種団体、スポーツ団体や若者の団体、ちょっと調べてもらいましたら、10代、20代、30代のメンバーの団体というのが、スポーツ団体で登録しているのが33団体ございまして、その中のメンバーが233人という人数なのです。こういったところに広報だけではなくて、実はこういった審議会では皆さんの意見を求めているのですよと。ぜひ、団体の中からそういった候補を選んで、そして委員として協力していただかせんかというような呼びかけをすることによって、自分たちにも呼びかけられているのだというような意識を一步進めて持っていただく。こういったことができれば、何

らかの意識がもう一步進むのではないかと考えている次第でございます。

議員のご提案のいろんなそういった地区長報告会の関係がございますので、私たちの知り得る、あるいはスポーツ団体なんかですと、連絡先なんかは公開してもいいですよということになっておりますので、そういったところを中心に検討させていただければと考えている次第でございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） すごいですね。33団体、233人も今スポーツ団体があるということで、本当にこういうところの皆様にお声をかけていただいて、ぜひとも嵐山町が、より若者の声が反映できるようないい町になるように頑張っていただきたいと思っております。

（4）番に移ります。女子高生を活用してということでお話をさせていただきましたが、私も高校を卒業してすぐ商売をするようになりまして、やはり感覚が今のこの時代に合う世代というのですか、高校生の女子というのはすごく感性がいいなど。自分で自分を褒めるわけではないですけども、商売の上でも割かしぴたっと合うのですよ、売るのが。そういう経験がありますので、ぜひとも女子高生を活用させていただければありがたいなと思っておりました。

ありがたいことに本町には大妻嵐山さんがあり、お隣には滑川総合さんがあったり、高校生が身近にいらっしゃいますので、ぜひそういう方々にお声をかけていただきまして進めていっていただきたいと思うのですが、さっき答弁の中にもありました大妻高校、滑川総合の生徒さん、期日前投票事務に従事していただき、選挙を身近なものと感じたというようなご答弁をいただいております。そのときに、女子高生、男子学生もいたかもしれませんが、どういったご感想を述べられたか。もしわかれば、どういった感想があったか教えていただきたいと思っております。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 期日前投票での従事ということで、感想ということでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず率直に、初めて期日前投票に来られる生徒さん、なかなかいわゆる選挙というもの、そういったものを知らないで来られるということがございます。そして、投票事務の流れと、例えばなぜこの期日前投票があるのか、そして先ほどご質問がありま

したように、なぜ1票1票の投票が大事なのかということをお話をさせていただいたり、事務従事の間、具体的な例を申し上げますと、大体感想の中で、私は初めて来たときに余り選挙のことは知らずに来たのだけれども、この期日前投票、いわゆる投票の重要性、そういったものがよくわかったと。こういったものをこの機会に今度は持ち帰って、うちの中でも話をしてみたいとか、非常に勉強になったというような感想をいただいております。それなりの成果があったなというふうに感じております。

先ほど申し上げましたように、今までは選挙は他人事だったのだけれども、ましてや高校生ですから、自分にとっては関係ないことだというふうに感じてくるわけなのです。しかしながら、そうではないのだというふうに思ったという感想を持っていただけたというのは、非常にいい成果だったのかなと、そんな感じがいたしております。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 先日、友人からいろいろ話を聞いたのですが、県内の学校ではないのかもしれない、都内のほうの学校なのかもしれないのですが、今、高校生の間で、選挙が18歳からということになりましたので、どこの政党がどういうマニフェストを打ち立ててやっているのだろうかというのを、授業の中でそういう授業がありまして、生徒さんが各政党の勉強会をしたというのです。

それで、それまで母親は、今回、あなたは高校生なのだから、参議院選挙に行くのよと言っていても、そんなの興味ないという感じだったのが、学校でそういう授業があって、それで政党の勉強をしたというのです。それで、やっぱり若い子というのは、脳が若いからのみ込みが早いというか、ここの政党はこういうことに取り組んでいるのだとかよくわかって、それで最後には、あなたはどこの政党に入れることにするのというときには、各生徒さんが、私はここがこう思ったから、ここに入れたいと思うとか、何かそういうやりとりがあったという高校の話をお聞きました。

それを町が各学校でそういうことをやれというのは、押しつけになってしまいますし、それは違うと思うのですけれども、そういうことをやっている学校で、自分で調べて、自分でわかって、こういうことを実行している政党なのだというのがわかって、本当に子供さんが今回の参議院選挙は、私は必ず行くよというふうに変ったというような話を伺って、へえ、そうなのだと思いました。ですので、やはりきっかけというのが本当に大切なのだなと思ったのです。

ですので、今、女子高生に限って言わせていただいた。今回、項目に入っております

すけれども、嵐山町におかれましては、本当にそういう選挙、期日前投票に参画をさせて、自分も1票の大切さがわかって投票に行く子になると思うのです。だから、本当にいい取り組みをしていただいてありがたいなと思っております。

また、女子高の話に戻りますけれども、鯖江市のほうでこの取り組みをやっているということなのです。鯖江市でJK課、女子高生の略を今JKと呼ぶのですけれども、JK課というのは、別にそういう課があるわけではなくて、そういう名称がついているようなのですけれども、自分たちのまちは自分たちでつくるという基本理念のもと、鯖江市総務部市民協働課と鯖江市民主役条例推進委員会が中心となり、さまざまな市民団体や地元企業、大学、地域メディアなどが連携、協力して、地域活性化の新しい自治体モデルを模索提案していますということで、この女子高生は1年間が任期だそうなのです。その任期中にアプリ開発をしたりとか、スイーツの商品企画などを行ったりとか、1年間で20以上の企画活動を実現したと書いてあります。

それで、卒業イベントや次年度の活動に必要な資金を、自治体プロジェクトとしてクラウドファンディングで調達しているということです。今回は、この女子高生たちは、昨年ですか、自衛隊の体験入隊をブログにアップをされておりました。そういうような取り組みをいろいろされていて、このクラウドファンディングの調達というのがおもしろいなと思って、今後、こういう女子高生の活用なども本町でもいろいろ考えていただいて、活動する場合には町のお金を使うのではなくて、こういうクラウドファンディングという形での活動の資金の調達の仕方というのはどうでしょう。今、やっているところはあるですか、何かどこかの事業の中で、クラウドファンディング。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

鯖江市の事例は、やはり全国的に大変有名な事例でございまして、私も少し拝見をしたことがございます。先ほど私の答弁の中でもございましたが、先々はこのような高校生、女子高生、こういった若い方が町政にある部分で参画をしていくと。いろいろな提言をいただき、そういった提言を町としても実現していく、こういった取り組みがなされるということがいいかと思うのですが、現段階では、なかなかそこまでまいたらないというふうに思います。

今年度は、先ほども申し上げましたが、嵐山に唯一ある高校、大妻嵐山高校、こち

らの生徒さんと一緒に広報紙の1ページをつくっていく、こういった取り組みを一つのきっかけとして、行く行くはこういった取り組みに持っていけたら大変すばらしいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今、青木課長から答弁ありました。広報紙に高校生または大学生と一緒に特集記事ということです。こういうことで、嵐山町のいいところとか、どういう内容になるのかはわかりませんが、ぜひとも若い子が、すごい、嵐山町、若い子がいろいろ活躍できる場があるところなのだなというのがお示しされるような広報紙になることをお祈り申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○大野敏行議長 一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を11時20分といたします。

休 憩 午前11時08分

---

再 開 午前11時20分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 佐久間 孝 光 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号3番、佐久間孝光議員。

初めに、質問事項1の嵐山町教育大綱についてからです。どうぞ。

〔3番 佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○3番（佐久間孝光議員） 議席番号3番、佐久間孝光、議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

大項目1番、嵐山町教育大綱について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日より施行されました。それを受け、嵐山町総合教育会議における協議を経て、嵐山町教育大綱が策定をされました。嵐山町民憲章を基調とした、自然を愛し、歴史を重んじ、時代を直視し、将来を見据えた大変バランスのとれた教育大綱と考えてお

ります。

①といたしまして、嵐山町教育大綱策定の経緯は。

②といたしまして、協議の中で、教育委員からはどのような意見が出されたのか。

③といたしまして、今後、どのように嵐山町の教育に浸透を図っていくと考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目①、②について、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、①についてでございます。議員ご質問のとおり、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。この改正法に基づきまして、本町では町長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設置し、平成27年5月29日に第1回の会議を開催いたしました。この第1回会議におきまして、教育大綱の策定方針が協議され、次の3点について決定がなされました。1点目に、嵐山町の教育に対する大綱は新たに策定すること、2点目に、策定の時期は平成27年度中を予定すること、そして3点目に、情報等は教育委員会に提供し、教育委員会で大綱案を作成することの3点でございます。この方針に基づきまして、教育委員会では、教育大綱の素案について5回の会議で検討をされまして、素案をまとめたところでございます。その後、その素案をもとに、平成28年2月19日及び4月26日の2回の総合教育会議においてさらに協議がなされ、嵐山町教育大綱の最終案が決定されたものでございます。

続きまして、②についてお答えをさせていただきます。教育大綱策定につきましては、経緯のご質問でお答えをさせていただきましたとおり、総合教育会議を3回開催し、協議を行っております。この会議の中で、教育委員の皆様からはさまざまな意見が出されましたが、主なものを会議録から抜粋してお答えをさせていただきます。

まず、第1回会議では、教育大綱の策定に当たり、町長からは、町では総合振興計画が最高位の計画であり本年度見直しを予定している。その総合振興計画の見直しを踏まえて、それをベースとしたわかりやすいものを策定できればという希望が伝えられました。

また、その際、委員からは、総合振興計画にも記載されている嵐山町民憲章は、昭和55年から変わっていない。この町民憲章を基本とすることから語られなければなら

ないのではないかという意見。総合振興計画を基本にして大綱を策定していくのがよいと思う。また、子育て支援の充実にしても、行政が子供だけに向けている感じがする。母親に向けても示すことができたらいと思うという意見。大綱の策定については、町と教育委員会が協議、調整を尽くして作成するなどの意見が出されました。

続いて、第2回の会議におきましては、教育委員会で検討した素案が示されまして、教育長からは、嵐山町民憲章を基本とした5つの基本理念としたことに対する説明があり、また委員からは、町民憲章は嵐山町の特徴がよく書かれている。子供を育てる中で町民憲章を礎としたもの、教育ビジョンがわかるもので、子供から大人まで統一した町民全体の目標を盛り込んだもの、嵐山町で育った誇りを子供たちに持ってほしいということを念頭に検討した結果、このような理念ができたとの説明がございました。

さらに、協議の中では、基本理念の中で重複する「まち」という言葉は、他の表現ができないか。また、基本理念はできるだけ短く、わかりやすい表現とすべきとの意見から、幾つかの案が出されましたが、第2回会議では、決定には至りませんでした。

最後に、平成28年4月の第3回会議におきまして、第2回の素案について、各委員から持ち寄り検討した結果についての意見が交わされた結果、最終案として、今回公表した内容について策定がされたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目③について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 小項目③につきましてお答えいたします。

本年4月26日に策定いたしました嵐山町教育大綱は、第5次嵐山町総合振興計画の6つの施策の1つ、「歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち嵐山」を基本理念とし、町民憲章を礎に5つの柱で構成されております。1つの柱は、次のように統一いたしました。お手元の参考資料を見ていただきたいと思います。「一、里山の自然に学ぶ」、「自然をまもり、環境をととのえ、緑と清流を愛する人材の育成」、「清流都幾川・槻川、オオムラサキの森、大平山、七郷の里山等、豊かな自然と共に生き、健康で思いやりのある、豊かな心を持つ嵐山っ子を育てます」、全て5つの柱の終わりの部分を何々に学ぶ、人材の育成、結びに嵐山っ子を育てますのように、とてもシンプルでわかりやすい内容で、かつ格調高い表現でまとめてございます。今後、嵐山町の教育に以下のような方策を講じ、教育大綱の振興を図ってまいります。

1、5つの柱の町民憲章を礎にした部分を、クラスまたは全校で朗唱します。例えば、1つの柱は「自然をまもり、環境をととのえ、緑と清流を愛する人を目指します」となります。教育大綱の朗唱響く小中学校を目指してまいります。

2、嵐山町人材育成教育ビジョンと連動させて、ふるさと嵐山を語り、誇れる世界に羽ばたく嵐山っ子を育成してまいります。教育大綱に盛られた内容の中で、全小中学校で実践しております、思いやりのある豊かな心、助の心、敬の心の醸成、学校応援団の推進、小中一貫教育の推進、確かな学力の向上、グローバル人材の育成等、一層浸透を図ってまいります。

3、具体的な指導は、各小中学校の主体性に任せたいと考えています。教育大綱の精神を盛り込んだ各小中学校の誇れる教育活動の展開に大きな期待をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) それでは、順次再質問をさせていただきたいと思っております。

1ですけれども、教育委員会制度、これの意義は改めて申し上げるまでもなく、1番目に政治的中立性、2番目に継続性、安定性、そして3番目に地域住民の意向を反映しているかどうか。いわゆるレイマンコントロールということであります。今回、この総合教育会議、これには首長がその協議あるいは調整をするというようなことになっておりますので、この会議においても、しっかりとこの3原則が守られたのかどうか、まず最初、確認させてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

今、議員ご質問のとおりでございます。今回の総合教育会議の設置につきましては、この改正法に基づく目的、これは教育委員会と、それから町が持っているいわゆる予算の執行権、こういったものの関連性を十分に協議をし合って、そしてお互いの共通の理解のもとに教育を進めるということでございます。その中で、教育委員会が果たすべき権限というのは何ら変わっておりませんで、教育委員会は仮に定めたこの大綱に基づいて、町も教育委員会もそれを互いに尊重して、この施策を行っていくという理念に変わりはありませんし、そういった理念のもとに今回の協議がなされたというふうに考えております。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） わかりました。

それでは、2番目に移らせていただきたいと思います。先ほど報告をいただきましたけれども、教育委員の中からさまざまな意見も出されました。その中で、今回最終的に決まったこの事項に関して、特定の事項あるいは人物に対して問題視するような意見は全くなかったという解釈でよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 この素案に関しまして、その人物、歴史等の集積、こういったものも含まれておりますが、その点についてのいわゆる異論というものはございませんでした。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 私がなぜこの質問をさせていただいたかと申し上げますと、5月13日に議員全員協議会がございました。そのときに小久保教育長のほうから、今回の教育大綱の説明をいただきました。この2項目だったと思いますけれども、「郷土の史跡と偉人・先賢に学ぶ」、この中で安岡正篤氏の名前が含まれていると。これに対して大変大きな懸念を抱いていた議員がおられました。改めて安岡正篤先生がどんな人物だったのかを説明していただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

安岡正篤に対しては、今回のこの教育大綱の大きな柱が、全て人材の育成という5つの柱を掲げてございます。議員の皆様もご承知かと思いますが、安岡正篤は昭和6年、嵐山菅谷の地に日本老子学校を創立いたしまして、特に農村の再建を担う全国から人材、農士と言われておりますけれども、を育成することに心血を注いだ方という捉え方をまずしております。そして、菅谷中学校の校歌の監修者であると。菅谷中学校でも昭和32年2月11日以降、この監修いただきました校歌をずっと今でも歌っておりまして、ゆかりのある人に入っているという捉え方を私どもはいたしました。特に人材育成という視点で、安岡正篤は大きな貢献をされたという視点が大きな理由でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 終戦の詔勅、その草案に補正、加筆をしたというような事実は有名なことでありますけれども、もちろん戦時中はいろいろな政治家に対して大きな影響力を持っていた。そういう中で、GHQからも戦犯としての名前も挙がったこともあったと思うのです。しかしながら、そのときに中華民国の蒋介石がGHQに対して、安岡ほどのすばらしい人物を戦犯にするのは間違っているというような意見を呈しまして、そして、最終的には逮捕されることはなかったということであります。これは何を意味しているかと言えば、安岡正篤先生がいかによすばらしい人物であったのか、あるいは高い見識を持った人物であったのか、また平和を希求する人物であったのか、それを私は物語っていると思っております。

そして、この信頼というのは、ただ単に日本国内だけではなくて、近隣諸国にとってもこの輪は広がっております。1983年ですけれども、先生が他界をされたときに、その葬儀には中曽根総理大臣を筆頭に、歴代の総理だけではなくて、中華民国からも韓国からも、高官がその死を悼んで葬儀に参列をしていた。

私は、今回、嵐山町の教育大綱に安岡正篤先生が位置づけられたということは、当然のことであると思っております。今回のこの策定の座長は教育長ではなくて、先ほど説明があったように、嵐山町町長、岩澤町町長自身でありますので、岩澤町長が安岡先生をこの教育大綱の中に位置づけた、その思いというものを聞かせていただきたいと思えます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

今、議員さんからいろいろ活動の一部が報告をいただきました。全くそういうような状況で、若いときというとちょっとあれですけども、いろいろ勉強する機会をいただきまして、私なりに勉強させていただいてきたということでございます。

そして、今、何をどう見るかということですけども、東京駅の前に東京ブックセンターでしたか、本屋さんがございます。それで、かなり紀伊国屋書店なんかと比べても、同じように有名な本屋でございます。そのところには機会があると、いろんな方が寄っていくという本屋さんがございますけれども、その本屋さんで面積

といいますか、表紙を表に出した形での安岡先生の書籍の並べ方というのが、今でも大変面が広いわけですが。それだけ、普通本というのは、棚に入れるというのではなくて面で並べるといえるのは、ベストセラーですとか、あるいは今話題の本屋大賞ですとか、そういうようなものといえるのは、こういうのがよくありますけれども、安岡先生の本が面で広い範囲で置かれている、積まれているというのを見ても、これは何人かの人が、特に思想がどうかこうとか、偏った人たちだけが見るあれではないなというのを、あの様子を見ただけでも私は感じます。

そういう中であって、嵐山町の郷学研修所ではいろんな書籍があり、日本全国からそれこそ先生の業績を慕って、今でも大勢いらっしゃっているというような状況を見ると、やはり若いときからご指導いただいた内容というのは間違っていないなと。そして、そういうものを今回、教育委員会の中で取り上げて、それでほかの皆さんと一緒に中に取り組んでいただいたということは、議員さんおっしゃるように、今回の教育大綱の中に教育委員会が示した見識として、私は敬意を表するものでございます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 安岡先生に関しては、ほかの方々とは歴史的な経過、時間というのでしょうか、そういうのが非常に直近をしておりますので、こういった方を入れるというのは、本当にぎりぎりの議論も判断もあったのかなというふうに私自身も感じております。しかし、やはりこれは嵐山町の誇れる先人でもあると思いますので、ぜひまたそういう方も含めて、教育に進めていっていただきたいと思います。

それでは、3番目のほうに移らせていただきたいと思います。先ほどの説明の中でも、町民憲章を基調としたというようなご説明もありました。まさに町民憲章と、それから今回の教育大綱を連動させることによって、子供たちから大人まで、全世代の人たちが共通の指針というものを得ることができる。この指針に従って、我々一人一人が自己成長に努めていくことができれば、最終的にはすばらしいまちづくりにつながっていくものと考えております。

最後に、これを行政として進めていく教育長の決意を一言だけいただきたいと思っております。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

現在、人、物、また情報が一層グローバル化している中であって、これからの社会は、やはり幅広い能力また特性を児童生徒が発揮させる基礎固めをする大事な時期が、小中学校時代というふうを考えております。そういった中で、社会の中で役割を果たせる、先ほど選挙のこともございましたですがけれども、若いうちから将来の嵐山の一員として、そういった人材に成長してほしい、これが私どもの教育委員会の大きな一つの狙いでございます。

あと、もう一つは、嵐山はほかの県下でも類のない文化遺産、歴史遺産、またゆかりの方々が多い町で、比企地区の中でも他の市町村からも、「嵐山は歴史文化が豊富ですね」というのをよく言われます。それが嵐山の誇れるものだと私は思っています。こういった郷土嵐山に誇りと愛着を一層小さいうちから持ち、そして地域の伝統、また文化を尊重して、今後、地域のよりよいコミュニティーづくりに子供たちが積極的にかかわっていく。

だから、政治に限らず、地域のお年寄りの方やまたは先輩と意見交換する場等を一層取り組みながら、主体的に嵐山町の継承者として参画できる子供を育てていくには、こういった教育大綱を、折に触れて子供たち、教師と一緒に進めていくことが、私は大事であるというふうに捉えておりますし、先日の教育委員会でもこういった姿勢で、今後、この教育大綱を絵に描いた餅ではだめだと。やはり、この中の大事な部分を子供たちに朗唱させて、一層子供たち、地域の人たちと大人と一緒に、この大綱を進めていければいいというのが私どもの考えです。

ただ、強制したり何でかんと、そういう考え方はございません。町全体で教育を皆さんと一緒にやっていきたい、これが大きな私の考え方でございますので、ご理解いただければ幸いです。

以上でございます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 教育長の説明の中にもありましたけれども、最終的にはそれぞれの学校の判断で、それに従っていくというようなことがございました。本当にこういった姿勢が、みずからそういったことに進んでいくということが、まず本質だと思いますので、ぜひそういった姿勢をとりつつ、しっかりと浸透させていっていただきたいと思います。

それでは、大項目の2番のほうに移らせていただきます。

大項目2番、子育て支援課創設について。嵐山町では、過去10年で約1,000人の人口が減っております。世代別人口構成から考えると、これはある程度やむを得ないことと考えます。しかし、子育てに理想的と思われる嵐山町の出生率が改善されつつあるとはいえ、いまだに全国よりも、埼玉県よりも嵐山町が低いということは大変残念なことであります。また、若い世代が住宅をつくる、結婚をする、出産する、そういったことをきっかけに隣町に移り住むというのは、何とも寂しい、悔しいというか、そんな感じがいたします。

全国的に見れば、嵐山町は決して引けをとらないさまざまな手厚い子育て支援施策を実施しているにもかかわらず、子育てには余り積極的ではないというイメージを、嵐山町に持っている若い世代は少なくありません。今現在、実施している子育て支援だけでも、効果的にアピールするあるいは取り組み方を工夫するだけでも、かなり理解は深まっていくものと考えております。

嵐山町の児童が副読本で学んでいる小島乗真、教育大綱の中にもうたわれておりますけれども、埼玉県の初の育児院を大蔵の安養寺に設立し、多くのお母さん方の苦勞を軽減した嵐山町にゆかりのある人物であります。この事業に対して共感をした渋沢栄一からも、金銭的な支援を受けております。このような方が嵐山町におられたということを前面に出して、嵐山は、過去においても、現在においても、未来においても、子育てには深い理解と手厚い支援をしている町であるということを明確にしていく必要があろうかと思っております。

そこで、1番目といたしまして、子育て支援に特化した子育て支援課の創設のお考えは。

2番目といたしまして、子育てを実際に行っている世代を中心とした子育て支援検討チーム、仮称ですけれども、そういったものを設置する意向はあるかどうか、お伺いをいたしたいと思えます。

○大野敏行議長 それでは、小項目①、②の答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 佐久間議員さんに答弁させていただきます。

答弁の前に、先ほどちょっと失礼いたしました、本屋の名前なのですけれども、八重洲ブックセンターでした。大変失礼いたしました。

質問2の①番についてお答えをさせていただきます。子育て支援課の創設について

でございます。5年前に、町民からわかりやすく、また効率的な組織を目指して機構改革を行いました。その後の5年間において、少子高齢化はさらに進み、社会情勢も変化をしてきております。こういった変化に対応して、町民要望に的確に対応するためには、機構全体の見直しが必要であると考えております。来年度に向けて検討を進める考えでありますので、その中で検討課題の一つとさせていただきます。

続きまして、②番についてお答えをさせていただきます。子育て支援チームの設置の考えでございますが、①番の答弁でお答えをさせていただきましたとおり、来年度に向けて事務事業の配分を含め、組織機構全体の見直しを今後検討していく考えでありまして、そういった中で子育て支援について、さらに積極的な対策がとれるよう、議員ご提案のことも含めて検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) ちょっとびっくりしました。町長みずからが検討を前向きに考えていただくというような答えを、最初からいただけるというふうには思っていなかったものですから、ぜひお願いしたいと思っております。

その中で、1つ検討していく中でこういった点、こういった点、そういったことを幾つか議論させていただきたいと思っておりますけれども、まず子育て支援というのは、今、教育委員会のこども課というのが基本的には担当しているかと思うのですけれども、福祉の分野でありますので、そして国を挙げて今人口減少に悩んでいる。そして、この人口減少が起こっている中で、子育て支援というのはどうあるべきなのか。これは、国もよくわからないわけです。そういう中で、いろんな試行的な形で町村におろされる、この担当課は本当にたまったものではないと思っております。本当に大変な思いをしているだろうなというふうに私は感じております。

そして、保護者の今抱えている、特に福祉的な問題ですけれども、例えば若い世代の貧困、昔はこんなことは考える必要もなかったわけです。しかし、そういうことも含めて、問題が本当に多岐にわたりつつある。そして、またそういった福祉的な相談を受けるときには、まず何が大切かということ、その方の話をよく聞くということです。よく聞いて、その方がどういう状況にいるのか。それには相当の時間もかかると思うのです。ですから、そういった時間をたっぷりかけるということが、まず大切。

しかし、それと同時に、ではその方の実情がわかった。この方にはこういう支援が

いいだろう、こういう形の支援が基本的には一番合っているだろう、そういったことに対する知識、専門的な知見もあわせて持った人材を、やはり育成をしなければならぬ。そういう点から考えますと、子育て支援というはっきりとした目標を持った子育て支援課というものを創設するというのは、非常に有効かなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおりでございます。そういう意味も含めまして、5年前に答弁いたしましたとおり、わかりやすさ、そして効率的というのを主眼に置いて機構改革を行いました。そして、わかりやすさという面で言いますと、こども課という子供なのだということ、お年寄りのところと違った形のこども課ということで、今までやってきました。その中で、子供に関する中で医療ですとか、そのほかの部分で、上部の国の機構が違うところがありますので、大変行政の窓口とするとやりづらい部分がある。だけれども、それを今までは町民の皆さんが、自分の関係するところの窓口に行っていたわけてはありますが、そうではなくて、町民の人は1カ所のところに止まっていたわけてはありますが、それで、職員が中で動いて対応をするという形が今とっている内容でございます。

そして、今、議員さんおっしゃる子供の子育て支援に特化した課というの、いろんなところでそういう名前で行っているところの子ども支援課、子育て支援課というようなところで、名前で行っているところが埼玉県の中でも、蓮田市ですとか隣の松山市ですとかあるという、係が調べたそういう状況でございます。

それで、今回、このご提案をいただいて一番最初に聞いたのは、担当課の中で今不便なところがあるかどうか。そして、それを特化した子育て支援課みたいな形にしたときに、今より、より進んだ形の行政サービスが、子供サービスができるかどうか。内容については同じことで、今、それを機構を変えた形の中で、そういうことができるかどうかというようなことも調べてもらいました。

そういう中であって、名前が子育て支援課というような形、それと今不便なことというのは、当初想定がされた範囲を出ているところはないと、同じような状況でこのところまで来ているという報告を聞きました。ですので、今のところ、業務の支障

というのではないのかなと。ですので、ここのところで、名前をどうするというあれですけれども、議員さんおっしゃるように、外部に対して、今嵐山町でやっている子育て支援策というものをより周知、知ってもらうためには、さらに違った名前づけのほうがいいのではないかというご意見でございますが、まさにそういう面から見ると、特化をした名前をつけたらいいのかなというふうにも考えます。

しかし、名前を変えて、今この時点で中身を変えるというところというのは、不都合がないということでございますので、今は変えなくてもいいのかな。変えるとする、名前かなというような感じでございます。

それと、今回、ご提言をいただいたわけですけれども、そのほかの部署にあっても、きのうの開会のときにお話をさせていただきましたが、職員が144名ということでございます。そういう中で、今、嵐山町の業務、役場力をどう発揮していくかというのは大変なことでございます。そして、日々刻々、時は動いていますので、それに的確に対応していくのには、やはり毎日でも機構が変わっていくぐらいな感覚がないとできないのかなと思います。そういう意味も含めまして、機構改革を全体で144名をどう配置をして、どういう形にどうやったらいいのか。それと、これから先、5年、10年を見たときにどうなのかというようなことも含めて、機構の改革を全体的にやってみたい。その中で、議員さん提言の内容も十分検討をさせていただいて、やらせていただきたいということでございます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 今、町長のほうから機構改革というようなことがありました。その組織的なことに関してお話をさせていただくと、それぞれの市町村には教育委員会がございまして。この教育委員会の大きな柱、学校教育と、それから生涯学習、これが大きな2つの柱となって教育の行政が進められているというところがほとんどなところでありまして。しかし、嵐山町においては学校教育はあるのですが、生涯教育の部分がほかの課になっていたり、あるいはそれが町長分業になっていたり、そういうことが起こっているわけでありまして。先ほど議論させていただいた教育大綱の中においては、学校と家庭と地域がそれぞれ支え合っというふうなことでありますので、私は教育委員会のほうを含めて、そういった方向性にもう一度見直していくということが必要なのかなというふうに思います。

それと同時に、新しい子育て支援課を創立することによって、それぞれの課の目的

がはっきりしてくるわけです。例えば、教育委員会であれば、教育という本分に特化することができる。それは、ただ単に学校だけではなくて、地域の方々の教育も含めて、そして今、地域の方々の人材というのは、本当に学校教育にかかわっていただく、そういった人材を発掘するという意味においても、とても大切な分野であるというふうに思っております。

ですから、もう一つは、子育て世代の方々から見ると、それを創設することによって、いよいよ嵐山町も子育て支援に対して本腰を入れてくれたのだなということが明確になってくると思います。そしたら、そのような保護者の方たちは、安心してそういったところに相談に行くことができる。先ほど、今のところ支障がない、問題がないというような表現がありましたけれども、支障がないではなくて、もっと充実感を持って、もっと安心感を持って子育てに取り組めるような、そういった形に私は進めていくべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 佐久間議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前11時58分

---

再 開 午後1時28分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

佐久間孝光議員の再質問の答弁からです。それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

先ほど、議員さんのほうから再質問のほうで、子育て支援、よりその課を特化をしてやったほうが、さらに行政効果が上がるだろうというご質問でございました。まさにそういう面もあると思いますし、そうだと思います。そういうことも含めまして、全体的に考えていきたいというふうに考えておりますが、ちなみにこれは蓮田市の教育委員会なのですけれども、蓮田の教育委員会の場合には、学校教育部、生涯学習部となっております。学校教育部のほうはご承知のような義務教育関係、生涯学習部というところが4つの課に分かれておまして、子ども支援課、保育課、社会教育課、文化スポーツ課と分かれておまして、その中の1つの子ども支援課の中に、企画の担当、子どもの健康担当、児童福祉担当、こういうふうに蓮田の場合にはなっ

いるようです。

また、東松山市の場合ですと、教育委員会の中に教育部、子ども未来部、部が2つありまして、教育部のほうは学校教育、それから東松山ですので、スポーツ課のウォーキング推進室とかもこちらのほうに、社会教育もそちらに入っていてまして、子ども未来部というほうは、子育て支援課、保育課と2つに分かれておりまして、子育て支援課のほうは子ども医療・手当、児童相談、青少年健全育成、子育て支援センター、これが支援課で、保育課のほうに保育園、学童保育、幼稚園、幼児教育、こういうふうに分かれているようです。

ですので、それぞれ市の実際の規模によってやったほうが、より効率的な行政効果が上がるのかなというふうに思いますが、嵐山町の場合には今の職員の人数で、それでそういう分け方の中でやらせていただいているということでございます。重ねて申しますが、そういう委員ご指摘の内容をしっかりと勘案をして、ほかのところも参考にしながら、そして今やっている状況をもう一度見直しをして、より行政効果が高い方法がとれるかどうか検討をしていきたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) ありがとうございます。規模だとかその実態にあわせて、それに適正な組織運営をするということは本当に大切なことでありますので、私が申し上げたのは、教育委員会も生涯学習のほうも含めて運営をしていく。その中でまた子育て支援のほうの形もとれば、なおいいかなというような意味合いでありますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、2番目のほうの再質問のほうに移らせていただきたいと思います。これも答弁の中で、いろいろな機構の改革をしていく中で検討をしていくというようなことがございました。子育て支援に関するいろいろな委員会等ありますけれども、今まではほとんどが、例えば国のほうの法律に従って設置されたようなもの、私もPTA会長のときにいろいろな委員会に出させていただきましたけれども、なかなか細部にわたって踏み込んだ議論をするというような雰囲気のある委員会ではないものですから、やっぱりそういった意味合いも含めて、このところでもう一度抜本的に見直すということが必要のかなというふうに思っております。

2001年ですけれども、志木市の市長に穂坂氏が就任をいたしました。この穂坂市長が、当時一番最初に何をやったかという、市民の方で構成される市民委員会という

のを立ち上げたのです。この市民委員会というのはどういうものかということ、これからの厳しい財政状況の中で、持続可能な自治体にしていく、転換をしていくには、やはり市民参画というのには絶対に必要なのだと。だから、市民の視点の中で一つ一つの事業の見直し、必要性、そしてまた無駄がないかどうか、そういったものをしっかりと検証をしていこうというようなことであります。

これは、任期2年のボランティアの活動なのですが、公募をしたところ、応募者が252名。252名中、この委員に選出されたのは252名全員です。それで、2期目のときには139名が応募があって、139名全員が委員として採用されました。普通は252名の応募があったら、この人たちをどうやって運営するのですか。会議、どこでやるのですか。とてもコントロールできないのではないですか。できない、やらない理由がどんどん出てきて、最終的にでき上がるのは、今までとほとんど、名前だけ違うような会議になる。しかし、志木市の場合には、この形を7つか8つの分会に分けて、徹底的に市の財政状況を検証していただいた。そういったことをやりのけた実態もあるわけです。

ですから、やはりそういったこと一つ一つを進めていく上においても、今までの積み上げの議論ではなくて、ダイナミックな発想の転換というものが私は必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

この子育て支援について、住民の意識の高さというような一面を持ったお話をいただきました。そういう形に何か目的を持って、気持ち、意見が一つになって進んでいく。これができる、本当に行政効果が上がるし、具体的に子育ての成果というのが出てくると思うのです。そういうものをどうやって出していくのかというのが一番難しく、行政にも課せられているところであるわけですが、これが今言った行政ベース、行政のほうがちょっと力が強いのか、住民ベース、住民の人たちの意識が強いのかによって、やっぱりやらされているのと、自分たちで主体的にやっていくのと、どちらがどうなのかというようなことが、今、一番求められているのかなという感じがするのです。

ですから、自分たちが、俺たちがやっているのだと。おやじクラブではないですけ

れども、おやじのあれがやっているのだと。そういうのを学校が、あるいは町がというようにことでやって、土曜日の午後出てきてくださいよみたいな感じのとどう違った形で意識の高さを、モチベーションを上げる形の取り組みができるかというのが、我々に課せられているあれだと思うので、ぜひそういう成功例とといいますか、嵐山町には先ほどから申しているように、成人式の実行委員会という子供たちへの成功例もありますので、子供たちの成功例、大人版の成功例、若い人たち、高齢者、それぞれのいろんなものがどうやったらそういうようなところに結びつくのかというのは、もう一度いろんな角度から、いろんな層の組織について考えていきたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) いろいろな捉え方があって、主体的な形があらわれてくれば、これにまさるものは確かにないのかなと思います。

ただ、例えば公募の仕方にしても、広報であるいはホームページ上でというのはありました。きょうの議論の中でも、中嶋総務課長のほうからもちょっと出ましたけれども、子供たちのことに関して、スポーツ少年団のほうに行く、こちらから出向いて行く。例えば、こういうような子育て支援に関して、その対象者というのはある程度わかるわけですので、例えば保育園にも、幼稚園にも、小学校にも、中学校にも出向いて行って、今度は町のほうでこういう企画があって、こういう皆さんの気持ちを聞かせていただきたいのだと。今の制度で使いづらいつころはどこなのだ、そういうことをぜひ伝えていただきたいと。やはり、こちらの伝え方の意欲ですとか、そういったものによって、私はそういったアプローチをすれば、必ずそれなりの人数は集まってきてくれるというふうに思っております。

安倍総理大臣が議長を務める経済財政諮問会議、先月の新聞の中に内容が少し骨太の方針の一つとして出されました。少子高齢化への対応は、待ったなしの最重要課題であるという国のほうの方針も出ております。やはり、前例のないダイナミックな発想の転換というのが絶対に必要です。

今年の3月の予算委員会の中でも、岩澤町長みずからが、子育てに対しても意識改革が必要なのではないかというようなご発言がございました。私も全く同感です。では、この意識改革をどういうふうにしていくのか。私は、まず岩澤町長自身が意識改革をする、執行の一人一人が意識改革をする、我々議員一人一人がしっかりと意識改

革をする、これがまず出発点だと思うのです。その中からいろいろなことができてきたときに、丁寧に町民の方たちにお話をし、説明をし、そして1人、また1人、そういう中で、最終的には町全体の意識改革につながっていくというふうに思っております。

国のほうでの出生率も1.46、21年ぶりの水準になったと。嵐山町は少し上昇はしつつありますけれども、まだ全国や埼玉県に比べるとずっと低いわけです。しかし、これだけの自然と歴史、すばらしいところですから、私は県よりも、全国よりも高い水準に持っていけるのではないかというふうに思っております。そういった意識改革をもって、この子育て支援、本当に必要としているのは何なのか、そういったことをしっかりと捉える中で、子育て支援をさらに充実させていただきたいと思います。最後に、岩澤町長のご所見をいただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 危機対応、この今の状況、そういうしっかりした意識を持てと。そして、その意識改革がしっかり対応ができるような形がないとだめだよという話がありました。まさにそのとおりだと思うのです。それで、そういうものを意識をしっかりつくっていくというのには、今の置かれている現状というのを、もう一度しっかり認識をする必要があると思うのです。この部分、人口の数字をつくってもらったのがあるのですけれども、10年前、現在、10年後、それで18年の5月、小学生が1,022人、現在、きのう言いました778名、そして10年後、600人ぐらいを想定しています。そうしますと、1,000人が770人になって、600人になっていく。それで今の教室というのは、10年前の1,022人、その前はもっと人数が多いですから、その対応ができていくわけです。

それで、10年後、600人になるということは、10年前のとき1,000人だった。この数年前だと1,000何百人なわけですから、大体半分になるわけですね。学校の子供たちが、小学校が半分になる、人数が。学校が3つある。それで、子供は今の半分になるということを考えたときに、学校のあるべき数とか、あるいは中学校はどうなるのか、あるいは小学校と中学校が一緒になったほうがいいのか。しかも一緒になっても、幾つあったらいいのかということは今考えて言うと、とんでもないことになってしまっていて、そんな状況ではないでしょうか。では、あの学校とこの学校が潰れて、こうなっ

て、ああなって、そうなってというようなことが、今、話ができないような状況だと、議員さんおっしゃるような危機意識、それと意識改革というのができないと思うのです。

現にこういうふうになって、10年前がこうで、今がこうで、10年後はまさにこのまま行ったらこうなるよ、はっきり出ているわけですから、今、意識の改革がしっかり議員さんおっしゃるようにはできないことには、10年後の取り組みを今やるということではできないと思うのです。ですので、ちょっと見づらい、考えづらい、思いたくないというような状況があっても、やっぱりそれはしっかり受けとめて、それにどう対応していくというのを今考えなければいけないというふうに、議員さんの話を聞いてさらに思いました。そういう考え方でございます。

○大野敏行議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） この全体の人口の問題、これは最初、冒頭に申し上げたように、それは統計上どうしようもありませんので。ただ、私は出生率、これは施策の中である程度上昇させていくことは、十分可能であるというふうに思っていますので、ぜひそのところを念頭に置いて、またさらに充実した子育て支援をお願いしたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

---

#### ◇ 青 柳 賢 治 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号5番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の前震、本震の熊本大分地震から学ばなくてはならないことからです。どうぞ。

〔5番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○5番（青柳賢治議員） 5番議員、青柳賢治でございます。議長のご指名をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目でございますが、4月に前震、本震と続いた熊本の、またさらに大分から、この地震から何を我々が学ばなければならないかということから質問させていただきます。

(1) といたしまして、4月14日夜、熊本県で最大震度7を観測した前震に続き、16日の午前1時半には、14日夜の地震の16倍のエネルギーにもなるマグニチュード7.3の大地震が発生しました。東日本大震災を教訓に強化されたはずの日本の地震防災が、さらに想定外の事態に直面したわけでございます。担当課といたしまして、町民の安心安全のためにも、今後、追加の対策などが必要と思われれます。現時点でどのように考えていらっしゃいますか、お聞きします。

(2) といたしましては、嵐山町の中に12団体で組織されております各自主防災会があります。この防災会に対しまして、町からの指導、助言、支援がなされているのか、お聞きいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

今回の熊本地震では、何度も「想定外」という言葉を見聞きいたしました。気象庁では、本震と思われた4月14日のマグニチュード6.5が前震、16日のマグニチュード7.3が本震と位置づけましたが、地震学者の間では2つとも本震ではないかとの説もあるとのこと。1,400回を超える余震も、従来定説とされてきました本震から余震型ではなく、2つの本震が起こる双子地震ないしは互いに誘発し合いながらの群発地震と見られているなど、まさに想定外でありました。

熊本市では、震災数日後に多くの支援物資が届けられましたが、受け入れる行政側が混乱状況にあり、避難者になかなか届けることができませんでした。市の職員も被災して人員も不足し、市全域で一斉にライフラインが寸断されるなどして、市民からは、「分厚い防災計画は役に立たない。一つの想定が崩れたら、その後の全てが崩れる」、「市職員だけではとても対応できない」などの声が上がっていたそうでございます。

そうした中であっても、地域のコミュニティーが力を発揮し、住民それぞれが助け合って乗り切ったところも多かったようです。人口7,000人の西原村では、家屋も大きな被害を受けて、道路も寸断されましたが、直後から区長さんたちを中心にリーダーを決め、小学校を避難所として管理し、食料が届かなくても、備蓄している玄米や自家発電機、精米機などを持ち寄り、震災翌朝から炊きたてのご飯を食べることがで

きたそうです。また、トイレを清潔に保つことが、衛生的にも、精神的にも一番重要と、動ける人みんなで川から水くみをしてトイレタンクを常に満タンにし、「仮設トイレは必要ない状態にしよう」というのが合い言葉だったとのことでありました。

このように、自治組織がしっかりしているところほど対応が早く、災害時はいかに地域のコミュニティーが大事かということに改めて思い知らされた感がいたします。こうしたことから、現在12組織されている自主防災会を中心とする地域コミュニティーの育成、支援をさらに進めることが、喫緊の課題であると考えております。

続きまして、(2)につきましてお答えをさせていただきます。改めて申し上げるまでもありませんが、大規模災害が発生した場合には、消防などの公的防災機関の対応力には限界がございます。このため、隣近所の人たちが集まって互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むことが必要であります。

町では、平成20年の七郷防災会を最初に、平成22年には11の自主防災会が組織され、現在では町内全域に12の自主防災会が組織されております。それぞれの自主防災会では、日ごろから防災意識の普及、地域内の防災安全点検、防災訓練、防災資機材の点検整備などに取り組んでいただいております。

町では、毎年防災会長会議を開催し、町から情報提供や意見交換を行うなど、会の運営支援を行っておりますが、活動に要する財政面での支援といたしまして、活動費及び資機材に対する補助金を交付しております。また、各自主防災会が主催する防災訓練への備蓄食料の提供、企画段階での支援、当日の参加など実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） それでは、(1)から再質問をさせていただきます。

まず、時間が9時から10時ぐらいだと思います。熊本地震の速報が入って、その日はすぐニュース直後に出たのが、学校に行ったけれども、学校に入れないというようなこと。これでは、嵐山の中ではどうなってしまうのだろうかというようなことを思い描きながら、熊本の地震を見守っていたところでございます。

その中で、この熊本地震がいろいろな検証されている新聞なんかを読みますと、1981年以前の木造の建物が、相当倒壊しているというようなこともあります。さらには、活断層、私、きょう、これは21年ですか、つくられた嵐山のマップですけれども、

まさにこの深谷断層、ここに綾瀬川断層、今回の九州の熊本、大分で2つの断層があわせてできた地震で、日本には2,000からの活断層、まだわからないのも含めると相当あるということでございます。これを見てびっくりしたというのが、まず正直なところでございます。

そして、そのような中から、今回、一番私のほうで問題にしておかなくてはならないなと思ったのは、当時、25年3月、東日本大震災が終わった後、中嶋課長が担当でつくってもらったもの、防災計画でございます。これも相当いろんなことが織り込んでありますが、この当時と比べると、熊本では本震で建物が使用不能の状態になったので、車中泊といいますか、いわゆる1万人に達していたと。今は避難所に行ってもいっばいで、なかなか大変だというようなことも事実あったらしいのですけれども、今の感覚でいきますと、プライバシー、そういったものの意識の高まりから、災害時に避難所でなくて、車中泊をするという人がふえる可能性が高いのではないかと、今後。こういうことに対して、総務省あたりの消防庁では、政府の災害基本計画は避難所への避難が前提であると。その他の被災者の対応は、自治体の判断に任せているのだというような答弁されているようでございます。

そんな中で、この防災計画をつくったときの地図などもありますし、それから面積なども書いてあるのがあるのです。避難所と避難場所、そうすると現在まで5年ぐらいたっていますから、例えばこれでいきますと、川島の運動場なんかは8,285平米となっていますけれども、現在はこれありませんね。ですから、そういったような点からひとつ避難所、避難場所、そして車中泊できるようなところのある程度見積もりといたしますか、予定したようなものを、ある意味では想定をしていくというようなことが必要になるのではないかとと思われるのですが、担当課長としてはどのようにお考えでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今、議員さんのお話にもございました、今回の熊本地震の中で1つ大きな想定外と言われるのが、この車中泊というふうに報道がされております。今回のこういった事態を受けまして、国といたしましても新たな対策支援を検討しなければいけないと、こういったような報道もなされております。今もお話ございましたが、現在、運用し

ております嵐山町地域防災計画の中にも、この車中泊の対策というのは具体的な記載はございません。基本的には避難所への支援あるいは自宅での避難、こういった形を想定しております。

考えてみますと、今回の車中泊が多かったというのは、やはり1,400回というふうには先ほど申し上げましたが、なかなか余震がおさまらなかった。たび重なる震度7の地震によりまして建物が倒壊の危険性があり、自宅の中に入れない。そういったこともあって、車中泊の方が大変思いのほか多かったということでございます。

この車中泊の方というのは、なかなか実態がつかみにくいというのでしょうか、避難所に避難されている方であれば、どういった方が避難をされているか、その状況が調査が比較的しやすいのかなと思いますが、車中泊の方については、日中は何か活動されて移動すると。夜は帰ってきて車中泊、このような生活をされている方も多かったと思います。そういった方の情報をいかに把握をしていくか、こういったところは、今回、多くの自治体が大変課題であるというふうに感じておると思います。

いずれにいたしましても、今生きているこの地域防災計画、こういったものの内容については、今回の地震を受けてさまざまな検証がこれからも出てくると思います。そういったものを参考にしていきながら、恐らく埼玉県におきましても、見直しがされるというふうに思っております。そういったものを参考にいたしながら、今後、見直しを検討していきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 新潟県の長岡市では、06年に地域防災計画に車中泊などの避難所外避難者の支援ということで、3日以内に支援を開始するというようなこともあるらしいですので、これが今後、避難所になかなか行けないような場合のケースも考えられますので、やはり万が一のためにも、嵐山町ではどこをそういうふうな車中泊の場所にするかということも検討が必要だと思っておりますので、検討していただきたいと思っております。答弁は結構です。

それで、もう一点、今回は食べ物だとか、そういったことも1時間から2時間並ばなくてはならなかったとか、そんな中で非常にいろいろと子供さんが問題を抱えている障害者だとか、そういった人たちにもなかなか食べ物がうまく行き渡らなかったというふうにも聞いております。そういうこと、一番弱者、弱い人たちがやはり報われ

なくてはならない。災害時に一番手をかけてあげなくてはならないのは、弱い人たちだと私は思っています。

そういう観点から、この避難場所の中にも福祉避難所、これがこどもの心のケアハウス嵐山学園、収容人員50人となっております、この計画では、ですけれども、熊本では、そういう場所があることさえ知らなかったというようなことが言われています。既にそこにある一定の近くの人たちが避難をしていたということもあるらしいですけれども、そういった点も含めて、やっぱり弱い障害者だとか、そういった人たちへの配慮された防災のものが必要かと思いますが、課長、どのように思っていますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、大規模災害時、災害弱者と言われる方への支援、こういったものは大変重要かというふうに思っております。今、議員さんのほうから福祉避難所嵐山学園ということでお話をいただきました。実はその計画を策定した後に、嵐山郷さん並びに昨年度特別養護老人ホームのらんざん苑さんとも、同様の福祉避難所に関する協定を締結させていただきました。このように町といたしましては、災害弱者に対して、いざというときにできるだけ支援ができるような形で、今も、これまでも取り組んでおりますし、今後におきましても、同様な姿勢でやってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） やはり、災害に強い嵐山町というのは、そういうことができる本当に強い嵐山町なのだというふうに言えるのではないかと思いますので、できる限りの対応をお願いしたいというふうに思います。

さらには、今の答弁の中にもありましたけれども、西原村の件が出ていましたが、行政頼みにすることではなく、自分たちで生き延びる力というのですか、そういったものがやはり共助の大切さにつながっていくのだと思うのです。そういう中では、住民にできることもあるという思いは、私もそのとおりでございます。

そして、行政のほうにお願いしなくてはならないことは、この活断層がまさに嵐山

町を覆っているのだということ、もう一度改めて町民の皆さんにしっかりとご案内をさせていただくということではないかと。熊本には地震は起きないよと、熊本の皆さん、みんなそうおっしゃっていたということらしいです。ですから、前震で帰られた方で亡くなられた方いましたよね。この活断層の怖さというのは、しっかりと行政としては町民の皆さんに教えておいてもらうべきだと思います。

(2)に入ります。それで、今、12の防災会があるわけですがけれども、私、今、防災会の会長の会議があるというような形で答弁いただきました。これは、どのような会議が行われているのでしょうか、ちょっと教えていただければと思いますが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

自主防災会でございますが、先ほど議員さんのお話にもございました共助、自助の取り組みを推進するために、こういった自主防災会組織を町内全域に設けていただいているわけでございますが、この会議につきましては、先ほど申し上げさせていただきましたが、町として自主防災会に対するこういった支援がありますよ、そういった内容につきまして、まずはきちんとお知らせをします。それとともに、それぞれの自主防災会が、それぞれ独自の活動をしております。そういったそれぞれの活動をみんなまで共有しようではないかということもございますので、それぞれの取り組み、こういったものにつきまして情報交換を行い、ほかの防災会の、住んでいるところがあれば、積極的にそういったものを取り組んでいただいて、住民の防災会それぞれがレベルアップを図っていただく。こういったことを目的といたしまして、開催をいたしておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 嵐山町の場合は、自主防災会の立ち上げもすごく早くて、そういった点も他のまちと比べて進んでいるのだと思います。

ただ、私、自分の地域の自主防災会を顧みましたときに、非常に組織的に、うちの地区の場合は3区まであります、1区、2区、3区と。その3区の中では、ある程度訓練をやったりできているわけなのですが、そこから防災会の会長の会議があるとすれば、一つご提案しておきたいのは、例えば志賀と川島で重なるところの部分がある

わけですね。むさし台とも重なる。そのような嵐山町全体の防災訓練というのがあるのですけれども、そのようなことも防災会長さん中心になるかもしれませんが、字境といますか、そういったようなむさし台と川島の訓練というようなこともあわせて、どこかの中に経験していくということになると、万が一の場合は、そういった部分の助け合いもできてくるのではないかとこのように思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、今、町、12防災会あるわけでございますが、その中で一番エリアが広い防災会は七郷防災会でございます。これは、古里から始まって太郎丸まで、そこまでの各区が入っておるわけでございますが、この七郷防災会は、かなり住人の中でも積極的に活動を行っている防災会でございます。毎年場所を変えて防災訓練を行なっております。昨年行われました防災訓練に、私、参加というか見学をさせていただいたわけでございますが、多くの方が積極的に参加をされておりました。

また、いろんな工夫をされておるのですね。昨年の、ちょっと話がそれてしまって申しわけないのですが、アマチュア無線の団体さんがありまして、そういった方にも参加をしていただき、避難の連絡の訓練を一緒に行ったり、あるいは地域の中の有資格者というのでしょうか、去年は看護師の資格を持っている方、そういった方を事前に把握をしていて、そういった方に参加を呼びかけて応急手当の指導をしていただきたとか、そういった毎回毎回何か工夫をされて実施をしております。そういったちょっと進んでいる防災会、例えばそういったところと一緒に合同で訓練を行う、こういったことも大変勉強になるというのでしょうか、そういったことも考えられますので、今後開かれる防災会長会議の中で、皆様方にご提案もさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） ありがとうございます。

あと1点だけ。地域で大体土曜日とか日曜日に行われることが多いわけですが、防災計画によりますと、事業所内のいわゆる防災組織というのは、その地域の防災の組

織の中に属するのだというような形で書かれているかなと思ったりするのですけれども、私、今までの中では、もう少し企業、例えば川島で例を出しては申しわけないですけれども、サトーラシさんだとか、明星食品だとかあるわけです。そういったようなところの地域住民があわさった防災会、そのような訓練のようなものも必要なのではないかというふうに思っておりますが、担当課としていかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

事業所内ということでお話をされました。基本的にはというか、事業所は事業所なりにいろんな防災に関しての訓練等を行っているというふうには思っております。確かに地域と一緒にというのは、これまで私の知る範囲ではなかったかなというふうには思います。今後、そういったことも念頭に置いて、もし可能であれば、企業さんにもお声かけをさせていただき、実施をしていけたらというふうに思います。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) これは本当にいつ起きるかわからないわけで、このときに来るというのがわかっていれば準備ができるわけですが、本当にわからないわけです。ですから、どんなときに来ても対応ができるような、やはり行政としての形は整えておいてもらいたいというふうに思います。

1月に、この嵐山町で防災会を組織している人たちが、訓練をこの下でやったことがありましたよね。あったのですよ。それで、そのときの30年確率というのがあるので、申し上げておきたいと思います。この関東周辺に、これから30年後に震度7級の地震が起きる確率です。70%なのです。そして、我々が交通事故に遭う確率は24%、そして空き巣に入られる確率は3.4%という率、そのとき指導者の方に教わったのです。ですから、本当に70%ということですので、備えあれば憂いなし。そして、まず自分が生き延びなくては人を助けることはできません。そういう意味で、この熊本大分地震から、地盤に強い嵐山といえども、その地盤に強いところがいつ消えるかもわからないということも思って、それぞれの担当課がご指導お願いしたいと思います。

次の質問に移ります。2点目でございます。地方創生加速化交付金関連事業について。地方創生加速化交付金の額も確定したようですが、申請額との相違もあるようで

す。各事業に対する影響や事業展開についてお聞きいたします。

(2) といたしまして、現時点におきまして、各事業の進捗状況についてお聞きいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

町では、地方創生加速化交付金において、町単独事業分として6,167万円、比企広域自治体との連携事業分として100万円の実施計画書を提出いたしました。これに対して3月18日に内閣府から内示があり、町単独事業分としては、ハード事業関係経費が、並びに比企広域自治体との連携事業が対象外という発表でございました。

内訳といたしましては、町単独分として、(仮称)千年の苑づくり事業、(仮称)らんざん地粉うどん「めんこ61」事業、地域活性化事業、ホームページ管理活用事業、情報発信拠点整備事業、杉山城跡整備事業のそれぞれをつなげ、仕事を創出するものとして申請をいたしました。そのうち看板設置費、駐車場土地購入費並びに整備費1,670万9,000円が対象外経費となり、それを除いた4,496万1,000円を交付申請し、交付決定があったものでございます。

各事業に対する影響と事業展開につきましては、基本的には交付決定された内容に基づきまして事業実施することとなりますが、駐車場などは本事業を行うに当たり、大変重要な施設と考えており、必要なものについては、その整備手法も含め検討してまいります。

また、情報発信拠点の整備につきましては、地方創生関係の交付金ではできないようでありますので、別の補助金などを活用することを検討していきたいと考えております。

次に、(2)につきましてお答えをさせていただきます。まず、(仮称)千年の苑づくり事業におきましては、4月に千年の苑推進協議会を設立いたし、先進地への視察、地権者への説明会、ラベンダー生産者向けの栽培説明会などを実施したところでございます。

(仮称)らんざん地粉うどん「めんこ61」事業でございますが、昨年より北田土地改良区内において、「農林61号」による小麦の栽培を行っており、まもなく収穫がで

きるようでございます。今年度の嵐山まつりにおいては、来場者に試食していただき、PRをしてまいる予定でございます。

地域活性化事業におきましては、10月から嵐山町版地域おこし協力隊として活動いただく方に来ていただけるよう、既に商工会、観光協会にはお話をしたところでございます。

ホームページ管理運用事業は、地域活性化事業で活動いただくリーダーの方の意見等も踏まえてホームページの改修を考えておるため、10月以降になる予定でございます。

情報発信拠点整備事業は、現在、調査測量設計業務の発注に向けた準備を行っているところでございます。

最後に、杉山城跡整備事業でございますが、加速化交付金の事業においては、地域支援課地方創生推進室と関係各課において、連絡調整体制を整えて検討していくこととなっております、それらを立ち上げたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） まず、1点目の答弁をいただきましたので、これも予算の中で大分審議をしたわけですが、非常にこの事業、嵐山町にとっても生死がかかるような事業だというふうに私なんかも捉えているわけです。そういう中で、幾つかの事業が対象外経費になっていると。さらには、情報発信拠点の整備は、地方創生の交付金ではできないというような答弁がございました。その辺の内閣府なりのいわゆる点のところと、どういう点がこちらの申請の部分と、それを認定する担当の政府のほうでは違いがあったものなののでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、お答えをさせていただきます。

今回の加速化交付金事業でございますが、全国ベースのお話をさせていただきたいと思いますが、申請があった事業の数が2,744件ございました。そのうち、採択された事業が1,926件、70.2%でございました。ですから、申請をされたうちの3割は採択にもならなかったと。その事業自体が認められなかったということでございます。

また、埼玉県の状態を申し上げますと、これは事業の数ではないのですが、申請を

された市町村の数が47自治体ございまして、そのうち対象となった自治体が27でございまして、20の自治体は認めてもらえなかったと。大変結果的には、採択に関しては厳しい結果となりました。

また、先ほども答弁させていただきましたが、基本的にハード事業は対象外となってしまうということで申し上げたわけですが、国のこの加速化交付金の交付金事業の基本的な考え方を見ますと、全くもってハード事業はだめというふうには、国は位置づけておらないのです。基本的にこの事業に関しては、まずメインはソフト事業です。ただ、そのソフト事業を行うに当たり、そこでそれぞれ重要業績評価指標、KPIを設定しておるわけですが、そのKPI、目標を達成するにどうしてもそのソフト事業と関連づけて、必要なハード事業は全体の事業費の50%までであれば、採択はできないこともないと、このような言い方をしておったわけですが。ただ、結果としては、これは嵐山町に限ったことではございませんが、ハード事業については難しいというような結果になってしまいました。

また、ちょっとこれは話がそれてしまいますが、今回、質問にはありませんが、先行型の交付金があり、加速化交付金があり、その先に今度は新型交付金とっていた推進交付金というふうにあるのですが、これが段階を追って要件が大変厳しくなっていると、それだけのものを、より先駆性がありというものを、国が求めてきているというような結果になったというふうに理解をしております。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 確かに選考に漏れてしまったという自治体もかなりあると聞いていましたけれども、我々も予算のときには、この予算は嵐山町にとってかなり大事な予算だと思っていましたので、やはり駐車場のところが削られたりとか、最後に情報発信拠点の整備のところまで外れてしまって、別の補助金を使っていこうというようなお考えでいらっしゃるといふふうに答弁いただいておりますけれども、今回もこの繰越明許費の中にもありますけれども、情報発信拠点の地方創生加速化の関連事業としては1,242万円なわけですよ。その辺のところが多い金額ですねと思うのですが、どうなのですか。要するに、今の地方創生関係には、全然場違いなものなのだよというようなものなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

私の言葉が足らなくて、ちょっと誤解を招いてしまったのですが、今回申請をしたこの情報発信拠点につきましては、内容といたしましては、測量設計委託料、これが1,080万円でございます。それと、構想図面作成業務委託料、これが162万円でございます。この2つについては、これはハード事業ではございませんので、今回の加速化交付金には採択をされておるのです。

ただ、情報発信拠点の場合には、事業のほとんどが建設事業、ハード事業になりますので、今後の展開を考えたときには、建物をいざつくるものについて、今で言えば加速化交付金の次にある推進交付金の中で、この情報発信拠点をつくるというのは、これは難しいだろうというような判断をされており、ほかの財源を模索していくというのでしょうか、探していくと、このようなことになったということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） その次のいわゆる段階に行ったときに難しいからというようなことを選択になってくるわけですね。ちょっとそのところ、いまいち私もよく理解できていないのですけれども、そうすると情報発信拠点として、この加速化交付金として上げてあった部分は補助金はなしということなのでしょう。そうではない。もう少し、そのところがちょっとわからないのですけれども。

○大野敏行議長 再度答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

27年に申請をし、28年度に繰り越しをしている加速化交付金事業を使つての情報発信拠点事業、先ほどの答弁で繰り返しになってしまいましたが、といたしましては、測量設計を行う委託料と、それと構想図面をつくる委託料、この2つを事業として手を挙げました。これは、国は認めてくれたということなのです。ですから、加速化交付金として対象となりました。その財源はいただけますということでございます。

先ほど申し上げたのは、いざつくるときに、この加速化交付金の次のその一連の流れとして、従来新型交付金と言っていたもの、これの採択は難しいと、無理だろうと、このような判断をしたということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 安藤副町長からも答弁をいただきます。

○安藤 實副町長 情報発信拠点について、青柳議員さんからいろいろご心配をいただいて、前々から町のほうも大変重要な事業だということで取り組んでおるわけでございまして、この情報発信拠点のまず計画が、最初は駅前の空き店舗を使って、これがいろいろ課題があって、そうではなくて、東武東上線の駅舎だった場所、ここにきちっと将来を見据えたいろいろな機能を持った情報発信拠点をつくっていこうと。それには、町民が望んでいるものは、事業費とすれば、かなり大きな事業費になるわけです。これをいかに財政的にも有利に、そしてその施設が町民の皆様に、ああよかったと、そう言っていただけるような施設をつくるかということになるわけですが、この地方加速化交付金の事業というのはいろいろ制約があって、この事業で進めるのは、調査設計、ソフト事業はこの事業を使って進めよう。

ハード事業は、どうもこの事業で進めるには、国の後押しが財政的にちょっと少ないと。こんなこともありまして、それならば、この内閣府の事業ではなくて、もう少し国の全体の補助事業を検討しながら、あるいは国交省の事業のほうがもっとびったり、そして財政支援も大きな金額があるのではないかと、いろんなことが検討の中にございまして、今、課長が申しあげましたのは、この事業を今のような方針で進めるのに、ソフト事業については加速化交付金の事業、ハード事業を進めるのは、この延長線にある地方創生の推進の事業ですとちょっと事業費自体も補助金も少ないので、もうちょっと違う方法で財政支援を国からいただきながら進めていこうと、そういう今検討をしていると。そういうことをございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） ちょっと私も取り違えたところがあるかもしれませんが、いづれにしてもすごくこれは大事な事業なのです。それで駅を利用した事業になってきますので、今、副町長から答弁をいただいたように、さらに有利な国交省等の補助金等もあれば検討してもらって、嵐山町の町民にとっても喜んでもらえるような事業になってほしいと思ひます。

次に移ります。各いろいろな事業の中で1点だけ、この10月からの嵐山町版の地域おこし協力隊ですが、活動をいただく方ということで、商工会、観光協会という

ことでお話をさせていただいているということでございますが、この辺については人選、要するにこれを担っていただく人、そういったようなところまで組み込んだお願いになっていることなのかどうか、確認させてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

商工会さんと観光協会さんにはお話はさせていただいておりますが、例えば具体的なこういった人材、こういったような方法で人選をとるところまでは、実はまだ協議されておりませんで、今後、そのあたりは詳細について詰めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今回の嵐山町版地域おこし協力隊のリーダーとなる方、これは大変重要だというふうに位置づけておりますので、見識の高い力のある方を今後雇用をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） この事業も大変な事業で、やはり嵐山のことを愛してもらっていることは当たり前だけれども、何とか嵐山になじんでもらったり、いい人にやっていただくように見守っていきたいと思いますので、ひとつどうぞよろしくお願いします。

次に移ります。

○大野敏行議長 青柳議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時30分

---

再 開 午後 2時43分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き、青柳賢治議員の一般質問を続行します。

次に、質問項目3のふるさと納税新制度（企業版）についてです。どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） 引き続き一般質問をさせていただきます。

平成28年度の税制改正におきまして、企業版のふるさと納税制度が創設されました。この制度は頑張る自治体を企業が応援する制度でございます。自治体の方針、さらに

は姿勢、そのようなものが評価されることにもなるわけです。

我が町におきましては、50周年記念事業なども控えておりまして、今後、町長みずからトップセールスを展開して、企業等を訪問して嵐山町をアピールし、この創生事業推進のための財源を獲得していくお考えはないのでしょうか、お聞きいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 青柳議員さんの3番目の質問に答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地域再生法が改正され、これまでの寄附額の3割について税の軽減効果があったものに対し、さらに寄附額の3割を税額控除し、合わせて6割を負担軽減する制度であります。

本税制については、総合戦略において位置づけられた幅広い事業が対象となることですが、実際には実効性でより効果の高いと国が認めた事業のみが対象となるようであります。このため、単に総合戦略に記載しているだけでは該当ならず、いかに真に地方創生に資するかといった具体的な事業展開を実施する必要があります。そのような条件に合致するよう事業展開を行うことにより、国の認定を受けられそうな見込みを受けた後、嵐山町を真に応援してくださる企業に応募してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） これも4月20日かそのぐらいに創生法の改正があったりして、まだ新しいことで、なかなかはっきりしたことがわからないのも事実だと思います。これは、私なりに調べた範囲でお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、まずこのあたりで新聞に出ているのは、ニトリが、北海道のところに5億円ふるさと納税をするというようなことが新聞記事に載っていました。また、さらにはつい最近ですけれども、三菱自動車で災害をこうむったということで、岡山県の総社市というところがあるのですけれども、これもふるさと納税で1億円を8月ぐらいにかけて市長さんがかけ合ってみるといようなことも出ています。

これは、個人版のふるさと納税とはちょっと違いまして、非常に志のある企業が、地方創生を応援するという制度というふうな形で私は理解しているのです。これが出たときに、では嵐山町、そうだ嵐山溪谷等そういったものがある。そういったことを

バックアップしてくれそうな企業のところに行ってみるのも一つだなというような形で思ったわけですが、これもよくよく調べますと、事業の企画立案、これをまず自治体がやらなくてはならない。そして、企業に持ち込んで、寄附の申し出をしてくると。さらには、計画作成、認定申請に続いていくわけですが、始めて内閣府から申請して認定しますということがおきた段階で公表して、事業費の確定が出てくるというような流れのようなのです。

私、この50周年というのにかけて町長にぶつけてみたのですが、町長はよくいろいろな答弁でも、今まで50年かけて1万人のものが2万人になろうとしながら、これからどんどんまた50年かけてというような形でよく話されています。やはり、せっかくの後押しのような気がしないでもないで、何とか嵐山しかできないような事業のようなもの、今やっているようなものをさらに肉づけしてもいいのしょうけれども、1つ何かここで、やはりそれに結びつけたような事業展開を考えていただけるとよろしいのではないかというふうに私は思っているところでございますが、町長、いかがでございます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

ご質問の中にあるように、新しく企業版のふるさと納税制度が創生されました。それで、頑張る自治体をというような感じの、感じのというか、地方創生応援税制、まさにそんな感じがする税制で、これはいいなというような感じがあったわけなのですが、実際担当で調べてみますと、ここもやっぱり稼ぐ力というものにつながらない事業にかかわったあれだと、なかなか対象にならないということなのです。結局、国のほうで決められた配られる額が決まっている、そういうのがあるものですから、だんだんハードルが高くなってきってしまうというような、これもそういうような状況です。

しかし、議員さんおっしゃるように、企業が町に対していろんな形で応援をしたい。こういうことはどうだいというようなこと。それで企業が考えて、こういう事業をやって、これが結果として町のほうにというようなことが、企業側から話をいただいたり、そういう情報が入ったりした場合には、積極的に町のほうでも動いてやらなければいけない。当然のことだと思っておりますけれども、そのところまで進んでや

っていただけるところがどこまで出るか。それで、それらをアンテナを高くして、どうにか応援してもらえそうだというようなところには、積極的にアプローチをしていくという考え方といますか、体制を整えてこれらに当たる必要があるかなと、そんな感じがしております。

ですので、この内容の厳しさというので、ちょっと1歩、びびりみたいな感じがあるのですけれども、やっぱり挑戦できるものについてはしっかり。それで、国の全体の補助金、交付金、助成金、応援の体制というものは、一貫したところがあるわけです。金が限られている。その金をどうやってつなげていくか。ですから、今までのように、よく失敗例で話が出ますけれども、青森の青森市の施設とか、岡山県の津山ですか、あそこのところの施設だとか、要するにこういうものをつくったらこうなるよというようなものは、それではならないのだということで出発しないとダメなのだという指導といますか、講習会でもそういう話が多いのです。

今までの参考例、今までこれで政府の助成金を勝ち取ったというようなものは、そこだけで終わらないで、その後どういう結果だったか。それで、いい結果が出たところでないようなやり方というのは、国は認めてくれないよというような話が多くなってきましたので、やっぱりしっかり根元まで調べて取りかかっていかないとけないかなと考えています。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） おっしゃるとおりだと思います。その施設も何年かたてば老朽化するわけです。その最後の後始末まで考えた展開が、これから未来の子供たちのために必要だと思います。ですけれども、もう一点、嵐山町が50周年記念を迎えるという中で、国家百年の計とございますが、50年のこれから先を考えたようなものが、何とか企業と、補助金であれば国のほうに行くわけですが、企業にお願いに行くこともできるわけですので、それもひとつ十分検討していただいて使っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に移ります。4番目でございます。嵐山駅前や東西連絡通路の美化清掃について。東西連絡通路の階段も嵐山町のそれぞれを代表する写真などが展示されてきれいになり、嵐山町に戻ったという安堵感なども持つことができ元気が出ます。ただ、階段や出口にたばこの吸い殻や空き缶のごみなどが散乱してしまっていて、そういったことも多々あります。きれいな嵐山駅を、みんなで保持していくという施策が必要だと思わ

れます。町の考え方をお聞きいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、質問項目4につきましてお答えをいたします。

ご指摘いただきましたとおり、一部のモラルの欠如した利用者のポイ捨てのため、環境美化が損なわれている現状がございます。現在、武蔵嵐山駅東西連絡通路の日常管理といたしまして、清掃業務委託により毎日1回、主に掃き掃除により清掃が行われております。清掃以外では、昨年度に東西連絡通路の内装工事の中で、悪質ないたずら等を未然に防ぐため防犯カメラを増設いたしました。また、町内に用務で出かける際には、連絡通路の巡回をするように心がけております。

しかしながら、一日中通勤通学を初め、多くの利用者があり、行政による美化清掃だけでは限界がございます。ご指摘いただいたとおり、行政以外の協力を得て環境美化活動に取り組むことが、解決方法として求められてまいるものと考えております。総合振興計画、総合戦略において、駅周辺の環境整備に取り組むこととしておりますので、関係各課と連携して環境美化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうなのですね。毎日1回、主に掃き掃除が行われているという業務、清掃委託になっているのですね。これは、東西の連絡通路、駅を出ますね。東口なら東口を出て、茶色の歩く歩道みたいながありますが、どの辺からどの辺までが1日1回清掃というような契約内容になっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 連絡通路の毎日清掃でございますが、まず通路、階段、それから昇降口でございます。そちらにつきまして1日1回、それから東西のエレベーターの中、それから駐輪場の清掃につきましては、週2回程度というような形で掃除をしておりますので、位置的には、そのような場所が対象になっているということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 私も駅がきれいになって、非常にみんなに、駅を利用して人からも、たまに駅に行く人からも、きれいになったよね、駅はとって、よかつたよかつたって言ってもらっているわけです。それで、やはりそれだけにとどまらずに、今、1日1回そういう清掃をしてもらっているという中でも、私がこういうことを何で申し上げるかという、4月29日の昭和の日でしたか、子供たちと一緒にあそこで募金活動をしたのです。そして、8時から9時半ぐらいの1時間半ぐらいの間だったのですけれども、私はこちらの東口のほうをやったのですが、たばこが相当落ちているのですね、吸い殻が。それから私もちょっと心がけて、ちっちゃな袋を持って、落ちているやつを拾うようにしているのですけれども、缶なんか駅の中に入れてしまったりとかしています。

それなので、私、ここで申し上げておきたいのは、時宜を得るといえるか、時宜にかなうといえるか、やはりあれだけ駅がきれいになった。そこに輪をかけてきれいな駅にしよう。嵐山のやはり顔ですよ。そういう点から、私は、月1回清掃している。確かに、きのう10本ぐらいたばこが落ちていたと思ったら、次の朝はないのだよね。掃除しているわけですよ。ただ、また落ちている。それは確かにモラル、そういったものの欠落といえるか、欠如ということにもなっていくのですけれども、やはりあそこ、私、思うのですよ。子供たちが朝、連絡のその通路を登校で歩いていくわけね。たばこのものなんか何本か落ちていたり、特に階段の上がり口のところに空き缶みたいなものが置いてあるのです。そういうのを目にして、子供たちは階段を上がっていくわけですよ。そういう観点からも、もう少し業者任せというのではなくて、こういう点についてはどうだろうねというようなことは、担当課のほうからは指導はできないものですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 現時点では、まず毎日清掃ということで業者のほうにお願いをさせていただきます。そのほかに、今、議員がご指摘になられましたとおり、行政のサイドで何か取り組みができないかということでございます。そちらにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、町といたしましても玄関口である駅については、これからその環境整備、ハード面の整備も含めて、ソフトの部分でもどうい

った形で駅周辺のにぎわいですとか、きれいに使っていくとか、そういったものについては、これから取り組んでいかなければいけないということでございます。

議員ご指摘のとおり、せっかくきれいに内装工事が済んだ現時点において、タイムリーに対応すべきではないかということでございます。そちらにつきましても、担当の中でこういったことができるか、これから検討していかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） たばこのポイ捨てとか何かは、やはり川越市あたりでも条例で、罰金1万円とかなっている条例もあります。私は、そこまでは嵐山のまちに必要なだろうと。一番安い方法としては、どうなのでしょう。駅前で、嵐山のまちが、駅がこれだけきれいになりましたと。皆さん、ちょっと協力してくれませんか。たばこを吸っている人は協力してくれませんか。そのようなことを駅におりてくる、デジタルサイネージというのですか、春夏秋冬と出ているようなものに、でかかなくてもいいですよ。小さく映してみるとか、あとはそういったチラシをつくってその時間帯にお願いしてみるとか、そういう努力ぐらいはあっていいのではないかと思うのですよ。課長、どう思われる。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

今、ご提案いただいた内容というものにつきましては、確かに今、内装工事にあわせてデジタルサイネージという形で、町内のいろいろな行事の予定ですとか、町の予定ですとかというものを広報していく、PRしていくというために考えさせていただいたものでございますが、そういった形の中で、今、ご指摘いただいたとおり、環境美化といいますか、そういった施設を利用していただく上で、こういった部分についてのご協力をお願いしたいといった呼びかけにつきましても、当然方法として使えるものというふうに考えております。非常に参考になるご意見だったと思いますので、運用につきまして関係各課と調整をして、採用してまいりたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 皆さんが利用する場所ですし、やはり気持ちよく嵐山に来てもらったり、嵐山から帰ってもらったり、そういう嵐山の駅であると、嵐山のまちであるということは大事だと思いますので、我々にもそういうチラシを配りなさいということであれば、私も協力させてもらいますので、ぜひひとつきれいな駅としてお願いしたいと思います。

次に移ります。5点目の空き家対策についてでございます。

（1）といたしまして、空き家対策に対しまして、町の対応、これが遅いのではないかとということをよく聞くわけでございます。しっかりした対応も大事でしょうが、今後はスピードを上げた対応が求められると思います。町の考え方をお聞かせください。

（2）といたしまして、各地区で発生している具体的な問題もあるように聞いております。それらに対して町ができる対策というものはあるのでしょうか。お聞きいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、お答えをいたします。

まず、（1）につきましてお答えさせていただきます。空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年2月26日に施行されました。法律の施行と同時に国からは、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が示されておりまして、町の役割としましては、1つには、関係内部部局の連携、協議会の設置、相談体制の整備、2つ目には、空き家等の所在及び実態把握と所有者等の特定、3つ目に、市町村による空き家等対策計画の策定が挙げられております。現在、町では、これら各項目ごとに今年度の施策をそれぞれ計画しておりますが、庁内関係部局との連携を図りつつ、町の空き家対策計画を早急に作成すべく、条例に基づく町の空家対策協議会の設置準備を進めているところでございます。

一方、空き家の管理につきましては、原則的には所有者の責任で行っていただくことになっております。そのため、所有者が町外に転出してしまっている場合などには、近隣住民とのトラブルが既に日常的に発生しているのが現状でございます。そこで、本年4月1日より、環境農政課に専従の空き家対策担当を新設いたしまして、町民からのさまざまな相談に対し、迅速かつきめの細かい対応がとれるよう体制整備をした

ところでございます。

今後は、法と基本的指針及び運用に係るガイドラインに沿った計画を推進しつつも、町の実態に合わせたよりの確な対応ができるよう、体制の充実を図ってまいりたいと存じます。

続きまして（２）につきましてお答えいたします。（１）で申し上げましたように、空き家等の管理は、所有者の責任で行っていただくのが基本原則でございます。しかしながら、緊急を要するなどの具体的な相談がありますので、既に所有者や近隣住民の方などからの相談については、随時環境農政課の窓口でお受けをいたしております。相談内容は、空き家となっている宅地内の雑草の繁茂あるいは宅地内の立竹木の生い茂りなど、管理不全が原因による隣家等からの苦情が主なものとなっております。基本的には、所有者、管理者の方に連絡をとり、苦情の原因の解消をしていただくように調整し、対応等のご理解をお願いしているというところでございます。また、このほかにも、町空き家対策協議会のご意見を踏まえ、空き家バンクの創設や空き家対策モデル事業等、空き家の利活用についても、町ができる計画の検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員） まず、１点目の対応の云々ということなのですが、これは各地区の例えばいろいろ後援会だとか、何々後援会がありまして、出かけたときに、去る４月のときだったのです。消防後援会の総会か何かありまして、ある地区の方から、町にもいろいろ話しているのだけれども、なかなか議員、対応はどうなっているのかねというようなことを言われたのが初めなのです。

それで、恐らく町としても、３月で対策協議会の条例ができたところで、これから動き出していくということは私も理解して、そのように説明させてもらっているのですが、一応、今の説明でも、特定空家の条例のようなものができて、大分日時もたっているわけです。私としてみると、やはり町として、それだけいろんなところからの話もあるのだろうと思いますが、こういうふうな工程で進んでいますよというようなことの何かアナウンスとか、それから広報紙とか、そういったようなことを使ってやられたようなことというのはどこかでありましたか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 具体的なそういうPRというのは、今現在、行っておりません。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） やはり、その辺が、町民の人たちがどういうことを考えているかというニーズをくみ上げていくということになるのだ、まさに。それは、やはりこういうところで情報を出して、こんな流れになっているのだなど、ある程度町民の方が理解できていけば、もう少し待っていよう、ここはちょっと抑えておこうとかというふうに理解してくださるのではないかと思うのです。

ですから、こういったことに限らず、まして空き家なんかは25年からいろんなものを調べているわけですから、一つの国の法律ができたと言えども、その後の町民への周知というか、ちょっとした報告みたいなものがあれば、なおさら町民も安心するし、これだけ今答弁された中で出ているわけだから、ぜひその辺はお願いしたいと思いますが、答弁、町長どうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ご質問の通告書の中に、空き家対策に対して町の対応が遅いと書いてあります。やっぱり、こういうふうに感じるのだと思うのですね、町民の人は。ですので、今言ったように、町がやっていること、そしてその方向性というようなものを、もっと発信をしていかないといけないのかなと。

それで、実際、今、成果も生まれているようですので、そういうものも周知をしていく。こういうふうになるのだみたいな感じのものがわかってくると、受け止め方もまた違った形になってくるかなという感じがしますので、ぜひこの空き家に対しては、対応が遅いというのをもう一回肝に銘じて、しっかり根本から取り組んでいきたいというふうに思います。それで、実際幾つか出てきているというのはありますので、そういうものも知らせると、ちょっと感じが違ってくるのかなという感じがしますので、しっかり考えていきたいと思います。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） ぜひ行政としてお願いしたいと思いますが、今、町長に答弁いただいたので、私もそれで納得しますが、私、ここで申し上げておき

たかったのは、去る5月16日に議会報告会をやらせてもらったときに、意見交換の部分の中で、非常にこの話がウエートを占めたということなのです。ですから、こういったものを一般質問の中の材料に云々というのはいかがかという意見もあるかもしれませんが、すぐ一般質問の中で言わせてもらうということも、議員の責務だと思いますので、私、ここで質問として取り上げさせてもらいました。

(2)に入ります。そこで、特定空家の中の空き家の限定のことについて1つ確定しておきたいのですが、例えば具体的に、ある住まなくなった、操業が終わったような工場があるわけですね。そういう工場が実際にあって、恐らくそれは倒産した工場らしいと。そして、そこにある企業、競売で落とした企業か何かが車で来た。近所の人ですよ。そして、実際にそれが何が問題かといいますと、シャッターがめくれているのですよ、外側に。そして、道路が走っている。それがもしこっちへがんとまくれ上がったときには、自転車で来ていたって危ないし、近所の人たち、区長さん、代理さんら含めて、川島なんかであったのですけれども、ロープひもで3カ所ぐらい結わえてこっちへ飛び出さないようにして、4月の強い風のときだったらしいですよ、やってあるのですね。

実際にそういったようなことに対しては、今の答弁外になるかもしれませんが、担当課としてはどのような形をその地域の中にしてあげられるものなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

まず、先ほどから申し上げますように、原則的には所有者の方にやっていたいくというのが原則でございます。特定空家等に関しては、最終的には行政側で代執行ができるということでございますが、その間に幾つもの段階を経て手続が必要となってまいります。所有者の方が連絡がとれない、あるいは所有者の方にその能力がないというような場合もございまして、早急な対策が必要となってまいります物件もございまして。

実際には、超法規的な措置で行政がそこに関与したという例もございまして、いち早く法で定められた手続を踏まずにやらなければいけないものにつまみは、住民の方の権利ですとか、義務ですとか、そういうところにもかかわってまいりますので、迅速な対応をとるためには、条例の設置ということも視野に入れて検討

していく必要があろうかと思えます。議会の同意もいただかなければなりませんし、今後、協議会の場で十分に検討させていただきまして、必要な措置をとれるように対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 非常にこのところ風が強い日もありますので、私も夜あたりでめくれ上がって通っていたら大変なことだなと、実際のものを見てきて思いました。ですから、そういうところも、これが工場のあれだから、和歌山あたりでは廃墟の景観条例みたいなものもあるらしいけれども、人ごととも言ってられないなと思えますので、そういった地域、またそういった場所も、さっき課長の答弁だと、あるらしいと、結構あるよという答弁なので、事故の起きる前にやってもらえないことは、何とかできることはお願いしなくてはならぬと思えますので、よろしくひとつ町内のほうを見回っていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○大野敏行議長 要望でいいですか。

○5番（青柳賢治議員） はい。終わります。

○大野敏行議長 大変ご苦労さまでした。

---

#### ◇ 長 島 邦 夫 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号4番、長島邦夫議員。

初めに、質問項目1の町人口減少対策についてからです。どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番（長島邦夫議員） 議長より指名をいただきました長島でございます。一般質問を行います。

私の今回の質問は、大きく2問でございます。それでは、順次質問しますので、いつもどおり明快なるご答弁をいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

それでは、進めさせていただきます。最初に、町人口減少対策についてということで質問させていただきます。多くの議員の皆さんが関連の質問しておりますが、私は特化して2つのところで質問させていただきたいと思えます。地方を活性化しなけれ

ば国の発展はないと言われ、各自治体の地方創生加速化交付金の申請を見ると、さらなる地域の活性化、住民サービスの向上を目指した、消滅都市を避ける危機感を持ったまちづくり施策と見受けられます。結果、この施策の差が人口の増減に大きく作用すると思っております。

最初に、(1)番としまして、当町に定住希望の多くの方々は、豊かな自然に囲まれた自然環境が大きな要因としてあります。しかし、若い20代から40代までのアンケート結果では、さらなる医療、子育て支援の充実を求めています。いわゆる、子育て中で働きたくても働けない、大変厳しい生活状況の世代だということだと思われま。この世代のニーズを的確に捉え、施策を進めないと、人口自然減は避けられず、社会増も厳しいというふうに考えます。現施策のPR活動の進捗、新たな施策も考えられるか、町長にお伺いしたいというふうに思います。

(2)番としまして、消滅自治体が予想されるような昨今の状況に対し、地域の力をつけるような施策が進められています。しかしながら、出生率の低下が予想される社会において、地域間の財政格差が住民サービスの差となるのであれば、地域創生事業も必要であるが、市町村合併も視野に入れ、無駄な経費は抑え、省力化社会を進め、住民サービスの向上を図ることも重要と考えます。市町村合併の必要性についてお伺いをいたします。

以上2つです。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 長島議員さんの大項目1番、(1)番、(2)番についてお答えをさせていただきます。

(1)番でございますが、議員ご指摘のとおり、そもそもこの地方創生は、このままでは日本の人口減少が止まらず、とんでもないことになってしまうという一部の市町村きり持っていなかった危機感に国が対応し、法律まで策定したものと考えられます。地方創生で国が今最も力を入れているのが、地方の雇用ではないかと思われま。さらに、昨年国が進めている1億総活躍社会の実現に向けた取り組みにおいては、新3本の矢として、「強い経済」、「子育て支援」、「社会保障」を位置づけ、ご存じのとおり、子育て支援を今まで以上に積極的に行っていくとしています。

嵐山町の子育て支援施策は、他の市町村と比較しても決して引けをとらないものだ

と考えております。中学校までの医療費助成においては、いち早く対象を拡大し、また法定外予防接種への助成などは大変喜ばれております。学年費に対する助成も、他の市町村では余り例がないものと思われます。奨学資金の条件つき半額免除も設けております。保育所も新たに移転をし、定員増を図り、待機児童の解消に努めています。このように子育て支援策を充実している中であって、一番の課題が、これら施策を多くの方に知っていただくことでもあります。本年からは、少ない職員数ではありますが、体制を整えて、さらに情報発信を行うよう指示をしているところであります。

新たな施策といたしましては、国においても同様ですが、財源の確保という課題があるものの、平成28年度からは妊産婦に対するタクシー助成を始めたところであります。引き続き財政の持続可能性を鑑み、町民の要望を聞きながら効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。

(2) についてお答えをいたします。人口減少の弊害はさまざまありますが、その一つとして収入の減少が挙げられます。それを補い、安定的な住民サービスを展開するため、町では企業誘致を進めているところであり、花見台工業団地においては、現在あいている箇所はありません。総合振興計画の土地利用構想において示しておりますが、工業系土地利用値を増加をさせ、財源確保に努めていきます。また、行財政改革は引き続き積極的に行っており、選択と集中、これによる事業展開も行っているところであります。人口減少を少しでも抑えるため、定住促進事業も行っています。

それでも財政的に困難となった場合は、市町村合併も視野にとのことではありますが、市町村合併につきましては、これまでも住民の意向を把握し、住民の方々の機運の醸成、これらを見きわめていくとしており、その考え方に変わりはありません。現在、嵐山町として福祉の向上のため、誠心誠意まちづくりを行っているところであり、市町村合併を検討する段階ではないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) それでは、1番から質問させていただきますが、3月の定例会の総括質疑につきましても同様な質問をさせていただきました。そのとき、町に指摘をしたことは、町でもいろんな子育ての支援はしている。私も評価をしているというふうにお話はしていました。ですけれども、それについて若い人たちは、かなり理解はしているのではないかというふうに思いますが、一部の部分しか見えてないと

いうふうなところもあるのではないかというふうに思います。その一部の部分が、お父さん、お母さん方に、嵐山町はこうなのだよと、よそはこうなのだよと、よそのまちはこうなのだよというふうなことになる、結局、嵐山町が劣っていると。そのようなところに、おじいさん、おばあさんなんかはとる傾向があると。私が自分の報告会をやったときあたりでも、そういうふうなことを質問をする方が多かったです。

ですけれども、私は町のことを代弁して話すのではなく、町ではこのようなものを行っていますよと。それはもうちょっといろんなものを、情報を収集したほうがいいのではないのでしょうかといったとき、この前も私が総括質疑で話したときに、我々がそれを情報収集するのは、ホームページは見られないから、町の広報ですとか、そのようなものに限られてしまうのだよな。あとは子供たちが言うことについて、それを聞いて判断をしているのだよねというふうな話をよくなさいます。私も議員になった当時からお話ししていますけれども、またきょうもそのようなお話が出ていますが、やはり見て、聞いて、直接話せるものと、自分で文章で見たものとの差というのは、うんと違うと、私自身はいつも思っています。

ですから、そここのところの理解度を、町長もさっきも情報をさらに流していかなくてはならないというふうに、前の議員さんにもお話ししていましたが、何と申しますか、懇談会というのは、町長は必要性があればやりますよ、言ってくださいよというふうによくおっしゃいますけれども、やはりこちらから出向いて行って、今、町でやっていることはここが重要な部分で、これをこういうふうにすれば、こういうふうな成果が得られるだろうということ、この施策を進めていますと。そういう機会を、私は持たなければだめなのだというふうに思っているのです。

それを、広報、今月出しました。その拡大版、詳細版を次の号に出しましたと。それはわかるのですけれども、人間が情報を収集するというのは、やっぱり人が目の前にいて、それでそれを聞いたことによって理解をする。理解できなかつたら、そこで質問をする。それで帰っていただく。これが一番だというふうに思うのですが、その部分の進捗はどうですかということ、私お尋ねしたわけなのですけれども、それについては少ない職員数であります、体制を整えて、さらに情報発進を行うというふうなことが答弁をいただきました。

肝心なところに、決して劣っているというふうに思っていないので、それをいかにご理解をしていただくか。ポイント、ポイント、その人、その人によって得たい情

報というのも違ってくると思いますが、やはりここまでいろいろなことについて、子育て支援とよく言われる中で、そのやっていること、行政側のほうでも自分たちでやっていることというのは、自信を持ってやっている。私もそう思っていますので、そのところをもう少し具体的に、町の何かについて、今度はこのようにやりましたといったときの懇談会でもやってみる気持ちはないのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ご指摘をいただいたとおり、町民の意向を聞くというのが原点だと思うのです。そして、それをいかに行政に反映をしていけるかというのが行政力だと思います。ですので、一番の最初の話聞きなさいということというのは、きょうも朝からいろんな意見が出ておりますけれども、そういうことだと思うのですけれども、町ではこのところで、今年度から総合振興計画の後期の計画に入るに当たりまして、昨年度アンケート調査をいたし、また総合振興計画の委員会も開いたり、いろんな情報を町民の皆さんからいただいてまいりました。直接の懇談会というのは開いてはおりませんが、そういうようなところから情報を得た中で計画をつくってまいりました。

そして、きょうも佐久間議員さんの質問にも答えさせていただきましたけれども、今の状況というのをしっかり判断をする、認識をする、そして次の一手を考えるということきりないと思うのです。それには、長島議員さんおっしゃるように、懇談会なり、いろんな意見を直接聞いたり、そういうことも全くそのとおり必要だと思うのです。そういう中であって、町とするとやれる状況として、アンケート調査ですとか、そういう状況でやってきた。ですから、こここのところで不足をする部分、ちょっとこういうことを分かってないのではないかなというような部分があるとすれば、それは素早く補っていかなければいけないというふうに思っております。

そして、人口減少対策という大きな課題の中で、具体的にいろいろ出ているわけですが、人口減少をどうするかということだと思うのです。それで、子育て支援あるいは福祉の支援、学力、学校の支援、そういった中で嵐山町の魅力を出さないと、隣のまちへ行ってしまふよ、遠くへ移住してしまふよというような状況を起させない。それにはというご提言だと思うのですけれども、まさにそういうことをこれからどうやっていったらいいのかというふうに考えています。

それで、もっと言わせていただくと、先ほども一部言いましたけれども、人口の動向というのを、先ほども2回読ませていただきましたけれども、もう一度言わせていただきますけれども、そもそもこの地方創生は、このままでは日本の人口減少が止まらず、とんでもないことになってしまうという一部の市町村しか持っていなかった危機感、これを国が対応してこういう動きをしてきましたということだと思っております。まさに一部の市町村きり持っていなかったのだと思っております。

それで、先ほど話しましたけれども、現在と10年前と10年後の人口の話を、さっき子供の話を言いました。10年前には1,000人だったのが、現在は770人。それで、10年後は600人になりますよ。これが現実なのですね。それで、ここのところを、人口推計で研究機関が言ったように下がっていかないで、努力をして1万2,000人、そのところで抑えようという計画を出したわけですけども、それには出生率を今までの嵐山町から考えたら、先ほども議員さんおっしゃいましたけれども、とてつもなく高く設定をしているわけです。ですから、そのところができるかどうかというのは、まさにとんでもなく真剣なことなのです。そういうことが、今のこのまちづくりの中で、一部の市町村きり持っていなかった危機感というのが、嵐山町の中に末端まで浸透しているかどうかということが、一番の出発点だと思っております。

ですので、議員さんおっしゃるように、その調整、その地域の懇談会というようなものももちろん必要だと思いますが、嵐山町は今までいろんな形で、例えば工業団地をつくりましょう。つくっていった嵐山の稼ぐ力をあれしましょう。また、高速道路にインターチェンジをつくりましょうというようなことだとか、いろんなことがあったときに、議会で特別委員会をつくっていただいたり、あるいは町のほうでもそれ相応の対応をしっかりとって、そういう議会の皆様方、執行の対応、それと町民の皆様への情報の提供をしっかりとって、それで町を挙げて取り組んでくるというのが、工業団地もそうですし、インターチェンジもそうだと思うのです。その、まさにそういうときだと思うのです、今。

ですから、議員さんおっしゃるように、議会のほうにもお願いをして特別委員会のようなものをつくっていただいて、嵐山町の今の状況というものをもう一回しっかり把握をしていただいて、情報は提供、全部出してあるわけですので、それらをしっかりとって、そして行政のほうもしっかりしなさいということで、もう一回ふんどしを締め直して私たちもやらなければいけない。それを議会も執行も、そして地域の皆様

方にも、こういうような体制で町が取り組みを始めますというようなことを、今まで以上に周知をしっかりと、取り組んでいかなければいけない時期だというふうに思います。

ですので、議員さんおっしゃるような懇談会というのが、どこまで効果が出るかというのは、アンケートをまだとったばかりで、新しいアンケートがいっぱいあって、それを実施をしていこうというところにあるわけですので、その先については、今言ったような形、全庁を挙げて取り組んでいくような体制をしっかりとっていきたいというふうに今は考えております。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 今、町長から話があったとおり、昔は消滅都市なんて考えられなかったし、人口がこんなに何で減ってしまうのだろうと。それは国の施策にも原因があるのではないかとこのように思いますし、今、1.8を目指すという数字を言っていますが、1.8なんてとんでもない。そんな数字をどういうふうにしたら達成できるのですかと、逆に聞きたいですけれども、その方向に持っていけないと、国が維持できないということのところから、1.8というのは数字が出てきているのではないかなというふうに思います。それは、国はそういう芽出しをし、今の地方創生加速化交付金ですか、こういう事業もやりますよ、地域から力をつけてくださいよと、いろいろなことを申し上げます。

それでも、さっきもいろいろダブってしまいますけれども、町長、町の財源のお話をしました。議会の中に工業導入の委員会があったというのは、私も記憶の中にあります。そのときに私は事業を一生懸命やっていたものですから、そういうものは町がやっているのだと。ただ、今の時期に、この時期に工業なんか導入したって、そんな来りような企業なんかはないのではないのと、ある方に言った記憶があります。

それからまた2～3年すると、あのころは景気の波というのが山あり、谷ありと、こういうふうに繰り返していたのです。だから、またそのうちよくなるよと。事業をやってもそういうふうな気持ちで、安易な気持ちでいましたけれども、今はとてもではない、下がるのは予想できるけれども、ではどこへ行ってどう上がるの、上がる要素なんかはないではないというのが、今、事業をやっている人の大体の意見ですよ。ですから、中にはもがいて、少しでも事業をうまくやっっていこうというふうな考え方で、いつかは全体がよくなるよなんて事業をやっている人は、まして零細企業、中小

企業なんかにはいません。

そういうふうなことですから、町の財政についても、やはり非常に厳しいというふうに思います。ですから、なるべくこの時期になっても工業導入をして、少しでも町の財政が潤い、少しでも住民の方に住民サービスをよくし、人口減は、自然減は国全体のことですから、それは避けられないかもしれないけれども、社会減については何とかクリアしなければ、これでちょうど真ん中よりまだ下だというふうに思いますよ。

ですから、住民の方に少しでも町の状況ですとか、いろいろとご理解をいただくとくには、最低でも今までの方法だけではなく、ニーズがみんな違うのですから、その年代によって違うし、個々によっても違うし、うちは今、何としても保育園にこの子を出さなければ、勤めに出られないから厳しい、そういううちもあるでしょうし、また片方は違う人もいますかと思えます。そういうものというのは、やはりその場に行って聞いてみないとわからないことが多いから、私はこういうものについてはしっかり十分、細かいことでもアンケートをとればわかるかと思えますけれども、私はアンケートを見ました。ずっといつも見えていますよ。

ですけれども、やっぱりその年代のあれというのは、そこに集中して、今の時代、そういうふうに子育て支援していろいろ言われるから、特にそこに若い人、集中的に目が行くのかもかもしれませんけれども、やはり自然減を止めるには、そのところのご理解をいただく。十分やっている事業であっても、それをご理解いただくように、さらに私は一步違った説明の仕方とか、報告の仕方ですとか、そのようなことについては子育てだけではなくて、町がやっているものについて、議会も議会報告会をやっていきますけれども、これは町でやったことの結果を、定例会の結果を報告しているだけです。ですから、そうではなくて、町がこれから目指すものというものを、やはり説明していただく必要があるのではないかというふうに思うのですが、再度町長、お聞きをいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおり、この流れがそういう形になっていて、20代から40代というようなことを書いてありますけれども、40代の人の歴史的なことを考えると、大体円が高くなっていくのに、そっくりそのときにぴったり、不景気の状態を味わってきた人が、今、40代なのですね。そういうような状況で今なってきたりしている

ような状況。

それで、今、嵐山町はどうかと言ったら、これも佐久間議員さんが言いましたけれども、嵐山町というのは全国的にも恵まれているところ、ポテンシャルもすごく高いところだと思うのです。幸せなところだと思うのです。ほかのところと比べて、全く嵐山町は素晴らしいと思うのですよ。そういう状況を意識をしていない人が多い。それではだめなのですね。やっぱりそれをしっかり意識をして、その上で、嵐山町が置かれている今の状況というのをしっかり認識をするという状況です。それで、これから30年、50年先をどうするということだと思うのです。

さっきも言いましたけれども、学校の校舎1つ、10年前のとき、それから15年前のときにあった学校の数というのが、今、これから10年先のときには、極端に言えば1つで足りてしまうのです。それで、それにしないと、要するに税金を払う人がそれだけ少なくなってくる。働く人が少なくなってくる。そういう社会に対応していくというものがなければ、町の運営というのはできないわけですので、そういう状況なのだ。恵まれているのだけれども、恵まれているのをよくわかった上で、対応を今からしていかなければいけないのだというのが、今だと思うのです。そういうような意見を午前中も出していただきましたけれども、まさにそういうことだと思うのです。

ですので、負担と交付きりないのですよ。入るものと出るもの、これっきりのことです。ですから、今、議員さんおっしゃるように不景気が続けば、入るものが少なくなってくる。しかし、このところで現政権が政権をとってから、少なくとも今までよりはGDPも上がっているわけです。そういう状況がこれからさらに行けばいいですけれども、それがなかなか行かない。だから、じれているというのがあるわけ。それが今の状況だと思うのです。

この時期に、だから嵐山町はしっかり今の現状を認識して、それでポテンシャルという能力は嵐山町もあるわけですから、この上にしっかりやっつけていけば、消滅する自治体というようなことにはならないのだというのを、皆さんで認識しながら頑張っていく、こういうことだと思うので、議員さんおっしゃるとおりだと思います。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 厳しいことを申し上げますけれども、2番と大分重なってくる部分がありますので、2番に進ませていただきます。

先ほども町長のほうから、小学生の現在と10年前と10年後のお話がございました。

そのときに、この現状をどういうふうに見るのか、我々に問いかけたような部分もあったように聞こえました。これは本当に、先ほども言いましたが、自然減なので、あとの社会増については奪い合いみたいな感じになってしまいますよね。うちのところはこういうことになっているから、ぜひ来てくださいよ。こういう支援がありますから、来てくださいよと。全体が少なくなっているところを、そういうふうなやりとりになってしまうと。そうすると、財政的に豊かなところが勝ち組になってしまって、負け組にいたところの住民は、ではどうすればいいのだと。そういうふうな住民の考えの持ち方があるから、どうしてもそうではないところに行く。

だけれども、私は子育て支援なんていうものは、金銭的なものだけではないというふうに思っていますので、そのほかにも、この後2番のほうに、また子育て支援のタクシーの妊産婦の支援、要は子育て支援というか妊産婦、子供さんができていても2年間ということですから、それに該当するわけなので、その部分のことも後で申し上げますが、やはり精神的な、先ほども嵐山町に来てみて居住をしたいというふうには、この恵まれた環境の中で、子育てしやすい環境というふうなところを選ぶ。これは精神的なものですよ。物欲的だとか、そういうふうなことだけではないわけです。そういう人がいる反面に、社会減で減ってしまう人は、物的なものだけを取り上げて、自分の生活を維持するため、さらに産ますためにいろんな支援があるところに行ってしまうと。

そうならば、先ほども同じようなことを言っていますが、今のこの10年後の小学生の人数が600、そういうものを考えたときに、嵐山町は本当にこれでやっていけるのだろうか、というふうな気持ちを私は持ってしまうのです。それは、私も特別変わった人間ではないですから、そういう危機を持っている人はほかにもいるかというふうに思います。その危機をどのように乗り越えていくかというのが、我々議員でもあり、行政のこれからのすごい大きなウエートの仕事ではないかなというふうに思います。

ですから、私が市町村合併を望んでいるような、ここに必要性についてということで、別に望んでいるわけでもないのでありませんし、今以上に嵐山町がこのような形で、皆さんに愛される町で、さらに進んでいくということがベストなことであるし、それを望んでいます。それには、やはりいろんな対策、私はこういうふうなことではないと思いますよ。皆さん、十分住民の方に理解していただきたいといっても、住民

の方がそれを違うことを望むのであれば、それに沿っていくしか方法はなくて、それをやらない限りは消滅してしまいますよという、私は危機感を言っているわけなのですよ。

ですから、考えないでやっていくというのは誰しもあれですけども、心の片隅にでもそれを置いて、いつも、私、事業家ですから、事業をやったときに、もし私が万が一になったら、会社はどうなるのだろうかとか、また家族は家族で、例えばもしここで私がいじめになれば、この家族はなくなってしまうと。いつもそういうふうなことを思うから人間は努力していくのであって、いつもそういうものを心の片隅には持っていないと、いい仕事はできないと、そういうふうに思っていますので、ぜひ町長にもそういうふうな片隅に持っていただいて、いざというときには、いろんな広域化のあれを今進めていますけれども、一部は広域化でもカバーできるかというふうに思います。ですけども、できなかったときには、我々も努力はしますけれども、それは踏ん切っていただく必要が来るのではないかなというふうに考えてしまうのです。

こういうふうに考えているのですが、町長にはそんなことを言うより、まず前を向いて頑張るのだと、そういうふうなご答弁だったのではないかなというふうに思います。私が今言ったことに対してご答弁いただけるようでしたら、よろしくお願ひしたいというふうに思いますが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町村合併については、今、答弁をさせていただいたように、私が町長にお世話になったころ、まさに町村合併の花盛りの終盤のところだったのですけれども、そのときにも話をさせていただきましたけれども、町民の意向を把握して、そのときに言っているのですが、住民の方々の機運の醸成を見きわめてということで答弁をさせていただいています。町の中に、そういった合併をしたほうがいいのではないだろうかというような意見が出てきている。そういうときには、それを敏感に感じて、受け取って、そしてそれに対してどのような状況なのか、町の中の意見をしっかり聞いて、それで判断をしていきますよというふうに答弁しています。今でも変わりありません。議員さんおっしゃるように、そういうのを耳をふさいではだめですよというけれども、それは当然のことで、そういうふうに今でももちろん思っております。

それで、ちょっとくどくなって失礼なのですが、負担と交付と、これっきり

ないのです。ですから、入るものと出るものがいかにどうバランスがとれるか。それで、国が苦心しているのは、20年にプライマリーバランスをつけるのだと言っているのだけれども、ここのところで消費税がこういうことになったらできないですよ。どの新聞も、テレビも言っているとおり、そういう状況になってしまった。しかも、それを国民が選んでいるわけですから、そういう状況の中で、地方の自治体というのはやっていかなければいけない状況にあるわけです。ですので、そういう中であって、こういう町村合併の話が出てくれば、それはそのときで町民の皆さんの意向を敏感に感じ取って、意見を集約をしていくというのが必要だと思います。それに耳をふさいでいるわけではありません。

ただ、今、町村合併をやったところで、合併特例債を受けてずっとやってきているところが、どういう状況のところかというの、いろいろあるようですよね。ですから、一概にはなかなか言えないですけども、そういうような状況を勘案しながら、嵐山町は今置かれた状況をもう一回しっかり確認をして、それで入るほうは交付税を、議員さんにこんなことを言うのはあれですけども、埼玉県の中でも4番目に少ない町です。それだけ国は、嵐山町は持っているのだよなと、入ってくるのだよなと見ているわけですから、周りの町村に比べて、嵐山町は埼玉県の町村の中で上から4番目、少ないところです。

ですから、そういうような中なのだけれども、議員さんから見ると危ないではないかというように見られるわけですから、それをしっかり受け止めて、嵐山町もそういうような形にならないように、ここのところでもう一回皆さんで今の現状を認識し合って、しっかり踏み出していくというのが必要なのかなと、改めて思っています。

○大野敏行議長 長島議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をしたいと思います。再開時間を4時5分といたします。よろしくお願いします。

休 憩 午後 3時54分

---

再 開 午後 4時04分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長島邦夫議員の再質問からです。どうぞ、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 平成の合併からしばらくたっておりますので、いろいろなメリットだとかデメリット、いろいろなところで首長同士でいろいろお話をして、町長

のほうが大変詳しいのではないかなというふうに思いますので、これについてさほど質問するわけではないのですが、よく金銭的なもの外として、地域の今まで維持してきたものが薄れてしまうとよく言われますよね。私は、中学生になったころ嵐山町ができて、小学校のころは菅谷村だったというふうに思いますが、それ以前、昔には各地区、何々村というのがほとんどで、合併して最初に菅谷村ができたのではないかなというふうに思います。それで、嵐山町になって、約3,000平方キロメートル、非常に小さい町ですが、合併で今の組織はなっているわけです。

この人数が今1万8,000、私が若いころ、ちょうどあと少しで2万に行くというふうによく挨拶の中で聞いて、ああそうなのだ、2万へ行くのだ、やっぱり大きくなるのだというふうに思っていましたら、逆に少なくなってしまいました。このあれの中にはいろんなものがあるのではないかなというふうに思いますが、自分の意見として、今のコミュニティーがさらに悪化して、地域のコミュニティーが悪化するようであれば、金銭的なもの外にしても、地域の特色が薄れないとするのであれば、合併に踏み切ってもいいのではないかなというふうに私は思います。これは私の意見ですから、町長については、今、その段階ではございませんというご意見でございませうから、それで結構ですが、私はそんなふうには思っていますので、答弁は結構ですけれども、一応一町民としてもそういうふうには思っているということで、私だけではないでしょうから、そういうこともあるのだということも、考慮の中に入れておいていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。高齢者、妊産婦における支援タクシー制度について質問いたします。支援タクシーについては、多くの高齢者、妊産婦の方々の利用が期待をされます。しかしながら、身体的に厳しい方々のタクシー利用であり、きめ細かな気配りのある乗降サービスが求められ、どのタクシーに乗ったとしても同じサービスを期待します。タクシー会社への乗降のマニュアル、お願い等について伺います。身体的に厳しい人が使うタクシーなので、そういう気配りをしているかどうかお伺いしたいというところです。よろしくお伺いいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、質問項目2につきましてお答えをいたします。

高齢者外出支援タクシー事業については、平成23年度に試行的に開始してから4年

が経過し、制度の周知も進み、利用者も年々増加しており、皆様から大変好評をいただいております。また、今年度からは妊産婦外出支援タクシーも開始したところであります。現在、これらの事業を委託しているのはイグチ交通株式会社、森林公園交通株式会社及び観光タクシー有限会社の3社であります。

さて、ご質問のタクシー事業者への乗降マニュアル等についてですが、タクシー事業者では接客マニュアルを作成し、研修等を行い、サービス向上への取り組みを、それぞれの会社で定期的実施していると伺っております。具体的に申し上げますと、ある事業者ではマニュアルを作成し、研修は月2回実施し、4カ月ほどかけて乗務員全員が受講しており、町の制度についても要綱をもとに、また新制度の妊産婦助成についても資料を配布し、説明、指導を実施しているとのことでもあります。

町といたしましては、利用者の方から苦情、意見等があったときなど、また制度改正をしたときなどには、事業者に対し指導をしておりますが、各社が業界内での競争の中で切磋琢磨し、企業努力をするなどして、さらなるサービス向上が期待できるというふうに考えておりますので、マニュアル等を作成し、事業者に対して一律のサービスを行ってもらうような指導等は行っていない状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 高齢者の75歳以上で運転免許証を持っていない方というのが、高齢者の場合は対象になっていきますし、もちろん障害者の方は別なあれがあるのではないかなというふうに思いますし、この4月から妊産婦について、母子手帳をいただいたときから、そこから2年間というふうに話を聞いていますが、それでよろしいのでしたっけ。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 高齢者の方のタクシーの助成金につきましては、75歳以上の方が対象になりまして、運転免許証を持っていない方が対象ということでございます。それとあと、障害者のほうのタクシー支援の助成を受けている方については、対象外というような形になってございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

妊産婦外出支援タクシーにおきましては、母子健康手帳を交付した日から2年間を経過した日の属する月末まで、2年間該当するというところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 高齢者の方についても、またはこの4月に始まった妊産婦の方についても、こういう方を町のほうで支援タクシーの制度をつかって、なるべくタクシーを利用して、いろんな困ったとき等は利用してくださいよというふうなことで始めたというあれは、マニュアル的には、そういう説明はもちろんしているかというふうに、こういう方が利用しますよというふうなことは、もちろんご連絡はしてあるかというふうに思いますけれども、そういう方の体に身体的に、健常の方もいらっしゃるでしょうけれども、劣っている方が利用しているということで、マニュアルを必要とないと思うのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

ももとの対象の方が、既に75歳を超えた方が対象というふうな形になりますので、事業者に対しましても、その辺のところは当初の説明のときからさせていただいて、その辺は理解をさせていただいているというような、こういうふうに思っております。特に改めてこのようなサービスといいますか、こういったことをやってくださいというようなマニュアル等をつかって、指導しているということではございません。

先ほども答弁の中でお答えをさせていただきましたが、それぞれの事業者でマニュアルをつくっているところもございますし、マニュアルはつくってないけれども、国交省でつくっているマニュアルをもとに、乗務員の方に対して指導、研修等を行っているというような会社もございますので、改めてこちらのほうからは、今のところはおくってないというような状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 先ほどから申し上げているとおり、体が75歳であれば、若い方と違って非常に苦労しながら外出もしますよね。そういう方への支援ということで

すよね、なるべく外出を助ける。これでその人たちに、町ではこういう人たちが利用するので、例えばの話ですよ、我々がタクシーを利用する場合は、行けばドアがあく。重たいものを持っていけば、トランクあけてくださいよと。自分で載せることもできますけれども、手がやっと上がるような方が載せてくださいよと言ったとき、やっと運転手さんが出てきて載せていただくような、そういう状況もかなりありますよね。

そういうときに、町で利用するチケットを使うような人であれば、ぜひそういうマニュアルがあってもいいのではないかなと。企業さんをお願いをして、ぜひこういうふうなサービスがあるけれどもというふうなものを、マニュアルがあってもよさげなものかなというふうに思います。

これから、妊産婦の方なんかなおさらですよ。おなかがだんだん大きくなって目立ってくればわかりますけれども、そのサービスの度合いが、妊産婦の方なんかだとサービスというのが、それはこの田舎だから、そんなに競争心があるのかないのだからよくわかりませんが、都内のほうであれば、それは提携している人なのでしょうけれども、迎えに来て、そこで今、下にいますからというご連絡があり、そこに運転手さんがついてきてくれる。それでドアをあけてくれて、荷物は全てその方が預かって、運転手がトランクに入れるなり、そういうこともするというふうな、そこまでのあれを私は言っているわけではないですけれども、全てそういうふうな、妊産婦の方が利用するのであっても、これはサービスの問題ですから、やはりそういうふうなものまで、業者のほうでも少し指導してもいいのではないかというふうに思うのですけれども。そうでなければ、妊産婦のあれをつくった意味がないかなと。ただ金銭的なものだけになってしまう。そういうものではないというふうに思うのですけれども、高齢者の方より、どっちかといったら妊産婦の方にマニュアルでもお聞きしたいので、健康いきいき課長、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

妊産婦の外出支援タクシーの件ですけれども、一応実施に関する契約の中にも、妊産婦からタクシーの利用を求められたときには、安全に乗車できるよう配慮して乗車をさせていただくというような契約の中には文書が盛り込んでございます。それで、また高齢者と違って妊産婦の方には、そのタクシー会社では、陣痛が来たとかそういう

った特別なときには、前もって登録をしておけば、優先的に配車をしていただくとか、そのようなこともタクシー会社のほうではできておまして、その点につきましては安心かなというふうな感じは持っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） タクシー会社によっては、登録しておけば、そのようなサービスもやっていただけるところもこの近辺ではあるのですね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

この契約をしている3社のタクシーには、そのようなことでやっていただけるということでお話を聞いております。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） その会社には、その会社のそういう対象者へのマニュアル等があって、それで運行するのではないかなというふうに思います。

あわせて、その登録をして、なおかつ町の制度を使えば、業者とすれば、旦那さんが外に行ってしまうと、奥さん1人でいた場合にも、安心してそういう場合には使えるわけですから、これは嵐山町が取り組むということであれば、そういう契約のシステムがあったほかに、町で補助を出していただく。非常に特化したものでありますので、ぜひそのところをさらに使いやすいようにマニュアル等も、こちらからのマニュアル等も、会社のあれだけではなくて、こういう場合には、登録した方にはこのようにやっていただきたい。また、チケットだけする場合には、そういうふうな妊産婦の方であれば、こういう会社もありますよというふうなものも、ぜひ広報していただいてやっていただくのがいいかなと。

もちろんやっているのではないかなというふうには思いますが、何か私が聞いたところによると、重たい荷物を持っていて、おながが大きくても別に何の反応も示さない。ただドアをあけただけで、荷物を持つも何もないよ。これでは、幾らか支援のあれを出しても意味がないのではないの。もっと出していただく、金銭的には助かるかもしれませんがけれども、私がこういうふうな体でいるのだから、そういうところのあ

れというの、町のほうでマニュアル等をつくってやっても、その話を聞いたときに、随分サービスが悪いよというふうな話を聞いたものですから、そういうものがあってもいいのではないかなというふうに思ったものですから、今回、こういうふうな提言をしました。

ここでお迎えに来ていただいて、乗って行って、それで電車に乗って行って、違うところに、大きな市に行ったときに、全然対応が違うと。やはり、これでは精神的に、こういう細かいところに気がつかないのかなというふうな指摘をされたら、幾らお金を出してもペアになってしまいますので、やっぱりそういうところのあれというの十分気を使って、マニュアル等、困っている方にはそういうものが伝わるように、利用しやすいように考えてやっていただきたいというふうに思います。これについていかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

私のこれは個人的な考えになってしまうかもしれませんが、私が思うには、タクシー事業者さんが、それぞれ会社のほうでいろんな研修をしているというような中で、そういった高齢者の方ですとか、障害者の方、妊産婦の方、そういった方への対応等も、当然やられているのだというふうに思っているわけでございます。

ただ、それを研修等を受けても、実際の乗務員の方がそれを実行していないと、そういった実際研修をしても、意味がなくなってしまうというようなことでございますので、私はそういうふうに思っていますので、今後は議員さんからもそういったお話をいただきましたので、会社のほうにぜひ研修の中でそういうことをやっているのであれば、それが実際に業務の中で反映されるようにしていただきたいというようなことを申し上げさせていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） このような高齢者の支援タクシーについては、しばらくたちますので、アンケートもとっているというふうなお話を聞きました。ですから、そういうアンケートについても細かく注意を払っていただいて、届いてないようであれば、

町からのマニュアルというの必要かというふうに思いますので、それは生かしていただきたいというふうに思います。

妊産婦の支援タクシーにつきましては、まだこれから始まったばかりですから、いろんなところのせっかくこういうあれができて、本当におなかに赤ちゃんがいるということは大変なことです。家族にとっては、十分そのところを理解していただいて、タクシーの方にも十分な配慮をしていただくというマニュアルも必要だというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。検討していただくことを期待して、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

---

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 4時24分)

## 平成28年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

6月6日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第13番議員 渋谷 登美子 議員

第1番議員 吉本 秀二 議員

第8番議員 河井 勝久 議員

第9番議員 川口 浩史 議員

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二

---

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
中嶋秀雄	総務課長
青木務	地域支援課長
山岸堅護	税務課長
村田朗	町民課長
石井彰	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
村上伸二	文化スポーツ課長
植木弘	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
菅原浩行	まちづくり整備課長
深澤清之	上下水道課長
金井敏明	会計管理者兼会計課長

小久保	錦	一	教 育 長
藤 永	政	昭	教育委員会こども課長
植 木		弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

---

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第2回嵐山町議会定例会第6日は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時58分)

---

◎諸般の報告

○大野敏行議長 これより議事に入ります。

ここで、報告をいたします。本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

---

◎一般質問

○大野敏行議長 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 渋谷 登美子 議員

○大野敏行議長 本日最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問項目1の埼玉中部資源循環組合焼却炉建設の進捗からです。どうぞ。

[13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇]

○13番(渋谷登美子議員) それでは、渋谷登美子ですけれども、通告書に従って順番に質問していきます。

1番目です。埼玉中部資源循環組合の焼却炉建設の進捗。計画の進捗について伺います。住民同意、測量、環境アセスメント、設計等についてです。

以上。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、答弁をさせていただきます。

平成27年度から28年度の進捗状況につきましては、地権者25名に対し、現況調査等

に関する協力をお願いを行いました。お願いの内容は、1、測量等についての現況調査、2、地質調査、3、環境影響評価、環境アセスメントでございます。4、農業振興地域農用地区変更申請の提出などであります。

平成28年5月現在、一部の方が不承諾であり、立ち入りに対しての承諾を得られていない状況であります。合意のない土地を除いて事業を行うことは形式的には可能でございますが、丁寧な説明を行い、合意が得られるように説明を続けている状況でございます。そのため、平成27年度に予定しておりました測量地質調査につきましては、状況を見極めて実施する予定となっております。

環境影響評価につきましては、平成27年度に計画書作成の委託を行っております。計画書とは、どのようなことをどのような方法で測量や評価するかという計画を示すものでございます。計画書の作成をした後、公告縦覧をし、地域の住民の方にその内容を知っていただき、ご意見をいただくという流れになっております。平成27年度においては、川島町が新たに加入したこともあり、基本条件の整備、環境保全計画の検討、建物等の配置計画、工事工程の検討を行うための施設整備基本計画策定業務を委託いたしました。

農業振興地域、農用地変更申請書につきましては、吉見町から東松山農林振興センターへ事前協議書が提出されたと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 一部の方が農地変更に関して、農用地除外について反対していると思うのです。そもそも測量などの申請と農用地除外についてのものを一緒に地権者の方に出すということ自体が問題なのですが、農用地除外に関しては、これがなければ、環境アセスメントも全て測量もできないですね。農用地除外に関して言いますと、農用地除外の法律があるのですけれども、その13条の中で、農用地振興地域整備計画の除外に関しては、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限りできるとなっているのです。

1、当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況から見て当該変更にかかわる土地を農用地等以外の用途に変更を供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもってかえることが困難であると認められること、これはもう既にそこではないといけないということはありませんよね。

今までも吉見町だけでやっていますけれども、そういった農用地除外をしようとしているので、かなり難しいのではないかと思います。

そして2番目として、当該変更により農用地区域における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められたこと、この近辺全部農用地ですよ。そして、そこではイチゴ栽培をしています。その場合、ここだけが農用地から外れた場合には、かなり厳しい状況になると思うのです。

3番目、当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。ここ5ヘクタールですから全てなくなるのですけれども、ここで農業をしたいと言っている方がいて、そしてそれをなくしてしまうということは、今測量もできない状況であるということでありながら、こういった状況を進めていくこと。

そして、5番目として、当該変更にかかわる土地が農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点からも、政令で定める基準に適合していることとなっているのですけれども、こういったことが全てここに関してできるということではないですよ。農用地除外に反対する申し入れ書というのを提出されています、地権者の方が。だからもう反対しているわけですから、そこではできないということになりますよね。その人はどんなことがあっても売らないよというふうになっているのですけれども、ここで既に非常に厳しい状況になっている。

嵐山町に関しては、焼却場は小川地区衛生組合でもまだ大丈夫ですし、嵐山町の花見台工業団地にあるエコ計画でも、とりあえずお願いすれば当面大丈夫かなと思うのです。ですけれども、一番老朽化が進んでいる市町村となりますよね。一番老朽化が進んでいるのは桶川市ですか。それで難しいと言われていながら、このような状況をいつまでも続けていくこと、そしてこういった状況に関して、議員や住民の人に情報提供していない、これは非常に問題であると思うのですが、その点について町長はどのようにお考えになるか伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

今、答弁をさせていただいたように、地域の関係する住民の皆さんにお願いをして

いる内容が4つ、今お話をさせていただきました。そして、28年5月現在、一部の方が不承諾という状況でございまして、その不承諾な方に丁寧な説明を行い、合意が得られるよう説明を続けているという状況でございます。そして、非常に厳しい状況で、今後についてはというようなお話がございました。いつまで、どうするのだということでございますが、現状では誠意を持ってお願いをしていくと、現在はそういう状況で進めさせていただいているという状況でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 町長の言うのは地権者に関してですよ。ですけれども、嵐山町の町民に関しては、ちっとも丁寧な説明はしていませんよ。どういう状況になっているか、そして嵐山町から吉見町大串地区まで運んだら、どのくらいの距離があって、どのくらいの負担になるか、そして負担する金額として多分今までよりも配送費が2倍近く多くなると思うのです。そうではないかと思うのです。それは推測ですけれども、そういったことも説明しないでどんどん進めていって、ここに決まったよということですよ。これは平成33年ですから、30年稼働にするためにはタイムリミットがありますよね。それにもかかわらず、どんどん、どんどんこれはお願いしていくという形ですけれども、私は近々、これに関しては中部資源循環組合に関して監査請求をしていきます。これは明言しておきます。

そうしますと、ますます農用地除外に対して、県の農林振興センターは、問題が、信頼関係があり、今後の状況として、農用地除外が適切であるというふうな判断はしないと思うのです。その場合に、これは仮ではないですよ。その場合に、これがどんどん、どんどん進んでいって、本当に嵐山町は今現在、まだ小川地区衛生組合の管内であるから、そして嵐山町にはエコ計画があるので、とりあえず数年は大丈夫でしょう。ですけれども、ほかの市町村にとって、特に桶川市、吉見町はどうするのだから知りませんが、そういった状況になっているときに、もう一回見直すという決断がいつかの時間でやらなくてはいけないと思うのです。

この前の答弁ですと、広域で始まっているものだから仕方がないと、ほかの市町村の状況もあって皆さんと足をそろえるというのがご答弁でした。その足をそろえていたら、ほかの市町村も、嵐山町も決まっていればいい状況にはなっていない。特に住民に情報提供がされていないということに関して、議会に関してもそうです。全く情報提供がされていません、進捗状況に関して。それについて、町長はどのような責任を今後

とっていくのか。しかも、人口減少でもう大変だ、大変だと言っている中で、こんなことはあり得ないです。それは財政とのバランスの中でどう考えていくのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

今お話のような状況で現状ではそういう形で丁寧な説明をして、ご理解をいただきたいという仕事を進めていただいているという状況でございます。

そして、今後について、どこまでどうするのだという話ですけれども、当然うちのほうも小川の状況もございますし、いつまでもこのままの状況ではない。新しいほうにつくっていくのだという方向を決定をして進んでいますので、いつまでというのは現状では答えられませんけれども、そういう状況の中で、現在はひたすら一生懸命お願いをしているという状況でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これというのは、財政問題も絡めて考えていくと、非常に厳しい状況になっています。そして、吉見町大串地区までに運ぶようになったら、ごみ処理については、例えば瓶、缶などの資源ごみは小川地区衛生組合で今現在もやりますよね。焼却ごみだけが向こうに行くわけですから、そういったこと、そしてその焼却ごみに関して、粗大ごみの焼却ごみは向こうに持っていく、そういった形になっていく。そういった詳しい情報が住民に提供されていません。その住民へのごみ処理に関しての今後の情報提供については、今現在はどうなっているかということに関しての情報提供はどうしていくのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ご承知のような状況で、中部の議会が構成をされたわけです。そして、議会の中でも当然議論をされていくわけでありまして、行政のサイドと議会のサイドと話し合いを重ねながら、これを進めていくという状況で、今そういう状況で進んでいるということでございます。ですので、今後については、今、議員さんおっしゃるように、当然どこでも財政増強して、それで一円でも安くごみ処理ができるような方向を目指して進んでいるわけですので、いつまでもどうだとかこうだとかというよう

な状況というのは、どこのところでも同じ状況であるわけですので、現状では、ただそういう状況で進んでいるということだけお答えをさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 中部資源循環組合議会の話が出ましたけれども、こちらの嵐山町議会では中部資源循環組合の議員として立候補された人は落とされました。そして、保守系の推進側の方が入ったわけです。そうした全ての議会の状況、各市町村の議会の状況を聞いていますと、全て推進するという方しか議員に入っていません。ですから、どんなことがあったとしても、議会からこれはおかしいのではないかというふうな形で提案する方は出てきません。中部資源循環組合は広域議会ですから、予算と決算しか恐らく定例議会はないと思います。その中で、すごく無責任な形のご答弁だと思うのですけれども、議会と行政がやっていくなんていうことは、今の広域議会、広域組合のあり方の中では考えられないことなのですから、それほど広域組合議会に期待することができますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんはどれだけ期待しているのかわかりませんが、各構成団体の議会で決まった内容が中部の議会で議論をされるわけですので、中部の議会が、嵐山町の誰々がという問題ではなくて、そういう状況で積み上がった形の中部の議会で行われるわけでありまして。それで、私のほうは、行政サイドで議会のほうにお諮りをするわけですので、行政のほうは、そこに出すのに皆様方の議会の同意を得て、予算もつく同意をいただいたものを提出をするという状況ですので、そちらの議会についてはどういう状況になるかというのは、こっちがちょっと関知ができない状況、当然のことですけれども、そういう状況です。その中で、こちらとすれば議員さんおっしゃるように、お預かりをしている予算を使って今進めているわけですので、それがスピードが、あるいは進み方がというような問題というのは当然しっかり考えていかなければいけないというふうに認識はしております。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 中部資源循環組合の進捗や、そして実際には小川地区衛生組合が残って資源ごみを処理していくわけですよね。そのことについて、そして嵐山町から、例えば仮にできたとして吉見町大串地区までどれだけの時間がかかるか、

そしてどの程度の運送費がかかるか、それがどのくらい嵐山町の町民の負担になってくるかということをそろそろ住民に情報提供すべきだと思うのですけれども、いかがなものでしょうか伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お話をしているように決定をしたことについては、遅滞なく情報を提供しなければいけないわけですが、まだ何も決まっていないうけでして、こういうふうに決めていきたいと思いますということが決まったわけであって、決まったことはないわけですので、決まったことは遅滞なく皆様方にお伝えをするし、町民の皆様にもご理解いただくような情報提供はいたします。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 吉見町大串地区に焼却炉をつくるということは決定したのですよね。それで、そこに持ってきた。だから組合議会ができた。それは決定ですよ。だけれども、そのところで進捗ができていない、そういうことですよ。

そして、焼却ごみは吉見町大串地区、中部資源循環組合でも燃すけれども、残ったガラス瓶、それから瓶、缶、今のところは資源プラもそうですけれども、それは小川地区衛生組合で進めていきます。そうですよね。そのことも全く情報提供されていない。これは決定されたことです。吉見町大串地区まで持っていくということ、それがうまくいかないということです。だから、ここの決定されたことについてどういう課題があるか、それを住民に情報提供するということは、町長の財政を預かる者としての使命だと思うのですが、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 再三お話をしているように、決まったことについては情報提供は遅滞なくしています。しかし、決まっていないうけについては話ができない、当然のことです。それで、状況というのは誰もがみんなわかっているわけです。小川地区の衛生組合はこういうような状況でございます。ですので、このところでいつまでも同じような形の処理はできないと。ですから、次の方向を考えなければということで今一歩歩みだしたという状況であるわけですので、それを構成市町村の中で、一日も早くこのところで処理ができるような方向で進める。それには今やれることというのは、

願いの内容は、一部の不承諾の方がいらっしゃるので、丁寧な説明をひたすら続けて、合意が得られるよう今続けている、そういう状況でございますので、それ以上でも、以下でもございません。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 決定したことだけを報告するというのは町民に対しての政治参加ではないです。行政執行、上から目線のお上の通達です。それをやっていこうとしていくということです。ですからいいです。次へ行きます。

環境保全条例の見直しについてです。嵐山町の環境保全条例は、平成7年に策定されました。制定当時はゴルフ場の農薬問題が住民運動レベルでは課題でした。環境基本法、その実定法として大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の基準ができています。それぞれ実定法があります。事業者は事業計画のために環境基準は遵守しますが、事業のための基準は住民にとっての生活環境の改善につながらないことがあります。そして、法定外の問題というのも起きてきています。

そして、（1）です。この数年、企業に対しての住民からの問題提起の状況を伺います。

（2）ですけれども、（1）で法令基準では住民の生活環境保全ができていない案件について伺います。

（3）です。それらのうちの環境保全条例の横出し条例制定などで、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保できる環境改善及び事業者と住民との関係改善が図れると考えられる案件について伺います。

（4）です。住民生活において、環境改善の必要な課題が生じたとき、町には環境改善に至るまでの住民と企業との協議機関の設置、事業者を指導できる処分性のある横出し条例を制定して、一定の期間内に行政が住民の生活環境保全にかかわらざるを得ない条項が生活環境保全に必要なものであると思いますが、その考えを伺います。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）から（4）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、小項目の（1）につきまして、まずお答えをさせていただきます。

過去3年間にさかのぼりまして、町民からいただいた苦情でございますけれども、悪臭に関するものが2件、騒音に関するものが4件、水質に関するものが5件、その

他2件の相談がございました。

次に、(2)でございませけれども、環境基本法において、公害とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいうとし、いわゆる典型7公害を分類し、それぞれに関係法令を定めております。法令基準とは、その基準に適合していれば、基本的に住民の健康や生活環境保全ができることを前提に規制の範囲を定めたものであります。ただし一般的には人への健康被害をもたらすことの想定されない有機物などでも、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼす場合がございます。

次に、(3)につきましてお答えをいたします。法令の定める規制物質等のリストにないものでも、地域の実情により住民の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれのあるものは、条例により定めることができるというのが横出し条例と認識しております。

(1)で近年の町における案件をご説明いたしました。こうした案件は、精査の結果、法令の基準範囲であったり、そもそも法令で規制する対象ではなかったという場合もありましたが、そうした場合でも、(2)でお示したように、広く条例で規制すべき性質の公害物質とは性質を異にするものと考えております。横出し条例の制定には、その対象物質の有害性のもとより、被害の因果関係、法令の趣旨に適合するものであるかなど多岐にわたる確固たる検証が必要になります。理論的には制定が可能ですが、慎重な判断が求められるものであります。現状ではそうした案件は想定しておりません。

次に、(4)につきましてお答えをいたします。一般に公害紛争の解決には、まず市町村や県の行政の窓口が相談を受け、調査をし、事実を十分に把握をします。その上で、公害が発生していれば、原因者の企業に公害防止の対策を指導するなどして紛争の解決に努めております。それでも解決が困難で、解決の見通しが立たない場合や、第三者の仲介があれば話し合いが進展する可能性がある場合は、公害紛争処理法に基づき公害等調整委員会や都道府県の公害審査会が中立公正な立場で話し合いにより紛争の解決に努めることとなっております。こうした制度を活用することで、まずは紛争の解決を図るのが最善の策と考えております。前にご説明申し上げましたとおり、現在のところ横出し条例により嵐山町が独自に規制をしなければならない公害対象物質は存在していないというのが町の考え方でございます。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、再質問させていただきますけれども、その他というのは何があったのか、まず伺いたいと思います。悪臭、騒音、水質ですよね。その他で、それぞれ解決できないものではないということですが、その他について伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 その他2件の内容でございますけれども、1件は大気に関するものでございます。もう一つが振動に関するものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） いろいろなところの条例、生活環境保全に関する条例というのを調べてみました。一番ヒットしたと思うのは、春日井市の生活環境の保全に関する条例というものでした。これでいきますと、環境基準に適合しないものに関しても、周辺的生活環境が損なわれている旨の苦情があったときは、事業者はその責任において誠意を持って対応しなければならないなどということがあるのです。そして、環境保全協定については、静岡市でもどのような形で環境保全協定を結んでいくかというものが出ています。それから、神戸市なども、生活環境保全協定というのをつくっています。

もう一つ、これはどちらになるか覚えていないのですが、糸満市になるのかなと思うのですが、これも環境保全に関しては、基準やそれぞれの法令の基準外のものに関しても適用するという形にできています。どちらでしたか、春日井市だったと思うのですが、騒音や振動に関しましては法令よりも厳しい基準を条例で制定しています。それはやはり工場地帯と隣接する住宅地、そういったものに関して非常に厳しい生活環境にあると思われるのです。なので、そうすると、そこのところでは、基準でそれは罰則にまでいかないかもしれませんが、そういった形で協定を結ぶことはできるわけです。そういった形のことを嵐山町が住民の生活環境を保全するという姿勢を見せていかないと、住民の方は今納得できないかなと思うのです。

嵐山の場合、特に工業団地以外の市街地においても工場があります。その工場につ

いて、市街地で隣接地帯の工場について環境大気汚染などの防止に関して、すみません。法令では、法令というのは、公害防止に関しては、公害防止法ができたのは昭和の時代です。ごめんなさい、今ちょっとぱっと出てこないのですけれども、ですので、そうすると今現在の状況の住民の生活環境を守るというところにはいかないです。

例えば、NO<sub>2</sub>の測定を私はずっとやっているのですけれども、NO<sub>2</sub>というのは、今、自動車のNO<sub>2</sub>の量がだんだん多くなったので、基準を上げてきています。緩やかにしてきています。そういうような形で事業者を守っているのが国なのです。ですけれども、嵐山町は事業者を守ることと同時に、住民を守っていかなくては、多分その事業者はこけていくというか、事業をするのが難しくなっていく状況になっていくと思うのです。その点について、住民の方と、それから事業とがうまく一緒に共存できるような形をつくっていくためには、環境保全条例の見直しが必要だと思っておりますが、その点についてはどのように、現状を守って行って、そして現状では必要ないというふうに思われるのかどうか、伺いたいと思うのです。

○大野敏行議長 渋谷議員、(1)から(4)まで関連性があるので、ということの質問でよろしいですね。

○13番(渋谷登美子議員) はい。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 この公害問題に関しての法令や条例のあり方というふうなことになるのかなというふうに思います。町の環境基本条例、議会が中心になって環境基本条例をつくられました。これは内容を見ますと、環境基本法の精神と大体同一の目的というふうなことでございます。この環境基本条例は、基本理念で健康で文化的な生活の将来にわたっての保障、それから事業者については公害を防止する責務、こういったものを課しているわけです。

一方、町にある環境保全条例、これは平成7年に制定したものでございますけれども、法に基づく7公害についてのことより、むしろ放置自転車対策ですとか、そういった生活環境にかかわるものをどう町民とともに環境という位置づけの中で住みよい地域をつくっていくかというふうなことに視点が置かれておりまして、今渋谷議員さんが、環境保全協定というふうな調査の中で、神戸市とかいろいろ調査をしていたいたお話ございましたけれども、環境保全条例の中にそういう位置づけを、環境基本

法あるいは環境基本条例と同様の規定をしているというふうなところもございまして、そこは場合によっては協定のことについてもうたい込んでいるというふうなところもあるのだというふうに思います。

ただ、町の環境基本条例は、ちょっと趣旨が違っているというのでしょうか、制定も古いですし、今申し上げたような環境基本法、環境基本条例を受けての環境保全条例ではないというふうに思っております。町民が、法の基本理念にございますような健康で文化的な生活を将来にわたって保障する、そういったことを考えたときに、企業との関係をどう考えていくのか、問題が発生した場合にはどう解決していくのか、そこが一番大事なところでございまして、今、具体的な案件でお話をされているような案件については、これから一定の方向が出て、それぞれ話し合いがなされて義務を果たしていくというふうなことになるれば、それを明文化するような協定、そういったものは結べるのではないかなというふうに考えておりますけれども、今その前段階でございまして、一応環境の数値の測定をしたものについて住民に公表、説明が終わったと、そういう段階でございまして、まだ具体的な話し合いというか、そういうところまで至っておりませんので、協定のようなお話は今後のことかなというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） この嵐山町の環境保全条例を見ますと、生活環境の保全という第3条にあるのです。そして、特別事業者の事業所の環境保全計画というのがあるのです。そのほかに空き地の適正な管理とか放置車両、自動車たい積保管の規則、農業安全に関する規制、不法投棄の規制、空き缶等の回収容器の設置、飼犬のふん害等の防止などがあるのですけれども、事業者の責務というのが非常に弱いのです。

第9条ですけれども、事業者は、その事業活動によって、良好な環境を害しないよう、みずからの責任において必要な万全の措置を講ずるとともに、緑化の推進に努めなければならないと、何でここに突然緑化が入ってくるのかよくわからないのですけれども、そうなっているのです。10条ですけれども、協力基準、事業者は町その他行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。従業者への指導。事業者は従業者に対して良好な環境を確保するため、法令及び町のその他の行財政機関が実施する良好な環境に関する施策について、その指導に努めなければ

ならない。

12条、事業者は事業活動を行うに当たり、当該事業に係る苦情または紛争が生じたときは、説明会、話し合いの場を設けるなどしてみずからの責任と負担において誠意を持って解決に当たらなければならないとなっているのですけれども、これ12条です。この12条の部分をもう少し深く丁寧にしていかなないと、多分これからいろいろなものが出てきていますよね。大気汚染の問題のほかに、においの問題はかなり深刻ですよね、ほかの事業者においても。それから振動に関しても、私が聞いている範囲では結構つらいなというふうなものはあるのですけれども、そういったものを考えていくときに、事業者は協定事項を結べるとか、そして必要ならば町は事業者に検査をすることを求めることができるなどのものがあつたほうが、嵐山町としても事業者との関係性がうまくいくのではないかと思うのです。そして、住民から苦情などが出てきたときには、それに関してしっかり嵐山町は事業者と協定を結ぶことができるというふうな一文があれば、その協定を守っていかなければ、守っていなければ、それについて住民も町も事業者に対していろいろな勧告などできるわけですよね。町は少なくとも勧告はできるし、やり方によっては、協定を結ばない場合には、公表するという形もできるし、罰金を取ることもできます。

これは、私はこういった形のものが、非常に今嵐山町では生活環境保全という意味で、これから必要になってくると思うのですが、そのことについてはどのように思われますか。私は今の状況で、今の現状でこれが解決できてからということではなく、環境保全条例を改正するにしても、1年ぐらいは最低かかるでしょうから、その中でじっくりほかの市町村のことも見ながらやっていかないと、嵐山町では今現在、市街地にも工場があるわけです。そういったものをどのようにして対応していくかということに現状では間に合わない。これを改正していくのが一番ベストなのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 議員さんおっしゃられるとおり、企業が進出をしてくるときに、付近の住民との関係で見れば、やはり一番は地域に悪影響を及ぼすような公害と言われるようなもの、これを一番心配するわけなのです。そうすると、花見台の工業団地をつくったときは、分譲要領の中で町と公害防止協定を結ぶこと、こういうふうな分譲

要領の中にあって、全ての進出企業が協定を結びました。今、町も稼ぐ力、これからさまざまな形で企業誘致を進めていこうという状況の中で、やはり花見台の精神というのでしょうか、企業と町とのかかわり、これは不変のものではないかなというふうに考えております。そうしますと、これから町に進出してくる企業は、今12条のお話ございましたけれども、この部分のことを解釈すると、やはり一定の協定書を結ぶというふうなことは大変大事なことになるかなというふうに思っております。

では、新たに進出してくる企業でなくて、既存の企業についてどうするか、この辺がまた課題としてあるわけですが、一定の古いというのでしょうか、法制度の中で公害についてもまだまだそういうふうな段階の中で進出をしてきた企業に対して、新たな義務を課する方法、それをどう考えていくのか、住民を公害から守り、住みよい生活を将来にわたって保障していく中でどう考えていったらいいのか、研究をする余地はかなりあるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、町長に伺います。

研究する余地はかなりあるということですが、あるのではないかという少し前向きな答弁かなというふうに思うのですが、実際にこういった形で環境保全条例を改正していくという方向を向いていったほうが、私は今の問題を抱えている住民に対しても、少し方向性が見えてくるという形でいいのではないかなと思うのですが、そういうふうなことをやっていくという姿勢を出していただけないでしょうか、伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今、答弁させてもらっているような状況を内在していますので、今後については、現状を見ながら、どういう状況で将来にわたって町民の健康が維持できるのかというような観点でしっかり見ていく、そういう必要があろうということはわかっていますので、しっかり現状をもうちょっと見ていったらいいかなと、そんな感じがしております。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） どうでしょうか。嵐山町の現状ではなくて、他市町村のさまざまな環境保全にかかわるどのような動きがあるか、そういったこと、そしてい

いろいろな問題は、多分いろいろな市町村で出てきていると思うのです。それを研究しながら、嵐山町の行政のあり方も考えていく、そして住民と企業とのあり方も考えていくという方向性の現状のあり方というふうな形までの答弁はいただけますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 2つあるのだらうなと思うのです。1つは、これから新たに進出をしてくる、あるいは現状の企業に対して一定の拘束力を持つような協定を結んでいただくような研究。それから、一定の公害とまで言わなくても、地域住民が迷惑をこうむっていると、そういう案件があったときに、その改善について、町は企業に対して働きかけを行い、それが一定の方向が出たという場合に、その内容について明文化して、それを協定というふうな形で書面にすると。2つあるのかなと。まだ公害が発生していない段階での公害の発生の予防、防止を目的としたもの、それから現に紛争とか問題が生じていて、それを改善するための話し合いがなされて、それについて一定の明文化して、強制力というか、お互いに守っていく、そういう協定と、この2つあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） この2つに関して、嵐山町では改善の余地はあるということで、その方向性に向かっていって、条例制定というか、今現在の問題は持っていますけれども、今現在の問題を解決するために努力が必要だということが十分わかるのですけれども、その改善をするために逆に条例を制定していくというふうな方向性はあるでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 議員さん、お話しございましたように、全国的に協定をいっぱい結んでいるところがあるようです。それを本町においてもいろんな角度から研究をさせていただいて、嵐山町としてはどういう形がいいのか、ぜひ今後、調査研究をさせていただければと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、次に行きます。

3番目です。職員人事についてです。法の制定・改廃にあわせて町事業も変わっていきます。全町事業を通じて、担当分野に専門職を置いて、その専門職は、その分野に半永続的に配置する必要があると考えています。専門職として半永続的に配置することで他の職員を配置がえしても、法改廃後の継続性を伝えることができます。現職員配置では、エキスパートの存在の位置づけがないと思われませんが、考えを伺います。

2番目です。平成26年、27年度時間外勤務が多かった部門を伺います。それについての対応を伺います。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、質問項目3につきましてお答えをいたします。

現在、町が専門職種として採用している職員は、保健師、栄養士、社会福祉士、幼稚園教諭、図書館司書などで、これらの職員につきましては、それぞれ専門職の配置が必要な担当に配属をしております。このほか土木関係の工事等に従事する職員は、土木施工管理技士、または測量士の資格を有する者を採用して配属をしております。また、来年4月に県から町に権限移譲となる開発行為の許可に関する事務につきましては、技術審査などの事務に関するエキスパートと言えるような職員の配置が必要であり、昨年、今年と2名の職員を県に研修派遣をしております。ほかの業務につきましても、議員ご質問にある法の改廃や制度改正など、近年目まぐるしく変化していることから、職員みずからが課題を発見し、考え、実践する能力が求められる時代となっていると認識しております。

こういった社会の変化やそれに対応する職員の育成を進めるため、町では、平成18年1月に嵐山町職員育成方針を策定し、職員育成の取り組みとして、職員研修や人事管理上のシステムを連動させながら施策を実施してまいりました。さらに、平成26年度より、全職員に対する人事評価システムを導入し、この制度を通じて職員の育成や組織の活性化を図ることで、行政サービスの向上に取り組んでいるところであります。

次に、（2）につきましてお答えをいたします。平成26年度と27年度における時間外勤務の状況についてご説明させていただきます。平成26年度最も時間外勤務の多か

った部門は地域支援課で、約1,560時間でした。時間外勤務の主な業務としては、情報系システムの入れかえ業務、総合防災訓練準備業務、広報の編集業務などで、年間を通じて恒常的に時間外勤務をするような状況でございました。

次に多かったのは上下水道課で、約1,470時間でした。主な業務は、水道管の漏水対応等や、それに伴う事務、工事の設計、積算業務などで、1年を通して時間外勤務が多い状況でございました。

その次に多かったのが税務課で、約1,030時間、主な業務としては翌年度の課税業務で、特に確定申告の期間と重なる時期に集中しております。

平成27年度において最も時間外勤務の多かった部分は、やはり地域支援課で約2,130時間でした。平成27年度は、地方創生関連の業務やマイナンバー対応の時間外勤務が多い状況でございました。

次に多かったのは税務課で1,130時間、その次が上下水道課の1,060時間、時間外勤務の多い上位3部門は、平成26年度同様の状況でございました。

社会が目まぐるしく進展や住民ニーズが複雑・多様化する中、限られた職員数で新たな事業や期限が限られている事業へ対応するため、特定の部門において時間外で対応しなければならない状況が常態化しております。これまでも効率的に事務事業を進めるため、組織の見直しやグループ制により、柔軟な人員配置が可能な体制を整備してまいりました。また、職員の心と体の健康管理を考慮して、平成20年7月から、毎週水曜日をノー残業デーと決め、定時での退庁を推奨しております。今後もできる限り適正な人事管理を行っていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 職員の人事のエキスパートの問題なのですが、これは福祉関係の人から、特にエキスパートがいないと難しいというふうなことを言われていました。私もびっくりしたのですけれども、福祉のところにいる人は、今度は環境納税に行ったりとかいうので、これはちょっと、この動き方は難しい問題があるなというふうに思っていました。公務員というのはジェネラリストというのですか、その課に配置されたらたんに、どんなに何もわからなくても知っている顔をしないといけないですね。それが一般的だと思うのです。ところが、中間管理職的な人たちが今までと関係ないところに行って、そして何も知らないで知っているふりをするという

のはなかなか難しいことだと思うのです。若い世代の入って10年ぐらいは動いてもいいと思うのです。ですけれども、ある程度になったら、エキスパートを育てていくという形は必要ではないかなと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 全て1,800の大小の自治体が、いろんな人事管理をやっているわけですが、大きな自治体と小さな自治体とでは、そこに大きな差異があるというふうに思っています。嵐山町、過去に最大で173人いたのです。今144人です。18%減少しています。人口は、この間にどのくらい減少したかということ、人口の減少は7.4%なのです。ですから、人口減に伴う仕事の業務量よりも、要は第3次の行政改革が平成17年ごろ始まっていますから、この行革に基づいて人員を減らしてきたと、これが嵐山町の状況です。

そうすると、それでは町民サービスに支障を来しますから、どういうふうにするのだということのできたのが人材育成方針、これは職員を能力開発、一人一人の職員が能力を身につけて町民サービスを、そして町民には仕事に対する満足度を持ってもらうと、そういうふうなシナリオですけれども、その職員を、人材を育成していく、能力を開発していくという中に大体4つあるのです。

1つは自己啓発、職員みずからが自分を高めていく努力、それはいろんな町もバックアップ制度ございます。

2番目は、やはり職場としての職員研修、その人間を何年目にはこういう研修を受けさせる、何年目にはこういう研修を受けさせる、そういった職員の人事管理上の研修メニューを、その人ごとにつくって、それを実践していくと。

それから、議員さんおっしゃられた人事異動を通じて、職員が能力を開発していくというのも非常に有効な手段でございまして、やはり最初に就職をしてから少なくとも3年とか5年で新しいところに経験をしていただいて、幾つか、3つとか4つとか経験する中で、その人の適性を見ていくと、そういうふうなことになるわけです。

もう一つ大事なのが、今度始まったのが、人事評価システム、職員が頑張った分だけ給料が上がる。そういうふうな仕組みを導入して、管理職はもう3年たちました。その結果をちょっとお話をさせていただくと、職員の数字上で頑張った業績を評価す

るのですけれども、100点満点だとします。100点満点が普通だとします。これが、嵐山町は管理職だとアベレージが105を超えています。全職員だと104. 幾つです。このように、人事評価システムが入ってきて、いろいろシステムですからいろんな場面で職員を上司が指導したり、チェックをしたり、そういうふうなことがあるわけですが、それがうまく機能すると、最初申し上げましたように少ない人数で町民サービスをしていくには、一人一人の個人の能力を高めていくというようなことから、それがこの人事管理システムを導入してから嵐山町ではうまく機能してきているのかなというふうに思っております。

一定の例えばいろんな職場を経験して、その人の特性というのでしょうか、能力がこういうところに発揮するのが一番いいなというふうなことになるれば、それを見極めて、やはり議員さんおっしゃられるようなエキスパートとして、そしてそのところで力を発揮していただき、また部下、職員を自分と同じようなところまで要は訓練をして、能力開発をしていく、そういうふうなこともできるのではないかなというふうに思っております。小さなこの嵐山町の職場で、限られた職員の中で頑張れる部分というのは、いろんな人事管理上のシステムを使って職員の能力開発を図ってきていると、こういうことでご理解いただければと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 職員の能力開発もとても成功しているということなのですが、実はやはり専門性を持った人がいるということの、その専門性を持った人を異動させないということが、一つは大切なのかなと思うのですが、その点については、エキスパートはそこに1人、どういう位置づけになるのかわからないのですけれども、そういったものをある程度決めておくということは必要なのかなと思うのですが、その点はいかがなものでしょうか。

○大野敏行議長 渋谷議員の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。再開時間を11時15分といたします。よろしくお願ひします。

休 憩 午前10時59分

---

再 開 午前11時13分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の再質問に対する答弁からです。答弁を求めます。

安藤副町長。

- 安藤 實副町長 専門性を持った人は異動させないほうがいいのではないかというふうなご質問でございました。先ほど申し上げましたように、少ない職員で多様化する行政需要に対応していくためには、やはり職員の能力開発が極めて大切だと。そして人材育成方針では、定期的で計画的な人事異動と、こういうふうなことでございまして、この方針に基づいて毎年の人事異動が行われていると、こういうふうなことでございます。支障があるかないかということは、課長がいますので、事前に課長に人事のヒアリングというのを私が行っております。その中で、この仕事が来年あるのだけれども、この職員をぜひ長く勤務しているけれども、来年も当課に置いてもらわないと困ると、その部門の責任者である課長がそういうふうな方針を示した場合には、人事異動ではそういうふうな形で対応しているというようなことでございまして、今、言葉は違いますが、渋谷さんがおっしゃられる専門性を持った人は異動させないでほしい、現実的にはそれに近いような人事異動を行っているというようなことでございますので、ただ、その弊害というのもございまして、職員が相当長く勤務して、そしてある課に自分でチャレンジしたいのだというふうなところで、そこに異動したところ、非常にもっと早く異動していればよかったなというふうなことも職員のほうから、若いうちにもっと経験しておけばこんな苦勞せずに済んだのにとか、そんなこともございまして、やはり定期的で計画的な人事異動というのは大切なのだなというふうに改めて感じた次第です。

以上です。

- 大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。
- 13番（渋谷登美子議員） 計画的な人事異動なのですが、私はむしろ今プロジェクトチームみたいな形をつくっていらっしゃる人が多いので、そこに入って行って、他の領域の部分もある程度学習していくという方法もあってよいのかなと思うのです。それで、基礎的な部分、文章の書き方とか、基本的に必要なものというのは各課で学ばなくてはならないと思うのです。それは多分いいのだろうと思うのですけれども、やはりチャレンジをしていくためには、若い年代のうちには動かすというのは必要だと思うのですけれども、自分の適性を。でも一定の年齢ぐらいになって、中間管理職、課長を管理職というので、その下を中間管理職というのか今の状況ではよくわからな

いのですけれども、そういった人たちは、ある程度適正な部署に置くという方法もあってもいいかと思うのですけれども、少ない人数の嵐山町でやっていくことなので厳しいとは思いますが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 まさに議員さんおっしゃられるように、適正な能力を持った方を適正な場所に配置をしていると、そのとおりでございまして、その方を定期的に人事異動していくということではなくて、その方が最も能力が発揮できるところに配置をしていると、それはそのようにさせてもらっています。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、次に移ります。

2番目です。2番目で、地域支援課と、それから税務課と上下水道課が最も多かったわけですが、地域支援課は特に国の動きによって非常に厳しい状況になってくるというのはわかっているのですが、課長、副課長に関して、この残業時間、時間外に入っていないと思うのですが、これを加えるとどの程度の分量になっていくのでしょうか。これに対しては、どういった措置が行われているのか伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 嵐山町は、平成18年度だったと思いますけれども、グループ制に移行しました。その中で、課長、課長補佐、係長、主任、こんな流れの職制があったわけですが、課長の下は副課長と。副課長は、要はプレイングマネージャー、仕事もするし人事管理もすると、そういう役割になりました。しかし、時間外勤務手当は、職員と一緒に夜残って、あるいは土日も出勤をして仕事をしているのですけれども、時間外勤務手当は支給されないと。それは、管理職手当というものが支給をされておりますので、そういうふうな形になっております。

課長は、やはり休日に出勤をしたり、あるいは夜間に用地交渉に行ったり、住民のところに行ったり、そういうふうなことを課長がやっております、課長もやはり休日に出ても、休日の手当というのは制度上あるのですけれども、休日手当を請求してくるといって課長はほとんどいません。そういうふうなことに嵐山町はなっております。

て、ほんとに課長がみずから先頭に立って範を示しているというふうに私は感じております。したがって、時間外の時間というのでしょうか、どのくらいなのかということは課によっても違いますけれども、課によっては大変労力を割いていただいている、そういう課もあるというふうに承知しております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。課長の休日手当というのを加えるとどのくらいになっていくのか、せめてそのような形のもので請求できるような体制というのはいかないのか。それを行うようになっていくと、非常に財政状況として厳しい状況になっていくのかどうか伺いたと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 嵐山町は、いろんな形で制約があって、国が示している基準どおりに給料が支給になっております。隣町では、地域手当というものが支給になっていて、非常に滑川町まで支給になっているのです。嵐山町は支給になっていないというふうなことで、制度上認められている議員さんおっしゃった休日の勤務手当、これ支給できるのです。支給できるのですけれども、現実的に支給がされていない状況に今あるわけですけれども、これもやはりこれからは研究をして、国が認めている諸手当、制度は職員に手当てができるように我々は努力していかなければならないのだろうというふうに思っています。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ぜひそのようにしていただいて、4番目を伺います。

審議会、町長の私的諮問機関等の人選についてです。審議会メンバー等見ますと、選任される方が同じメンバーの方が続くことがあります。各住民団体に役職を依頼すると、多くの審議会に同じ人が続くという結果です。審議会メンバーの選考基準について、若い人、女性を加えるための考え方を伺います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、質問項目4についてお答えさせていただきます。

審議会等の委員構成につきましては、委員の人数や選考基準について法令等に定められている場合につきましては、その基準に従い、また、その他町長の私的諮問機関を組織する上におきましては、一般的にその組織の目的とする事項に精通する方を基準に、その構成を構築しているところでございます。具体的には、専門的な知識を有する方、地域の代表者、関係する団体等の中から人選を行うとともに、一般公募による応募者を含めた方々が主な構成員となっております。審議会等の設置条例や設置要綱等において、選考基準として性別や年齢要件を定めているものは例外的にごく一部でございます。

しかしながら、議員ご質問のとおり、町といたしましても若い人や女性の参加につきましては、男女共同参画プラン等を意識しつつ、今まで以上に一步進めた対策が必要と考えております。具体的には、畠山議員さんのご質問でもお答えをさせていただきましたが、従来のように単に募集を行うだけではなくて、今後は若者や女性等で組織する団体や町の事業にかかわった経験のある方などをリストアップし、個々に勧誘を図るなどの取り組みも必要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町では、審議会の設置及び運営に関する要綱とか、そういった規則がないですね。これ、あるところはないかなと思って幾つか検索してみたのです。やっぱり多少ありました。出てきました。ヒットしました。それで、その中で私は特に問題かなと思うのは、審議会の委員数は何人までにするとか、それから公募委員の兼職とかそういった形。でも、今ほとんど公募も少なくなってきた、役職で充て職という形の方が多いのですけれども、役職で充て職となってくると、ずっとその役職にいらっしゃる方、その方が出てくるので、なかなか若い人の考え方とかそういった形、若い人や女性の考え方というのが入りにくいかなというふうに思っています。

それで、例えば若い人を何歳までとするかというのは、なかなか難しいかなと思うのですけれども、そういった形の要綱をつくっていくというふうな考え方はあるでしょうか。例えば、今まで男女共同参画推進会議では半々だったと思うのですけれども、農業委員会ではどのくらいとか、そういうふうな形のものをつくっていくか、こ

れはなかなか女性の考え方、感じ方とか、それから若い人の感じ方というのが入ってこないと思うのですが、若者や女性を町がターゲットにして、その団体に働きかけていくという方法もあると思うのですけれども、ある程度の方に登録していただくというふうな形もあっていいかなと思うのです。そういったことで、審議会等の人選に関する要綱というのは、設置できるものかどうか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

今、議員ご質問のとおり、町が設置いたしております要綱、先ほどちょっと答弁させていただきましたが、要綱の中に年齢要件ですとか、女性に限定するとか、女性を何名とか、そういった要綱というのは、なかなか今現在はございません。一例を申し上げますと、例えば嵐山町の町政モニターの設置要綱、この中には一般公募により20歳代から60歳代までの各年齢層からおおむね3人ずつ、15人以内という規定がございます。これは年齢を定めているものでございます。

それから、もう一つ最近では、嵐山町人・農地プラン検討会の設置要綱、こちらにつきましても組織の中で、女性農業者という形で限定をしているという例はございます。しかしながら、それ以外のものについては、なかなかそういう限定をしているというのは、要綱としてはございません。

実際、では町政モニターの要綱には、こういった形で一般公募で年齢要件で定められているわけなのですけれども、公募したところが、20歳代から60歳代までの各年齢層おおむね3人ずつと、こういった応募がないということです。それから、やはり各団体に対するそういった代表者という言い方をしている者は多いのです。代表者というのは、では大体が会長さんだとか、そういった形が人選されてくるわけでございますけれども、区長会の中で、区長という役職を限定されると、そうするとやっぱり区長が、いわゆるいろんな審議会に全て出なければならないと、そういったところは少し考えられないかという、そんなご質問があったことがございました。

そこで、区の代表者ということになれば、必ずしも区長さんではなくて、区の中で選定していただいて、どなたか出ていただくというような方法もあるのではないかということをお答えしたことがございました。議員さんのご質問では、町として今そういった要綱を定めたらどうかと、一般的な条例、規則、あるいは審議会、私的諮問機

関の要綱設置の委員会、こういったものの一定基準を定めたらどうかということは考えたことは今までございませんでしたけれども、基本的には今申し上げましたように、やはり男女共同参画プランの中には審議会等の委員構成をこのぐらいに下さいと目標が定められております。また、若い人たちに入っていただくということについては、やはり町としても必要だというふうに考えておりますので、要綱設置についてはお答えできませんが、ちょっと研究させていただきたいというふうに思っております。ただ、方向性としては、そのような形で女性や、やはり若い人たちに入っていただく方法を考えるということについては、ご質問のとおりでございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 女性といいますと、女性団体の代表としますと、この人とこの人、この人というふうな感じで、すぐ出てくるのです。若い人といいますと、若い人は何もありません。若い人の担当課というのがまずなくて、年代層で言いましても本当に苦労しているのです。生涯学習でも若者課というものはないわけですから、生涯学習のプログラム自体も若者に対応するものがないという形ですので、若者というのは嵐山町の行政の中から外れているのです。とっているのです。

だから、非常に苦しいなと思うのですけれども、例えばニートの調査をするといったって、高校生とか、そういった若者を担当する場所がないから、ニートは調査できない。現状そうですね。高校生の不登校の人がどのくらいいるかというのは、嵐山町では調査できない。退学した人はどのくらいいるか、そういうことも調査できない。どのぐらいの若い人が働いているか。実際に嵐山町で女性のことで言いますと、選挙には帰ってくるけれども、住所は別のところにあるよという人のほうが多いわけですよ、若い人というのは。そういったことも把握できていない状況なので、一度こういった形で要綱自体は、それぞれの審議会とか私的諮問機関では何とか入れることができるかもしれないけれども、こういったものをつくってみて、それでは若い人はどこにいるのかというのを調査されたほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

今、議員さんご質問のとおりでございます。嵐山議員さんのご質問にもちょっとお答えさせていただきました。では、具体的にどんな団体、あるいは女性団体、そう

いったところを話しかけていくのかということで、まだこれは各課間の中では話はしておりませんが、今一つの例として畠山議員さんのご質問でお答えしたのは、スポーツ団体の登録団体、こういった中で20歳代、30歳代を中心としたメンバーの団体、これが33団体登録していますと。そのメンバー構成が233人ですということでお答えをさせていただきました。

では、もう一步進めてお答えしますと、この中で例えば女性が半数以上いる団体、これが13団体で97名という、スポーツ団体ですけれども。それから、もうちょっと調べさせていただいて、例えばボランティア登録している団体、そういった団体の中で、若い方たちの登録している団体どのくらいあるのか、そういったことを調査をしたり、あるいはお答えがありました成人式の実行委員会、こういう方たちは運営に携わって、計画から実施まで携わっている。非常に、いわゆる関心を持って、その経験を持っている方たち、こういう方たちが名簿、それを調べて、その成人といたしましうか、20歳代の方たち、そういった方たちにも声をかけるとか、いわゆる今議員さんおっしゃられましたような、そういった調査をして、そして個人情報の関係もございますので、なかなかその名簿からぽんと出すわけにはいかないのですけれども、そういった方たちをやっぱり調査して、そして協力を呼びかけると、あるいは参加を呼びかけるということもやはり必要ではないかなというふうに考えている次第でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

空き家対策です。空き家対策については、調査を2年前に行いましたが、高齢化、環境変化で空き家状況が変化しています。毎年の調査が必要ですが、空き家に関する情報を地域から得られるシステムづくりについて伺いますということで、実は、これは青柳議員の質問が金曜日あったわけですが、それから伺いますと、どうも条例化ということが出てきておまして、条例化というのは一体何を条例化していくのか伺いたいと思うのです。

以前、条例化をというふうに言いましたら、空き家等対策の推進に関する特別措置法ができていますよということで、条例化はしないということでした。それで、条例化は何をしていくのか伺いたいと思います。すみません。2度目の質問という形になってしまうのですか、そういうふうな形で入らせていただきますけれども、お願いします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

まず、議員ご承知のとおり、空き家の基礎的な調査は平成25年7月に、また、これに続く所有者の意向調査を26年2月にアンケート形式で実施しておりまして、空き家台帳を作成しております。しかしながら、ご指摘のとおり人の移動に合わせて、その実態が常に流動変化していると認識しております。町では、今年度の予算におきまして、平成25年度に作成した空き家台帳を現在の最新情報に更新するための調査を業者委託により実施をいたします。現在、その準備を進めているところでございます。

今回の台帳更新では、空き家利活用のための空き家バンクの創設を考えておりまして、そのサービス内容と運用方法については、同じく今年度に設置する空き家対策協議会で検討していただく予定となっております。例えば、新規就農を希望する方のための農家住宅に特化したようなバンク、こういったものを目指す計画でございます。また、空き家バンクには、住民の方からも、空き家等に関するさまざまな情報を提供していただきまして、その情報を空き家バンクに生かしていく、空き家バンクが有効に機能するよう空き家台帳を定期的に更新することにより、常に最新の情報を空き家バンクに反映させるためのシステムを構築していきたいということを考えております。

そして、今ご質問いただきました条例化でございますけれども、青柳議員のご質問にお答えしたときの条例化につきましては、これは特措法で定めております手順を踏んで、通常ですと町がかかわっていくわけですが、特に特定空き家に関するような事務につきましては、最終的に代執行するまでに幾つもの過程といいますか、段階を踏まなければいけない。原則的に空き家の管理を行うのは、その所有者であるという原理原則がございますので、行政がどこまでかかわれるかという問題がございます。その中で、場合によっては緊急を要するもの、特に安全面、周辺の住民の方等に危険を及ぼすような、そうした事例について、町がどこまでかかわれるかと。原則的には、なかなか特措法で定めております手順を踏んでいては、すぐに対応ができないという場合もございます。想定できます。そこで、町が関与するとなれば、当然その所有者の方の権利ですとかを制限したり、義務を負っていただいたりとか、そういう部分で条例で定めなければ町が手をつけられないものが出てくるだろうということで

ございまして、その部分については今後、条例で検討する必要が出てくるのではないかとというようなお話をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、まず空き家に関する情報を地域から得られるシステムづくりというのは、空き家対策協議会などでつくられていくということではないのですよね。それで、条例化に関しては、所有者の権利を制限するためにさまざまなことを検討していくということではないということでしょうか。空き家に関しては特に農家住宅などの、住民への情報提供に関しては、今システムがないので、住民の空き家に関してのさまざまな情報、例えばここで困っているよ、ここで困っているよというのをどこに持っていけば、それが反映されるのかということと、その反映されれば、特定空き家になるまでにはさまざまな順番があると思うのですけれども、実際に強制代執行をしなくてはならないようになってくると、予算の関係も出てきますよね。そういったものも含めて条例化していくということなのか、それから特定空き家に関しては、嵐山町では多分年に1つか2つぐらいだったら強制代執行していかるとか、そういうふうな予算を組んでいくとか、そういうふうな形を具体的に計画を立てていくということなのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 まず、一つ整理をさせていただきたいと思うのですけれども、空き家バンクに関しましては、これはあくまでも利活用のための空き家バンクでございまして、特定空き家とは切り離してお考えをいただきたいと思います。

特定空き家に関しては、一般的には特措法の手続、手順を踏んで事務を進めていけばできるものと考えておりますが、先ほど申しましたように条例を仮に制定する必要があるものというのは、特に緊急を要するもの、特措法の特定空き家の対策といえますか、その手順を踏んでいたのでは時間がかかると、現に目の前に危険があるというような場合に、どういうふうに町が関与したらいいのかということにおいて、条例を制定する必要があるかどうかを検討させていただきたいということでございます。

よろしいでしょうか。申しわけありません。もし漏れていたら、またご質問いただきたいと思います。

○大野敏行議長 13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。利活用の方法2つあるということで、特定空き家に関しては、緊急を要する、危険があるものに関してどう定めていくかというふうなことの、そしてその緊急を要するものに関しては、本当に緊急性なので、特定空き家に関する措置では強制執行をやるのが難しいので、緊急の条例をつくるということですよ。そういうふうなものもあるのかもしれない。

利活用に関して言えば、例えばすごく難しいなと思っているのは、貸してほしい人はそのままの状態ですというのと、それから貸す側としては、きちんと整備をして、そして貸さなくてはいけないだろうというふうに思われる方が結構いらっしゃると思うのです。そこをうまく空き家バンクとして全く貸すときに関して手を加えなくてもいい、加えたほうがいいのかというふうなところの判断基準をどこで検討していくかというふうなシステムづくりが、空き家バンクに関しては必要なのかなと思うのです。それについて1点伺うことと、それとどっちにしても、地域の方から常に情報が来るときに、情報はどこに出して、それを整理していくというのをどこでやっていくかというのが必要だと思うのですが、そこについてはどのように対応していくのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

まず、空き家バンクにつきましても、今後、細部については検討させていただきますが、さまざまなケースが想定されるのではないかと思います。一般的に申し上げて、一般的に見てリフォームをしなければとても使えないような物件もあると思います。それは、利用される、必要とされる方の個人的な事情というものもあるかと思うので、提供する空き家バンクの内容としては、ありのままの事実といいますか、こういう物件ですよというのをきめ細かく情報提供をさせていただきまして、必要に応じて、必要な方、どういうものを必要としているかという方に選択をしていただいて、ご利用いただけるような、そういう情報を提供していきたいというふうに考えております。

それから、その住民の方からのさまざまな情報提供、それから、問題提起ですとか、あるいは苦情、相談、その他につきましては、環境農政課で青柳議員のときにもお答

えいたしましたけれども、4月1日から専従の空き家担当を設置いたしましたので、こちらのほうでさまざまな相談、それから事務につきましては担当させていただくということになっております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 空き家の情報提供はなかなか難しいらしくて、聞いていますと相続関係があるので、相続関係を調べるだけでも相当な時間を要するというふうに聞いています。そういったことに対して、ある程度の精査ができるような現状でできているのか、それでコーディネーターが今、要するに担当課に置かれたということですよ。担当課に置かれたコーディネーターは、相続調査なんかは多分非常に難しいのだろうなど。私も実際やったことがあるので、非常に難しいのだろうと思うのですが、それを業者に依頼することができれば割とスムーズにいくと思うのですが、業者というか、司法書士とか、そういうふうな行政書士とかいう形でやれば、そのコーディネート自体は難しくないと思うのですが、その点については、そこまでの予算がないので、多分自分たちの足でせつせと登記所に行って調べるしかないのだろうというふうに思うのですが、その場合、空き家の人に、空き家本人の人が、それをしてくれればいいけれども、そうではない場合は、行政の越権行為というか、そういうふうな形になってくるのではないかなと思うのですが、そこら辺についてはどのような考え方なのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 相続の関係ですとか、さまざまな物件に付随する情報につきましては、特措法の中で行政のほうに権限が付与されました。行政の持っておりますさまざまな個人情報については、空き家情報、空き家の対策のための情報提供ということで、行政内部で例えば環境農政課から税務課へ、上下水道課へというようなことで、町の持っている情報は提供していただくことができるというのが、法の中で一応位置づけられましたので、今現在はそのような形で事務を進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ちょっと相続の関係になってくると、非常に4親等ぐらいまではいかないといけないのかなと思っているのですけれども、私が覚えている限りで4親等までは相続の関係があるので、それ全部チェックしなくてはいけないのではないかなと思うのですけれども、それに関しては特措法で、それはいいということになっているということですよ。そこまで大丈夫なのかなというので、ちょっと気になるのです。その確認だけさせていただきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 空き家バンクに関するご質問だったかというふうに考えておりますが、基本的に物件の売買等につきましては不動産業者もいらっしゃいますので、町がかかわるのは、所有者の方が提供してもいいという物件で、町が間に入って、必要とされている方に、例えば新規就農者のための農家住宅のような形で提供できるものという条件がそろえばバンクに登録していくということでございまして、恐らく今ご指摘をいただいたような難しい相続の関係があるような物件というようなことになりまして、なかなか活用も難しいのではないかとこのように考えておきまして、活用がすぐにできるものからバンクには登録をしていきながら、運用しながら次第に範囲を拡大していくというようなやり方で今後の空き家バンクについては進めていきたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

教育大綱のあり方ですけれども、制定の経過、それから活用する計画については、佐久間議員の答弁とほぼ同じものと考えて、次の質問に行かせていただきます。

この大綱をつくるに当たっては、埼玉教育の振興に関する大綱を参考にさせていただいたというふうなことでした。これ全く違いますよね、埼玉の教育に対する大綱と違うなというふうな形が1つ。そして、ほかのところ、埼玉県では本庄市と和光市が教育大綱をつくっていました。埼玉県の教育大綱もつくっていますが、それぞれパブリックコメントをとっていました。私、このパブリックコメントがあったら、こんなおかしな大綱はつくれないなと思うのです。なぜかという、今ちょっとここに出していないのですけれども、まず教育大綱、私は安岡正篤氏は、戦後民主主義教育を否定している人ですよ。それが否定していないというふうには絶対に言えないとい

うのは、書いてある本にそう書いてあるからです。鶴見俊輔に関して批判している。そしていろんな教育大綱、その教育大綱の陽明学のある部分というのは、皆さんが勉強なさっているから、それはいいでしょう。でも、ある部分と、そうではない部分があります。

そうではない部分がとても大きな問題で、あの方は北一輝と同じで、北一輝が「日本改造法案大綱」というの書いたのですけれども、それを読んだ人たちが二二六事件を起こしていきます。そして、戦争に突入していきます。安岡さんは何をしたか。その中でどんな仕事をしていたかという、軍部の顧問です。軍部の顧問をしていた。農士学校なんていう問題は別のことです。彼の理想があったかもしれませんが。それとは全く違う部分があって、そしてそれで軍拡を進めていった、そういった人です。戦後民主主義を否定している人をここに書いています。それは、郷学研修所もそうです。その中に、その一文の中にあつたのです。私はこれはちょっとひど過ぎるなと思って読んでいたのです。そして、なぜ大綱というものをつくるのであるならば、パブリックコメントをとるという手続をとらなかったのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 (1)、(2)の答弁はよろしいですね。

○13番(渋谷登美子議員) よろしいです。

○大野敏行議長 ただいまの質問に対しましての答弁からとさせていただきます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

佐久間議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、この総合教育会議におきまして、教育大綱の策定方針を第1回の会議で協議いたしました。そして、3点のことが決定されたということでございまして、1点目は嵐山町の教育に関する大綱は、新たに策定すること。そして2点目は、策定の時期は27年度中を予定すること。3点目に、情報等は教育委員会に提供し、教育委員会で大綱案を作成することの3点でございました。これに基づきまして、教育委員会では5回の審議をしていただき、最終的なその後の2回の会議を経て決定されたというものでございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 教育委員会で、大綱というのは、教育に関しては嵐山町の総合振興計画と同じような位置づけになりますよね。それをなぜパブリックコメントもつくらないで、教育委員会だけでやったか、伺いたいと思います。町長です。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 教育大綱が、今回の教育委員会制度の変更の大きな内容の中の一つに入っております。そして、それが教育委員会でいろいろ問題になっているような内容に含まれているものについて検討しなさいというようなことが中心にあるわけでした、それらが教育委員会の中でクリアをされておりまして、議論をされて、制定をされた。ですので、教育委員会で制定をされ、教育会議で制定をされた。全く問題がありません。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 教育委員会、私も人選見えています。その人選を見ていると、必ずしも一定の知識があるというか、知見があるとは考えていません。どちらかという、教育長の関係の方が多いですよね。私が考えるには、かなり偏った方がいて、私はこれはちょっと問題があり過ぎるなと思って、埼玉県教育振興に関する大綱はどういうふうな形で子供を育成していくかということが出てきています。ですけれども、これはちょっとひどいなと思いました。これが嵐山町の総合振興計画と同じような教育振興計画であると問題だと思います。それをいいとするような町長の姿勢を伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 規定の範囲内で検討を重ねて、検討を重ねて重ねて、会議も公表する中で、外部の方の参加者もいる中で議論を重ねてきた内容でありまして、全く問題なく思っております。問題ありません。

○13番（渋谷登美子議員） それは、そういう人たちだからでしょう。

終わりです。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前11時56分

---

再 開 午後 1時27分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 吉 本 秀 二 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号1番、吉本秀二議員。

初めに、質問事項1の地方創生事業の「稼ぐ力」についてからです。どうぞ。

〔1番 吉本秀二議員一般質問席登壇〕

○1番（吉本秀二議員） 1番議員、吉本秀二です。議長からご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは、大項目3点について質問させていただきます。

まず、第1点目です。地方創生事業の「稼ぐ力」について。平成28年第1回定例会の一般質問におきまして、地方創生交付金事業についてお伺いいたしました。答弁では、嵐山町総合戦略を遅滞なく策定し、基礎交付金2,397万5,000円と地方創生先行型上乘せタイプ2で1,000万円の交付金の決定を受けている。また、地方創生加速化交付金事業では、内閣府との事前協議を得て、平成27年度補正予算に5事業6,267万円を計上した。

さらに、今後の地方創生事業予定について、地方再生法の改正を行い、総合戦略に定められた事業をその対象に加えた上で、地方創生推進交付金、いわゆる新型交付金があるとの言及をいただきました。国会では、地域再生法の一部改正案も可決されて、4月1日に施行されています。ここまでの、地方創生交付金事業における経緯であります。そこで、以下についてお伺いいたします。

(1)、地方創生加速化交付金の決定額と評価の内容について。

(2)、地方創生推進交付金事業の取り組みについて。

(3)、今後の行政主導による地方創生事業の「稼ぐ力」の取り組みについて。

6月3日の青柳議員と重なる部分については、省略していただいても結構です。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

町では、地方創生加速化交付金において、町単独事業分として6,167万円、比企広域自治体との連携事業分として100万円の実施計画書を提出いたしました。これに対

して3月18日に内閣府から内示があり、町単独事業分といたしましては、ハード事業関係経費及び比企広域自治体との連携事業が対象外という発表でした。

内訳といたしましては、町単独分として、(仮称)千年の苑づくり事業、(仮称)らんざん地粉うどん「めんこ61」事業、地域活性化事業、ホームページ管理活用事業、情報発信拠点整備事業、杉山城跡整備事業のそれぞれをつなげ、仕事を創出するものとして申請をいたしました。しかし、そのうち看板設置費、駐車場土地購入・整備費が対象外経費となっております。対象外経費は1,670万9,000円であり、それを除いた4,496万1,000円を交付申請し、交付決定があったものでございます。このように対象外経費は、主にハード事業となっているところでございます。

次に(2)につきましてお答えをさせていただきます。地方創生推進交付金につきましては、要綱が国から示されたところでございます。地方創生加速化交付金と同様、ソフト事業をメインとし、実効性の高く、効果が検証できる事業のみが該当になるものであります。

地方創生推進交付金は、先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプの3つのタイプがあるようであります。市町村は2事業まで申請することができ、現在は地方創生加速化交付金で認定になり、ソフト事業である(仮称)千年の苑づくり事業、(仮称)らんざん地粉うどん「めんこ61」事業、地域活性化事業について、平成29年度採択に向けて準備を進めているところでございます。

過日実施されました事前相談会では、地方創生推進交付金の採択を受けるには、より官民連携、政策間連携、地域間連携や自立性が担保される必要があるとのことでした。今後、地方創生加速化交付金事業の進捗を進め、より多く連携を実施していくことにより、地方創生推進交付金が該当になるよう、今後に向けて検討していきたいと考えております。なお、平成28年度は繰り越しを行っている事業を進めていくこととし、これらの事業を確実に実施することが必要であり、地方創生推進交付金を申請することは考えておりません。

次に(3)につきましてお答えをさせていただきます。国では、地方創生推進交付金の検討において、地域しごと創生会議を開催し、4月に中間取りまとめを発表しました。そこでは、危機感醸成の困難さ、低迷する生産性、リーダー人材と資本性の高い資金の不足という現状に対し、トップダウン型政策形成からボトムアップ型取り組み形成へ、しがらみの打破と横並び体質からの脱却、人材、資金が自由に出入りする

開放的な地域経済づくりを基本的な課題と捉え、地域の魅力のブランド化、地域の技の国際化、地域の仕事の高度化、稼げるまちづくりや民主導による新たな「つくり手」の形成などが対応策として考えられるという報告でございました。

この国の報告書が全て嵐山町に当てはまるものではございませんが、少なくとも今国が考えていることは、これまでのやり方では発展は望めないのではないか。民間、特に金融機関を使ったまちづくりが必要なのではないかというものだと思います。もちろん、行政が「稼ぐ力」に取り組む事業も必要です。現在町では企業誘致を推進するため企業誘致条例を制定し、企業が立地しやすい事業展開を行っております。

しかしながら、国からは違った形による「稼ぐ力」を求められております。新たな「稼ぐ力」に取り組むため、暗中模索ではございますが、民間による連携を検討し、地方創生推進交付金を活用しながら実施していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) それでは、(1)の再質問をさせていただきます。

私が内閣地方創生推進室に加速化交付金についてお伺いしたところ、応募のあった計画は厳正に審査するとのことでしたが、やはり厳しい審査結果であったと思います。3日の青柳議員の質問で答弁されましたが、全国で2,744件、採択が1,926件、埼玉でも47の自治体取り組み、そのうち27自治体が採用されているというお話でした。埼玉県の交付を受けたところを見てみますと、8,000万円の満額の決定を受けたのが三郷市、これは2事業です。越生町、同じく2事業で8,000万、鳩山町は1事業で8,000万、1市2町でございました。特に越生町は、地方創生先行型タイプで、青ダイヤ、黄ダイヤで輝く里山づくり戦略、越生6次化産業化パワーアップ総合対策事業と称しまして、5,850万の交付金を受けました。

続いて、同戦略の2ND、ステージ越生6次産業化パワーアップ過疎化総合対策事業ではほぼ満額の交付金を受け、2事業で8,000万円の交付を受けております。6,000万円台の決定を受けたのは、吉見町、横瀬町、宮代町の3町、5,000万円台の決定を受けたのが川口市、美里町の1市1町、4,000万円台の決定を受けたのは戸田市、嵐山町、ときがわ町の1市2町です。交付金の決定を受けた27市町村のうち、4,000万円台の交付を受けたのは3市8町です。執行側には大変よく頑張っていたいただいと、そ

の努力に対し感謝を申し上げ、評価するものであります。その上で、細かいことですが、決定額の中身を確認したいと思い、質問したわけでございます。

内閣府が内示した嵐山町の交付金事業の事業名を見ると、武蔵小京都嵐山町版観光農業歴史のつながりと仕事創造事業として、4,196万1,000円になっております。3日の青柳議員の質問に対し、ハード部分に対する事業内容が評価されなかったとの答弁がありました。そこで、平成28年度1回定例会の一般会計補正予算に関する説明書と、今回の一般会計繰越明許費の繰越計算書をもとに、資料1に落としてみました。一部金額が違ってありますが、これで見ますと、星印のついた部分が評価されなかったということになります。広告料57万8,000円、これは、私は決定額57万1,000円と書いてありますけれども、先ほどの答弁から言いますと、これは57万8,000円ついているものと理解しました。地域の人の流れ創出事業、これは地域でした計画であって、100万円については、これも認められなかったということです。あと、農業者支援事業、これは、千年の苑構想計画の策定関係なのですけれども、鑑定料と駐車場土地購入費、駐車場工事請負費、これが認められなかった。そして、杉山城跡の整備事業、これについても、駐車場と物件補償費が認められなかったということでありまして。私はこれを計算しますと172万円くらい、これが決定額よりも少ないのですけれども、あと何が削られたのか、おわかりになりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。答弁できなければ暫時休憩しますけれども。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

172万円の内訳ということでございますが、ちょっとこちらの資料ではなくて、手持ちの資料でお答えをさせていただきたいと思いますが、今回、対象とならなかった、対象外経費となったものの内訳を一つ一つ私のほうで申し上げたいと思います。

まずは、地域活性化事業、これは比企広域で共同して出したものでございます。こちらにつきましては、100万円、全額が認められなかったということでございます。

次に、農業者支援事業です。千年の苑づくり事業の関係でございます。まずは、手数料、これが10万円です。不動産鑑定委託料17万円、駐車場の工事請負費630万円、土地購入費563万円と、あとは看板の設置ということでございまして、看板設置が162万円でございます。それと、情報発信拠点事業については、対象外経費はございませんでした。杉山城跡整備事業につきましては、土地購入費が278万3,000円、物件補償費が

9万9,000円でございます。以上です。差額が1,770万9,000円、これが対象外経費となったものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 私がなぜこのことにこだわったかと申しますと、金には色目がないわけでありまして、総括で来たものを、ある部分を一部に運用したのではないかというような懸念もありましたので、この辺をしっかりと確認をさせていただきたいと、このように思ったわけであります。そうだとすると、千年の苑づくり構想の「稼ぐ力」は駐車場収益です。駐車場購入費がハード面として評価されなかったとのことですが、ソフト事業と密接に関連するハード事業、施設整備事業は、交付金の対象だと伺っております。また、ハード面は、全体の50%以内の縛りはありますけれども、ラベンダー事業に関しては、計画策定費200万、補助金1,685万で、1,885万になります。駐車場の土地購入費が1,220万円、これ合わせてですけれども、50%以内になっております。この計画の根幹をなしているのは、ハード部分として評価されなかった駐車場の「稼ぐ力」だと思えます。政府が、この部分を削って交付金をつけてくるということには、少し納得のいかないものがあります。内閣府と事前協議で問題にならなかったのか、この辺のところについてお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今、議員さんのお話のとおり、大変この内示の発表を受けまして、正直なところ大変落胆をしたというのが本音でございます。事前協議の中では、当方で考えている計画についてご説明をし、決まり上、ソフト事業と密接に関連するということに位置づけて申請をさせていただいたところでございますが、国の判断としては、先ほど答弁をさせていただいた内容だったと。これは青柳議員の一般質問の中でもお答えをさせていただきましたが、確かに千年の苑づくり事業もそうです。杉山城跡整備事業もそうです。やはり駐車場の確保というものが、大変大きな位置づけをなすというふうに考えております。両事業につきまして、今後他の手法で、あるいは例えば一般財源を使ってということもあり得るかもしれません。それは今後、駐車場の確保に向けて、町としては検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 平成29年には、4ヘクタールの農地にラベンダーを作付し、平成30年には2ヘクタール、平成32年には10ヘクタールに拡大し、観光客をふやして、駐車場収入、農産物直売による自立を図るとのことでした。さらに、6次産業化への取り組みによる新たな商品の販売も行うとなっております。埼玉県内のラベンダーの名所は、久喜市の菖蒲町があります。そのほか小さいながら越谷市大成町の越谷ふれあい公園にもラベンダー畑があり、2万5,000株が植えられています。6月にはラベンダー祭りも開催されているようです。そこには、地元の人がテントを出し、ラベンダーの切り花やラベンダーを編んでつくったポプリを販売しているそうです。また、希望すれば、950円の方法費を支払い、ポプリのつくり方も教えてくれるということでもあります。インターネットで検索すれば、挿絵、におい袋、ポプリ、ラベンダー版画、ラベンダーのバスソルト、ラベンダーのアイロビー、ラベンダーのバスボム、その他ラベンダーを使った料理の作り方まで出ております。夢のある事業、可能性のある事業として応援したいと思えます。

地方の「稼ぐ力」の意味は、自立性です。自立して自走しなければ「稼ぐ力」にはならないわけです。補助金が食い尽くされただけで終わらずに、「稼ぐ力」を発揮して、事業として、ぜひ自走させてほしいと思っております。

それでは、(2)の再質問に移させていただきます。

先ほどご答弁いただきましたが、この新型交付金の特徴は、1事業当たり国費1億円、事業ベースで2億円、横展開タイプ1事業当たり国費2,500万円、事業費ベースで2,500万円、隘路打開タイプ、これも2,500万円です。事業ベース2,500万円になっています。どの組み合わせでも2事業まで申請できると、地方総合戦略に位置づけられた事業であれば、道路等の整備事業も対象になる、このようにされていると思えました。厳しい財政状況の中、有効な財源になると思っております。ご答弁では、今回は見合わせたということでもあります。確かにこの交付金につきましては、10分の10ではありません。したがって、手をつけるのも少しためらうところがあるかなと思っております。この辺のことも考慮して、具体的な検討をなされたのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほども、若干ご答弁の中で申し上げましたが、実は先月の23日の日に、国におきまして推進交付金の事前相談会というものがございました。県内でも幾つかの団体が相談会に参加をしたというふうに伺っております。嵐山町も参加をさせていただきました。このとき、1つの案を持って相談をいたしました。その案というのは、加速化交付金で受けた事業をさらに推進をしていくと、このような内容で相談をさせていただいたところでございます。国の担当官が言うには、実際かなり厳しいお話をされています。本当に今、吉本議員おっしゃいました自立性と、こういったものがキーワードになるかと思えます。

今回の推進交付金については、3つのタイプがあります。先駆タイプが一番優位なわけですが、この先駆タイプ、採択される要件というのでしょうか、大変ハードルが一段と高くなっているというような説明がありました。官民連携、政策間連携、自治体間の連携、こういったものをより具体化させて申請をなさないと、このようなお話をいただいてきたところであります。先ほど答弁の中でも、今年度は見合わせたというようなことでございますが、これは繰り返しになりますが、今年度につきましては、昨年度末に交付決定をいただき、全額を繰り越した過疎化交付金事業、28年度はそれを着実に進めていくと。29年度については、今年度中に推進交付金の採択となるように今後十分検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） それでは、（3）に移らせていただきます。

私は、政府の地方創生交付金事業の手法を大変評価しているものです。「稼ぐ力」、つまり自立自走を目指した事業展開を自治体に対し自主的、主体的な取り組みを求めたことです。平成26年9月29日、まち・ひと・しごと創生法の閣議決定から今日に至るまで、行政側には相当のご苦勞があったものと思っております。まだまだ事業は緒についたばかりですが、得られたものも多いように感じております。有効な交付金事業においても、また、町税を投入する事業においても、町が自主的、主体的な取り組みを行い、「稼ぐ力」をコーディネートしていくことが求められているように思います。町長のご所見をお伺いいたします。



やったようにどんと、片方のところ出していないわけではないのですけれども、そういうような状況になってしまう。これが、ですからどういうふうな、どういう形で国のほうでは評価をしているのかわかりませんが、嵐山町ではそういったものをさらにグレードアップできるような形のものに仕上げ、そして事業を町に合った形で進めていけるような準備をさらに進めていく力をためていく必要があるかなと、そんな感じがしております。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） それでは、大項目2点目に入りたいと思います。

地域水道事業について。地域水道事業においては、少子化人口減少による給水量減少と、それに伴う料金収入の減少、水道施設の耐用年数に伴う更新需要の増大、技術職員の技術継承等の課題が指摘されています。

国では、こうした課題を受け、平成25年3月に厚生労働省から「新水道ビジョン」、平成27年7月には内閣官房から「水循環基本計画」が示されたところであります。埼玉県では、国に先行して平成23年3月に従前の水道ビジョンを改定し、県の水道整備基本構想を策定しております。

今回、嵐山町では、国、県の水道事業構想、第5次嵐山町総合振興計画の見直しを踏まえ、「嵐山町第2次水道事業基本計画」を策定されました。本計画は、平成37年までの10年間の計画です。しかし、嵐山町人口ビジョンで示されているように、平成72年の人口予測では、9,034人という厳しい数字が示され、将来人口の目標でも1万2,260人と将来の水道事業に大きな懸念を持つものであります。

もはや水道事業は、40年、50年先を見据えなければならない状況があります。そこで、以下についてお伺いいたします。

(1)、嵐山町第2次水道事業基本計画について。

ア、水道施設の計画的な更新と再構築計画。

イ、配水管の老朽化更新計画。

ウ、水道事業職員の技術継続対策。

(2)、人口ビジョンに見る人口減少と水道事業の段階的課題と対策についてお伺いいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 それでは、地域水道事業について、嵐山町第2次水道事業基本計画の（1）、アの水道施設の計画的な更新と再構築計画についてお答えいたします。

現在、水道施設につきましては、水源として3カ所、浄水場として1カ所、配水場として2カ所がございます。浄水・配水場の機能を持たせている施設が1カ所ございます。老朽化による施設劣化の度合いを確認しながら、不測の事態に備え常時点検、整備、修繕を実施しております。また、将来的に給水量が減少していくことを踏まえ、水道施設の老朽化等を配慮し、新施設に集約することも検討しております。

続きまして、イの配水管の老朽化更新計画についてお答えいたします。安全な水を安定供給するために、これまでも管網整備を行ってまいりました。町では基幹管路の耐震化を進めるため、国等の補助金を活用しながら耐震性のあるダクタイル鋳鉄管への切りかえを行っているところでございます。今後も老朽管の更新にあわせて、無駄のないよう管網整備を行っていきたいと考えております。

続きまして、ウの水道事業職員の技術継承対策についてお答えします。これまでも多様化する水道利用者のニーズに対応したサービスを提供するために、職員には技術研修会などの参加、人員の効率的な配置を検討するほか、職員間における技術継承などを行ってまいりました。今後も各種技術講習会や研修会などに積極的に参加するなど、職員の資質向上と必要な知識や技術が体得できるような体制づくりを進めていこうと考えております。

続きまして、小項目（2）の人口ビジョンに見る人口減少と水道事業の段階的課題と対策についてお答えします。水道事業につきましては、安全な水を安定供給するという絶対条件の中、人々の生活に深く浸透している事業の一つであります。平成4年に認可取得しました現在稼働中の施設ですが、計画給水人口は2万5,000人、日当たりの最大給水量1万4,800立米を設定しておりました。現在の給水人口は1万8,214人、日当たりの最大配水量8,763立米となっており、余裕のある施設稼働状況となっております。この給水人口に対し、能力が大きい施設を維持していくということになりますので、施設の更新について見直しが必要な時期となっております。老朽化した施設の更新時期を十分に精査し、浄水・配水機能を持つ新施設について検討していくものでございます。

今後も人口の減少は進むことが予想されますが、将来の給水量や給水人口は、変動

が不確定であります。また、既存施設についても老朽化の度合いが同様に考えられますので、不測の事態に備え、そのときに見合った計画の見直しも視野に入れながら水道事業を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） それでは、（1）から再質問させていただきます。なお、（1）と（2）、関連してきますので、同じような内容になると思います。

第2次水道事業基本計画では、第1水源、第1配水場、第2浄水場を平成37年に廃止し、第2水源、第3水源、第3配水場は、メンテナンスや更新を行うとともに、新たに浄・配水場をつくれるということになっております。配水エリアは、中部から北部が第3エリアと南部の新エリアに二分され、両エリアの配水場は送水管でつながるわけです。計画給水人口は今答弁されたとおり2万5,000から、今度は新構想は1万8,000人に、1日最大給水量を1万4,800立方メートルから9,000立方メートルにダウンサイジング化されるということです。

資料2を見ていただきたいと思うのですが、表1の6項目の県水受水状況を見ると67万5,000立方メートル、受水率24.5%になっていますが、新構想の計画では、県水の受水量、率はどのようになるのかお尋ねいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 現状の第3配水場なのでございますけれども、水位確保していきませんと、一部水圧の関係等支障が出る場所もございます。現在、配水場から第3配水場に送水しております。県水も一定量が流入してきますので、配水場の水位、それがイコール配水圧になってくるわけなのでございますけれども、不足が生じないように、また県水の現状を維持していけば、余計に配水場から捨ててしまうようなことがないように十分注意しながら、配水計画を検討しているところでございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 現在は3エリアになっていまして、第3エリア、第2エリアはつながっていますが、第1エリアは孤立しているわけです。将来的には、30何年ですか、これは県南と中央から北部に2つに分かれる。それで、現在の県水を受水しているものと同じになるのか、あるいは水源を1つ減らすわけですから、県水がも

っと多くなるよという話なのか、その辺をお尋ねしたかったのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 現状で、県水の状況につきましては、余裕のある施設状況になっておりますので、県水につきましてはほぼ一定条件で保っていきたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 現在、吉見町、滑川町では県水を100%受水し、鳩山町は95%、東松山市で77.6%、ときがわ町で68%です。小川町と嵐山町は受水率が低く、小川町が39.9%、嵐山町は24.5%です。嵐山町の水道水の供給単価を見ると、165円になっております。これは比企郡で最も高い料金になります。供給料金の高いのは、浅井戸水を多く給水するために供給料金が高くなるのか、どの辺に原因があるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 嵐山町の水道の特徴というのが、今お話ありましたように滑川町、東松山市のように県水に依存ということではなくて、嵐山町は県水の導入の前は自分の井戸の水を使う、これを大前提にしていりました。そういう中で、工業団地導入をいたしまして、ちょっと水が足りなくなるかもしれないというようなことで、県水を導入をするという計画がそこのところで生まれました。そして、ただ、そういうことにはなったわけですが、県水を無造作にというか、計画を向こうから入れて、こっちのところを狭めるといってもセットができていますので、そういうような中で向こうの導入が始まって、それでこの県水の使用量、購入量が少ないというような状況になっています。

しかし、現在は、この購入量をもう少しふやせないかというのが県の考え方であるわけです。ご承知のように人口はもう……県も水道もできていますので、その上で県水の使用量が減ってきてしまう。将来的なことを考えるとどうしても、今まで以上に使ってもらいたいというのが県の考え方でもあるわけです。そこのはざまのところは今嵐山町はいると、そういうような状況でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 新たな構想の新施設は、クリプトスポリジウムも対応できる施設、両エリアの配水場は送水管でつながっていることから、県水の濁水問題や新エリアの水源に問題を生じた際に、相互にカバーができる。そういうことで、水の安全、安心が強固になるとの観点から、県水と浅井戸水源を持つことは賛成であります。しかし、いずれ人口が減少してくれば、さらなるダウンサイジング化も検討されるようになると思います。20年、30年先を見て、その点についてどのように考えられておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 現在の基本構想で考えているところですが、10年というペースで、厚生労働省からも5年から10年というような計画年数というようなことを示されておるところでございます。議員さんのお話しされたとおり、水道施設につきましては、50年先程度を配慮していかなくてはいけないわけなのですけれども、今現在の水、蛇口を操作すればすぐ水は出る。今現在を間に合わせるためには、将来に余裕をどうしても持たせることとなりますので、再度計画、構想については、少しずつ検討しながら進めていかなければいけないというふうに考えております。

○大野敏行議長 続いて、安藤副町長からも答弁いたします。

○安藤 實副町長 吉本議員さんには、いい資料をつくっていただいて、わかりやすく大変参考になります。この中で、ちょっと私のほうからも補足のほうを説明させていただければと思います。

嵐山町の現在の施設、能力、2万5,000人、当時の町の基本構想がございまして、基本構想の目標人口、これを水道施設も踏襲をしたということで、2万5,000人、1万4,800トンの施設能力を持っていると、この資料でも明らかです。しかしながら、今現在、その施設がどう動いているのだということになりますと、人口は1万8,214人、73%、それから1日最大給水量は8,763トン、59%、大きな施設を使って水道事業を運営していると。したがって、先ほど供給単価の問題ございましたけれども、そのような単価はどうしても高どまりしてしまうという、今そういう課題がござい

ます。  
これを水道の第2次の基本構想、水道事業計画では、37年に嵐山町の当時の人口、身の丈に合った施設に変えていきますよということなのです。このときに備考に書い

てありましたのは、1万8,000人、最大給水能力を9,000トンにしますよと。ここが平成37年の計画というふうな、こういう構想になっていますけれども、議員さんおっしゃられますように、これが2060年には1万2,260になりますよと。このときの水道の最大給水量、想定をすると、6,250トンまで落ち込むのですよと。いずれダウンサイジングをしなけりゃならない施設をつくるのだったら、そのときにつくる施設が十分な施設をつくるのか、あるいは将来を想定して、もうちょっと一回り小さい施設をつくるのか、そこの議論になると思うのです。それを、この計画は今お示ししてございますように、1万8,000人、最大を9,000トンと、こういうふうに書いてありますけれども、37年まではまだかなり年数ございます。もうちょっと詳細な将来予測をしながら、やはり将来に向けて安定的に廉価な水道水が供給できるように、もうちょっと詳細を詰めていきたいと、このように考えております。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。それでは、イのほうに移らせていただきます。

管路の老朽管更新計画についてご答弁いただきました。嵐山町の上水道管は、その表にもありますけれども、ダクタイル鋳鉄管、これが9万9,912メートル、鋼管1,028メートル、硬質塩化ビニール管7万4,658メートル、ポリエチレン管2,695メートル、その他651メートル、合計で180キロぐらいあります。うち基幹路は2万4,308メートルで、耐震管が7,296メートル、耐震適合性のないものが1万7,012メートル、耐震率30%だということですのでけれども、これはいつから始めた工事で、何年かかって、何十年かかって30%まで来ているのか、この辺についてお伺いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 耐震管の布設状況でございますけれども、基幹管路におきましては現在28.1キロ、平成23年から基幹管路の更新を実施しております。更新済みにつきましては、8.2キロの更新をしております、更新率については32%というふうにと捉えております。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 嵐山町第2次水道事業基本計画を見ていると、更新時期を

迎える水道施設が増加している中で、耐用年数に合わせて更新事業を実施した場合に、短期的に水道事業経営を圧迫することが懸念される。そこで、その状況を打開するために水道施設をアセットとして捉え、適切な更新時期を定め、更新事業を実施するとしています。この更新計画は、これに基づいた計画になっているかどうかお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 今回の第2次水道の基本計画につきましては、アセットマネジメントの考え方も一応配慮に入れてございます。老朽管の更新につきましては、法定耐用年数等の基準から、独自の基準耐用年数、嵐山町独自のものを定めまして、一挙に老朽化したから、そういったところを集中的にという工事の進め方をいたしますと、議員さんおっしゃったとおり、経営の圧迫というようなことも考えられますので、十分にアセットマネジメントの考え方、また老朽管更新計画等を配慮しながら、今後の更新工事を進めていきたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) わかりました。私が今お尋ねしたのは、管路の法定耐用年数は、どの管でも40年、法定で決まっているわけなのです。実使用年数では、ダクタイル鋳鉄管は60年から80年使えると。硬化塩化ビニール管は40年から60年使える。ポリエチレン管も40年から60年、それぞれ継ぎ手や地盤によって変わってくるわけですが、私は耐用年数を延ばせるからというので先送りしてしまうと、これは人口減少になってきて、水道の収入も入ってこない。老朽管が一気に進んでくる。そういうことになる、大変これは先送りしてしまうという心配がありましたので、実使用年数が長いからといっても、きちんとした計画を持ってもらわないとだめなのではないかと、このように心配して、今質問をさせていただいたところです。

この問題も(2)でいろいろ、ほかの面からもちょっとお話をしたいと思いますけれども、私の心配のしているところはそういうとこだということをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、続いて(2)の再質問に入りたいと思います。

何か抜けたのかな。ウが抜けたのか。

○大野敏行議長 今、入っていたような気がしますけれども。

○1 番（吉本秀二議員） ウについて、これは技術の継承の関係ですね。すみませんでした。

嵐山町第2次水道基本計画にある現状と課題で、業務内容の多様化と技術の継承とあって、従来の水道事業と比較して、職員1人当たりの職務の幅が急激に多様化してきている。もう一つが、水道事業に携わる職員の退職時に技術が継承されずに失われることが危惧されるというふうに書いてあるのです。これはどういうことなのか、ちょっと具体的に教えていただいてもよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 水道事業につきましては、特殊性というものもありまして、長年水道に携わってきた諸先輩方を見ますと、やっぱり10数年おられた方もおりまして、そういう長い経験を持った方々につきましては、経験上でも管網の状態がどうなっているか、また施設につきましても、どのようなものについて、どういうふうに定期点検をやって、整備点検を進めれば問題なくできるか、そういったことを、どうしても全てがそういった諸先輩方から吸収できずに、卒業される諸先輩方ももちろんおりますので、どうしても経験のある職員については、やっぱりある程度長い年数といえますか、10年単位は欲しいところがございます、どうしてもそういった職員から、また若い職員に引き継がれるようなことを今後も続けていきたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1 番（吉本秀二議員） この問題は、午前中に渋谷議員が質問されておりましたけれども、やっぱり異動の問題とか、あるいは専門職という問題にもかかわってくる問題なのです。それで、その辺のところも踏まえた対策がとられているのかどうか、その辺が非常に心配になったわけなのです。

それで、私は公営企業に関する条例や規定を見ていまして、水道技術の継承ということで、水道法施行令第3条の布設工事監督者、これに指定できる者、あるいは第6条の水道技術管理者に指定できる職員、こういうふうにあるわけなのです。こういう町長から指定を受けられるような資格を持った職員というのは、職員の中にどのくらいいるのか、これについてお尋ねしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 水道技術管理者のことでご答弁申し上げたいと思うのですけれども、今職員の中で技術管理者の資格を持っている職員というのは3人います。その中で、水道課に配属されている職員が2人、こういうことになっております。それから、技術管理者を取得をする要件が、今議員さんおっしゃられるように、やはり経験年数というのが一番大きな必須の要件でございまして、これをクリアして初めて受験資格出てくるというようなこともございます。そういったことで、今進んでいるところでございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 確かにおっしゃられるとおりに、1号資格者、2号資格者、3号資格者、それぞれ要件があって、その要件に従って勤める経験の長さも違ってくるわけなのです。そういうことで、やっぱりよほど人事をうまく回転させていくとか、そういうふうにしていかないと技術が継承されていかないな、専門家が育たないな、そういったことがありますので、その辺の人事も含めた考えをちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 水道課、例えば漏水、大きな破裂の事故等があって、昨年も夜間工事等で大変苦勞したケースがございました。間違っって水道のバルブをとめると、一気に大きな地域が給水ができなくなることになるわけですし、それが一つ一つ事務所に帰って、図面を見て、どことどこのバルブをどう操作すれば水道の給水が少なくて済むという、そういうふうなことがあるのですけれども、これはやはりひとえに経験でございまして、経験の長い方は頭の中に水道の管網がもう入っているのです。どこの止水栓、弁をとめれば、どこがとまって、どこが開くとか、そういったことも経験値でございまして、そういった職員を養成していくのには、やはり5年、10年という単位でその経験が生かされてくるというようなことでございまして、今お話ございましたように水道の技術管理者と、またそれとは別の経験値、多く持った職員が、それが水道事業には必要だというふうに考えております。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ありがとうございます。私も、水道のことはほとんどわか

っていないので、とんちんかな質問しているかもしれませんが、人口が減ってくる中でのことですので、いろいろ心配があるわけです。

それでは、(2)の再質問させていただきます。県は、13年後の平成42年をめどに、現在59ある水道事業体を12のブロックに統合し、さらに50年後には、水道事業の全統一を図るという構想を持っております。県構想のブロック統合では、水平統合、垂直統合等に分類され、第6ブロック、第6ブロックは比企です。第6ブロックはソフト統合を経て、平成42年までに垂直統合、つまり県水直送給水になる構想を持っております。

私は、先ほど嵐山町第2次水道事業基本計画についてお尋ねしましたけれども、水道事業のいろいろ言われている問題も、最後はブロック統合しなければ解決しないのではないだろうかという懸念も持っているわけです。そこで、嵐山町第2次水道事業基本計画が、この県の示すブロック統合を念頭に置いたものなのかどうか、これをちょっと確認しておきたいと思います。

- 大野敏行議長 吉本秀二議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時31分

---

再 開 午後 2時41分

- 大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本秀二議員の再質問に対する答弁からです。答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

- 深澤清之上下水道課長 先ほど、議員さんからご指摘ありました点につきまして、水道の広域化ということに対してのことだと思います。

確かに議員さんのご指摘のとおり、広域化ということはすごく魅力的なところがあるということは感じております。経営の考え方、管理だとか、それから施設、こういったものの統合、一部確かに細かいところの施設についても、県のほうからは技術的な助言であるとかいろいろと指導を受けられるというふうなお話で、魅力的なところはあるのですが、特に嵐山町で配慮しているところが、検討はしているのですけれども、経営の統合というようになってきたときに、どうしても内部留保資金というのですか、多く持っているところ、逆に言えば少ないところ、確かに統合される

と均一化されるわけなのですけれども、なかなか均一化されたものでいいのだろうかというようなこともありまして、今後の検討課題というふうになっております。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 平成27年12月24日に、第5回水道事業基盤強化方策検討会が厚生労働省で開催されています。主催は、医療生活衛生局生活衛生職員安全部水道課。出席者は、主催者が部長、審議官、課長等と検討会構成委員です。会には都道府県のヒアリングということで、埼玉県、長野県、京都府から関係者が出席しておりました。

埼玉県から出席されていた生活衛生課の副課長は、広域化の課題を次のように上げておりました。埼玉県水道ビジョンは、県内全水道事業者で議論した結果を踏まえて策定したもののだが、首長が広域化の方向に向いていない事実がある。イとして、ブロック統合すると、施設整備のために投資が発生し、水道料の値上げが避けられない。値上げしたくないということがあり、イコール広域化はしたくないというふうになっている。平成の大合併が決裂しているため、水道事業の統合に影響しているブロックもある。エ、水道事業体の職員に県のビジョンが浸透していない。広域化について県の掲げているビジョンが反映されてなく、職員も広域化に消極的だと。オ、核となる自治体がなく、ブロックの検討会も委員長が持ち回りで義務感で年度末に1回会議が行われる程度というふうに発言しております。何かこの第6ブロックのことを言っているように聞こえてきますけれども、この地域においてブロック統合構想会議が開催されていたら、状況についてお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 第6ブロックの水道検討部会ということで、今年1月にも検討会がありまして、その際には、協働化の料金システム、そういった関係のことについて討議されたところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 先ほど来、上水道事業ブロック内の対照表を見ていただいてもわかりますけれども、滑川町は人口がふえている上に、県水を100%給水していますし、ブロック化で水道料が上がるということになれば、町民も反対するのは必至です。また、嵐山町も違った事情を抱えています。そういうことで、ブロック化は難

しい問題だということは理解できますし、承知しております。

町長は、3日の長島議員の町村合併の話に対して、質問に対し、今、論じる考えは持っていないというような趣旨のことを話されたように思います。この水道事業のブロック化について、町長はどのようにお考えになっているのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

県では、水道も下水道も、いずれにしても管網が広がってしまっているわけですので、それを縮めていかなければいけない。県ではダウンサイジングという言葉を使いますが、それを縮めていかなければいけないということ、それは何かと言ったら、先ほどから議員さんおっしゃるように、水道のコスト、水道料金をいかに下げるか、使用量が減ってくる中でいかに下げられるかということにかかっているわけです。ですので、県では今までやっていた内容のほかに、コスト削減の方法をいろいろ上水道も下水道も考えているようです。

それで、ちょっとおくれてしまいましたけれども、先ほどお話をいただいたブロック化をする前の段階の計画の段階ですけれども、嵐山町が今、水道料金が高いというお話ありましたけれども、それは、自己水、自分の井戸を持って、それでそこからくみ上げてという設備はそろっているわけです。それを使っているところと使っていないところでは、その差が出てしまう。しかし、嵐山町では、これから異常気象等も想定がされる中で、あそこの井戸というのは、これから将来的に考えて、やっぱり長期的には水のコストというのを下げていかなければいけない。だけれども、あれを今とってしまって下げていいものだろうかというのは、これを計画するときに考えました。

それで、そのときに県で10年ルール、正式には何というあれなのですが、10年ルールというのが県にありまして、県水から管を引っ張って嵐山町につなげて、その管の経費については、10年間、県がこれを売って賄えるかどうかによって、そうでなければあんたが払いなさいよという、そういうルールなのだそうです。それが嵐山町に適用されると、自分で払わないといけない水量の利益が、そこのところまで上がらないというような状況があって、現状では県の水を引いて、県に引いてもらってやるということができないとすると、自分で特別会計からそういうことが今できないと。であ

るので、今ある管網を使って、そしてこれから整備をしていく過程においてダウンサイジングが図れることを図っていかうということで、これをやりました。

それで、このところの、ちょっと見つからないのですけれども、この中にも1行か何か書いてあるのですけれども、県のブロック化についても検討をしていくというようになっていると思うのですけれども、それは県のブロック化の中に、会議にも毎回出ているわけですし、その中の話を嵐山町でも聞いています。ただ、今はそういう状況でございます。特別会計の範囲内でのさっきのクリプトの話もありますし、いろいろ考えたときには、嵐山町は今あるものを金をかけないでやっていくのがベストだろうと。ベストというか、ベターというような状況か。ただ、これから先については、議員さんおっしゃるようないろんな状況というのが考えられますので、これからどうやっていくのかというのは、大きな課題を残しているというのが現状かと思えます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。私も全くそのように思います。ただ、将来的なことを考えると、第6ブロックの多くの自治体の将来を考えていきますと、事務的な分野ではブロック等のものに向けていろんな資料、こういった計画をテーブルの上に上げて、どこの点で同じようなレベルに持って、統一できるところは統一していかうというような、そういった会議をしっかりと詰めていっておかないとダメなのではないかと、このように私は考えているところであります。

基本的なものは、町長さんが述べられたとおり、私もそのように理解しておりますけれども、将来的に見て反対するところは反対でもいいのですけれども、同じような考えを持って計画を進めていかうというところがあれば、そこで同じような土俵の上で話し合いをしていかなければならないのではないかなというようなことを考えております。

それでは、次に移りたいと思います。3番の企業誘致対策について。先月15日の新聞に「県は平成25年から3年間にわたって実施した企業誘致策「チャンスメーカー埼玉戦略Ⅲ」で企業が新たに設置を決定した工場や本社、研究所などの立地件数が221件となった。企業誘致を本格化した17年1月以降851件を達成しており、28年度からの3年間で1,000件を目指して戦略を展開する」という記事が載っておりました。

上田知事は「チャンスメーカー埼玉戦略Ⅳ」、ターゲット1,000では、先端産業や成

長分野の企業を積極的に誘致する方針で、150件の目標達成に向けて5,000件の企業誘致訪問を実施する。用地確保に向けて産業団地の整備を部局横断的に進めるほか、土地提供の意向を持つ市町村に対し、誘致ノウハウを支援する、このようにコメントしております。

企業誘致は、産業の振興と雇用創出、税収の確保という大きな果実が見込まれるものです。人口減少、町の衰退が心配される中で、最も期待の大きい事業であります。総合戦略や総合振興計画でも掲げられておりますが、まだまだ時間が必要で、スピード感が感じられません。そこで、以下についてお伺いします。

(1)、県が企業誘致を本格化させた17年1月以降、851件の誘致をしている。嵐山町におけるこの10年間の企業誘致状況についてお伺いします。

(2)、県の今後3年間の取り組み、「チャンスメーカー埼玉戦略Ⅳ」ターゲット1,000に企業から手を挙げてもらえる見込みがあるのか、お伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目3の(1)につきまして、お答えいたします。

嵐山町におきましては、平成21年度の機構改革によりまして、より一層の企業誘致や支援を進めるため企業支援課を新たに設置し、雇用や税収の確保を目指してまいりました。最初に手がけましたのが、明星食品の町外移転の問題であり、川島天沼地区への立地のため、都市計画道路の線形変更や滑川町との行政界変更を行い、地元説明を行うなどの準備を整え、2年にわたる交渉をした結果、既存の土地にとどまる決断をしていただき、新工場の建設につながっております。

このほか、花見台では株式会社武蔵野フーズ(カムス第2工場)、株式会社ユタカ技研、東洋粘着資材株式会社、株式会社東京研文社の4社。そして、平沢では、カインズ・ベイシアのカインズモールが挙げられ、合計6社となります。

次に、(2)につきましてお答えをさせていただきます。かねてより課題でありました川島地区をはじめとする産業団地予定地区につきまして、県田園都市づくり課及び企業局との事業協議を昨年開始いたしました。川島地区及び花見台拡張地区とともに、必要とされた資料の提供は完了しておりますが、川島地区に関しましては、都市計画道路の整備に時間を要することもあり、花見台拡張地区を先行する形での整備

となる予定であります。引き続き県担当部局との協議、調整による早期着手を目指すものであります。

ご質問の「チャンスメーカー埼玉戦略Ⅳ」に関しましては、平成28年度からの3年間に150件の企業立地と5,000件の企業訪問を目標とした埼玉県版の「稼ぐ力」向上事業であります。この3年間に立地企業の募集を開始できるかという内容になるかと思われませんが、花見台拡張地区の整備の期間としましては5年を予定していることから、非常に難しいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ただいまの答弁で6社の誘致ができていますわけですが、誘致も大変な活動をして努力の末に企業が決断してくれたというのがありますし、企業のほうから歩み寄ってきてくれて、割と案外すんなり楽に誘致できたというものもあるかと思えます。この6件についてはどのような内容のものでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それではお答えをさせていただきます。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、この6社のうち、まず最初に川島天沼地区の関係の明星さんでございましてけれども、こちらは先ほども申し上げましたとおり、町外に移転をすると。大分敷地内が手狭になったという部分もございまして町外移転というふうなことを視野に入れて、会社として動いていたわけでございます。これを何とか嵐山町にこのままとどまっていたいただきたいというふうなことを町として考えまして、その移転先として川島の天沼地区を候補にさせていただいて交渉を続けてきたという内容でございましてけれども、これ2年かけて地道に道路の線形を変えてみたり、それと行政界も天沼地区が滑川町と入り組んでおりまして、こちらを河川がちょうど境になるように行政界変更も行ったというふうなことを行いまして、交渉を続けてきました結果、最終的には既存の場所で建てかえを行っていただいているというふうなことで、今現在の明星さんがあるわけでございます。

また、花見台の関係でございましてけれども、こちらは花見台のほうの造成が終わりまして、企業立地を手がけていたわけでございますけれども、こちらに関しては分譲が開始しました平成6年3月からになりますけれども、当初、順調に企業さん参画し

ていただきまして立地が始りました。しかしながら、若干、土地が埋まらない場所、そして当初立地を予定して購入された会社さんがございまして、こちらの会社さんが一部立地を諦めるというふうな内容もございました。こういった内容と埋まらないというふうな部分もございまして、こちらの交渉のほうも町独自でやるもの、それと企業局さんのほうと連携をしながら進めるもの、並行してやってまいりました。その結果が、4社、最終的には埋まったわけでございます。

そして、平沢のほうも書かせていただきましたけれども、現在のカインズさん、こちらのほうを合わせて6社というふうなことになりますけれども、こちらは254のバイパスがございまして、そちらの拡張とあわせて一部町道の改良も含めまして立地に最終的にはこぎつけたというふうな内容でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） いろいろ努力をされているということも伝わってくるわけですが、私が調べて資料3でつくりましたチャンスメーカー埼玉戦略の成果というところで数字を出させていただいたのですけれども、平成22年4月から平成28年3月までの公表してもいいという数字だけの数字で、これには公表してもらっては困るという数字が192件も埋まっていて、これだけを見てどうのこうという、嵐山もその中に入っているのかもしれませんが、それと17年1月から22年3月までの429件につきましても、やはり公表を県がしていないということで数字を出してくれないのです。とりあえず調べられた数字がこれなのですけれども、これで成果を上げている自治体、空白になっている自治体もあるのですけれども、嵐山もこの中には入っていないと。近隣では数字が入っているということで、これだけでないということはおそらくわかっているのですけれども、やはりここに数字が入っていたらなと思うのですけれども、ひとつ頑張っていたきたいなというふうに思った次第です。

この企業誘致については、総務経済常任委員会で現在調査中でありまして、余り踏み込んで私がここで話するという気はありませんけれども、何か参考になるようなことをやっている市町村はないかと思ひましていろいろ調べてみましたところ、羽生市の取り組みが1つ目につきました。羽生市では、昨年3月に「羽生市企業誘致に向けた取り組み方針」というものを作成しているのです。結構立派な冊子で、こういったものをつくっているのですけれども、約30ページ、ネットで引っ張って見ていただけ

ればすぐわかる。ご存じですか。これを見ますと、最初の1ページに宣言というのがあります。1つ、市を挙げて企業誘致に取り組みます。羽生市は産業経済の振興や雇用機会の拡大を図るため、企業誘致に取り組みます。平成26年11月に市長を本部長とする企業誘致推進本部を設置しました。市長の強力なリーダーシップのもと、全庁体制で企業誘致を推進します。2番目として、ワンストップサービスでの企業支援につきまして、県も……

○大野敏行議長　マイクにぶつけないでください。

○1番（吉本秀二議員）　はい、わかりました。

羽生市には、企業誘致を専門に担当する部署を設置しています。進出企業からのご相談、問い合わせ、行政手続などについて関係各課への調整役や関係各課を一堂に会した相談の場を設けるなど、総合窓口としてワンストップサービスをさらに充実させます。3として、企業誘致を継続的な取り組みにすることにより、羽生市の発展につなげます。企業誘致を通して経験、進出いただいた企業様からのご意見などを参考に、市の企業誘致活動をよりよい取り組みへスパイラルアップさせることにより、羽生市の発展につなげます。また、企業との連携を一層深め、地域に根差した企業活動へのお手伝いをいたします。こういうふうに宣言しているわけです。市長をトップとして体制を組むということです。

中身を見ていきますと、いろいろ県の資料なども参考にしているのですけれども、大きな県から優秀な県までの表まで出して、いろいろ冊子に載せているわけです。中で自分とところの事業所の状況も表にしているのですけれども、平成19年には213あった事業所が、平成24年には169になっているのです。だんだん、だんだん減ってきているわけです。羽生市、加須市、行田市で比べると、羽生は169なののですけれども加須は295、行田市は227、こういうところを素直にこうやって出しているのですけれども、やはりこれは追い込まれて、やっぱりやらなければだめなのだということで、こういうものをつくって取り組んでいるのだと思います。

一番最後を見ますと、この羽生市企業誘致に向けた取り組み方針は、確実な企業誘致を実現するためのものです。策定に当たりましては、羽生市企業誘致推進本部及び企業誘致検討チームで議論を行い、埼玉県の担当部局からの貴重な意見も反映しております。この方針をもとに、さらに企業誘致活動を展開していきます。これは、最後のところでこういうふうにつながっているということは、私は背水の陣で臨んでいると思

って見ているのです。自分の逃げ道をふさいで、それで前向いて戦う気持ちを内外に示しているものなのだなど、相当な覚悟があるのではないかなと思ってこれを見ていたわけです。

嵐山町も、先ほど言いましたように一生懸命おやりになっている。現在も候補地3つくらいを挙げて取り組んでおられるのもよく承知しております。いろいろお聞きしたいこともあったのですが、大分時間も来ておりますので、余り質問のほうはしないで切り上げたいと思っております。

最後に、私、この5月、6月で運動会を見に行ってきました。自分の子供の運動会を見てからもう20何年ですか、えらいたっているわけなのですから、七郷小学校へ行きました。私から見れば寂しいこじんまりした運動会です。でも、子供たちはみじんも寂しいというような感じは受けていないですし、物すごく活発に力いっぱいやっているわけです。

嵐山中学校の運動会も出席させていただきました。私の子供が学校へ通っていたときから見れば人数も減って、やっぱり寂しいなと思います。菅谷小学校へ行きました。さすがに小学校は6年ありますから、相当の人数います。これくらいいると活気があるな、子供たちのパワーが伝わってくるなと思って見ていました。そんな中で、近くの人のおれ聞いてみますと、それでも昔よりも随分少なくなっているなという話でした。

この子供たちを見ていて、やっぱりこの子供たちもやがては結婚して子供を産んで孫もつくられていくわけです。私は65歳になって長い人生だったかという、何かあつという間に来た時間なのです。そうすると、この子供たちもあつという間にそうやってなっていくわけなので、我々の子供たちに対する責任は大きいものがあるなと思いました。だから、この前の一般質問から、やはり少子化とか、あるいは地域の活性化だ、企業誘致だ、水道の問題だ、いろいろ嵐山町にも山積していると思うのですが、こういうことを感じながら運動会を見させていただきました。このことを皆さんにお伝えして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 どうもご苦勞さまでした。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 どうぞお帰りください。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号8番、河井勝久議員。

初めに、質問事項1の歩道の整備補修についてからです。どうぞ。

〔8番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○8番（河井勝久議員） 8番議員、河井勝久です。通告書に基づいて一般質問をいたします。

まず初めに……

○大野敏行議長 失礼しました。時計のほうを今、ここから始まりますので、すみません。

○8番（河井勝久議員） 最初に、歩道の整備補修についてであります。町内の道路の歩道が、街路樹等の根によって持ち上げられ、でこぼこ化している箇所が多く見られるようになりました。また、敷石れんがなども浮き沈みが見られ、歩行時につまずくなどのおそれが出ております。高齢者や障害者などの安全対策の面からも補修などの対策が必要になっているのではないかなというふうに思いますけれども、この点についてお伺いをいたします。

○大野敏行議長 それでは答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、質問項目1につきましてお答えをいたします。

街路樹の成長による根の盛り上がりにつきましては、危険箇所の緊急修繕を随時行っているところでございます。今後につきましても歩道等の街路樹の根元状況を確認し、緊急性があるものから順次修繕を行い、歩行者の安全確保に努めたいと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） それでは、質問させていただきますけれども、常にまちづくり整備課のほうでは、この問題についてはこういうところが危険であるとか何とかという通告がされたりなんかして、今、課長さんの答弁の中でも、その都度その都度、修繕をしてきているというお話でありますけれども、とりわけ私も気がついて見てい

るのですけれども、木というのは年々大きくなっていくのです。そうすると、年々大きくなっていくと、その都度その都度こういうふうにあすファルトを持ち上げてしまったりなんかしてきているわけです。特に木によって、そういう習性があるのかなと思うのですけれども、ケヤキだとかエノキだとか桜なんかは根が上に出てくるということがあって、いつの間にかあすファルト等を持ち上げてきていると。そのことによって、そこにつまづいたり、とりわけ夜間なんかは何とかしてもらえないのかなというお話もよく聞くのですけれども、そこら辺では町のほうはどのくらいの割合で、そういう街路樹のある歩道だとかなんかを見て歩いているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 歩道の街路樹の点検ということでございますが、点検という形で特別実施をしているということではなくて、植樹体の維持管理ということで、年間を通じて委託を出してございます。そちらの委託業務の中で気がついた際には、まちづくり整備課のほうへ連絡をしていただくというようなお願いをしているという状況でございます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そういう形でも修繕が進んでくるのだらうと思いますけれども、かなりそういう面では、これからあと1～2年の間に危なくなるのかなというふうに思っているところもいっぱいあるのです。歩道がうんと広ければ、そんなに心配はないのだらうと思うのです。

私はずっと何年か浦和から県庁前、埼玉会館の通りを通るのですけれども、あそこのケヤキ並木、つい最近、全部あすファルトを張りかえましたよね。あすファルトというか、歩道を。あそこでこぼこになってしょうがないし直したのだらうと思っているのですけれども、そういうのを考えると、今、都市計画道路、あそこのエノキですか、幾つか植えてある。かなり持ち上がってきていると。エノキの習性というのが、そういうのかどうかかわからないですけれども、これは歩道とは関係ないのだと思うのですけれども、BGの駐車場ですか、あそこなんかもちかなり持ち上がってしまって、前消防士なんかがあそこで訓練のときにつまづいたような話も聞いたのですけれども、そういうことを考えると、やっぱり早い時期に何とかしなければいけないというふうに思っているのですけれども、そこら辺は先ほどもいろんな形でやっている

いうお話ですけれども、そういうのでは木そのものの習性のあるものについては、変更とか何とかというのは考えているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 修繕のときに、機会としてはその樹木、樹種を変えるというのも一つの方法かと思いますが、木そのものが1年、2年でそう急激に大きくなるものではございませんので、一度修繕すれば10年から20年はそんなに変わらないのかなと思いますので、必要に応じて撤去とかそういったものも場合によっては考えなければいけないと思いますが、一度歩道の修繕をする際には、歩道に持ち上がってきた根っこにつきましては、実際には除去している状況でございますので、それで様子を見ていくというのが実態なのかなとは思いますが、

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） わかりました。

それから、れんがなんかを敷き詰めた、いわゆる歩道なのですけれども、かなりこれもれんがですから浮き沈みができてしまうと。あるいは、冬なんか割れ目に氷が張って欠けてしまったり、そういうのも見られるのです。とりわけ、私もいつも駅の東口からずっと線路伝いにある歩道なんかも、そういうのでは時々修繕はされているみたいですが、そういう箇所が見られて、暗がりを夜、多くの人が通るのですけれども、通勤客が。そういうので見ると、あの辺もどのくらいの割合で修繕されてきているのでしょうか。その都度その都度でしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 今までの修繕につきましては、計画的にというよりは、利用者からの連絡であったりとか、先ほどお話をした維持管理の中で見つかったところとかそういった形で、その都度その都度直してきているのが現状でございます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 障害者や車椅子等の人たちが安全に通れるような形は、今後も町としては考えていかなければならないだろうと。これはバリアフリー等の問題もいろいろと出てくるのだろうと思いますけれども、そういう面で、これからもとりわ

け関心を持ってもらって、修繕できるところについては早急に修繕を取り組んでいていただければというふうに思っております。

それでは、次に移ります。2番目の証明書、申請書などの記載事項の廃止の扱いについて。近年、性同一性障害の人の人権が保障され、認められるようになりました。町は、この障害に苦しんでいる人のために、町の申請書、証明書等について、男女の性別記載の項の性別の必要のないものは記入廃止すべきと考えますが、対応についてお聞きいたします。

(1)といたしましては、各課で男女を記入、記載しなければならないものの書類はどのくらいなのか、記載欄の必要のないものは廃止できるかどうか。

(2)といたしまして、これまでの申請で拒否などの申し出、対応や扱いはどうされたのかどうかお聞きします。

それから、(3)といたしましては、同棲婚の戸籍の取り扱いの対応についてどうしているのかお伺いいたします。

(4)といたしましては、公共施設、トイレなどの利用、改善などの検討の考えはありますか。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)、(4)について。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、(1)についてでございますが、各課で取り扱う申請書等の様式で、男女の記載があるものを調査いたしましたところ、152種類ほどあることがわかりました。なお、その様式を定めている根拠について内訳を申し上げますと、法令によりその様式が定められているものが41種類、町規則によるものが82種類、要綱によるものが25種類、その他が4種類という状況でございます。

次に、男女記載の削除についての考え方でございますが、基本的にその様式が法令により定められているもの、または全国統一様式、県統一様式など様式が国や県などから示され、それをもとに規則や要綱で定めているものなどにつきましては、町独自の判断で削除することは、現段階では難しいと思われま。ただし、それ以外で町独自の様式として定めているものにつきましては、その必要性を再検討した上で、削除

できるものは削除する方向で見直しをしたいと考えております。

続きまして、(2)についてお答えをいたします。平成27年度中の事例について調査をいたしましたところ、各課の窓口等において性別の記載について拒否の申し出をされた事例はございませんでした。なお、仮に性別記載の拒否の申し出があった場合の対応でございますが、記載について強要することなく、申請者に配慮した対応を行わせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

続いて、小項目(4)についてお答えをさせていただきます。ご質問の趣旨に沿って、公共施設、トイレなどの利用改善について今まで検討したことはございませんが、現状から申し上げますと、男女兼用で利用できるトイレといたしましては、町が管理する全ての公共施設において、身体者・障害者用のトイレが整備されております。この身体者・障害者用トイレは男女兼用となっていることから、性別にかかわらずご利用いただくことが可能でございます。また、ふれあい交流センターや北部交流センターなど近年整備した公共施設におきましては、多目的トイレを整備しておりまして、障害者の方だけではなく、小さなお子様連れの方をはじめ、さまざまな方にご利用いただけるよう整備をしているところでございます。今後、整備する公共施設におきましても、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目(3)について。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 それでは、(3)につきましてお答えをさせていただきます。

婚姻につきましては、日本国憲法、民法及び戸籍法では婚姻は両性の合意、夫婦が称する氏などを規定しており、男女間におけるものであることを前提とし、同性間の婚姻を想定していないものと考えられます。したがって、届け出があった場合には、法律の改正がない限り受理することができないと認識しております。本町におきましては、戸籍経験をした職員への聞き取りを行いました。現在まで同性の方の窓口での婚姻届け出の対応はございませんでした。

なお、届け出の受理ができる場合といたしまして、性同一性障害を抱える方における社会生活上のさまざまな問題を解消するため、法令上の性別の取り扱いの特例を定めました「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が平成16年に施行

され、特定の要件を満たす者につき家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取り扱いと戸籍上の性別記載の変更が認められました。こうして性別を正式に法的な手続により変更し、その後に婚姻届を提出し受理されることにより、同一戸籍に入ることができるかと把握しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) それでは、(1)からお聞きしていきます。

これだけの数の男か女かを記載しなければならない項目というのがあるというのは、私もびっくりいたしました。ただ、先ほども必要のないものがあるのではないかとこのことの検討をしなければならないだろうという話はあったのですけれども、例えば住民票なんかを申請する場合に、男か女かを申請用紙に書く。改めて窓口へ出した場合に、その確認というのは免許証やなんかを掲示して確認するわけです。その中に、それを見ればもう男とか女とかわかってしまうわけなのですけれども、そういう関係ですと必要ないものもあるのかなというふうに思っているのです。

性同一性障害の人というのは、そのこと、そのものが抵抗感というのですか、拒否感が出てくるというのです。私は、男として出生して、そういう形で来ているけれども、途中で女性に成りかわったという形で、だんだん、だんだん支度から何から、着ているものから何から女性のものが着たくなってくるという形で、もう男だという主張がしたくなくなると。これは女性もそういう逆な面が出てきて、学生のときから学生服を男の学生服に切りかえたりなんかする子たちもいるというお話も出ていますし、最近のテレビなんかを見ますと、既にそういう形で堂々と男の人が女の人になる、女の人が男の人になるという形で、お笑い番組やなんかも含めて、堂々とそういうものが出されてくるようになったわけです。

これはずっと太古の時代からそういう形で、男女間の性別の問題については問題になってきたということだそうなのですが、とりわけ今の社会の中では、そういう障害を持って生活をしなければならないという状況の人たちもいるということでありますので、ぜひこの辺のところは十分検討してもらって、それは法的に決められているものについては当然やらなければならない、それを記載しなければならないことになっているのだらうと思いますけれども、そこら辺のところでの証明書なり申請をする場合のものについては、各課でも含めて十分検討されるという気持ちはあるのでは

うか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

今、152種類という数字を申し上げました。これは、一応窓口を中心にして全課に問い合わせをして、今現在、町民の皆さんから申請をしていただくような書類、そういったもので男女記載のあるものはどのくらいかということで、全課にわたって調べました。そして、その中で、今ご質問いただきました内容について、今の段階で要するに削除できるだろうか、可能かどうかということも、ざっとですけれども調べさせていただいて、答えの繰り返しになりますが、法令等に定められている様式、あるいは全国統一様式や県統一様式、こういったもののもとになっているものというのは、今現在、すぐには削除できないかなというふうに考えております。

しかしながら、町独自でしているもの、男女記載がなくても特に支障のないものと判断されるもの、これが今21種類ほど、ざっとではございますけれども上がってきております。こういったものに関しては削除をする方向で、要綱等を改正するということについて再検証した上で、そういう方向で進みたいということでございます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） はい、わかりました。私なんかも人を見るときにというか、色目で見えてしまうというか、私の友達も実は長いこと付き合っていた人が急に女装で来たのです。もう本当にびっくりしまして、いつからそうふうに変ったのだと言ったら、いや、私ずっとそういう気持ちがあったのだけれどもというふうに言って、した人がいるのです。そこまではわからなかったわけですけれども、ある日突然という形ですから、それはもうずっと子供のときからそう思っていたのだということなのです。やっぱりこういう形で見ると、職員も対応やなんかについて、おやっと思うことはあるのだろうと思うのですけれども、人権の問題にかかわってくる問題ですから、そこら辺のところは職員間でも、そういう話やなんかをされてきていることはあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

この性同一性障害に関して、職員間で統一的な研修ですとか、そういったものというのは今までは行っておりません。しかしながら、この性同一性障害に関しましては、嵐山町の人権施策の基本方針の中にも、その他という一つの紹介になっているのですが、これも記載されております。そして、この後の、ちょっとご質問にも関連するのですが、平成27年4月30日付で文部科学省からも、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」というような通知も、これは各都道府県の教育委員会担当事務の主幹課長等において出されております。こういった中で、性同一性障害に対するいわゆる認識をまずしっかりと持っていただいて、児童生徒に対してもそれらに配慮をすると、そういったきちとした対応をするというようなことも出されているというのは、今回、議員にご質問いただきまして私も知りました。こういったことをきっかけに、課長会議等を通じながら、全職員にもう一度こういった対応について徹底するようにお話をさせていただきたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） よろしく申し上げます。とりわけ学校教育の中でも、子供同士のからかいとかそういうのもあって、一つはいじめにつながるということもお聞きしたことがあります。男の子が女言葉を使ったり、あるいは女の子が男言葉で話をすると。初めのうちは、それがふざけてやっているのかなという形に捉えるほうも捉えるのだけれども、それはずっとそういうことを思っている子供さん、その性同一性障害を持ってしまった子供さんは、そのことをしていることに対して違和感がなくなってきたわけなのですけれども、それを逆に周りがいじめの形に捉えてしまうという形もあると。それは、やっぱり教育の中では、そういう形で平成27年度からそういう問題がされないようにされてきているということなのなのですけれども、とりわけやっぱり多くの人と接触する役場窓口なんかは、とりわけその辺のところも心がけていかないと、相手を傷つけてしまうということにもなるだろうというふうに思っています。

(2)の関係なのですけれども、そういう形で申請に来た人で、それは違うのではないですかとかというふうに言われると、そのことによる、やっぱり言われたほうのショックというのは大きいというのです。そういうことを考えて、テレビタレントみたいに堂々としている人は、それはそれなりのことがあって平気なのだろうと思えますけれども、そうでない一般の人たちというのは、そのことによって大変ショック受けることもあるということなので、その辺のことではやっぱり気をつける必要が出て

くるのかなというふうに思っているのですけれども、そういう対応についてはきちんとやっていくという、先ほども課長さんのほうからあったわけですが、そのような対応を図ってもらえるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 先ほど答弁をさせていただきましたが、今までこの1年ほどの中では、そういった事例はない。そして、そういった場合に、どういった対応をするのかというお答えは、私の考えで答えたのではなくて、窓口担当課のほうから、そういった場合にはこういうふうに、決して強要することなく、町民の皆さん、申請者の方の人権に配慮をして対応をしてみたいということ、担当課の課長のほうからこういった対応をしているのだということでございますので、そういう対応をしてもらっているということになろうかと思えます。

また、全職員に対しては、先ほど申し上げましたようにこういったことを機会に、改めてこういった対応について統一できるように、また配慮ができるようにやっていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) その配慮というのは、いろんな配慮の仕方があるのだろうと思います。例えば、窓口のカウンターで、明らかにこの人は性同一性障害になっているのだなというふうなことがわかったときに、申請なんかの関係で、その人が平気でいられればいいのですけれども、そうでない場合なんかは別の窓口というのですか、課長さんなら課長さんが直接その人と別室みたいな形で対応するとかという形をとるという考え方はないでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 今、ご紹介というか事例として挙げていただいたのですが、その人の様子を見て、そしてこの方が性同一性障害であるかどうかということは、なかなか判断というのはちょっとできないのではないかなというふうに思うのです。そして、職員の立場からすると、例えば窓口で、ちょっと窓口に来づらいというような雰囲気のある方、あるいは、それが窓口を探して迷っていらっしゃるのか、あるいは何らかの理由で窓口にちょっと来づらいというような、そういった雰囲気の方については、

当然のことながら職員のほうから声をかけるという姿勢については、これは徹底してやっていく必要があるし、また今もやっているというふうを考えております。

それと、もう一つは、こちらに申請に来られたときにそのような形で、これはちょっと私は記載したくないというようなことを申された場合には、すぐにそれを強要することなく、適切な対応をするというふうを考えております。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） わかりました。

それでは、(3)の問題に移らせていただきます。同性婚、これがかなりあるということで、同居生活や何かをしているというふうなお話もお伺いします。そのことが特別な扱いの中では既に認められてきているというお話でありますし、この中で例えば同性だけではなくて、いわゆる女性が男になり、男性が女性になるという形での性逆転の形の婚姻もあるというお話を聞きますと、この扱いについて、届けられた場合の窓口というのは大変苦慮するのだらうと思えますけれども、そのことが同一戸籍に入るという形での扱いというのはどういうふうにしているのでしょうか。例えば、女性の形をしてきた人が、実際は男性だったと。男性の形をしてきた人が、女性だったという人が婚姻届を出した場合の、その逆もあるわけですが、それは特例として認めているという形になっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 ご質問のとおり、特例としては認めていない状況です。法の改正がない限り、同一戸籍には入ることができません。先ほど答弁申し上げましたが、平成16年に施行された法律、こちらの一定の要件を満たして性別を変更していなければ、戸籍のほうには入ることができません。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、裁判所でそれが確実に認められた人のみということになるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村田町民課。

○村田 朗町民課長 議員さんのおっしゃるとおり、こちら流れを申し上げますと、家

庭裁判所の手続を経て、性別を正式に法的な手続で変更したと家庭裁判所のほうから通知があり、その後に婚姻届を提出ということになります。その法律の特定の要件ですけれども、5項目ほどありまして、そちらの要件を満たさないと、家庭裁判所のほうでも認められないということになっております。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、町民課のほうに届ける場合には、その裁判所の決定事項というのをつけるということになりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 その決定事項をつけていただければと思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） わかりました。

では、(4)に移らせていただきますけれども、今いろいろと説明ありました。県の中の条例なんかでも、10数年前かな、共同トイレ、とりわけ男女別になっていないところ、あるいは入り口が分かれていないところについては、早急に改善命令というのがあったことがあるだろうと思います。それらについて、多くの事業所なり、あるいはさまざまな公共施設が、そういう旨で改善してきていると。そういうところはかなり少なくなってきたのだらうと思いますけれども、あわせて先ほど課長さんの答えの中には、いわゆる障害者トイレ等については、そういう形で男女兼用が使えるようになってきているということで、今、女性トイレに入っても、例えば男性がそういう形で女性の形をして入っていても、それはもう男性として見分けがつかなければ、そのままそういう形の扉つきのトイレなんかに入って用を足せるということも出てきておりますし、その逆もあるということで、そういうことになってきているのですけれども、嵐山町ではそういう形では、ほとんどの公共施設のトイレというのは既に改善されたというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 河井議員の一般質問の途中ですけれども、暫時休憩を。

○8番（河井勝久議員） これで終わりますから。

○大野敏行議長 これで終わりますか。失礼しました。

そうしたら、答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたように、一般の町民の方に使っていただけるような公共施設については、ほとんど障害者用のトイレというのは整備されております。また、多目的トイレも先ほど申し上げたような状況でございます。ただ、海洋センターには、ちょっと障害者用のトイレが整備されていないということで、そういったところを除きますと全て整備されているということでございます。また、先ほどちょっとご紹介をさせていただきました文科省から出ております通知、この中にもございますのが、例えば学校についてはどのような対応をするかという例が出ております。学校については、トイレについては職員のトイレ、多目的トイレ、この利用を認めると。あるいは、更衣室に関しては、保健室、多目的トイレ等の利用を認めるというような形で配慮をなさいというような形になっております。こういったことも参考にしながら、今後のユニバーサルデザインを心にとめて、施設整備を行ってまいりたいという考え方でございます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 性同一性障害というのは人権にかかわる問題ですから、やっぱりこの辺のところも私ども対応する人たちが異様な目で見ないと、あるいはその扱いについては十分配慮しながらやっていかなければならない問題だろうと思っておりますので、ぜひこれからもいろんな形で検討しながら対応していただければというふうに思っています。

終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。再開時間は4時といたします。

休 憩 午後 3時48分

---

再 開 午後 3時59分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 川 口 浩 史 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号8番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の焼却ごみの処理についてからです。どうぞ。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行います。

1番目の質問といたしまして、焼却ごみの処理について伺いたと思います。焼却ごみの処理は、今後の費用負担を考慮し、現在の小川地区衛生組合管内で新施設を建設し、処理すべきではないかと改めて考えるようになりました。

そこで、(1)として、吉見町に建設された場合、パッカー車の増車分、人件費、燃料代はどのくらいふえるのか、おおよその金額でいいので、お答えいただきたいと思ひます。

(2)として、補助金は日量100トン以下の焼却量でも出ると聞いておりますが、事実かどうか伺いたしたいと思います。

(3)は、小川地区衛生組合管内での新設の建設についての考え方を伺いたしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それではお答えをさせていただきます。

(1)につきましてお答えいたします。埼玉中部資源循環組合の計画している新しい施設への収集運搬についての構成市町村間の協議は、搬入物の種類、方法等について専門部会を発足し、検討を開始したところでございます。最終的にこの施設が処理する可燃ごみの量、運搬に使用される塵芥車の台数、人件費の総額等、協議合意後の具体的な数字によっては、単価や必要経費などが流動的となります。したがって、現段階では経費の額を算出することはできませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。循環型社会形成推進交付金の要綱によれば、交付対象、交付の条件は、ごみの焼却量ではなく、人口5万人以上、または面積400平方キロメートル以上の地域計画、または一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共

団体とするということでございます。したがって、嵐山町が単独で交付を受けることはできません。

続きまして、(3)についてお答えをいたします。従来よりご説明しているとおり、現在のごみ処理計画は、埼玉中部資源循環組合の広域的枠組みにて、当町を含む9つの市町村が合意し、その実現に向けて努力をしているところでございます。そもそも、広域で行う行政サービス、とりわけごみ処理につきましては、事業、事務の効率化と安定した継続的なサービスの提供が第一のメリットとして挙げられます。特に規模の小さな自治体にとっては、広域処理によるスケールメリットに大きな期待を持っているところでございます。

しかし、議員もご承知のとおりかと存じますが、行政サービスは、利潤追求が大前提の商業行為と異なりまして、単純に利益を上げるための経費の削減、効率化を至上命題とするものではありません。グローバルな視点からは、地球環境への負荷をいかに少なくするか、また身近なところでは住民の負担をいかに軽減していくかという2つの課題解決が求められております。そうした観点から、現在、計画の細部を協議中でございます。したがって、当町は可燃ごみの処理に関しては、この組合の一構成員として、現在、計画を推進する考えに変わりはありませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 吉見町に建設を予定していて、まだその費用がどのくらいになるかというのが出せないのだということですが、どうして出せないのか。ごみの種類といたって、渋谷議員さんの質問にもありましたように、瓶、缶は別ですから、焼却ごみですので、ごみの種類なんていうのは、ごみの種類とは書いていないか。訂正しますね、ごみの量ですから。ごみの量というのは、今のごみの量で平成27年度がもう出ていますか。6年度でもいいです。それに当てはめてやれば、燃費と距離で出せるわけです。その分、今度遠くなりますから、今までのごみ回収するには1台か2台、余計にパッカー車がかかるのだと思います。それは計算上難しいことではないというふうに思うのですけれども、これが難しいのだというのが私には理解できないのです。難しさをちょっと私にわかるようにご説明いただけないでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

まず、今現在、協議を行っているものは、可燃ごみの範囲をどうするかというのが1つございます。今現在、燃えるごみと資源プラスチック、廃プラスチックというふうに分類をされておりますけれども、新しい施設ではどこまで燃やすのかというところで、今現在、専門部会のほうで検討が行われているところでございます。これによつては、検討のいかんによつては、まず焼却するごみの量が大きく変わってまいります。収集の方法も変わってまいります。運搬車の大きさですとか、台数ですとか、そういうものも変わってまいります。当然、人件費あるいは単価というものも量によつて大きく変わってまいります。必要経費についても変わってまいります。ですから、現段階では仮の積算はできないということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 私が聞きたいのは、今の焼却ごみでどのくらいの負担差が、おおよその差が出るのかというのが、これがわかればいいのです。プラスチックごみ云々とちょっと重要な話になってきたので、プラスチックごみ、今後はあそこで燃やすようにすることも検討するのですか。ちょっとこれは驚きました。これは後でまた、別の機会でご質問はしたいと思いますが、その差が、私はおおよそわかればいいわけですので、プラスチックごみを入れないもので計算というのは、これはちょっと計算すれば出るのではないのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 先ほど申し上げましたとおり、想定によっては大きく単価も変わってまいりますので、今現在決定していない段階では数字は申し上げられないということでございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） もう何としても……

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 静粛に願います。

○9番（川口浩史議員） 出す気がないということで、わかりました。

確認なのですが、小川地区の衛生組合管内で、仮に一番遠いのは東秩父になると思うのですが、そこにできた場合でも吉見町のほうが費用はかかるということでしょうか。

○大野敏行議長 嵐山町のことではないことに答弁というのはなかなか難しいと思うのですが。

○9番（川口浩史議員） 感じでいいです。多分、吉見より近いと思います。

〔「行政がひどすぎる、答弁が……」と言う人あり〕

○大野敏行議長 植木環境農政課長、答えられる範疇で。

○植木 弘環境農政課長 はい。

〔「すごいね……」と言う人あり〕

○植木 弘環境農政課長 どこの場所につくるかということ、ご質問は東秩父村につくった場合ということでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○植木 弘環境農政課長 嵐山町からということでしょうか。

〔「嵐山町から東秩父……」と言う人あり〕

○大野敏行議長 いいですよ、答えられる範疇で答えてもらえば。

○植木 弘環境農政課長 わかりました。9つの市町村で協議をして、合意ができたところに運ぶということですので、今現在は吉見町につくる予定の場所に処理をするということを前提に協議を行っております。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この程度のことも答えられないのかというふうにちょっとあきれました。

次、(2)のほう、100トンではなくて人口だと、あるいは面積だということ、そういう点では小川地区衛生組合管内でも交付金対象になるということでしょうか。確認です。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 小川地区管内で対象になります。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それで（3）番なのですが、だけれども9市町村で今合意ができていますので、吉見町につくりますよということですよ。私にわからないのは、ここでも書いてあるのですけれども、効率化と安定した継続的なサービスが。効率化を言ったら、小川地区衛生組合管内につくったほうが、よっぽど効率化が進むのではないのですか、吉見町に行くより。いかがですか、それ。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 単に1町村の利益ということでなく、9つの組合構成市町村の全体の利益ということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 私、前回エコ計画に持っていったらどうかということでお話ししたわけですが、これは町内にあるのですから、最も差がわかりやすいということでエコ計画を出したのです。それで、どうもこのエコ計画を今回なぜ私が出さないかということでは、前回そういう質問をして、エコ計画の議会だよりに写真も載せようというふうに思って、議会事務局からエコ計画に写真載せてもよろしいですかということで了解の電話を入れたのです。そうしたら、どんな議員が記事を書いたのか先に見せろということだったのです。私は驚きまして、私が仮に批判的な記事を書いたにしたら、それを謙虚に受けとめる会社ではないのだなというのが、私はその一言で理解したというか、そういう会社なのだというふうに思いました。いろんなところから批判をされている、それだけのことをやっている会社なのかなというふうに思いましたので、ここはちょっと推奨できる会社ではないなというふうに思ったのです。

そういうことで、私はもうエコ計画にごみ処理をやるよというふうには申し上げるつもりはありません。渋谷議員さんと私で中部組合に行ったときに、県から派遣されている人に、100トン以下でも補助金、交付金が出るのですよということを知りまして、渋谷議員さんは前回の質問でしておりますが、私も改めて小川地区衛生組合管内ならいいなというふうに思ったのです。

町長が、前回エコ計画のことでお話ししたときに、嵐山町だけが抜けたら、要は何をされるかわからないという感じの、内容はそうではなかったですけども、答弁だ

ったわけです。考えてみると、それは本当に何をやるかわからないのが今の中部資源循環組合だなどというふうに私は思いました。町長の気持ちが本当によくわかります。今は分裂抗争で何とか組がやっているけれども、あれに私は似たような組織だと思っています。法令遵守とか住民本意とか決まったことを守ろうなんていう、そういうのが通る組織ではないのだなどということを本当に思いました。

そこで、嵐山町だけが抜けるのでしたら何をされるかわかりません。そこで、小川地区衛生組合という5カ町村で話し合っ、こちらでつくろうということであれば、これは比企広域もありますけれども、嵐山だけが何かいじめられるということはありませんので、経費も節減ということは至上命題ですから。最少の経費で最大の効果を上げるとい、自治法にもありますが、やっぱりそこを追求していくのが、嵐山町の進むべき方向ではないかと思うのです。いかがですか、それ。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 以前からお話をしていますように、ごみ処理というのが行政に課せられた責任である。それをどう処理をして快適な環境を維持するか、これはだから当然のことですけれども、コストも考えるし、町民に長期にわたってこれから安心できる体制をつくっていかなければいけないというのが行政の責任だと思います。そういう中で、小川地区衛生組合の構成市町村もそろって今回はこういうような決断をして、それで今その道に向かって進んでいるという状況であるわけです。ですので、嵐山だけとか、あるいはいろいろお話がありましたけれども、そういうようなことは全く考えておりませんで、今、地域のご賛同をいただけなかった人に、親切に丁寧に説明をする中でご理解をいただきたいという、ひたすらその仕事をやっていただいているという状況でございますので、それを粛々と見守っている、こういう状況でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 効率的には、小川地区衛生組合管内がより効率的だと思うのです。だから、そうではないのだ。まだ吉見のほうが効率化を上回る理由があるのだったら私もわかるのですけれども、5カ町村で話し合っ、今までも組合つくっているのですから、どうだろう。どこか建設の公募をして、公募方式に切りかえて、こっちでつくってみようではないかということをしていけば、これは余り手出しができないと思いますよ、向こうからも。ぜひ町長には、そのリーダーシップを図っていただ

きたいというふうに思うのですけれども、ではちょっともう一度伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今、答弁をさせていただいた内容で、一生懸命取り組んでいるということでご理解をいただきたいと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） なかなかこの問題を一遍には難しいのでしょうかけれども、しかし効率的なことをやろうとしているのであれば、住民は必ず支持します。むしろお金のかかる吉見町に持っていったら、これつくってしまった後も、何であんなところへ持っていったのだと批判出ます。そういうことをぜひお考えになっていただきたいと思うのです。それで、5カ町村で皆さんやりましょうよというリーダーシップをぜひ町長にはとっていただきたいというふうに思います。答弁は、また次の議会で伺うこととして、次に進みたいと思います。

2番、災害後の対応について。熊本地震は、震度7の地震が2度も発生したため、甚大な被害となりました。地震からは命が助かりながら、避難生活の中で亡くなる方が続出しております。これは、東日本大震災でも起きたことであります。そこで伺いたいと思います。

(1)、エコノミークラス症候群への対策はできておりますか。

(2)、肺炎で亡くなる方が多いといます。原因として水がなく、歯磨きできないことで、口の中の菌が肺に入り肺炎を起こすということでありました。この対策が必要ではないでしょうか。

(3)、冬場の暖房というか寒さ対策で、毛布は何枚用意できているのか伺いたいと思います。

(4)として、夏場の体育館に避難した場合、大変暑いわけです。対策はできておりますか。

(5)として、熊本地震では、断層の上や断層の近くにある建物が大きく損壊したということでありました。本町では、断層上や近くに建物はあるのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(5)の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、(1) から順にお答えをさせていただきます。

まず、(1) でございます。エコノミークラス症候群とは、ご存じのとおり、長時間同じ姿勢でいたときに、足の血液の流れが悪くなることにより血の塊ができ、その血栓が肺に詰まって呼吸困難や心肺停止を招く病気で、今回の熊本地震でも車中泊を続けていた51歳の女性が亡くなりました。特徴としては40歳以上、特に高齢者や避難生活で水分摂取を控えている女性に多く、一、二週間後の発症が最も多いとのことでございます。

町が定める地域防災計画では、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努めるよう規定がされておりますが、具体的な対策といたしましては、避難者の健康状態を十分把握するとともに、足首の運動やふくらはぎのマッサージを行うこと、十分な水分補給を行うことなどを周知徹底することをまずは行うことが必要と考えております。

次に、(2) につきましてお答えをさせていただきます。災害時に肺炎になる方の多くは高齢者で、避難生活の疲労による免疫力の低下と歯磨き不足により、口の中の細菌が唾液などと一緒に気管や肺に入る誤嚥性肺炎を引き起こすケースが多いと言われており、避難生活での口腔ケアは命にかかわる問題であると思われまます。対策といたしましては、地域防災計画上の生活支援計画に基づき、給水施設の復旧に全力を傾注し、飲料水の確保に努めるとともに、うがいの励行やぬれたティッシュやハンカチを指に巻いて磨くなど、歯磨きに変わる方法での口腔ケアについての周知を図ることが必要と考えられます。

(3) につきまして、お答えをさせていただきます。災害備蓄用毛布は、昨年度末現在、真空パックされた難燃性のものを310枚、町の防災倉庫に備蓄をしております。想定する避難者数からいたしますと不足していると思われまますので、毎年少しずつ購入し、備蓄数量をふやしているところでございます。

(4) につきまして、お答えをさせていただきます。

体育館は、その本来の機能上、設備として十分な空調設備等が整備されていないため、熱がこもりやすく、その対応が必要であります。その対策といたしましては、室温を適切に保つための環境整備として、扇風機やサーキュレーターの配置、温度計、湿度計の設置のほか、遮光カーテンの活用などが考えられます。また、小まめな水分補給や局所冷却材の使用など、個人の健康状態に合わせてできることを推奨していく

ことが肝要と思われます。

(5) につきまして、お答えをさせていただきます。国が調査結果を公表している断層の中で、最も近接する断層といたしましては深谷断層があり、その副次的な断層群を含めて深谷断層帯として評価がされております。これは、群馬県から埼玉県にかけて存在する複数の短い断層を含めたものの総称であり、長さは約69キロメートルの可能性があるとされています。その位置は、群馬県高崎市を北端とし、安中市、藤岡市、埼玉県上里町、本庄市、深谷市、熊谷市、東松山市、鴻巣市に至るものであり、その先の綾瀬川断層に重なるものであります。また、その幅については、前出の複数の短い断層を含め約20から25キロメートルとも言われております。

埼玉県の地域防災計画によりますと、純粋な深谷断層のみについては、南端が熊谷市江南地区あたりまで延びていると思われ、その幅は想定をされていません。嵐山町に断層自体が存在するかどうかは不明であります。この断層帯の南の端、南端に位置していると想定されるため、そういった意味では嵐山町は深谷断層帯という帯の中に町自体が存在していると考えられると思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) エコノミークラス症候群、今、答弁がありましたように、足に血栓ができて、それが肺や脳や心臓に飛んで、最悪の場合、死亡するという事です。東日本では、宮城県だけで、これ死亡者ではなくて、エコノミー症候群と判定された人190人いたということです。新潟の中越地震、そのときには、これは人数ではなくてパーセントなのですが、避難者の30%に血栓ができていたと。問題は、驚いたことに、この方たちをそのまま5年まで追ったのです。そうしたら5%の方が引き続き血栓ができていたということで、一度血栓ができてしまうとなかなか溶けないのでしょう。そのまま残るということで、できるだけ血栓をつくらないように指導が必要だなというふうに思います。

ちょっとほかの数字もいろいろあるのですけれども、それはちょっといいです。東日本の場合、いわき市の場合11.3%が血栓があるというふうに言われたとか、そういうふうになんか数字があるのですけれども、そういうことなのです。これですと、これを起こさないようにしますということなのですが、誰か指導する者がいないと、勝手にやってくださいという、今の範囲だとそういうことなのですか。指導者は別に

いないのだけれども、各自避難者が勝手にやってくださいという、そういうことなの  
でしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

ただいま申し上げたのは、まず適度な運動、あるいは十分な水分補給、こういった  
ことが大切ですと。今回、車中泊であったり、避難所における長期の生活、こうい  
ったものが原因でエコノミー症候群というのがまた大きく取り上げられたというこ  
とは、国民の誰もが知るところだというふうに思います。その対処方法について、こ  
ういった方法がありますよということを、今の時点でもより広く知っていただく、そ  
ういったことがいざというときに有効になるものだというふうに思います。これは、  
やはりそれぞれ一人一人の取り組みが一番大切だというふうに思います。

指導者はいないのかということでございますが、当然避難所ができたときには、避  
難所を運営する体制を整えて避難所があるというふうに思います。そういったところ  
に専門職、こういった者も派遣できるかどうかということ、断定は今できませんが、  
専門職がいればそういった方に診ていただくと。そういった方が避難所に赴き、それ  
ぞれの避難所の方の健康状態、こういったものを把握し、運動が欠けているようで  
あればそういった指導も行う、こういったことが想定されるのではないかと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ぜひ各自がといっても、車中泊だけではないのです。避難生  
活者からも血栓が出てきているのです。ですから、熊本の場合も非常にぎゅうぎゅう  
詰めでありました、1週間、2週間くらい。数日でできてしまうというのが、こっち  
もありましたか。ちょっとあれなのですけれども、数日で血栓がもうできる状態にな  
ってしまうということでもありますので、そういう狭い中では、どうも運動という  
のがしにくい環境です。外へ出ればいいではないかと言っても、やっぱりそこは誰か  
指導者がきちんと指導してやる必要があるということであるわけなのです。ぜひ指  
導者をつけるようにしていただきたいと思いますと思うのですが、これ明言までは、検討  
する。今のは検討なのですけれども、どうですか町長か副町長。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

- 青木 務地域支援課長 すみません、私のほうで答えをさせていただきたいと思  
います。

指導者を配置するようということでございます。当然避難所のあり方、こうい  
たものについては十分配慮する必要があるというふうに思います。特に地域防災計画  
の中でも位置づけておりますとおり、女性であったり災害時の要援護者、こうい  
た方に対しては特に留意すると記載がなっております。こういった専門職の配置とい  
うものも、その留意のうちの一つというふうに考えております。

以上です。

- 大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

- 9番（川口浩史議員） いろいろ熊本地震、今回、私も入れて4人の議員が質問しま  
すけれども、それぞれ大事な点をこうしてお聞きしております。私は、とにかく震災  
では命が助かったという人が関連死はしないようにという、そこに的を絞って質問し  
たいというふうに思ったので、これを上げております。ぜひよろしくお願ひしたいと  
思います。

それから、口腔ケアの関係で、答弁にあったとおりでいいのですが、私は東  
日本の数字もあったなと思ったのですが、ちょっと忘れてきてしまいまして、阪神大  
震災のときに関連死は922人いたのです。そのうち肺炎で亡くなった方が223人いた  
ということなのです。この方が全て誤嚥性肺炎によるものかどうかはわからないので  
すが、ある程度は想像できるなというふうに思うのです。この方たちに、特に高齢者、  
体力の落ちている方はなりやすいということですし、健康な方でもきちんと口の中  
の菌は歯磨きによって出していけないと、後々の病気になっていく原因になるのだとい  
うことであります。やっぱりこういうことをどう理解され、災害が実際起きた場合  
に行っていてももらうようにするか、うがいの励行やぬれたティッシュ、あるいはハン  
カチを指に巻いて歯をこするという、それをどういうふうに町民に理解してもら  
うつもりなのかをちょっと伺いたいと思います。

- 大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

- 青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほどのエコノミー症候群の予防と共通するところがあるかと思ひます。歯ブラ

シがなかったり歯磨き粉がなかったり、そういった状況で口の中の衛生状態を適切に保てないというような状況があった場合には、先ほどの答弁の中で申し上げました、例えば水で口の中をすすいだり、お茶ですすいだり、これだけでも大きな効果があるというふうに言われています。あとは、水歯磨きだとか、そういったものも市販されています。そういったものを、まずはそれぞれのご家庭で備蓄をしていただく、こういったことも必要だなというふうには思います。

避難所における、例えば指導というのでしょうか、そういった部分に関しては、先ほど同様、まずはこういった方法があります。こういったことを励行してくださいということを皆さんによく知っていただくということが、まず大事だと思います。あとは知っていただき、できない方がいれば、それはそのように指導するというのでしょうか、それは例えば専門職だけでなく、避難所の中にもコミュニティーがだんだんできるかと思いますが、そういった中でお互いが助け合って共助の部分だというふうに思います。そういった中で、お互いが共通認識を持ってできない方がいたらそういうふうにしていただく、こういった取り組みが必要ではないかというふうに思います。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 熊本の場合も関連死が、私、東京新聞を今とっているのですが、関連死19人、朝日新聞が20人ってなっていた。毎日も20人となっていて、どうも関連死の基準がまだ定まっていないのかな。東日本大震災の起きた7月だったか、日弁連が基準をはっきりするようにということ、意見書を国に上げているのです。その基準がもうはっきりしたのかなと思ったのですが、ちょっと新聞によって人数が違いますから、まだはっきりしていないのだと思うのですが、このうちの19人だか20人だかの何人に肺炎で亡くなった方がいるのかという、そこまでは分析されていないのでわからないのですけれども、わかります。わかりませんよね。この中にもいるのだと思うのです、記事になっているぐらいですから。ぜひこの後、毛布の話もしますけれども、歯ブラシのことも大変でしょうけれども、やっぱり少しは用意しておく必要があるのではないかなと思います。ぜひご検討いただきたいと思います。

（3）ですけれども、毛布が310枚、ちょっとこれは大規模な地震があった場合、この5番目、嵐山町に断層はないということなのですか。それはよかったことなので

すけれども、今までであるということだったので、ちょっとそれは5番目で伺いますけれども、やっぱり大きな地震が来た場合、300人程度で済めばいいですけれども、地震だけではないですから。もう少し至急用意はしておく必要があるのではないかと思うのですけれども、これだとおいおい備蓄をふやしていきますよということなのですが、おいおいではちょっとまずいのではないのですか。少し早目の用意が必要だと思うのですけれども、ちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきましたが、現状の310枚では不足をしているという認識は持っております。埼玉県で平成24、25年で地震被害想定調査というものを行っております。この調査の中で深谷断層帯と綾瀬川断層一体として、関東平野北西縁断層帯というふうに名称をつけて被害想定をしておるわけでございますが、この断層帯が揺れた場合、最大でマグニチュード7.9、最大震度6強なのです。そういったものが想定をされていて、それが起こった場合に、起こって1日後の最大の避難者数が2,608人という数字が出ています。こういった数字からしてみても、若干少ないのかなというふうに思っております。

ただ、この全てを町の備蓄で賄うかということではないというふうに考えています。当然、協定をいろいろ結んでおりますので、そういったところからの支援があったり、あるいは家庭での備蓄があったり、そういったものそれぞれを活用して、いざというときに使っていく。この備蓄品についても、これが必要だ、あれが必要だと言えば確かに切りがないというふうに思います。食料であったり、こういった生活用品であったり、衛生用品であったり、たくさんのもが確かにあればいいと思います。ただ、毎年毎年限られた予算の中で、必要なものから優先順位をつけて優先的に購入している、このような現状でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 協定を結んでいるから、そこから支援してもらえるとということなのですが、支援の物資がその日に来ればいいですけれども、1日、2日とかかるのではないのですか。そしたら、1日目は真冬であれば寒い思いをしなければならないわけで、ぜひともこれ進めていただきたいと思うのです。余りやる気ないですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 今回の熊本地震は、全く想定外というか、過去にも大きな地震がなかったということで安心していただいていた地域に大きな地震が起きて、そして甚大な被害を及ぼしたと、こういうことでございまして、川口議員さんがいろいろご懸念をいただいでご質問いただいている内容は、いずれも重要な事項だというふうに思います。我々は地震に備えて、さまざまな取り組みを行っておりますけれども、いろんな面でまだまだやるべきこと、課題が多いのも事実でございます。特に、毛布については議員さんご指摘のとおりの方がございまして。これをいかに整備をしていくか、町も本気でこれから取り組んでまいりますので、ちょっとお時間をいただきたいと、このように考えております。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） よろしく申し上げます。

（4）番、そうすると扇風機やサーキュレーター、あるいは温度計、湿度計や遮光カーテン、これは何、用意ができていう理解でよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 例えば、扇風機だとかサーキュレーター、こういったものについては、台数はさほど多くはございませんが、現状であればそういったものを例えれば今起こった場合には使えると、このようなことでお答えをさせていただきます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。夏場の避難で35度を超すようなときに避難したら、個人でできる対策というのは限られてしまうというのです。当然、体育館のようなところに避難した場合に、体育館自身が暑くなってしまうので。そこで、扇風機など遮光カーテンというのが必要だというふうに言われているわけです。それが用意できているというのであればいいのです。

その上で、厚労省では健康を保つためにエアコンの設置を国が補助をして、多分あれの書き方全額だと思うのですけれども、設置ができるというふうにあったと思うのですけれども、そのことをご存じですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今回、議員さんからご質問をいただいて、ちょっといろいろと調べさせていただいた中で、確かに厚労省のほうからそのような通知があった。ちょっと今出てこないのですけども、通知があるのは承知をしております。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ただ、あれだと事前にはつかないのかな。ちょっと詳しいのはわからないから。そうすると、そこまでの考えも持っているという理解でよろしいのですか。ここにエアコン設置まではないので、エアコン設置もやっていきますという考えでよろしいのか伺いたと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

現状におきましては、やはり体育館へのエアコンの設置というのでしょうか、エアコンの効率性だとかそういったものを考えれば、それ相応の設備を整えなければ効果がないものだというふうに思います。現状では、防災担当といたしまして、防災のために体育館にエアコンを設置ということは、現状では考えておりません。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 厚労省のあれを見ますと、7月、8月に閉鎖をする場合でもつけることができますよという書き方になっているわけです。つまり、とにかく暑さ対策で熱中症にはならないようにというのが、あの書き方だと思うのです。短い期間だつてつきますからというのが、書き方だと思うのです。実際にどこまで補助を出してくれるのかわかりませんが、書いてある文言はそういうことですよ。それなのにつける考えがないというのは、これはどういうことなのですか。別に熱中症になってもいいということなのですか、今のお考えですと。扇風機やサーキュレーターや遮光カーテンだけで防げるはずがないではないですか、35度も上がるような中で。そうでしょう。ちょっとお答えいただきたいと思います。

---

◎会議時間の延長

○大野敏行議長 議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

---

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今、議員さんのほうで厚労省からの通知ということで、ちょっと今見つかったのですけれども、この通知は「東日本大震災における避難所の暑さ対策について緊急の依頼」と、このようなものが平成23年7月15日付で出されています。避難所におけるエアコン設置についてということで、設置するよとということがございます。ただ、こちらについては、この文面を見る限り、東日本大震災に限っての緊急の対策ということだというふうに思われます。この通知の宛先が、岩手県、宮城県、福島県災害救助担当所管部ということでございますので、この文面からいたしますと、全国どこの自治体でも、例えばその補助を使って災害でこうできるというものではないというふうに考えられます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それは私も見ているからわかっているのです。問題は、そういう前例を厚労省はつくったわけですから、今後の夏場にかけて起きてしまった災害に、避難者に対して、やっぱりこういうことはしていくのではないのですか。ですから、私事前になんて言っていません。起きたら、避難者に対して早急につけるような方向を私は考えていくべきだというふうに思うのです。ちょっともう一度伺いたいと思います、考え方とか……

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今、議員さんのほうで、もしそういった災害が起こったらと、そういった前提だということでお話をいただきました。もしそういった災害が、この嵐山町で起こり、夏

場の大変暑い中で避難されている方がいる。こういった制度が、では国のほうで緊急の施策がとられるということであれば、当然そのときは町としては、そういった判断をしていくものと思われます。

以上です。あくまで仮定の話でございますが、以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 今のシステムがそういうことなので、起きて1～2週間すぐたってしまうと思うのですけれども、そういう中でもあるということで、国はあるということでありますので、多分それ以上は難しいのだと思うのです。

5番目に行きます。そうすると、今まで嵐山町には深谷断層があったと言われていたのですが、その後よく調べてみたら、嵐山町にはなかったのですよと、こういう理解でよろしいのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、国の調査報告書を見ますと、深谷断層帯、こういったものの位置は、先ほど申し上げました深谷、熊谷等々を通っていると。ただ、この幅に関して、その調査の結果を見ますと、20キロから25キロ幅としてはあります。恐らくです。その調査結果に示されている深谷、熊谷、東松山というのは、何というのでしょうか、地震、地下で起こるわけですがけれども、地下で起こったものが地表に断層があらわれている場所ということなのだと思うのです。専門用語で言いますと「地表地震断層」と書いてあったのですけれども、その断層があらわれているのがそういった部分。

ですけれども、地下に潜って一定の幅があるわけですが、面として。面としてと先ほど申し上げましたけれども、その面が幅にすれば20キロから25キロあるというふうに言われていますので、そういった意味からすれば嵐山町は、そこから、その範囲内にありますので、その板の上に乗っているというのでしょうか、そういったふうに捉えられるのだというふうに思います。ここに平成22年につくりました地震ハザードマップがありますが、この中にも、これちょっと、この後にまた県が調査を出していますので、若干幅とか違うのですけれども、こういった帯、帯に嵐山町は乗っていると、このようなことが書かれていますので、くどいようですけれども、この板の上に乗っ

ているというのでしょうか、面の上には嵐山町は位置をしているとお考えいただくのが妥当なのかなというふうに思います。

ただ、断層については、一説によると日本には2,000もの断層があるよと。ただ、それをわかっているのが2,000であって、わからない断層も多々あると言われていいます。国が調査結果を報告しているのは、その2,000のうちの97.97については、今後30年のうちに起こる確率が比較的高いと言われていた97.97については、調査結果を公表しているというものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 熊本地震でも断層の上、あるいはその近くの建物が大きく損壊をしたということで、南阿蘇村の学生寮もそうなのでしょう。名古屋大の鈴木教授が、そういうところでは耐震を通常より強めにしないと、もしつくる場合。つくらないのいいのだけれども、もしつくる場合は強めの耐震にすることが大事だというふうに言っているのです。そうすると、その面が嵐山町もかかっていると。その面の上に嵐山町の住宅というのは、あるというふうに理解していいのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、1点が揺れるわけではないですから、この一定の地盤が揺れるわけですから、そういった意味では嵐山町もその上にあるとお考えいただいでよろしいかというふうに思います。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、気をつけなくてはならないのかもしれませんが、その考えられる方たちには、やはり強めの地震がこの辺では起きる可能性があるということは知らせておく必要があると思うのです。耐震もちょっとしっかりした耐震にしていくことが必要だというふうに思うのですよ、この教授が言っていることを嵐山町に当てはめれば。そういうことが必要だと思うのですけれども、いかがですか。そういうことをやる気ありませんか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

町民の方へのお知らせという部分に関しては、ちょっと期間はたってしまっていますが、こういったものを作成し、この中に、嵐山町ではこういった程度の地震が想定をされていますということについては全戸にお配りをし、お知らせをさせていただいておるところでございます。今回、この中でも揺れやすさとかいろいろ表示がされていますけれども、これはあくまでも想定であって、実際どこがというのは、それはもうわからないと思います。それは今回の熊本地震でも多くの方が思ったところだと思います。もともと報道されているとおり、熊本というのは台風だとか水害、そういったものに関しては大変危機感を持っていたけれども、地震についてはさほど安全なのだというような意識があったということも、今回の想定外と言われるゆえんかなというふうに思うのですけれども、やはりこういったものを全戸にお配りし、皆さんが嵐山町でもこういった地震が起こる可能性があるのだよねということを町民の皆様知っていただく。

ただ、その起こる可能性というのは、これは埼玉県調査結果報告書にあるのですが、深谷断層が揺れる確率というのは、今後30年間に0.008%以下というふうに、書き方はほぼゼロから1%と書いてあるのですが、県の報告書には0.008%以下というような規制があります。確率が低いからどうこうと申し上げるつもりはありませんが、そういったことを皆さん方が、よく日ごろから知っていただく。そういったものには、ちょっと話がそれてしまいますが、例えば先日の青柳議員の質疑の中にもございました。自主防災組織、こういったものが町内全域に設置をされていると、自主防災組織の中でこういった知識を共有をしていただく、こういったことも大変重要なのかなというふうに思っております。

先日、あるところの防災会がありまして、私、出席をさせていただいたのですが、そのときにも皆さんで地震に関するDVDを視聴していただき、地震こうなのだね、その辺の備えというのは日ごろからこういったことを気をつけなければいけないのだよね、こういったことを皆さんが学んでいただきました。ちなみに、私もそのときに、少しこういった日ごろの備えが必要ですよということをお話をさせていただいたりもしました。こういった地道の活動を通して、皆さん方がいざというときに備えていただく、これが一番だと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 熊本地震、布田川断層帯もゼロから0.9%の確率だというふうに言われていたというのですけれども、そういう低い確率でも起きてしまったということで、必ずしも低い確率だから起きないということではないということですよ。これ熊本地震が証明してしまったわけです。大きく揺れやすいところに配ってあるのだからもういいでしょというのは、それはまずいのではないのですか。こういう熊本地震を経験して、経験したというか遭って、断層の上、近くは大きく損壊する危険がある地域ということがあると。深谷断層の関係からも、この地域はもし起きたら大きく損壊が想定されると、予想されると。耐震をしていなければ耐震をしていただき、そのための補助もありますよと。必要以上の耐震もやっていく必要があるのではないかということ、これは、その地域に住んでいる人に、やっぱり話していく必要があると思うのです。連絡する。連絡と、どういう方法がいいかは別にして、どうですか。それは必要ないということで今の答弁なのか、ちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほどこういったものを全戸にお配りをさせていただいておりますと申し上げましたが、それで全てよしというふうに私は申し上げたつもりは全くございません。そのように川口議員がとってしまったとしたら、私の言い方が悪かったかなというふうに思います。こういったものもお配りをしている、あるいは私どもが出向いてお話をする機会があれば、そういったところでお話をさせていただく。そういったことについては、今後さらに努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 最後の人口減少対策について質問移ります。第3子までいる家庭は少ないと思います。そのため、第3子がいる家庭応援に学校給食費を無料にすることが必要ではないかと思えます。お考えをお聞かせください。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会子ども課長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

人口減少対策について、第3子の家庭の学校給食費を無料にすることが必要ではないかということでございますが、町といたしましては、今後も「子どもの貧困対策に対する大綱」に示されている基本的な方針を踏まえ、国、県の動向を注視し、町として取り組むことのできる教育の支援について推進していきたいと考えておりますので、給食費の無料化につきましては、今後の課題として検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 初めにもあって、質問事項にもありますように、私は人口減少対策でこういう施策が必要ではないかというふうに聞いたわけですが、答弁では子供の貧困対策に関する大綱云々で、こっちができて、こっちを進めたいということなのでしょう。そのために給食費の無料化。人口減少対策は、そうすると子供の貧困対策が終わるまでこちらはやらないのだよという、そういうことの答弁なのか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永子ども課長。

○藤永政昭教育委員会子ども課長 答えさせていただきます。

全くそういうことではございませんで、人口減少対策または貧困対策につきまして、学校給食費が無料化になるということは有効なことかなというふうには思っております。ただ、学校給食費、今無料にしますとそれなりのお金が必要になってきます。そのお金を、教育委員会としましては、もう少し教育のほうで何かうまく利用できないかなという考えもありますので、とりあえずは今後の課題として検討していきたいという答えをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、ちょっとそのお金についてどのぐらいかかるのかお聞かせください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、第3子ということでお答えさせていただきます。まず、小学校と中学校に在学中の第3子に関しましては、今年度現在の人数でいきますと6人該当者がおります。この6人の方は皆小学生でございますので、小学生の給食費、嵐山町は月4,000円となっております。8月は徴収していませんので11カ月分ということで、金額にしますと年間26万4,000円となっております。また、保育料等そういったかみ合いから19歳以下の家庭での第3子という範囲を広げますと、小学生で62名、中学生で9名該当してきます。それぞれ小学生4,000円の給食費と中学生4,700円の給食費を11カ月分ですと、319万3,300円でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 人口減少対策、今議会でも一般質問で出ているわけです。それだけ強めていかなければいけないわけですが、特にとりか、多子世帯に対しての対策というのは、嵐山町は何もやっていないわけです。総合戦略のアンケートでも、子供にはお金がかかり過ぎるといって、こういう答えが1番であったわけです。そういうことをいろいろ鑑みまして、子育てしやすい環境は、当面は多子世帯への支援というのが第一歩かなというふうに思うのです。何もしないということは、本当に1万2,260人維持する気があるのかという、私はそういう疑問を持ちます。貧困対策、これは私も3月議会で申しましたので、これはもちろん必要なのですが、考え方として少子化の食い止め、人口減少対策についての対策というものをいかに進めていくか。いろんなことをやっても大変人口減少が進むと思うのですけれども、やらないというのは私には何とも理解できないのです。319万、320万円がいい環境、少なくとも嵐山町は多子世帯を応援しているのですよということを皆さんに示して行って、1人、2人から3人、4人と、もし可能であれば産んでいただけるように、そういう町にしていくことが大事だと思うのですが、これ町長かどっちかお願いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

人口減少対策、冒頭からいろんなご意見をいただいて、町でもできるあらゆる対策

を講じて今やっている最中であるわけです。それで、その人口減少対策の一つとして給食費をという議員さんのご提案であるわけです。金額を今、試算をしたものが出たわけですが、魅力を上げるのは何をやったらいいのかというのはいろいろ言われています。その中で、きのうもあるところで知事の話がありました。この地域は何としても人口減ってしまっていると。それで、いろいろお話ありましたけれども、その対策としてやっぱり3つではないかという話がありました。1つは雇用、雇用をふやして給料を確保する。そしてもう一つ、長寿化を迎えている中で安心して住めるために病院、医療施設、これは安全安心のよりどころではないか。3番目が、何としても教育という話がございました。

それで、こんな小さな町もありますし、県南のほうは人口の多いところもある。いろんなものを比べた場合に、市、嵐山町というように比べた場合に、町の力、市の力というようなことをあれしたときには、何とか総合力というのは、やはり県南のほうの方が、大きな市のほうが強いのではないだろうか、万般にわたって。しかしという話を知事が言いました。それが教育ではないか。教育が、人数が少ないからとか、人数が多いからとかいっても、そここのところの見方というのはある。だから、人数が小さくて小さな町であっても、あそここのところ教育がすごいなというような取り組みをぜひ比企地区でやってもらったらどうでしょうかというお話をされました。

そういうのを聞く中で、給食費というのは、確かに家庭のお母さん、お父さんの財布というのは大変影響はあると思うのです。しかし、知事が言う教育というものをどうだろうと考えていったときに、教育全般の中で限られた予算を給食費のところへ上げた方がいいということを知事は言っているのかどうかというふうに思うのです。それで、言うまでもないですけども、教育というのは人格の完成を目指す最初から書いてあって、それにはどうするということなのです。いろんなことに、いろんなことをやらなければ子供は大きくなりませんから、いろんな金かかるわけですが、その中で嵐山町が新年度、人口減少対策の一つになるかどうかわかりませんが、子供たちの家庭での学校に行けない子だとか、あるいはそういうような子供たちにどうにか応援ができないか、スクールパートナーというものも嵐山町でも考えてやりました。

これは、給食費ほどわかりやすい派手な形ではなくて、全く地味な事業です。しかし、どういった形で教育というのに効果が出るか、影響が出るかわかりません。給食

費をお母さん、お父さんにやったほうがいいのか、あるいはそういった全般的に影響があるわけではないけれども、何人かの子供たちがそういうようなところで苦しんでいる状況にあるというものをスクールパートナー、何人かの先生方をお願いをして、そういう人たちに話をさせていただくと。人を雇うわけですから、当然お金はかかるわけですが、どちらのところがどうだというのは、それぞれの皆様方の判断によると思います。ですから、全てやればみんないいわけですが、なかなかそういうわけにいかない。その中でどうしたらいいという一つの方法として、嵐山町では今年度そういう形を取り入れさせていただいたということでございます。

さらに給食費の概算の計算も出ました。ですので、これらも余裕があれば、組めれば、こういうものをそういうところにやたらいいのか、あるいはITの機具が入りました。それをさらに進めていって、まさに現場の教育力を上げるためのそういう種にできるのか、私にも何がいいのかわかりません。しかし、いろんなものがあって教育効果を上げて、一人一人の子供たちの人格の完成を目指すための応援が何がいいか、そのところが一番煩わしいところですが、町とするとそういう方向で進んでいるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。何度質問しても、ちょっと今回は返事する感じではないので。

県南のとおっしゃったのですけれども、私はむしろ医療費無料化、乳児医療費、子ども医療費で、むしろ小さい自治体から進んでいると思うのです。大きな自治体も影響を受けてやっているというふうに思うのです。ですので、むしろ小さい自治体のほうがいろいろ小回りがきく、施策もやりやすいというふうに思いますので、そこはきちんと小さい自治体のよさというのを見ていくべきだというふうに思うのです。

私、給食費の関係は、今年、坂戸市が4月から3子以上は無料にしました。選挙で応援に行き話をしてたり演説をしてたりして、なかなかほかのことではかみ合わなかったりするのですけれども、給食費の無料化は、本当に若いお母さんもいいですねという話になるのです。演説でも、国勢の問題やいろんな話して、ほかの問題も話しているのだけれども、給食費になったら突然カーテンがあいてこっちを見て聞いてくれると、そういうこともあったのです。やっぱり給食費の無料化というのは、わずか第3

子からでも、坂戸市、大きな関心があるのだなというふうに思いました。それは、恐らく嵐山だって同じだと思います。ぜひそういうことがあったということをご報告して、そういうことも含めてご検討いただきたいというふうに思います。

終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

---

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時21分)

## 平成28年第2回嵐山町議会定例会

### 議事日程（第4号）

6月7日（火）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問  
第10番議員 清水正之 議員
- 日程第 2 報告第 1号 平成27年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告について
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部を改正）
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険条例の一部を改正）
- 日程第 5 同意第 9号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第33号 平成28年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第 7 議案第34号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第 8 議案第35号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第 9 議員派遣の件について
- 日程第10 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について
- 追加
- 日程第11 発議第 6号 戦争法の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第12 発議第 7号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出について
- 日程第13 発議第 8号 憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書の提出について
- 日程第14 発議第 9号 日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小を求める意見書の提出について

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二

---

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
中嶋秀雄	総務課長
青木務	地域支援課長
山岸堅護	税務課長
村田朗	町民課長
石井彰	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
村上伸二	文化スポーツ課長
植木弘	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
菅原浩行	まちづくり整備課長
深澤清之	上下水道課長
金井敏明	会計管理者兼会計課長

小久保	錦	一	教 育 長
藤 永	政	昭	教育委員会こども課長
植 木		弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

---

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第2回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

---

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

また、承認第2号参考資料、嵐山町税条例等の一部を改正する条例の概要、承認第3号参考資料、嵐山町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の概要の配付依頼がありましたので、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

次に、本日、渋谷登美子議員ほか1名より、議案第33号 平成28年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定について、修正の動議が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第6号 戦争法の廃止を求める意見書の提出について、発議第7号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出について、発議第8号 憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書の提出について及び発議第9号 日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小を求める意見書の提出について、以上の4件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、意見書については、後刻、日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

---

◎一般質問

○大野敏行議長 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 清 水 正 之 議 員

○大野敏行議長 本定例会最後の一般質問は、受付番号9番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項1の災害対策についてからです。どうぞ。

[10番 清水正之議員一般質問席登壇]

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。本定例会の中でも熊本地震の提案が幾つかされました。私は、現町にある制度の改正を求めたいというふうに思います。

まず、第1ですけれども、町は建築基準法による改正によって、それ以前の建物についての耐震の助成をいたしました。しかし、122条の中では、この耐震の該当者がいないと、申請がないというふうになっていました。現在の自然環境そのものは、必ずしも安全とは言えない。熊本の地震では、2度による地震によって、新しい建物そのものも崩壊しているというような状況です。そういう状況の中で、この要件を取り払って制度を拡大していくという考えがないか、お伺いしたいというふうに思います。

まず、第1に、昨年度の2月、3月では該当者がいなかったというふうに122条の中では載っていましたが、昨年度の件数について、まずお聞きをしたいというふうに思います。

あわせて、今申し上げたように、制度そのものを拡大していくという考えがないかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目1の①につきましてお答えをいたします。

本町におきましては、平成21年度から木造住宅耐震診断補助金交付要綱を施行し、平成22年度からは、木造住宅耐震改修補助金交付要綱を施行しております。耐震診断補助金交付要綱、耐震改修補助金交付要綱、ともに対象は、建築基準法における新耐震基準が施行された昭和56年6月1日以前に建築された木造住宅が対象となります。昨年8月に埼玉県建築安全課からの依頼に基づき、調査をした結果では、本町における旧耐震基準で建築され、耐震性なしと判断される住宅につきましては、平成27年3

月31日時点で2,816棟となっております。また、昨年度中に耐震診断、耐震改修とも補助金を交付した実績はありませんが、県の行う無料耐震診断につきましては、1件の実績がございます。

次に、質問項目の2につきまして、お答えをいたします。平成27年度、町は耐震関係補助金の見直しを行いました。耐震診断補助金としまして、3万円の補助限度額に100分の25の町内業者加算、そして耐震改修補助金20万円の補助限度額に100分の25の町内業者加算、それに加えて、安心安全耐震化リフォーム補助金交付要綱を新たに施行し、耐震改修をあわせて行う住宅リフォームに対して、町内業者により実施した場合、最大25万円を補助する制度を開始し、制度の拡大を図っております。したがって、現状ではさらなる拡大につきましては考えておりませんが、今後、耐震の基準や補助制度の見直し等、実施がされる場合には、あわせて検討を行う予定にしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） なかなか進まないというふうに思うのです。ここ数年の間に、かなり自然災害の地震がふえてきている。そういう中で、実は、東大の坂本教授が、建築基準法の以降の建物の中にも耐震性が不十分な建物が含まれていると同時に、そういう部分では、建築基準法の改正以前は当然のことなのですが、以後についても受けたほうがいいという警鐘を鳴らしているのです。

そういう点では、嵐山町の中に建築基準法の改正以前の建物が2,800世帯あるという中では、きのうも地震の話の中で、実は志賀もかなりカーポートだとか屋根瓦が落ちたとか、アンテナが倒れたとか、それから菅谷もかなり被害があったのです。そういう面では、本当に嵐山町の中でも大きな地震が起きた際に、そういうものが影響してくるのではないかとというふうに思うのです。そういう面では、基準法の枠にとらわれないで、そういう建物の補助をしていく必要があるのではないかとというふうに思うのです。

そういう面では、現状では拡大の考えはないのだというふうに言われていますけれども、やはりそういう部分でもっと安心安全な町をつくっていく、自治体がそういう支援をしていくというのは必要ではないかとというふうに思うのです。そういう面での耐震の枠を取り払うという考えというのは、もう一つの方法かなというふうには思う

のです。

以前、地域を指定したらどうかというお話をしたこともあったわけですが、なかなか実際に建物が倒れてこない、身に染みるというか、そういうふうにはならないのだろうなというふうには思うのですが、町がそういうベースをつくっておくという必要というのは、私はあるのではないかとこのように思うのです。そういう面では、耐震の枠を取り払うと、建築基準法の枠を取り払うということで、全ての建物について、それを該当させていくということが必要ではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

耐震の関係でございますけれども、議員さんおっしゃいますように、今回、熊本の地震を受けまして、日本全国の方が耐震に関して興味を持たれて、このままでいいのかなという疑問も恐らく持たれたのではないかと思います。ただ、今現在でもそのようなのですけれども、国によるこういった耐震の基準あるいは耐震関係の補助制度がございまして、町のほうでもそれに従って、今までも対策を行っているというのが実態でございます。

ニュース等でご存じかもしれませんが、国交省のほうでは熊本の地震を受けまして、現地の家屋の倒壊の状況、家屋の施工された年度、それと基準と照合をしたりというふうなことの検討会議を開催いたしております。そういった中では、恐らくこの後、耐震に関する考え方ですとか、熊本の状況ですとか、はっきり見えてくるような形になるかと思っておりますけれども、町のほうとしましては、こちらのほうの結果を受けまして、もし仮に基準の見直しですとか、補助制度の改定ですとかといった部分があるようでしたら、現行の条例の見直しというふうなことも、今のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今の話ですと、国の制度の枠を広げないと、町自体も枠を広げないという考え方だということに言われるのですが、もう一つ、なかなかこれが進まないという原因は一体どこにあるとお考えですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

この制度を開始してから、私どもの窓口のほうに相談に実際に来られる方、大勢いらっしゃいます。制度上、最初に県の無料の耐震診断を受けていただきます。その後、正規の補助に該当する耐震診断を受けていただくという手順で耐震改修が進むわけですけれども、やはり対象とする建物自体、昭和56年以前のものでございますので、老朽化に伴って、耐震以外のそのほかの部材も老朽化が進んでおるといふような状況で、耐震以外の費用も大分かかるというふうなことで、結局耐震の改修を断念される方が大勢いらっしゃいます。そういった部分も加味して、この後の改定には考慮させていただくようには考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 町には要綱ができていますよね、診断の要綱が。これは国が診断をしなさいよと、進めなさいよということであって、それが建築基準法の改正以前の建物だという形でやってきたと思うのですけれども、これは町の要綱上の診断をするというには、県の無料診断を先にすることが前提になっているのですか。そうしないと、町の要綱のほうには移れないというふうになっているのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをいたします。

議員さんおっしゃるとおり、最初に制度上、県の行う無料の耐震診断、簡易診断とも申しますけれども、そちらを受けていただきます。その結果によりまして、例えばその無料の耐震診断のときに、倒壊のおそれなしというふうに判断がされた場合には、この制度を該当することができません。倒壊をするおそれがあるという判断がされたときに、初めてこちらの町で準備している補助制度が該当するような形になります。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 以前、町には2,816世帯あるという形で、この制度が、要綱が発足して以来、それほど進んでいるということではないですよ、全体的に。そう

いう面では、数件あったか、ないかという状況だったと思うのです、この間。なぜ進んでこないかというのが、町の要綱の施行する前提として、県の無料診断を受けないと要綱のほうには移れないのだというのが、一つ大きなネックになっているのではないですか。そのために、なかなか耐震の診断そのものが進んでこない。結果的に安全であるという結論が出れば良いと思うのですけれども、県の無料診断を受けないと、町の要綱には該当しないのだというところに、進んでこない一つの大きな要因もあるのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、補助制度を活用して耐震の改修に至るまで、やはりどうしても制度上、耐震の診断というものが必要になってきてしまいます。診断の結果によって、改修する場所ですとか、部位が定まってまいります。例えば、建物の基礎からの耐震の改修という場合もございます。場合によっては基礎は大丈夫で、内部の柱の補強で済む場合もございます。それも、やはりどうしても耐震の診断ということが必要不可欠でございます。これを町としましては受けていただいて、耐震補強というふうなことに進んでいただくように、PR等を進めさせていただいておりますけれども、実際に耐震の改修まで踏み切る方がなかなかいらっしゃらないというふうなことが実情かと思えます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） もう一つお伺いしたいと思うのですが、県のこの無料診断には資格が必要なのですか。そうした県が行う診断について、嵐山町の中でそれを行えるという、県が行う診断について該当する人というのはいるのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

こちらの県の無料診断に関しましては、県のほうで指定された団体によりまして診断がなされます。その後の本診断のほうに関しましては、町内の建築設計業者さん等もやることは可能でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 例えば、目視をする、機械を使って診断をする、そうした診断をできるというのは、町内の建設業者であればできるということなのですね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

町内の耐震の診断のできる業者さんという内容でございますけれども、こちらに関しましては、所定の建築士の資格を持っていらっしゃる方であれば可能となります。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） だとすると、理由はよくわからないのですが、なぜ県の無料診断を先に優先させてやっていく必要があるのですか。嵐山町の中で目視や機械を使っている診断を行える人がいるということであれば、嵐山町の要綱そのものについて、それを優先させて行っていくということも十分可能だというふうに思うのです。やる人はいるのだということですから。まして、それがその建築士がいれば、嵐山町の中でいないのであれば、それは仕方ないと思います。でも、実際に嵐山町の中にそうした人がいるということであれば、要綱そのものを、県よりも優先させるということでも十分可能になるというふうに思うのです。そのことによって、診断が早くできるというものは、もっとスピードアップできるのではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

こちらの町の耐震診断の要綱にも、先に県の無料診断を受けるということが盛り込まれております。制度上も、やはり県の診断を先に受けるというふうなことが、補助制度上も要件となってございます。そういったこともありまして、こちらの診断あるいは改修の補助に関しましても、国の補助をいただく予定で制度をつくっておりますので、その制度に従いまして、町のほうも制度を組んでいるというふうな状況でございます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、国の補助をもらうために、裏返せば、県の無料診断を先に受けなければならないというのが、町の要綱だということなのですか。そういう面では、要綱そのものは変えればいいと思うのです。だから、そういう面で、なぜその要綱の中に、県の無料診断を先に入れるのだという明確な理由というものがあるのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

こちらの簡易診断、県の無料診断の関係でございますけれども、どうしても制度上、先行して簡易診断を受ける。現在、住まわれている家の状況を確認を事前にしていただくというふうなことも目的でございます。そういったこともございまして、こちらのほうの診断を、町としまして先行をして受けていただく。先行して受けていただきまして、現在住まわれている家の状態を、確認を一緒にさせていただくというふうなことも目的にしてございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今、課長が言われていることは、嵐山町の建築士でも十分対応できるというふうに思うのです。わざわざ県の指定の業者というか、それを頼まなくても、十分町の建築士でも対応できるというふうに思うのです。そういう面では、その要綱の中に、県を優先させるのだという明確な理由にはならないのではないかと、いうふうに思うのです。それは、十分研究してみたいというふうに思うのです。

その要綱を拡大する部分、県の県条例に外れている部分、要するに建築基準法の改正後の建物、それについてはもし拡大ができれば、町で対応していくというふうになるのだと思うのです。これは県の条例なり何なりに該当しないということですから、まさに町の建築士が十分対応するようになるのだというふうに思うのです。

そういう面では、先ほど言った坂本教授の話によれば、もし適切な耐震補強工事がされていれば、あの熊本地震の中でも亡くなる人は少なかったろうというふうに言われているのです。まして、2度の地震に見舞われた熊本地震の中で、古い建物だけで

はなくて、新しい建物までもそういう倒壊に陥ったという部分では、私は拡大してほしいというふうに思うのです。全ての建物に該当させるような要綱につくり直してほしいというふうに思うのです。

そういう点では、古い建物ですら進まない。これは建て替えという方法もあるのかもしれませんがけれども、なかなか進んでこない。嵐山町は、公共施設については全て終わりましたよね。まして、これからとりわけ震災の面で言えば、住民の住んでいる建物をどう安全に守るかという部分では、そうした拡大をしていく、全ての建物に該当させていく、そういったものが必要になってくるのではないかというふうに思うのですが、その考え方は変わりませんか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

現行の制度をさらに耐震の基準を超えて、恐らく議員さんがおっしゃるのは、平成12年の基準までどうかというふうな内容かと思います。現行では、昭和56年の基準以前に、町としては耐震改修というふうなことで、今現在、制度を行っているわけですが、その後、平成12年の基準が今現在一番新しい基準でございますけれども、熊本の地震によって、この56年以降に建てられた建物も、実際に現地では倒壊をしているという状況かと思います。

ただ、やはり12年の基準のちょうど制度の変わる時期がございまして、制度の変わる日以前に施工がされた、例えば基礎ですとか、それと実際に設計図面と現地の施工の状況、こういったものも今現在では、国のほうでは調査をしているという状況でございます。家全体で耐震というものが保たれますので、補強の方向ですとか、これが全て耐震基準を満たしているかというところまで、恐らく今検証をしている最中かと思えます。町としては、この結果を見させていただいて、仮に制度がこの後変わってくるようであれば、町の現行の制度も見直しをかけるという予定でございますので、ぜひともご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 国の動きを見たいということだというふうに思うのです。

最後に、町長に伺います。今、南海トラフの地震も想定されている。そういう中で、

今後の地震対策、なかなか嵐山町の中では進まないという部分もあるのですが、私は実績をつくれということではないのですけれども、そういう全町民の安全を守るという点では、やはり事業そのものを拡大して、予算をつけても、予算執行にはなかなかなくてこないというのが今までなのだと思うのです。そういう面では、やはり改正以降についても、町が率先してやっていくという考え方はお持ちなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

地震対策で事業の拡大はどうかというご質問であるわけですが、この事業そのものが地震対策、耐震建築、耐震に対する意識づけというのが、町にとっては一番大きいと思うのです。この制度をつくったので、そういうことをしっかり頭の隅っこに入れてくださいよという意識づけが、一番大きかったのではないかと思います。

そして、これをやっていく中で、今、いろいろ説明があったように、県の診断を受けると無料です。それで、町の診断を受けると有料で、補助が出ますということなのです。ですので、そういう意識があったら、ぜひ無料の診断を受けていただきたい。それで、その次に嵐山町の業者に診断をしてもらうか、あるいは改修をお願いしたいということで、町の業者に多分に意識をしている制度であるわけです。ですので、この流れをそういう形でやっていただいて、最終的な改修、改築工事というものが、地元の業者のほうに行けばいいなというような考え方のもとで、この制度ができていくのだと思いますので、そういう流れができるように。

そして、何しろ今これだけ地震が頻繁に来ているわけでありまして、答弁の中にもありましたけれども、27年3月31日現在、2,816棟という数字があるのです。ですので、ここのところがこれだけ棟数があって、それで県の診断は、町のほうで把握しているのは1件、そして町の補助制度のほうにはゼロという、ここのところが、今、議員さんおっしゃるように、これだけ地震が騒がれている中であってこういう状況だという現実があるわけですので、地震に対する備えというようなものを、耐震建築というだけでなく、地震に対する備えというのを町としても広報等を通じたり、あるいは今までの中で周知ができないということであれば、違った形で何かできないか考えて行く必要があろう。この耐震建築を離れてでも、そういうような考え方をとっていかないと進まないかな、そんな感じがいたします。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面では、県の動向を見たいというふうに思います。

2つ目に行きます。就労対策ですけれども、これはリフォームの話かなという面はあるのですが、町自身には企業の誘致条例があると。ただ、個人事業者が店を新築したいあるいは改築したい、そういったものに対しての補助制度というのはできてないのだと思うのです。

以前、町長そのものが嵐山町の中で活性化をしたいということで、買い物難民という話もしてくる中で、いろんな施策をつくってきたわけですけれども、何となく消えていってしまったというふうに思うのですが、私は、企業誘致条例あるいは住宅リフォームの拡大、そういったものも含めて個人事業者あるいは個人の営業者、そうした者に対しての補助制度、お店を開こうという人たちに対する、そういう意欲のある人に対する補助制度、そういったものを今ある制度の中で活用できないかというふうに思うのです。そのことが嵐山町というか、菅谷の中でもシャッターがおりているところが随分あるわけで、そうしたところの活用にもなってくるのかなというふうに思うのです。ぜひ、そういう制度の活用というものを図っていけないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えをさせていただきます。

企業誘致条例第2条では、用語の定義を定めておりまして、第1号において企業等は「営利の目的を持って事業を営む法人又は個人をいう」と規定しまして、個人も含んだ内容となっております。ただし、指定の要件としまして、事業所の敷地面積が1,000平方メートル以上であることや、事業所の延べ床面積が500平方メートル以上である等があり、かなり大規模なものが対象となっているため、個人が小売等を創業するようなケースには対応していないのが現状であります。

また、昨年度より商工会及び観光協会の役員を中心としました合同会議、元気回復会議を開催いたしまして、空き店舗、拠点施設、特産品等の連携協議を開始しております。今後は、個人開業の店舗向けの就業支援策に関しましても、協議課題として検討をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 要旨については、先ほどお話ししたとおりです。少なくとも嵐山町の中には市街地の活性化委員会があって、旧市街地をどういうふうに活性化していくかというのが、一つの課題になってるのだと思うのです。そういう面では、世帯が代がかわるといことで、閉めていくお店も出てきている。そういう中で、町の中の活性化をどういうふうに図っていくかという点では、市街地の活性化の委員会そのものが非常に重要になってくるかと思うのです。

あの町の中をどう活用していくかと。やはり、出店の意欲のある人については、町が助成していこうということが、今の制度の中でできないかなというふうに思っているのです。それは、企業誘致条例の活用でもいいし、住宅リフォームの活用でもいいかと思うのですけれども、少なくともそういう店舗を、お店を開くあるいはお店を改築する、そういう人たちに町が助成をすることができないか。そのことによって、もう少し町の中に活力を生むような、そういう市街地にできるのではないかというふうに感じるのですが、少なくともシャッターが閉まっているところもあるし、土地そのものがある部分もある。あれを何か活用する。人の土地ですから、活用するっていう言い方がいいかどうかわかりませんが、そういう方法に切りかえるような町の施策というものができていけばいいなと。

それには、意欲ある人たちに、町が少なからず助成をしていくという方法がとれないかというふうに思うのですけれども、そういう面では担当課としての考え方をまずお聞きをしておきたいというふうに思うのです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

新規に開業される店舗等に対する助成というふうな内容かと思えます。課としましても、これは一昨年から商工会を中心としました委員会によりまして、空き店舗対策というふうなことの協議をさせていただいております。そのときの参考の資料としまして、平成26年8月に中心市街地の店舗数を調査したデータがございます。平成26年8月の調査では、店舗数としまして79件。そして、それから12年前になりますか、平成14年9月調査の数値としまして、店舗数が109件というふうなことで、細かく店舗

の内容ですとかを調べて協議をさせていただいたというふうなことがございます。

結局、今現在でもこの協議のほうが続いておりまして、この後も商工会を中心として協議をしていく予定でございますけれども、当課としましても、こちらのほうの寂しくなった、例えば駅前状況ですとか、現地のほうも把握できておりますので、とにかく何とかしたいというふうな気持ちで会議には臨んでおりますけれども、なかなか形になっていかないのが実情でございます。

先ほども申し上げましたけれども、この会議を通じまして、どうしてもやはり空き店舗の対策と並行して協議をしていくような内容になろうかと思っておりますけれども、形にはしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 10年で30件も少なくなっているということなのですか。その面では、その要因というのがどういう要因で少なくなってきたのか。また、元氣回復会議というものが、とりわけ空き店舗や拠点施設についてどういう方向を持っているのか、またどういう町に対する要望が出ているのか、その辺はわかりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、30店が約10年の間に少なくなっているという内容でございますけれども、こちらについても1店舗ずつ確認をさせていただいております。いろいろございまして、廃業をする方、それと業種転換をされる部分、そして閉店の理由が移転をしていくという部分もございます。そして、開店、新たに店を開いた内容としますと、新規、それと業種転換というふうなことになってまいります。この中には残念ながら、議員さんおっしゃいましたように世代交代がございまして、なかなか次の世代に引き継げないというお店もございました。

今後は、こういった内容を加味しながら、まず1店舗でも2店舗でもいいかなと思います。新たに開業を、当然よその方、議員さんおっしゃるのはよその方が入ってきて、意欲のある方が入ってきて、開業を新たにしていくというふうな内容かと思っておりますけれども、こういった店舗が最初、1店舗からだと思っておりますけれども、徐々にふえていくというふうな方向になればいいなというふうには思っているところでござい

す。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 元気回復会議の中身なのですが、空き店舗や拠点施設についてのどういう方向性を持っているのか、あるいは町に対してどういう要望がその会議の中で出されてきているのか、その辺がわかったらお聞きしたい。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 大変失礼をいたしました。

先ほどのお答えさせていただいた元気回復会議のほうでございますけれども、こちらは商工会、観光協会の役員さんに出てきていただきました合同会議でございます。こちらは、商工会と観光協会ともに協議をしながらというふうなことで、ともに嵐山町を盛り上げようというふうな目的で開催をした会議でございます。こちらの中でも空き店舗の関係ですとか、拠点施設、それと特産品、一緒に協議をしていただいております。

やはり、どうしても空き店舗の関係につきましては、商工会さんが中心になるべき課題かなというふうなことでございますけれども、特にこの中の会議での要望では、議員さん質問の新規開業店舗向けの補助というふうな内容は、今のところ出てきておりませんので、こちらは町のほうでこの後投げかけて、協議の課題にしてみようというふうに考えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 課長が言われるように、旧菅谷の中をどうにかしたいというのは、これは誰もが思っていることなのだろうというふうに思うのです。少なくとも以前あったような、ああいうにぎわいをどうにかして取り戻せないだろうか。そういう点では、後継者不足というのも否めないかというふうには思うのです。そういう面では、これから先が思いやられるなというのは、確かにそのとおりだというふうに思うのです。やはり何とかしたいという形で、こういう元気回復会議を持つようになったと。やはり、この中で、空き店舗対策についてはどういう方向性を持つのか、拠点施設についてはどういう方向性を持つのかというものが、議論としてはなかなか難し

い部分があるのだらうというふうには思うのです。そういう面では、こういうものが会議の議題として審議をされるというのは、一歩前進なのかなというふうには思うのです。ただ、これは実のある会議にしていかなければならないなというふうにも反面思うのです。

やはり、ここに正面切って、この部分を議論するということは必要なのだらうと思うのです。それによって、いろんな問題点あるいは要望等も出てくるのだというふうには思うのです。そういう面では、何とかしなくてはというのはあるのだけれども、それをどういうふうにやったらという、なかなか道が開けていないというのが今の状況なのだと思うのです。やはり、この会議を大事にしながら、そういうものを正面切って議題にしていくというのは、重要なことかなというふうには思うのです。

私は、1つ、そういう提案をしたいというふうには思うのです。個人の意欲ある人に対して、町が何らかの助成をしていく、それが今のある制度の中でいいと思うのです。改めて制度を立ち上げるということではなくていいというふうには思うのです。それが企業誘致条例の運用であったり、住宅リフォームの拡大分であったり、そういうもので個人の意欲ある人に対しての助成をしていく。それは町内外問わなくていいというふうには私は思うのです。そのことによって利益を得る人たちは、住民の人たちだというふうには思いますから、その意欲は町内外問わなくてもいいのだと思うのです。そういう施策をやっていこうと、考えていこうという考えはありますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、個人の意欲ある方、内外問わずというふうな内容だったかと思います。当然、私どものほうもこれに関しましては、この中心市街地の空き店舗調査をした段階から手法としては、案としては持っております。実際には、この後の協議によりまして、いろんな意見が出てくるかと思えます。その中を1つにまとまらないと、なかなか前に進めないというふうな部分がございますので、議員さんの意見も一つの参考とさせていただきます、この後の協議をしてみようというふうには考えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ぜひ、この元気回復会議でそういったものを十分議論していただいて、少なくとも10年間で30件も減っている、これから先、後継者の部分も考えていく必要がある。いろんな課題がこの10年間というのはあったのだと思うのです。業種転換はいいですよ。移転をせざるを得ない。そういう面では、商店そのものが向こうのヤオコーのほうに移っているというのも、一つの大きな要因なのだと思います。そういう中でどう生き残っていくかというのも、一つの大きなテーマなのだと思いますけれども、少なくとも駅通り、駅前、それから駅の横断部分、縦断部分も店舗としてはあいている部分もあるし、また土地としてもあいている部分もある。そういったものをきちっと活用をさせていくということが、地域住民には、より利用度が広がってくるのかなと。まして、買い物難民というふうにいわれているこのごろについては、そういった部分が必要になってくるかなというふうに思います。

次に移ります。

○大野敏行議長 一般質問の途中ですが、休憩を入れさせていただきたいと思います。暫時休憩をいたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時02分

---

再 開 午前11時15分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問事項3の介護保険についてからです。

第10番、清水正之議員、どうぞ。

○10番（清水正之議員） 介護保険についてですけれども、今、財務省は介護保険制度の改正で、要介護2以下の利用者を福祉用具のレンタルにつき、原則自己負担というのを検討しています。介護給付の割合を大幅に引き上げる提案になるというふうに思われるのですが、こうした国の方針に対しての町の考え方を、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

健全で持続可能な介護保険制度の財政運営をしていくために、財務省は財政再建に向けた議論を行う財政制度等審議会において、65歳から74歳の自己負担を2割にすべ

きとし、要支援1から要介護2までの軽度者に対する保険給付、福祉用具の貸与及び住宅改修については、原則利用者が自己負担すべきであると提案しております。

また、厚生労働省では社会保障審議会介護保険部会を開催し、平成30年度の介護報酬改定に向け議論を開始しております。検討項目には、要介護の軽度者に対して、負担増となる案が出ています。財務省でも検討されていた福祉用具貸与及び住宅改修費用の自己負担についても議論をされております。

以上のように、国では2018年度の制度改正に向けさまざまな検討が行われているようですが、現段階では検討はされておりますが、決定された事項はなく、内容や方向性といった情報などもわからない状況でありますので、町の対応はとのご質問ではございますが、申しわけありませんがお答えはできません。町といたしましては、今後の国、県の動向を注視し、これからも利用者や家族の皆様が安心して介護保険サービスを受けられるよう、制度の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 確かに、現段階では検討されている段階で、まだ決定ではないのだということですが、今、政府自身が検討されている項目ですが、利用料負担の上限の引き上げが一つ。16年末までに結論を出して速やかに実施するというものが、利用料負担の上限の引き上げが一つ。16年末までに結論を出して、17年の通常国会に法案を提出するというのが、軽度者の生活支援を原則自己負担に、これは課長が言ったとおりです。同時に軽度者のベッド、車椅子などの福祉用具貸与を原則自己負担にするのだと。3つ目は、65から74歳の利用料を原則2割負担にと。4つ目は、要介護1、2の通所介護を保険給付から外して実際の事業にすると。できるだけ早く具体化の案を取りまとめるとするのは、75歳以上の原則2割負担。

確かに、今、課長の言われるとおりなのですが、これを見ると、非常に軽度者に対する自己負担というものが重くなるというふうに思うのです。そういう面では、これからあるいは来年にかけてになってくるかと思うのですけれども、現在、町がこの仮に要介護2以下の人たち、要支援1、2、要介護1、2の人たち、この人たちが福祉用具をどのくらい借りているのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

これは、平成27年4月から今年の3月までというような状況でございますが、要介護2から要支援1ということでございます。福祉用具の貸与につきましては、1,604件でございます。全体の要介護5までを入れますと2,589件ございまして、要介護2から要支援1の方の割合としますと、62%というような状況になってございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） この人たちは、原則1割に今なっていると思うのですけれども、費用的に高い人たちというのはどういうものが含まれていますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

どういうものが含まれているかというか、どういうものを借りているかというご質問でよろしいでしょうか。そこの細かい内訳まではちょっと調べてないのですけれども、福祉用具の貸与につきましてはいろいろあるのですけれども、最も多いのは手すりですとか、スロープ、歩行器、歩行の補助つえ、それから車椅子等、こういったものが多いのかなというふうに思いますが、13項目ほど福祉用具貸与というのがあるのですけれども、その中で要支援1、2の方、要介護1の方というのは、利用できるものというのが決まっております、その中で4項目、今言った手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、これしか利用ができないというふうな形になってございます。それ以外の方については、この13項目、該当するものが利用が可能なようなことになってございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） これは、実は日本福祉用具供給協会の理事長の小野木さんという人が言っているのですけれども、我々が貸しているのは物ではないのだと。機能を貸しているのだと。それによって、介護の人たちというのは、通常の生活ができるのだらうというふうに思うのです。そういう面では、どうやったら一般的な生活ができるかというのが、この福祉用具なのだと思うのです。そういう部分に自己負担を引き上げるといっては、これは非常に無慈悲だなという感じがするのです。借りざ

るを得ない人たちが、本当なら無償で貸してもらえるのが、自己負担なしで貸してもらえるのが一番いいのだと思うのです。だけれども、介護保険の場合は、原則1割というのが制度始まって以来言われてきた問題で、実施している問題だと思うのです。それを今度は、そういう人たちからも借りる場合は引き上げようというのは、非常に無慈悲だなというふうに思うのです。

今、話がありましたように、1,645件も嵐山町の中で借りる人がいる。全体では2,500というふうに言いましたけれども、そういう部分に負担を強いるというのは、これはどうかなというふうに思うのです。先ほど言いましたように、今、国そのものが、これからそういうふうに報告を検討して実施に移るということですから、これは介護保険制度の趣旨からも外れるのではないかなというふうに思うのです。

そういう面では、やはり保険料を納めて、まして利用する場合には利用料を払わなくてはならない。その利用料を今度引き上げよう、これが介護保険制度ですよ。まして、要支援1、2を介護保険制度から外していく。今度は要介護まで、そこに手をつける。これは違うのではないかなというふうに思うのですが、担当課としての考え方をお聞きしておきたいというふうに思うのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

この介護保険制度を、先ほども申し上げましたとおり、健全で持続可能な介護保険制度ということにしていくためには、一度決められたものをそのまま見直しもしないで運用していくというのは、なかなか矛盾といいたいまいしょうか、不都合が起きてくるのだというふうに思っていて、その時代ですとか状況に合った見直し、改正というのは、当然必要になってくるものだというふうに私は思っておるわけでございまして、そのためには、こういったこの中で見直しをしていったらいいかというようなことを、国のほうでは検討をいただいているのだというふうに思っています。

たまたま今回は、軽度者に対するというようなことでの見直し等々ということでもございますけれども、制度全体を見てのこういった内容というふうになっているものがありますので、ある程度持続するための考えの一つだというふうに担当のほうでは考えているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 少なくとも今の状況ですと、16年度、今年度これを検討して、来年の通常国会に法案を提出すると。恐らく、18年度から施行になるだろうというふうにいわれているのです。そうすると、これはいろんな面で波及をしてくるのではないかというふうに思うのです。

いわゆる2割負担になった場合に、払い切れないということになると、家族介護しなくなるわけです。例えば、福祉ベッドなんかもそうですけれども、起き上がることもできないというふうになった場合には、家族の人たちの介護がなかったら起き上がれないと。これは介護だけではない。介護というのは、離職を生む、退職せざるを得ない、そういう部分にまで波及してくると、まさに国が言っていることが逆行なのではないかというふうに思うのです。働きなさいと言いながら介護もやりなさいなんていうのは、できるはずがないわけで、結局家族介護に頼らなくてはならない。それは、奥さんであり、夫であり、子供であり、そういう人たちですよ。まさに働かざるを得ない人たちが介護をせざるを得ない。離職を生むような、そういう介護保険制度の私は改悪だというふうに思います。

こういう状態を嵐山町は何とかしなければならぬというふうに私は思うのですけれども、家族介護というのは、いろんな面にやっぱり波及するというふうに思うのです。そうした面での考え方というのは何かありますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

介護のために離職する方が多いということで、国のほうでも介護離職ゼロというふうなことを目指して、いろいろな施策をやっていこうというようなことも打ち出されておるわけですけれども、町のほうの施策ということにつきましては、今までのように利用料助成ですとか、保険料の軽減等も行ってはいますが、そういったことを行っていくというようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 自己負担にするというのは、言葉では自己負担なのですがけれども、10割持つということですよ。それを今年中に結論を出すというふうに国は言

っているのです。いわゆる1割負担だったものが、自己負担10割持たなければならぬ。これ、利用料の原則ではないですよ。そういう福祉用具に頼らざるを得ない人たちが、今まで利用料1割負担だったものが、10割持たないと福祉用具が借りられないと。まさに小野木さんが言っているように、私たちは物を与えるのではないのだと、機能を与えるのだというのは、そこに意味があると思うのです。非常に大きな意味があるというふうに思うのです。この対応を町は考えなければならないと思うのです。

まして、1,645件も福祉用具として介護保険に該当している人、要支援2以下の人がそれだけ借りてるということは、この人たちが全て10割になるということになってくると思うのです。これは、非常に大きな問題だというふうに私は思います。介護保険制度そのものが、これを突破口にして、利用料がなくなってしまうのではないかというようなことだって危惧せざるを得ない。これは、やはり止めなければならないというのが私の考えなのです。

この人たち、原則自己負担という、利用料10割負担ですよ。保険料を納めていながら、介護保険制度では利用料の1割負担というのが、介護保険制度ができたころの原則ではないですか。この原則を覆す、10割負担にする。利用料そのものをなくしてしまうというのが、今度の今検討されている内容だというふうに思うのです。この問題は、しっかり考えていかなければいけないのではないかというふうに思うのですが、町長いかがですか、この制度改悪、私は制度改悪だと思うのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えいたします。

介護保険制度等について、福祉関係の議員さんから再三ご提言をいただいたり、一般質問でご提言をいただいております。この介護保険制度ができてから、平均寿命がどれだけ延びてきたかというようなことというのは、負担と給付と考えたときには、同じ負担であるとしたら、給付は細くなってしまうのです。これは、いたし方ないことだと思ふのです。ですから、そここのところの内容をどう変えられるかということにかかっているのだと思うのです、これからの高齢社会の場合。そして、私たちは、一番人間としての尊厳として、最後のよりどころとして、この介護保険制度に頼るわけですけれども、その介護保険制度が今のままの状況で、そして介護保険制度に頼る人がふえていく状況の中で、負担と給付ということを考えてときには、全くこれから暗

たんとするような状況が出てきてしまうと思うのです。

さきにも、消費税はこの福祉予算に使いますよ、介護保険等に入れますよ、子育てにも使いましょうというような感じの消費税の増税額を議論されてきたわけですが、このところで国民の多くの人たちが、これを延ばしていこうという選択をして消費税が延びようとしているわけです。それで、この福祉政策というのは交代をしてしまうのではないかというようなことがマスコミで言われていますけれども、新聞紙上に一番出ているのが、首長としてどこのところも困ってしまうよ、これでは。要するに、今、一番最前線でやっている自治体のところの福祉予算というものを、国のほうではしっかり考えてもらわなくては困ってしまうという意見がたくさん出ております。まさに、それがこの今言っている介護保険の最前線のところだと思うのです。

ですので、議員さんが人間らしく、人らしく、尊厳を持って、最後のよりどころとしている介護保険制度が、しっかり使いやすいような形を維持してくださいというのは全くそのとおриだと思うのですけれども、現実という中身を見てもらったときには、どういふふうになってしまっていて、どういふことなのだろうというのをもう一度ご理解をいただいて、それで町としてはどうしたらいいのだろうというところに戻ってしまうわけですが、現状とするとそういう状況、大変残念ですがそういう状況になってしまっているというのが現実かと思えます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ちょっと時間がなくなったので、町としてどうするかという点ですが、今、町は利用料については、県内では少ない第3段階まで設定をしています。そういう面では、介護保険が要綱がどういふふうになっているかわからないですが、この利用料については、自己負担分を助成するというふうになっていると思うのですが、仮に要支援、要介護2以下の自己負担分、10割負担であっても、この利用料については、現行として該当させていくという考えはありますね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今も話しましたように、今度のもし、まだ何も決まっていないからわかりませんが、これがどう決まろうが、国が方向を示したものに従わざるを得ないということだと思います。嵐山町で特別その財源が確保できるということであるとすれば、国と違った方向がとれるかもしれませんが、現状ではそういう状況

は見通せないという状況ですので、方向はそのとおりかと。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 利用料の助成については、町単独の事業というふうに思います。だとすると、介護保険に加入をしている。ただ、1割負担になる部分と10割負担になる部分とがあるというだけだと私は思います。その10割負担についてもきちっと該当させていくという考えはありますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

現在、利用料助成につきましては、要綱のほうで規定をされておりますが、利用料の一部または全部を助成することにより、受給者の経済的な負担を軽減することを目的とするというような形で行っておるわけでございます。

ですから、この要綱ですとそのようなことに、全部ということも入ってございますので、先のことは、今はまだ決定をされていないのでわかりませんが、そういうふうなことになるのかなというようなことでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） もう一回確認をさせていただきたいと思いますが、今、国そのものが要介護2以下の人たちについては自己負担にするのだ、10割負担にするのだという方向を打ち出そうとしている。仮にこれが打ち出されたとしても、町には町単独の利用料助成の制度があると。これは、1、2、3の人たちが該当するというふうになっていると思います。その人たちは、引き続き介護保険に入っている限り、その利用料助成については、10割負担であってもその制度を該当させるということでもいいのですね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、今現在の要綱の規定では、一部または全部を助成するというような形になってございます。これのとおりやるとなりますと、まだ決まっていないことですのでわかりませんが、そういったことになろうかなということでご

ございます。

以上でございます。

○10番（清水正之議員） 終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○大野敏行議長 日程第2、報告第1号 平成27年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 報告第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第1号は、平成27年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。

平成27年度に繰越明許費を設定をした電子自治体推進事業ほか7事業、総額2億6,878万7,000円を平成28年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

[中嶋秀雄総務課長登壇]

○中嶋秀雄総務課長 それでは、報告第1号の細部について説明をさせていただきます。

平成27年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算書の表をごらんいただきたいと思います。

平成27年度の最終補正で計上させていただきました繰越明許費8事業について、繰越額の確定に伴い、報告をさせていただくものでございます。表をごらんいただきまして、繰り越し事業につきましては、事業名のところに記載しております8事業でございます。

繰越額の金額については、予算計上額で合計2億8,684万8,000円、翌年度繰越額が

確定額でございまして、2億6,878万7,000円でございまして。この翌年度繰越額の財源内訳につきましては、この表を見ていただきまして、まず国・県支出金につきましては8,087万7,000円、地方債が1億8,700万円、そして一般財源が91万円でございます。

なお、このうち地方創生加速化交付金関連事業、5事業ございますが、この5事業につきましては、補正予算計上額が5事業で6,282万5,000円に対しまして、交付決定額の4,496万1,000円を繰越額として決定をさせていただいたものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 この際、何かお聞きしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部を改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについて、嵐山町税条例等の一部を改正する条例の件でございます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたこと等に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸税務課長。

〔山岸堅護税務課長登壇〕

○山岸堅護税務課長 承認第2号 専決処分承認を求めることについて、細部説明を申し上げます。

承認第2号、参考資料をごらんください。

今回の嵐山町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたこと等に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、同日に専決処分をし、議会の承認を求めるものでございます。

なお、今回の一部改正は、第1条及び第2条に分け改正するものでございます。

初めに、第1条の改正につきましてご説明申し上げます。

1点目は、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例による改正でございます。わがまち特例は、国が法律で一律に定めていた特例措置を、各自治体の自主的判断に基づき条例で決定できるようにするものでございます。

地方自治体が課税標準の軽減の程度を法律に定める範囲内で決定できるよう、地方税法の改正が行われたこと等に伴い、条文の整備及び所要の改正を行うものでございます。該当条文は附則の第10条の2でございます。

その他の条文につきましては、地方税法の改正等に伴い、所要の改正及び条文の整備を行うものでございます。該当条文は第18条の2、第56条、第59条、附則第10条の3でございます。

続きまして、第2条の改正につきましては、嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございまして、条文の整備を行うものでございます。該当条文は、附則の第5条でございます。

最後に、附則につきましては、第1条で施行期日を定め、第2条で固定資産税に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で細部説明を終えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 今回の改正で、税収そのものには影響がないというふうに理解してよろしいのでしょうか。それが第1点です。

それから、わがまち特例は、何かこういうものがしたいというのがあるのかどうか。あれば具体的に、担当課でなくても、ここでこういうのをやりたいのだがというのがあれば伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 1点目の税収への影響についてお答えを申し上げます。

今回の条例の改正によりまして、わがまち特例の対象の条文が、先ほど細部説明で申し上げましたとおり、10条の2でございます。こちらの改正の適用については、平成28年4月1日から対象となるものでございますので、税収の影響という面で見ますと、現在はこれからのことですので、まだないということです。

ただ、固定資産税の課税標準の特例ということございまして、課税標準を2分の1にするとか、3分の2を減ずるとか、そういった内容がございますので、該当するようなものがあれば、例えば課税標準が2分の1に該当すれば、ほぼ税額は半額ということになりますので、対象になるようなものが出てくれば、影響はあるということでございます。

2つ目の質問のどのようなことをしたいかというようなことございましたが、例えば、今回改正をしているもので申し上げますと、2ページの8項、こちらが法附則15条第29項に規定するというようになっておりまして、この法附則第15条29項というのが津波対策の用に供する償却資産、こういったものが対象になるということでございます。

そのほか、次の3ページ目に行きますと、今回、わがまち特例の対象になりました10項、こちらは太陽光発電、11項が風力発電、12項が水力発電、13項が地熱発電、14項がバイオマス発電というような形で、対象となる施設が決まっておりますので、こういったものがもし嵐山町の中で設置されれば、対象になってくるということでございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、現在のところ、対象になるかどうかまでの調査はできてないと。ですので、あるかどうかわからないということなのですか、今の答弁の仕方だと。ちょっとその点、確認です。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 今申し上げました施設につきましては、28年4月1日以降に設置されるものが対象になりますので、今のところはそういったものは不明だということ

でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部を改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

審議の途中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前11時58分

---

再 開 午後 1時28分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第4、承認第3号 専決処分承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第3号は、専決処分承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件でございます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成28年3月31日に公布されたこと等に

に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸税務課長。

〔山岸堅護税務課長登壇〕

○山岸堅護税務課長 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、細部説明を申し上げます。

承認第3号、参考資料をごらんください。

嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をご説明させていただきます。

第2条、課税額の改正は、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等、課税額に係る課税限度額をそれぞれ2万円引き上げ、下記の額とするものでございます。

基礎課税額は、現行52万円を改正後54万円に、2万円引き上げるものでございます。

後期高齢者支援金等課税額につきましては、現行17万円を19万円に、2万円引き上げるものでございます。

介護納付金課税額につきましては、現行16万円、改正後16万円ということで、変更はございません。

課税額の合計、現行85万円が改正後89万円となりまして、4万円の引き上げとなります。

続きまして、第21条国民健康保険税の減額の改正につきましては、国民健康保険税の軽減措置について、4割軽減の対象となる世帯の判定に用いる基準額の算定方法の変更で、1人当たりの加算額を26万円から26万5,000円に増額するものでございます。

最後に、附則につきましては、第1条で施行期日、第2条で適用区分を定めたものでございます。

以上で細部説明を終えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 国保税の基礎と後期の分がそれぞれ2万円ずつ引き上がると。本当に必要なのかなということ疑問に思うのですけれども、それはちょっと置いておいて、これで全体の税額はどれぐらいふえるのか、まず伺いたいと思います。

それから、限度額に達するには、昨年と同じような質問をしているのですけれども、4人家族の場合、限度額に達するには幾らぐらいの所得、収入、それぞれなるのか。昨年、同じ質問して、資産割が国保税の場合入っていなかったのですけれども、資産割、嵐山は入れておりますので、平均でいいですから、それでお答えいただければと思います。

それと、軽減のほう、昨年は60人ほどふえるというお答えだったように思うのですけれども、今回は何人ぐらい人数と世帯がふえるのかを伺いたいと思います。こちら、軽減が拡大されるわけですから、結構なことなので、とりあえずそのことをご質問いたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、1点目の限度額の引き上げによる税収の関係でございます。

こちらの数字につきましては、27年3月現在の数字で試算をしております。限度額に達している件数でございますが、医療分で、改正前は69件、改正後65件ということで、4件減少いたします。後期分については、改正前17件が改正後13件となりまして、4件減少いたします。介護分については、限度額の引き上げがございませんので、参考までに3月現在7件ということでございます。

改正後の限度額到達世帯数、こちらに今回の限度額の増加分2万円、2万円ということで、それぞれ4万円になると思いますが、こちらで計算いたしますと156万円の増加ということになります。ただし、今回の改正で限度額到達とならない世帯、基礎課税額で申しますと52万円から54万円の間の方、それから後期高齢者支援金で申しますと17万円から19万円の間の方、こちらの方の税額については算出ができませんので、こういった方に該当する方の分については含まれておりませんが、単純に限度額に到達する件数で見ますと、156万円の増額になるということでございます。

続きまして、4人家族でご主人、奥様ともに40歳以上で、子供がお二人、奥様につ

きましては、収入がなしということで算定をさせていただきました。資産割については、国民健康保険に加入されている方の平均で申し上げますと、資産割が3万6,400円でございます。この前提で計算をいたしますと、世帯の所得約730万円、給与収入で申し上げますと940万円、この額で54万円の限度額に到達いたします。改正前につきましては、世帯の所得が約700万円、給与収入で申しますと、910万円で限度額に到達するというところでございます。

後期分で申し上げます。先ほどのものは、資産割を入れない医療分で申し上げてしまいました。後期分については、世帯の所得が約1,200万円、給与収入で申し上げますと約1,450万円で、19万円の限度額に到達するということです。改正前は、世帯の所得が1,050万円、給与収入で申しますと約1,300万円、こちらで17万円の改正前の限度額に到達するということです。

参考までに介護分については、所得が1,200万円、給与収入で申し上げますと1,450万円ということで、こちらについては変更がございません。

続きまして、4割軽減の対象となる方の人数でございますが、改正前は686人、改正後が709人、23人増加いたします。平等割については、世帯数で申し上げます。372世帯、改正後が384世帯ということで、12世帯増加するというところでございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） わかりました。1,000万円近くの方が対象になるという理解でよろしいわけですね。

それで、国保の担当のほうに伺いたいのですけれども、国から総額で1,700億円の国保へのお金が来てるわけですね。嵐山町も、その中から相当な額が来ていると思うのです。それが来ているわけですから、ここであえて上げなくても、上げない自治体も結構ありますよね。調査できているのですけれども、今回上げようとしたのは、上げた理由をちょっと伺いたいと思うのです。意味わかります。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 今回、限度額を上げた理由ということですが、こちら、国のほうから上限額ということで、ここまで上げてよいということで通知があります。そして、今回、この関係で低所得層、あと中間の所得層の方、こちらの方々に軽減を図るため、負担を少なくするように、高所得層の方につきましては負担増になってし

まうかと思うのですけれども、なるべく中間所得層の方に負担を抑えていただきたいという趣旨で、こちらのほう、今回の上限額の改正をしているところでございます。以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 国から、先ほども申しましたように、国は総額で1,700億円なのですけれども、嵐山町はどのくらい来ているだろうな。相当な額が来ていると思うのです。ご存じないか。結構、それで限度額を上げない自治体もあるのです。嵐山町も、そういうふうには今回はしたほうがよかったのではないかと思いますのですけれども、今の理由ですと、国から来ていないときには、私はそれでもいいなんという、限度額も切りなく上げるというのはいかがなものかと思うのですが、基本的には、国から来ていないときにはそれでいいと思うのですけれども、国から今回は来ていますので、去年あたりから来ていますので、来ているのにまた上げてしまうということを、ちょっとそれを聞きたいと思うのです。

それで、1つちょっと落としてしまったのですけれども、書いておいたのですけれども、これで去年も上がって、その前も上がったのですよね。このところ、限度額がどどどと上がってきてるわけなのです。共済のほうの負担がどのくらいになるのかというのを、ほかの保険のシステムと格差を見てみたいので、40歳くらいの人でどのくらいの負担になっているかというのを、もしわかりましたら伺いたいと思います。その2点をお願いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 共済の制度ということでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

市町村職員の共済組合の負担金ということで、職員については医療保険、その部分は市町村共済に負担金で納めている。その制度は、負担金というのが町の事業者分、それから個人負担分が掛金ということで、掛金と負担金、要するに個人負担分と事業者負担分、これが50%ずつになっております。

今、40歳程度の職員ということでございますので、一例を申し上げますと、扶養が2人いてということで40歳代の職員、この掛金の根拠は、職員の場合は標準報酬月額、これに対する掛け率で負担金が出てまいりますけれども、この標準報酬月額というの

は給料、それから扶養手当、いわゆる諸手当、期末手当、勤勉手当を含めた手当全額ということになります。一例を申し上げますと、収入が約590万円の職員、扶養が2人いるという状況。この職員を比較しますと、個人の掛金、いわゆる個人負担分、こちらが年額で約32万円、そして事業者分の負担金が同額でございまして32万円、年額で64万円という形になります。

以上でございます。

○大野敏行議長 村田町民課長。

○村田 朗町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほどの国からのという金額ですけれども、保険者支援金分ということで、嵐山町につきましては1,000万円ということです。

次に、限度額の引き上げの関係なのですけれども、引き上げにつきましては、過去も限度額の引き上げの法定賦課限度額ということで、国から来ているところなのですけれども、こちらにちょっと資料があるのですけれども、過去におきましても、それぞれ医療分、支援分、介護分、こちらにつきましても国から来たときに、その限度額まで引き上げているようです。こちらにつきましても先ほど申し上げましたけれども、中間の所得層の方々に負担をなるべく減らすということで、引き上げを行ってきているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ちょっとよくわからなかったのですが、低所得者の保険税対策として、国が今、昨年からさっき言った1,700億円予算措置していますね。そういう面では、昨年、今年という形でどこにどういうふうに入って、どういう対処がされているのですか。先ほど話があったように、165万円の税負担ということになると、その部分は低所得者に対してきちっと手当てはされているのですか。それが1つです。

もう一つは、今、課長が言われるように、国からここまで上げていいのだというふうに自治法が改正になったのでしょけれども、そういう部分では限度額の設定があったと。だけれども、全県的に見ると、今、私を持っているのは54万円の資料しかないのですが、市の段階で41万円というところがあるのです。これは秩父市です。町村でも、50万という設定がされているところがあるのです。そういうことから見ても、

同時に54万円以下のところが49市町村もあるのです。確かに上げていいという範囲はあるのかもしれないですけども、わずか54万円に設定しているというのは13市町村しかないのです。

これは、介護分についても同じような状況ですよ。介護分にしても、支援分にしても、要するに19万、16万と設定している部分の市町村のほうが少ないのです。これが全県的な統計ですよ。財政的に大変だから上げるのだというならわかりますけれども、そこまで全てが国の方針によって設定額を算定しているというのが、嵐山町なのかなというふうに思うのですけれども、ほかの町村は、それでも最高限度額を抑えてきているところのほうが圧倒的に多い。圧倒的にという言い方がいいのかどうかかわからないですけども、少なくとも医療費分は49が54万円以下、それから支援分についても49市町村、介護分についても28市町村、これは16万のほうが多いのですけれども、そういう状況で抑えてきている市町村のほうが多い。だけれども、嵐山も含めて比企郡は最高限度額までいっちゃってる。こういう状況をどういうふうに感じますか。

国は、そういう面では、財政支援をしていきながら保険料を抑えるのだと。今、課長は、中間世帯を抑えるようにしていくのだというふうに言いましたけれども、これは税制改正があったわけではないですよ。どこをどういうふうにしてというか、まず全県的な動向、それから中間層を抑えるのだという根拠、どこにあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 それでは、答弁させていただきます。

ただいま議員さんからお話がありました賦課限度額のお話ですけども、確かにこちらにも資料がございますけれども、秩父市で41万、あと比企では54万の28年度の基礎課税分の限度額が記載されております。こちらにつきましては、それぞれ各市町村の国民健康保険の運営状況により判断されて、上限額を決めているのかと思いますが、各市町村の実情につきましては、すぐにちょっと資料のほうが出ませんので、ご了承いただきたいと思うのですけれども、県内の動向といたしましては、低いところでは蓮田市が47万円です。高いところに行きますと、54万の限度額になっております。

それで、先ほど1,000万円ということでお答えしましたけれども、こちらは軽減分とは別に、国から保険者支援金分として約1,000万円が入っております。また、1,700億円という数字がありますけれども、こちらにつきましては市町村への地方財政措置で

1,000億円、こちらが財政安定化支援事業として入ってきております。

次に、中間層の所得を持った方々への負担を抑えるということですが、こちらにつきましては、繰り返しのようになってしまいますけれども、毎年、この上限額の改正がある際、上げてきたということを鑑みましても、今、嵐山町の国民健康保険の財政状況から見ますと、上限額引き上げということでもいいかと思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 多分、持っている資料が同じような資料だと思うのですが、今、秩父市の例が出されていたからですけれども、嵐山町が54万円の限度額に対して、秩父市は41万円ですよ。では、税率が高いかという、所得割、資産割、均等割、平等割、それぞれの同じ4方式なのですから、税率は秩父のほうが安くなっている。嵐山町の税率よりも安くなっているというのが秩父市ですよ。

そういう面では、税率等の関係もあるのですけれども、限度額を引き上げる理由として、最高限度額までとっていいからという理由にはならないのではないかなというふうに思うのです。嵐山町そのものは、ここ何年も引き上げはしていませんけれども、秩父の例を出すとすれば、限度額も税率も低いということなのです。だから、そういうのを考えると、埼玉県全体としても、限度額を抑えている市町村のほうが多いのだというのが現状ではないですか。

これは、どこの市町村も上げてもいいのだという、自治法の改正はどこの市町村でも同じにはなるのだと思いますけれども、それでも最高限度額を抑えるというふうになっているわけですよ。だから、税率の改正だけで判断するというのは、やはり、どこか違うのではないかなというふうに思うのです、ほかの市町村を見た場合に。だから、町村で安いのは伊奈町です。嵐山が54万円のところ、伊奈町では50万円だと思いましたが、抑えていると。抑える努力をするべきだというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 嵐山町では、税率のほうは、平成17年に税のほうを上げておりますが、その後変更はございません。秩父市につきましては、税率をいつ上げたかちょっとわからないのですけれども、その関係も出てくるのかと思います。

限度額の関係ですけれども、こちらにつきましては、国民健康保険の被保険者につきましては、どこも同じかと思うのですけれども、高齢の方、そして所得が一般の社会保険と違って低い方、そういう方が国民健康保険に被保険者として加入されているわけですけれども、そちらの所得が少ない方々の負担を減らすということで、今回、最高の限度額まで上げた数字を改正させていただいているものです。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 賦課限度額が嵐山より高いところが、財政上上げるというのはわかるような気がするのですけれども、今言っていた秩父市は、所得割については、嵐山が6.5のところは5.6ですよ。所得割そのものが低い。だから、課税標準が全然違うのです。保険の税率が全然秩父と違う。で、限度額を抑えている。そういう努力をしていく必要があるのではないのかというふうに思うのです。押しなべて比企郡はみんな54万なのです。大体、最高限度額が高いのが比企郡だと思のです。そういう努力をされていないのかなというふうに思うのですけれども、嵐山町も含めて。

そういう面では、どう税収を上げていくかというのを考えた場合に、よく保険税の税率、それから限度額、これを見ていく必要もあるのではないかと。当然、階層も見ていく必要もあるとは思のですけれども、そういう努力をしていく必要があるのではないのかなというふうに思うのです。だから、そういう努力をしないで、地方税法が変わったから引き上げるのだという安易な方法はとってほしくないというふうに思うのです。いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答弁の中でも話が出ておりましたけれども、嵐山町としては会計全体を考えて、しかも国保の構成員の状況を見た中で、嵐山町としての判断は、これが適正だろうということで決めさせていただいたという答弁ありましたけれども、まさにその方向で進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 確認もあるのですが、今回、限度額を引き上げていく。ただ、

その対象者は4件減っているという説明ですよね。現行だと69件だけれども、4件、54万円に引き上げる関係については、65件になりますよということなのです。しかし、156万円は増額、ふえるということで、この所得の伸びが、要するに対象者が減るわけですから。というのは、28年度の積算では減ってくるだろうという捉え方なのではないでしょうか。そこのところちょっと聞きたいのですが。

それと、今度4割軽減の基準額が5,000円ふえるわけですが、そうしますとこれの影響額は幾らになるのですか。対象者がふえるのだと思うのですが、709人で12世帯ふえますよというのですが、この影響額はどのくらいになる。そういう計算が出ているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 1点目の限度額の関係のご質問でございます。

医療分につきましては、改正前が69件、改正後が65件ということで、4件減少いたします。後期分については、改正前が17件、改正後13件ということで、こちらも4件減少ということでございます。限度額が、医療分52万円が54万円に引き上げになりますので、例えば今まで医療分と言いますと、資産割、所得割、均等割、平等割を計算した結果、仮に53万円となった場合は、その方の保険税は、今までの限度額は52万円ですので、たとえ53万円と算出されても52万円のままでございます。

今度の改正によりまして、53万円と同じように、例えば同じように53万円と計算される方がいらっしゃれば、その方の保険税は今度は53万円です。限度額を引き上げることによって、その対象となる方の税額が上がってまいりますので、その上がる見込みというのですか、52万円から54万円の間の方の保険税を計算するのはちょっと難しいのですが、52万から54万に達する方というのは、2万円の差額でございます。医療分が2万円、後期の分が2万円ということで、それぞれその件数を掛けますと、結果的に156万円の増額になるということでございます。

2点目の4割軽減の対象がふえることによって、影響額がどのくらいあるかというご質問をいただきました。均等割で申し上げますと、改正前が620万6,520円、改正後が642万1,500円、21万4,980円の減少となります。平等割につきましては、改正前が275万4,720円、改正後が284万3,360円、8万8,640円の減少となります。均等割と平等割、足しまして軽減額の増加が30万3,620円と計算されます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は承認されました。

---

◎同意第9号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長 日程第5、同意第9号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第9号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第9号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町固定資産評価審査委員会委員、星野司郎氏の任期が平成28年6月28日に満了することに伴い、後任者に小澤博氏を嵐山町固定資産評価審査委員会委員に選任したので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

小澤博氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第9号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第9号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

---

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第6、議案第33号 平成28年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第33号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第33号は、平成28年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,675万8,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を61億475万8,000円とするものであります。このほか、地方債の追加が1件、変更が1件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

[中嶋秀雄総務課長登壇]

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第33号について、細部について説明をさせていただきます。

最初に、予算書の6ページをごらんいただきたいと思います。6ページでございますが、第2表、地方債補正でございます。まず、追加といたしまして、学校教育施設等整備事業400万円の追加をお願いするものでございます。こちらにつきましては、今回、新たに七郷小学校の駐車場整備工事を計上させていただいております。これに充当するものでございます。

続きまして、変更でございますが、農業農村整備事業、補正前の460万円を550万円に増額をさせていただくものでございます。こちらにつきましては、吉田37号線の側溝整備工事の増額に伴いまして起債を変更するものでございます。

続きまして、12、13ページをお願いいたします。歳入の主なものについてご説明を申し上げます。まず、一番最初に第14款の国庫支出金、第2項の国庫補助金の中で総務費国庫補助金、社会保障税番号制度個人番号カード交付事業費の補助金を428万8,000円計上させていただいております。こちらにつきましては、交付決定に伴うものでございます。

続いて、第15款の県支出金、県補助金でございますが、農林水産業費の県補助金で、県費単独土地改良事業費補助金22万円の増及びその下の農村地域防災減災事業補助金165万円の減につきましては、補助金の内示確定によるものでございます。

続きまして、その下の林業振興費の補助金で、里山平地林再生事業補助金1,500万円を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては新規事業でございます。放置された里山、里地の再生に要する経費に対して、補助金として10分の10補助金が交付されます。こちらにつきましては、歳出に1,620万円を計上させていただいております。この事業につきましては、この事業を県が昨年までは行っておりましたが、県から町に補助金として支出をし、町が主体として実施するという事になったものでございます。

その下の第18款の繰入金で、財政調整基金の繰入金1,200万円増額をさせていただいております。こちらにつきましては、今回の補正で再入額に不足を生じる分について、基金から繰り入れをさせていただくものでございます。この繰り入れの増額によりまして、財政調整基金の残額につきましては、2億2,207万6,000円というふうにな

る予定でございます。

続きまして、第20款の諸収入、自治総合センターコミュニティ事業助成金200万円を計上させていただいておりますが、こちらにつきましてはむさし台の防災会、防災倉庫の補助金として充当するものでございまして、補助率は10分の10でございます。

14、15ページをお願いいたします。3の歳出でございますが、この議会費をはじめとしまして、各款項にわたりまして、4月の人事異動に伴い人件費の入れかえをさせていただくものでございます。また、臨時職員賃金につきましても、配置の決定に伴いまして、今回補正をさせていただいているものでございます。

18、19ページをお願いいたします。18ページでございますが、第2款の総務費、真ん中のところでございますが、4の事業、住基ネットワーク事業で負担金補助及び交付金で地方公共団体情報システム機構負担金428万8,000円を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては歳入でご説明申し上げましたとおり、確定に伴い負担金を増額するものでございます。

22、23ページをお願いいたします。上段でございますが、第4款の衛生費、第1項の保健衛生費の中で事業としては健康づくり事業、こちらで委託料を66万1,000円増額させていただいております。こちらにつきましては、「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト事業」の実施に要する経費を補正するものでございまして、運動指導教室等の受け入れ者数、当初予算では80名ということで予定をし、計上させていただいておりましたが、こちらにつきましては20名増額をし、100人の受け入れが可能にするよう補正をするものでございます。

24、25ページをお願いいたします。第6款の農林水産業費でございますが、まず第1項の農業費の中で農業振興費、農業者支援事業負担金で農業者フォローアップ事業補助金125万3,000円を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては新規就農者の研修用のパイプハウス等の整備、こういったものについて補助金として交付するものでございます。また、攪拌機の修繕経費についても計上させていただいているものでございます。

その次の目の5の農地費、土地改良事業の工事請負費でございますが、地方債の補正で説明をさせていただきましたとおり、吉田37号線の側溝整備の工事、こちらについては県の補助金について確定内示がありまして、区間の工事区間を延長し増額するものでございます。

それから、その下の農業用施設整備事業委託料で、測量設計委託料579万2,000円の減額でございますが、こちらにつきましては農村地域防災減災事業の実施地区の補助金の対象が決定をいたしまして、当初3カ所を予定しておりましたが、その中の1カ所について採択がされ、本年度実施するというものでございます。なお、残りの不採択となりました2カ所につきましては、来年度以降、補助申請をし、採択になり次第、実施をしていくという予定でございます。

続きまして、真ん中の第6款の林業費でございますが、工事請負費として1,620万円増額をさせていただいております。歳入でご説明をさせていただきましたとおり、新規事業として里山の整備を実施するための経費で伐採等を行うものでございまして、施行箇所は遠山、勝田及び杉山地区について予定をさせていただいているものでございます。

28、29ページをお願いいたします。一番上段のほうで、第8款の土木費でございます。公園費の中で公園等整備事業で60万円の工事請負費を計上させていただいております。備考欄にありますとおり、志賀堂沼公園の駐車場整備に要する経費として計上するものでございます。

その下の第9款の消防費、自主防災組織の育成事業といたしまして、負担金補助及び交付金でむさし台防災会の防災倉庫等補助金で200万円。こちらも歳入でご説明を申し上げましたとおり、むさし台の防災会、防災倉庫の整備費として、歳入と同額を計上するものでございます。

一番下の段をごらんいただきまして、第10款の教育費、小学校費の中で小学校施設改修事業でございますが、工事請負費として540万円の計上をさせていただいております。地方債の追加でご説明をさせていただきましたが、七郷小学校の駐車場整備に要する経費として計上するものでございまして、内容につきましては、砂利敷きとフェンス設置工事を行いまして、約50台分の駐車スペースを新たに創出するという予定でございます。

以上、歳出につきましては説明をさせていただきました。

なお、34ページ以降については、給与費明細も計上させていただいておりますが、ご高覧をいただければと思います。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 4点についてお伺いします。

まず、13ページ、マイナンバーの個人番号カード交付事業費補助金の件ですけれども、現段階で何枚の交付をされたのか。1人当たりにかかる交付時間は何分ぐらいかかったのか、お伺いしたいと思います。

それと、23ページ、「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト事業」ですけれども、当初80人を募集していたけれども、今回100人に増加をするということで、これは受け入れを拒否しないで、来た方全てを網羅してこの人数になったということなのか、確認をしたいと思います。

それと、25ページ、農村地域防災減災事業の実施地区の確定に伴い補正するもので、3カ所を1カ所にしたのですよというお話でしたけれども、こちら1カ所はどこ場所なのか。今後、来年以降、ほかの2カ所というお話がございましたが、どこ場所なのか教えていただければと思います。

そして、29ページ、七郷小学校の駐車場ということで、これはいつも運動会をやる場所に場所をつくるのか、場所がどこなのかかわからないので教えていただきたいと  
思います。

以上、4点です。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、村田町民課長。

○村田 朗町民課長 それでは、お答え申し上げます。

13ページの個人番号カードの関連です。現段階での交付枚数及び1人当たりの時間ということですが、5月31日現在で交付枚数が1,223枚でございます。1人当たりの時間ですけれども、予約制で行っておりまして、10分刻みで行っております。おおよそ10分です。特殊な文字等ない限りは、そういう手続がない限りは10分程度で済み  
ます。

以上です。

○大野敏行議長 続いて、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、お答えをいたします。

23ページでございます。「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト事業」の関係でござ

ございますけれども、当初、80名という形で考えていたところですが、できるだけ多くの方に参加をしていただきますようにということで、ここで若干ふやして計上させていただくものでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 続いて、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 農村地域防災減災事業でございますが、当初は2分の1の補助率で3カ所という計画でございましたが、今年度になりまして10分の10の補助率で1カ所ということになりました。予定しているのは、石倉沼、越畑地内の沼でございますが、このほかに川越岩沼、三ツ沼という3カ所を予定していましたが、こちらにつきましては来年度以降、継続的にまた計画をさせていただくという計画でございます。

以上です。

○大野敏行議長 続いて、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 七郷小学校の駐車場整備の場所についてでございますけれども、校舎のほうからグラウンドのほうに向かいましてグラウンドの一番奥、説明ちょっとわかりにくいかもしれませんが、今現在、北側に砂利の駐車場がフェンスとの間にあると思います。この砂利の駐車場をそのままずっと進んでいただきまして、突き当たりからグラウンドに対して一番奥側に、長さ的には約60から65メートルぐらいありまして、そこの部分に、今、七郷小学校の体育館の工事をやったときに、基礎部分の工事をやったときの残土が出たときのものが盛られて一番奥にあるのですが、そのあたりを予定しております。60メートルぐらいで、2列で横列でとめられるような形でおおむね50台を予定しております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 23ページのところの再質問なのですが、人数は現在何人、100人という人数にはしてありますけれども、現在は何名いるのかお伺いしたいと思います。

それと、今の駐車場の件ですが、これは七郷小学校の駐車場とうたってありますが、あそこは北部交流センターができたので、北部交流センターの方もとめていただけるような駐車場としてお考えがあるのか。

また、一番奥のところですので、夜とか、例えばふれあい交流センターをご利用になる方がとめることができるのであれば、街灯設置などもお考えになっているのか、あわせて聞きたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、再質問につきまして、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えを申し上げます。

23ページでございますけれども、第2弾という形で今年度2年目に入るわけですが、今月の広報に募集しまして、6月13日から募集を始めるところでございまして、ここで100名程度までは余裕を持たせてということで予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○大野敏行議長 続いて、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 七小の駐車場の利用につきましては、小学校のイベント、最近では運動会等もありましたけれども、そういったのを含め北部交流センターでのイベントですとか用事、それについても当然とめられるような形を考えております。

また、七郷小学校のグラウンドにつきましては、社会体育施設等でも余り利用度がないのですが、今後は大いにそういったグラウンドも活用していただくということもありまして整備のほうをしていきたいというふうに考えて、今回お願いするものであります。

また、照明につきましては、今現在、砂利の駐車場があるところに、2基だったと思うのですが、照明ついております。今回、整備するところにつきましては、予算的には照明については見ておりません。整備してから利用の状況等も見まして、照明については今後検討していければということで、今回は見ておりません。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 25ページの林業振興事業、工事請負費について、内容を詳しくお聞きしたいのですが、施工箇所として遠山、勝田及び杉山地区とございます。今、遠山では大平山の山頂の眺望ですとか、木々が成長して見づらい状況に今なっております。こういった内容も含まれているのでしょうか、お聞きいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

場所につきましては、1カ所は昨年度実施いたしました大平山の周辺、川のまると再生事業等と関連いたしまして伐採をした範囲を、さらに広げたいということでございます。

それから、勝田地内あるいは杉山地内におきましては、役場の周辺ですとか、あるいは最近被害が急増していますイノシシの被害が出ている耕地の周辺の荒れた山林の下刈りというようなものを予定しておりまして、面積等につきましては今後調整をさせていただきます、できるだけ広い範囲を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 大平山について、もう一点お聞きしたいのですが、この事業は伐採のみの費用だけであって、行ってみるとベンチが老朽化しておりまして、いつ崩れてもおかしくないような状況になっているのですが、こういったところにもこの工事請負費というのが使えるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 こちらは、本来は森林の手入れをすることによりまして、世界的な規模で進んでいるCO<sub>2</sub>の増加を防ぐ、そのCO<sub>2</sub>を吸収するための森林をふやしていくというのがももとの始まりの趣旨でございまして、森林の下刈りですとか、あるいは間伐というような、あるいは竹の伐採等が主でございまして、それ以外の事業に原則的には使えないということですが、今年度からは県の事業でなく町の事業ということの位置づけになりましたので、また県のほうによく聞いてみて、使える部分があるかどうか確認をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 25ページの森議員のご質問のところなのですが、今、課長か

らもありましたが、県の事業で進めてきたものを、県から補助金がということで町がやると。いわば、きめ細かく実施できるのかなというふうには思うのですが、今回、この3カ所を主にやりたい。今後のやり方については、来年は来年のことで考えますという答弁になるかわかりませんが、全町的に必要な箇所というのは、既に今まで県の事業でこれをやってほしいというものができておったと思うのですが、それは全部クリアされてきているのかどうか。竹の伐採については極めて大事な部分、いろいろなところで竹の問題は出ておりますから大事なのですが、今後の捉え方というのはどういう、今年度の補正予算は3カ所を限定しているのですが、これからはどういうふうな捉え方をしていくのか。

今までだと、面積要件みたいなものももちろんあったわけですが、町がやる場合には一定の要件というか、面積が何平米以上でないと県には出せませんというようなことがあったのですが、その辺の細かな運用というものができるのかどうか。これは、要綱みたいなものをつくっていく必要があるのかなと思うのですが、その辺についてはいかがなのでしょう。

それから、もう一点、学校の砂利敷きでやるということですが、七小の残土を置いたところがあるわけですが、その残土そのものは持ち出しはしないで、そこにならうのか。その近辺に小学生がサツマイモを植えたりしたことがあるのですが、そういう活用についての影響はないのかどうか。

それから、この駐車場ですから、グラウンドと駐車場の間の仕切りというか、フェンスか何かは当然つくる必要があるのかなと思うのですが、それはどういうふうを考えているのか、もうちょっと詳しく説明してください。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

初めに、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 この里山平地林再生事業につきましては、もうかれこれ10年以上実施しているものでございまして、例えば国指定史跡の杉山城跡につきましては、ほぼ全域がこの事業で、一旦は下草刈りがしていただけたというものでございます。従来は民地が中心でございました。トラスト地のような場所も行ってまいりました。自分の山林をやってほしいというような要望にお応えするというような形もございましたし、それから要望が余りないような場合には、こちらからどうでしょうかという

ふうに声かけした場合もございました。

今年度につきましては、3カ所は現在決まっている場所でございます、これで全てというわけではございません。とりあえず、今、現時点では、この3カ所は最低手をつけたいということでございます。

今後につきましては、先ほども申し上げましたように大平山の周辺につきましては、この事業が続く限り、さらに整備の範囲を広げていきたいというふうに考えておりますし、それから農業被害が多いイノシシ等につきましては、耕地の周辺の山林をいち早く整備していく必要があると思われまして、それから通学路等に接している荒れた山林等、必要に応じて計画的に今後できるようにしていきたいと思っております。

さらに、補正予算で今回いただいたわけですが、今年度、さらに予算がつくのかどうかということもまた見きわめて、予算がつくようであれば、いち早くまた手を挙げて導入をしていきたいと思っておりますし、恐らく今年度から始まりますので、来年度以降も続くものというふうに考えておりますので、計画的に実施をさせていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 次に、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、七郷小学校駐車場整備につきまして、まず最初に残土の関係からご説明させていただきます。

残土につきましては、今年度予算で遠山地区のトラスト地の駐車場整備というものが入っていると思うのですが、その駐車場整備をするに当たりまして盛り土をする予定であるということで、そちらのほうに残土については運搬をして駐車場の整備もしていくという予定でおります。

続きまして、サツマイモ等を植えていて、そういった影響はないのかというお話なのですが、今現在、七郷小学校では校舎前の花壇といいますか、そういったところで野菜ですとか、そういったものをつくったりとか、あとは校舎の西側、県道側といいますか、そちらのほうに、受水槽の隣にまたちょっとした畑のスペースがございます。そこで野菜をつくったりはしておりまして、駐車場の整備をする予定のところでは、野菜等は今現在はつくっておりませんので、影響はないものと考えております。

3点目のフェンスの関係ですが、このフェンスにつきましては、現在、北側のほうにあります砂利の駐車場とグラウンドをフェンスで仕切っております。これがずっと

フェンス、山の法というのですか、そこまでずっとつながっておりまして、グラウンドのほうには行けないような状態、途中出入り口はありますけれども、状態になっているのですけれども、一番奥のツースパン分ぐらい、約4メートルのフェンスを移設しまして、そこから右に曲がって駐車場へ行けるような形を考えております。そのツースパン分を移設したところからグラウンドの、校舎のほうから向かって右奥にバックネットがございます。そのバックネットの裏手、支障のない距離を置いてずっと南側のフェンス、側溝があったかなと思うのですが、そこの部分までフェンスをしていこうという計画でございます。

なお、途中、2カ所ぐらいグラウンドとの出入りができるように、出入り口は2カ所ぐらいつける予定で今現在考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 今、この里山の関係ですが、県はこの資金は緑の基金といたしますか、自動車税の関係で27年度でこれは一応終わりますというのが、今度は市町村においてきたという捉え方を私はしているのですが、それを使って今回はこういう。ただ、今、課長の説明だと、個人の申請よりも、町が必要なところをやるという説明なのですが、それは担当課が決めるのでしょうか。そこのところがちょっとわからないのですが、個人から申請されたものについては対象外なのか。

ましてや県の事業で、本来なら後で地権者が守らなければいけない部分がなかなか守れないで、竹の場合には、1回切ったのがまた出てきてしまって、また竹山になっている部分があるわけなのですが、あるいは里山だってそうです。何年かすれば、当然、よくきれいになったなと思って、自然ですから、また荒れてきているというようなこともあるわけなのですが、1回手をつけたものを何年もしないうちにまたやるというのは、これはなかなか大変ですけれども、その追跡というか、今、現状切ったところがどういうふうになっているのか、私は確認だけはしておく必要があるのかなと思うのですが、その辺についてはいかがなのでしょう。

先ほどちょっと申し上げましたが、要綱みたいなものをつくって、個人ができない部分、どうしてもここ竹を切ってくださいとか、そうしたものがまだまだ、要するにさっき面積が足りないの、県には出せなかった部分があるわけなのですが、そういうものについてはいかがなのでしょう、町の事業としてやるとした場合に。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

まず、先ほど漏れておりました個人の面積の要件等につきましては、今回、町で実施するということでございますので、個人の方から申し出があれば、なるべく優先的に受けてまいりたいと考えております。

そもそも、本来この事業は、当初はかなり条件が厳しくて、下刈りはしますが、第三者の里山を維持するような活動の地域であるとか、あるいは個人できちっと刈った後は、最低10年間はそれを維持することという条件がございまして、間に町が入って県と町と所有者で協定を結んで、それを実施することというのが条件になっておりました。なかなかそれが厳しいということもあって、十分に活用できなかった部分もあったかと思えます。徐々に県のほうでも条件を緩和してまいりまして、必ずしも三者協定をきちっと結んで厳格にやらなくてもいいというような方向になってまいりました。

今現在、それでも、この事業を導入したところをもう一度やるというわけにはいきませんので、一旦伐採やら下刈りをしたところにつきましては、所有者の方には、今後きちっと維持をしていただきたいということでお話を申し上げてやっていただいているところでございます。当然、県からの補助事業でございますので、要綱もございまして、それから町でもそういった意味で、今後、その事業を導入した場所が維持されていくようにルールをきちっとつくって、町は町なりのルールをつくって進めていきたいというふうに考えております。

また、町が必要なところというよりも、先ほど申し上げましたように、個人の方からの希望も重視をさせていただきますし、それから町のほうでやはり政策的に進めたい場所、裏山周辺ですとか、そういうところも当然入ってまいりますので、そういうバランスをとりながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 質疑の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を3時といたします。

休 憩 午後 2時49分

再 開 午後 3時00分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号の質疑を続行します。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 29ページのむさし台に防災倉庫を購入ということで載っているわけですが、むさし台の場合、どこに置くのか1点伺いたいのと。

あと倉庫の中身、チェーンソーや一般的にリアカーや発電機などあると思うのですが、そういう補助は今後つけていくつもりなのか、今回は倉庫だけにしたのか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

それから、菅谷小学校の物置の件なのですが、これはどういうことで購入が必要になったのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、私からは、29ページのむさし台防災会防災倉庫等補助金につきましてお答えをさせていただきます。

現状申し上げますと、むさし台につきましては、今、防災倉庫が1カ所ございます。そちらについては鶴巻公園のほうに設置がされておると。むさし台の場合には、お住まいの人口等から見て、かねがねもう一つ欲しいというような声をいただいております。今回、宝くじ資金がいただけることになりまして、補正のほうを上げさせていただいたものでございます。

今回、要望させていただいているものについては、新たに吹上公園のほうに設置を予定しているということでございます。今回、この説明欄には「防災倉庫等」というふうに記載をさせていただきます。この「等」のところが、先ほど議員さんがおっしゃられたものでございまして、今回の補助金の内容といたしましては、防災倉庫の本体プラス、例えば発電機、テント、炊き出し器、災害時用マンホール対応トイレ、リヤカー、こういったもろもろの必要と思われる機材を、この補助金の中で購入ができるというものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 私のほうからは、菅谷小学校の物置の関係につきま

して答弁させていただきます。

購入の目的といたしましては、4月に不審火による火災によりまして物置が使用不可という状態になってしまいました。そういうことで、今現在、燃やされてしまった物置と同等の大きさのものを購入したいと。これは、今現在、燃えてしまったものの撤去費も含んだ予算でございますけれども、そういったことで新たに購入をしたいという予算でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 放火されての件ですけれども、あの物置、犯人が捕まったわけですよね。そうすると、この金額は一旦市から出しておいて、犯人から賠償を求めるといこともできるのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 損害賠償の件についてでございますけれども、昨日、議会中に熊谷の警察署のほうの担当の方から電話が一本入りまして、その加害者の方から、これは学童保育室のごみ箱が燃やされたときに犯人が捕まりましたので、まずその関係なのですけれども、そういう点について、保護者の方が弁償したいという意向があるということで、犯人の弁護士の方を通して町のほうと打ち合わせといたしますか、それをしたというような連絡が警察署の担当の方からありました。きのう、議会終了後に、夕方、ぜひお受けしますと、話し合いについては応じますということで返事は返しております。

きょう、また午前中、議会中に、今度は担当弁護士の方から連絡があったということで、その件についてということで連絡がありました。これについては、また終わった後、うちのほうから連絡は要らないと、こちらからまたかけ直しますという状況ですので、話は私のほうはまだできておりませんが、物置のほうの不審火につきましては、そのとき捕まった人が犯人というのは、私のほうはまだ認識しておりません。警察のほうにも確認をいろいろその後したのですけれども、とにかく学童保育の件が終わってからでないと、従前の絡みの事件性については取り調べが始まりませんということで、日数的には、すぐその取り調べは始まらないと思いますということで話はされておりました。

昨日のその電話、熊谷の警察署の担当の方にちょっとその辺も聞いてみたのですが、弁護士の方とお話しになるときに、弁護士のほうの方から、もしそちらの方も同一人物がやったということであれば、ご相談の話があるのではないかという返事でしたので、今現在では、その物置につきましては、犯人がまだ私のほうでも確定はしておりませんので、わかっておりませんので、同一人物で、今回、その分も同一犯人だったとすれば、その分もあわせての損害賠償のお話し合いができるのかなというふうには思っております。親のほうとしては、弁償したいという気持ちを持っているというお話でしたので、もしそれであれば、損害賠償を請求するような形でいくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 2点質問させていただきます。

最初に、25ページですけれども、農業者のフォローアップの補助金の関係ですが、堆肥場の攪拌機が5月の中旬あたりだったと思います。止まってしまって苦労したというふうなお話を聞きました。現在は稼働しているように見えますが、今度また修繕費を上げるということでありますが、大規模的にほとんど24時間近く動いているものですから、そのようなことをお考えなのかなということを思って、まず1点目にお聞きします。

それと、今、川口議員からも質問ありましたが、防災会の29ページの件ですけれども、ほとんど各地区に設置をされたから、新たなものについてはもう無理なのかなというふうな感じも思っておりましたが、地域の面積だとか人口の割によって、少ないところであれば、まだ申請していただければ可能ですよというふうなことで受け取りましたというか、そんなことでよろしいのでしょうか。2点だけお聞きしますが。

○大野敏行議長 それでは、初めに植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

堆肥製造施設につきましては、かなり設置してからの期間がたちまして、何回も修理、修繕を繰り返しております。かなり老朽化が進んでいるというのは事実でございます。小規模な施設内の修繕につきましては、フォローアップ等で対応していただいているところでございまして、本来町の建設した施設でございますので、大規模な

修繕、修理、改修等が必要な場合には、また計画的に予算を講じてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 続いて、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

防災倉庫の関係でございます。現在のところ、町内各所に26カ所防災倉庫が配置をされており、今回のむさし台が27カ所目ということでございます。これまでも防災倉庫の整備につきましては、金額が金額なものですから、有利な財源を見つけて、そういったものを宛てがって整備をしてきているところでございます。

今回のむさし台の防災会の倉庫につきましては、かねてより宝くじ資金ということで要望しておりましたが、実は時節柄大変要望が多くて、今年は難しいというようなお話がございました。そういった関係で、当初には計上しておらなかったわけですが、今回、認められたということで補正をお願いしたものでございます。今後におきましても、各防災会から同様の要望があれば、今回のような対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 最初に、フォローアップの関係からお聞きしますけれども、老朽化が進んでいる。随分たちますよね。私もわかっていますが、今、だから稼働しているということは、新規にどこか大規模に修繕をするのかなというふうに思ったのですが、まだ修理が終わってない部分があるので、そこを修理、補修をするというふうなことなのですか。

それと、もう一点お聞きしますが、むさし台の関係ですけれども、住民の要望があれば、地域からの要望があれば、新規のこともやぶさかではないというふうに受け取りましたが、それでよろしいですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

まず、堆肥舎につきましては、大きな修繕等であれば、これは予算も伴いますので、計画的に実施をしたいということでございまして、小さな部品の交換程度の修繕で済

むものについては、このような形でフォローアップで対応をしていただいているというところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 続いて、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

ただいま議員さんおっしゃるとおり、地域の要望があればできるだけ対応をしたいと、このような希望を持っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、23ページなのですけれども、健康づくり教室の関係ですが、前年度も80人体制で実施をなされたようですが、今年度は100人だということで、先ほどの答弁等にもありましたし、広報等にも載っております。そういった中で、前年度実施いたしました、その内容につきましては今年度も変わりがないのか。あるいは、その結果、成果的にはどのような成果があり、今年度は20人もふやして実施するというふうになったのか。また、委託先ですけれども、前年と同様な委託先で実施を行っていくのかお尋ねをします。

それと、24ページ、25ページということになりますけれども、吉田37号線の側溝整備でもあり、私、吉田ですから、ありがたいなというふうに思っておりますけれども、さらに詳しくもう少し教えていただければと思って質問をさせていただきます。これは延長ということになりますけれども、まず1期工事はどのくらいのメーターが行われて、何年ぐらい前に実施なされたのか、あるいは今年度はどのくらいの延長の実施するのか、引き続き全線はどのくらい全長としてはあるのかということをお尋ねします。

それと、もう一点ですけれども、七小の関係で質問等が出ておりましたけれども、私のほうからは違う角度から、すみません、お尋ねをさせていただきます。50台の駐車ということになりますと、非常に北部交流センターあるいは学校関係で使うときには助かるなということが、まず一点です。そういった中で、照明の関係が先ほど畠山さんのほうからもありましたけれども、2基あるので、今回の予算にはのせないと、

考え方は持っていないというようなことでしたけれども、場所的にはかなり山に近いほうですよ。ですから暗いですよ。それで学校関係は余り使わないかもわかりませんが、北部交流センターの場合には、両方ともこれはもちろん使うということは、まず確認させてもらって、夜も使うということですよ、そうなりますと。

それと、残土があるということは私も承知しておりますけれども、その残土をトラスト地のほうへ搬出すると。どこをどんなふうに通って車がそちらのほうまで持って行くのか、これをどういうふうな考え方と、あるいは何台分ぐらいを考えているのか、お尋ねさせていただきたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えを申し上げます。

23ページ、「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト事業」の関係でございますけれども、この事業、新規で先ほど申し上げましたけれども、あと継続分ということで、今年度も2年目としまして継続して事業実施してまいります。運動教室または食事の指導、体力測定等実施を継続をさせていただきます。

それと成果としましては、昨年7カ月間実施をしたわけですが、平均をして体力測定等見ますと、6種目体力想定、握力だとか、片足立ちだとか、早歩きだとかといういろいろ体力測定の項目があるわけですが、全ての種目におきまして数値のほうは上昇しておりました。

また、1人当たりの医療費におきましても、参加者の方、比較的減少している傾向が見られます。参加者の方のアンケートの中には、血圧等の薬を飲まなくなったとか、整骨院へ通う回数が減ったとかという声も聞かれております。

また、委託先のほうですが、昨年と同じところでまたお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、吉田37号線ですが、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 答え申し上げます。

ここは町道でございますが、本来ですと町道の整備ということで実施すべきところかと存じますが、農業用の施設ということで、側溝の整備をさせていただくということで、県からの補助金が今回いただけるということでございます。町道そのものは、

吉田の交差点のところの岡島屋さんのところから、その先の民家までの約500メートルから600メートルほどの延長があるかと思われませんが、今回実施いたしますのは、そのうちの240メートル分の側溝の整備ということでございます。地元からの要望をいただいていたのが600メートルほどでございまして、そのうちの県のほうから事業認定をいただいたのが240メートルということでございます。なお、今後につきましては、今のところ計画はございません。

以上でございます。

○大野敏行議長　続きまして、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　私のほうからは、七郷小学校の駐車場の整備に関してお答えさせていただきます。

まず最初に、照明の関係なのですけれども、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、現在ある砂利式の駐車場のところには、たしか2カ所ぐらいに照明灯が設置されていたかと思えます。今回、照明設置予定はありませんということでお答えさせていただいたのですが、まず学校関係では、夜の時間帯にそこまでの大勢の方が集まるような行事というのは、今までもほとんど予定がございませんので、学校関係の利用としては支障がないだろうと。また社会体育施設のほうでも、あと北部の交流センターのほうでも、夜間にそこまでの人が集まるようなイベントだとか行事というのは、年間通してほとんどないだろうということで、とりあえず今回は照明灯のほうは保留といいますか、つけないで、まず駐車場整備だけしましょうというようなことで考え方はなっております。

続きまして、残土の件でございます。これにつきましては、今、これは土木の積算システムということで積算をして、要は工事費が幾らかかるかというのを出しているのですが、システム上ですと、土量だとかそういったものは出すのですけれども、車で何台とは出ないのです。ただ、泥を運ぶ量というのは、現地をはかりまして出ておりますので、今、その土量と今回4トンのトラック、大型10トンは、やはり場所的にちょっと厳しいかなということもございまして、ちょっとお金は割高になってしまうのですけれども、4トントラックのほうの運搬を見させていただいておりまして、ざっと計算しますと180台分ぐらい運ぶような形になるかと思えます。

以上でございます。

○大野敏行議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、再質問させていただきます。

健康寿命に関してですけれども、前年度も大分成果が上がったということで、実際に受けている方たちからも、何人からもそういったお話もいただきました。よかったなというふうにも考えております。今年度もやはり8,000歩というのを目標にしているのでしょうか。それと、100人の人を募集するということですのでけれども、これは随時ということですか、あるいは期限が決まっているということでしょうか。そうなりますとかなりの大所帯ですから、班構成というふうに広報か何かで見たような気がしたのですけれども、この辺についてはどんなふうを考えているのかお尋ねします。

それから、37号線の側溝の整備ですけれども、今、土側溝になっていると思うので、U字溝を入れていただき、もちろんふたがつくということでしょうか。それと、全長では500から600あるわけですが、240だということですから、今後の計画がないというふうなお話だったので、引き続き完成するまでお願いできるかというふうに、これは補正との関係は離れるかもわかりませんが、お願いしたいというふうに思っていますが、もう一度確認をとらせてください。

それと学校の関係ですが、台数的にも随分いっぱいなのだなと。そうすると、道路の関係はどこをどういうふうにと聞いたと思ったのですけれども、もう一度答弁をすみません、お願いできればと思っています。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答え申し上げます。

健康寿命の関係ですけれども、内容的には昨年と同じでございますけれども、1日約8,000歩以上歩いていただくということと、筋力アップトレーニング、それとバランスのよい食事をとっていただく。そのようなものをあわせて、このプロジェクト事業ということで進めてまいりたいと思っております。

また、班編成のほうなのですけれども、新規の方、やっぱり3班ぐらいに分けて、また各会場を使って進めてまいればということで考えております。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 先ほど、計画はないというふうに申し上げましたけれども、確定した計画はございません。

今回の要望につきましては、地元からは、道路を広げてほしいという拡幅の要望でございました。一般的に町道でございますので、町の中の総合的な町道の計画的な整備という中では、すぐにここを計画することが難しいというようなこともございまして、今回は農業関連の該当する事業を導入させていただいたということでございます。引き続き事業がさらに進められるように、有利な補助金等の支援がございましたら、それを導入していきたいということでご理解をいただければと思います。

また、今回の工事につきましては、U字溝を入れてふたをするということで、道路を実質的に広げていくというような工事の内容になっております。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 先ほど、すみません、答弁漏れをいたしました。申しわけありませんでした。

まず、経路の関係でございますが、七郷小学校の前には県道の深谷一嵐山線がございます。深谷一嵐山線から遠山道に行くという形になります。経路につきましては、何種類かの経路というのが選択できるかと思っております。その中で、県道ですとか、国道ですとか、そういった幹線道路、町道の場合にも1級なり2級なりの歩道がついているような幹線道路、そこを優先して運搬のほうは考えております。また、その中で一番距離の短いルートを選択しまして、運ぶ経路を指定したいというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、健康寿命の関係は、前年度はやすらぎを結構利用して無料で公開というふうなことがあったと思います。今回もそのようなことを考えているのでしょうか。

それと、すみませんが、砂利の搬出の関係でちょっと申しわけないですけれども、今答弁していただいたことにつきましてはわかるのですけれども、実際問題として、グラウンドからどこのところをって深谷線の下までおりて、その区間がちょっとわからなかったものですから、すみません、もう一度お願いします。

○大野敏行議長 初めに、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えを申し上げます。

やすらぎトレーニングルームでございますけれども、昨年同様、新規の方のみですけれども、月13回無料にさせていただくということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 運ぶ経路でございますが、実際に泥を積み込んだグラウンドの一番奥から、今現在、できましたら砂利の駐車場のあるところを通りまして、北部交流センターの駐車場のところを通りまして、それで2方向に、深谷方面、嵐山方面に分かれますけれども、当然嵐山方面の坂道を通るルートが一番いいのかなと。北側には山道といいますか、林道がありますけれども、あそこは途中狭いとか、そういったこともありますので、そのルートで行きたいと思っております。

また、なおそこを通ることになりますと、子供の安全というのがやっぱり懸念されてはおるのですけれども、実際8時半になれば、大体敷地内に入れますので、子供がいないところを通れるかなと。また、あと下校時間帯等につきましては、駐車場の整備員なりとか、そういった監視も強化しながら運べるかなと。この時期で予算のほうがお願いできれば、夏休みの休み中に、泥の運搬につきましてはできたらいいなというふうな希望は、教育委員会としては当然持っております。ただ、受け入れ先のトラスト地のほうの絡みもありますので、必ずしも夏休み中にできるかはちょっとわからないのですけれども、なるべく夏休み中に搬出できるような考慮はしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

---

### ◎議案第33号の修正案の提出

○大野敏行議長 修正案の提出がございます。

議案第33号 平成28年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件に対し、お手元に配付しましたとおり、渋谷登美子議員ほか1名から修正動議が提出されております。

よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、修正案のご説明をいたします。

この修正案は3点あります。というか、予備費も加えますと4点になります。一番初めに、ごみ処理の問題、それから2番目に小中学校学年費補助の問題、そしてその残金を予備費に加えるというものです。

一番最初のごみ処理のあり方をゼロから見直すということでは、90万円の増額をしています。それから、次に埼玉中部資源循環組合の人件費を除く嵐山町負担分として1,645万3,000円の減額をしています。あと、小中学校学年費補助として830万3,000円を増額しています。そのほかに残金として、残ったものを763万7,000円を増額するというものです。

では説明いたしますけれども、1ページの説明書というところになりますか、そこから入っていただければ、割とわかりやすいかと思うのですが、修正予算の総括予算を衛生費を662万7,000円減額します。補正前の額が662万7,000円ですけれども、衛生費を5億625万2,000円とします。そして、一般財源が662万7,000円減額になります。

教育費ですけれども、教育費は補正額が2,415万2,000円になります。合計額が補正額5億2,880万7,000円となります。これは、一般財源が2,015万2,000円になります。

予備費ですけれども、予備費は1,696万6,000円が、補正額が763万7,000円になりまして、合計額が2,460万3,000円というふうな形になってきまして、補正前の額と補正額とは、この下の額は全く変わっていません。

次に行きます。2ページになりますけれども、2ページで歳出、衛生費、保健衛生費、環境衛生費の報酬費93万1,000円に75万円を増額し、168万1,000円とします。そして、旅費を9万7,000円に15万円を増額して24万7,000円とするものです。この90万円は、廃棄物減量等推進審議会運営費としての内容になります。これは、補正の説明に書いてありますように、嵐山町の廃棄物処理について、生ごみ等の資源化、焼却ごみ施設の現状を調査して、焼却処理について住民主体で調査をし、提言を求める審議会運営に係る経費となります。今までこれを全くやっておりませんので、これがまず最初にスタートとして始まると思います。

3番目です。(3)です。これは、歳出中の4款衛生費、2項清掃費、塵芥処理費、

19節負担補助及び交付金 1億7,653万5,000円から1,645万3,000円を減額して1億6,008万2,000円とするものです。これを見ていただくと、(3)の一部事務組合塵芥処理費負担金事業ですけれども、小川地区衛生組合ではなく埼玉中部支援循環組合の負担金が1,952万7,000円ですけれども、それを307万4,000円とするものです。埼玉中部資源循環組合負担金は、人件費、職員給与等の負担額の計上をして、その他の事業費についての負担額を削減するものです。

次は、歳出4、4ページになりますけれども、4、歳出中、教育費、教育総務費、2目事務局費、20節扶助費847万5,000円に803万5,000円を増額し、修正後の額を1,651万円とするものです。嵐山町立小中学校及び特別支援小中学校の児童生徒の学習環境の向上のため、学年費補助費として小学生1万円、中学生2万円とするものです。

それぞれの内訳ですけれども、菅谷小学校が439万円、七郷小が103万円、志賀小が240万円、菅谷中が474万円、玉ノ岡中が382万円で、特別支援小中学校が13万円となります。

予備費ですけれども、予備費に関しましては、今までの増減をやりますと増額になります。そして、一般財源763万7,000円を増額して、計が2,460万3,000円となります。

それで、最初のところに戻ります。修正案に関しまして、衛生費が、保健衛生費は補正前の額が2億486万7,000円ですが、補正額892万6,000円を982万6,000円と直し、合計を2億1,379万3,000円を2億1,469万3,000円と修正します。

そして、清掃費を、補正前の額が3億801万2,000円ですが、1,645万3,000円を減額し、修正前の額が3億801万2,000円ですけれども、修正額を2億1,955万9,000円とします。衛生費自体は、補正前の額が5億1,287万9,000円を、補正額を892万6,000円を修正して662万7,000円とし、修正前の合計が5億2,180万5,000円ですが、それが修正後5億625万2,000円となります。

次に教育費ですけれども、教育総務費は、補正前の額が1億2,463万5,000円でした。補正額が26万8,000円ですけれども、それを830万3,000円にして、1億2,490万3,000円で、修正額が1億3,293万8,000円となります。

予備費は、補正前の額が1,696万6,000円、補正額が11万9,000円が763万7,000円になります。そして、予備費の合計額が、修正前が1,708万5,000円が、修正後2,460万3,000円となります。

歳出合計は変わらず60億6,800万円に、補正額が3,675万8,000円、合計額が61億4,475万8,000円となるものです。

以上、修正案をご説明いたしました。

○大野敏行議長 修正案の説明が終わりました。

これより、渋谷登美子議員ほか1名から提出された修正案に対する質疑を行います。  
どうぞ。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号 平成28年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定についての件の採決に入りますが、この際、挙手しない議員の取り扱いについてお諮りいたします。議案第33号の採決は、挙手により行いますが、挙手しない議員は、本案に対し反対とみなすことにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野敏行議長 本案に対して反対とみなすこととしたいと思っております。

[「修正案について」「修正案に対して反対の…  
…」と言う人あり]

○大野敏行議長 本案、議案第33号の採決は挙手により行いますが、挙手しない議員は本案に対し反対とみなす。修正案に賛成という形になります。

[「本案に反対ということ」と言う人あり]

○大野敏行議長 挙手しない人は、本案に反対という形にしたいと思っております。

[「議長、確認」と言う人あり]

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 今の出された修正動議が本案ではないのですか。

○大野敏行議長 違います。

○5番(青柳賢治議員) 違うのですか。そうすると、執行の出された原案の33号に対してということよろしいのですか。

○大野敏行議長 そういうことです。

○5番（青柳賢治議員） はい、わかりました。

○大野敏行議長 この件は、前回も問題になりまして、この形の中で本案に対する採決という形で採決をいたしました。

ご異議なしと認めます。よって、挙手しない議員は、本案に対し反対とみなすことに決しました。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子議員ほか1名から提出された修正案について採決をいたします。

〔「おかしいよ。本案っておかしいよ、今」と  
言う人あり〕

○大野敏行議長 本案に対する渋谷登美子議員ほか1名から提出された修正案に対して採決いたします。

本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。渋谷登美子議員以外1名から出された修正案に対しての賛成の議員の挙手。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本修正案は否決をされました。

次に、原案を採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第7、議案第34号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第34号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第34号は、平成28年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定の件で

ございます。

今回の補正は、総務費及び地域支援事業費、合わせて175万4,000円を増額をし、その財源を予備費で調整するものであります。それにより、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、議案第34号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての細部についてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第1号）につきましては、歳入予算の補正はなく、歳出予算のみの補正となっております。総務費及び地域支援事業費を増額し、不足する額を予備費より充当するもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

それでは、補正予算書の50、51ページをお開きください。2の歳出ですが、1款総務費、3項2目認定調査費等は142万7,000円を増額し、補正後の額を803万3,000円とするものでございます。内容としては、7節賃金で臨時職員賃金を補正するもので、認定調査の申請件数が多く、その調査業務に対し速やかに対応し、滞りがないようにするために臨時職員を雇用したということで、増額補正するものでございます。

次に、3款地域支援事業費、1項3目一般介護予防事業費については32万7,000円を増額し、補正後の額を849万円とするものでございます。内容としては、7の地域介護予防支援事業、8節報償費で新たに委託する教室でボール体操を実施するために、ボールボランティアへの報償として1万2,000円の増額と、8の地域リハビリテーション活動支援事業、13節委託料で、リハビリテーションの専門職が関与する介護予防活動の場の運営を医療機関に委託するための介護予防教室運營業務委託料として、31万5,000円を増額補正するものでございます。

最後に、6款予備費につきましては、歳出の不足分175万4,000円を減額補正し、補正後の額を125万8,000円とするものでございます。

以上、議案第34号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 認定調査費等の賃金なのですが、臨時職員ですけれども、多分これはコンピューターによる一次判定をやるという形の人のことかなと思うのですけれども、そう思っていたのですが、そうであるならば、職員の人が1年間でどのくらいの件数を、ここで一次判定をやっていくのか伺いたいと思うのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

認定調査費等の臨時職員の賃金の補正ということでございますが、これにつきましては介護認定の申請が出まして、それに基づきまして認定調査を行うわけでございますが、その認定調査を行っていただく臨時職員ということでふやしたいというものでございます。今現在は、臨時職員1名と正職員1名の2名で行っておるわけなのですが、その申請件数というものが、大分毎年毎年多くなってきているのですけれども、それに対応するために臨時職員を採る。それで、一部につきましては、今までも委託というような形でもやっておるわけなのですが、実際、委託を事業者さん等にお願ひできる状況でも今はなくなってきておりまして、受けていただけないというような状況もございまして、臨時職員をふやしていきたいということでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。私、第一次判定はコンピューターでやっていくのだと思ってたのですけれども、そうではなくて認定の委託、それをするための出歩いていくということ、この臨時職員の方はやっていくということなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

介護認定の申請が出ましたら、その申請者のお宅といたしまししょうか、いろいろお宅の場合もございますし、病院等もございますし、そういったところへ出向いていってお話を聞いたり、家族の方等が同席する場合がありますが、そういった中で調査をして、その結果を先ほど言われた中に入力していくというような形になりますので、そのもととなるものを調査をしていくということでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号 平成28年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第8、議案第35号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第35号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第35号は、平成28年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

今回の補正は、公共下水道事業費の建設事業費を61万6,000円増額をし、浄化槽費を45万円減額するものであります。その増額分は予備費で調整するため、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

深澤上下水道課長。

〔深澤清之上下水道課長登壇〕

○深澤清之上下水道課長 議案第35号の細部について説明させていただきます。

嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

予算書、62、63ページをごらんください。公共下水道事業費のうち、建設事業費の工事請負費に61万6,000円の補正をお願いするものです。

内容ですが、平成28年3月に実施しました下水道事業計画の変更認可に伴い、認可区域になりました川島地内の一部、市街化調整区域に関連した公共汚水ますの工事が1カ所でございます。

第2款浄化槽費の補正は、人事異動に伴う人件費45万円の補正でございます。なお、補正で不足する額16万6,000円につきましては、予備費にて調整させていただくものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この公共ますの関係ですけれども、認可区域が変更になったというご説明でしたね。どの辺が変更になったのか、場所と面積を伺いたいと思います。

それから、この公共ます、何カ所取り出し工事を行うのでしょうか。取り出し工事を行う理由もあわせて伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 変更区域でありますけれども、川島地区に市街化調整区域としていてところで21.8ヘクタール、それから女性教育会館の周辺なのですけれども、そこが16ヘクタール、それから志賀の志賀小学校周辺なのですけれども、4ヘクタールでございます。

設置の数ですけれども、現状でカウントされているのが1カ所でございます。その理由につきましては、今年度3月に1個の認可変更を受けましたので、この区域につきましては、取り得るところから逐次公共下水道に取りつけていくということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 認可区域の変更は、そうしますと川島だけではなくて、ほかもあるのだよということなのですか。今回は川島の一部を優先して下水道を入れるので、この工事が必要だということで作るわけなのですか。川島の場合、面積がどのくらいなのかちょっとわからなかったのもう一度伺いたいと思います。

それから、今ついているますを変更するわけですよね。今ついているますでは、何か都合が悪いわけなのですか、新しいものを引くのに。そのところを伺いたかったのですが。

それと、61万6,000円、何か高いなという感じがするのですけれども、大体相場としてはこんなものなのかどうか、あわせて伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 お答え申し上げます。

川島地区の拡大ということで市街化調整区域になっているところなのですけれども、そこが21.8ヘクタールということでございます。

単価につきましては、議員さんご指摘のとおり、ちょっと高いということなのですが、県道部の取り出しでございまして、一般の町道等に比べて高くなっているというようなことでございます。

以上です。

〔今の公共ますではだめなんですか〕と言う

人あり〕

○大野敏行議長 再度答弁を求めます。

○深澤清之上下水道課長 すみません、失礼しました。

ここを拡大しますので、新たに1カ所をつけるということでございます。すみませんでした。

○大野敏行議長 よろしいでしょうか。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) これには「県道ときがわ熊谷線公共柵取出工事」とあるのですけれども、実際は取り付け工事になるわけなのですか。この文言がそうすると間違っているという理解でよろしいのですか。

それと、21.8、22ヘクタール、これは全部で今度川島地区が22ヘクタールになると

ということなのですか。新たな部分がこれだけふえるということなのですか。かなり広い、新しくなるのは、これだと広いなと思いますので、ちょっと確認です。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

質疑の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を4時10分といたします。

休 憩 午後 3時58分

---

再 開 午後 4時09分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の質疑に対する答弁からです。

答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 このたびの下水道処理区域の見直しにより、川島地区21.8ヘクタールを新たに加えました。この中に公共下水道へのつなぎ込みをする家庭分、1個分ですが、公共ますの設置工事をお願いするものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第35号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議員派遣の件について

○大野敏行議長 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 大野敏行議長 異議なしと認め、よって、議員を派遣することに決定しました。  
なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。
- 

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

- 大野敏行議長 日程第10、閉会中の継続調査（所管事務）の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 大野敏行議長 ご異議なしと認めます。  
よって、特定事件として調査することに決しました。
- 

◎日程の追加

- 大野敏行議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第6号 戦争法の廃止を求める意見書の提出についての件、発議第7号 原発事故避難者への住宅支援を求める意見書の提出についての件、発議第8号 憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書の提出についての件及び発議第9号 日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小を求める意見書の提出についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 大野敏行議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。
- 

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 大野敏行議長 日程第11、発議第6号 戦争法の廃止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、戦争法の廃止を求める意見書の提出について、提案理由をご説明します。

1945年の日本の敗戦で、国民はようやく、平和の道を歩むことになりました。それから71年間の間、国民は戦争という名目の殺し殺される場には、少なくとも立つことはありませんでした。

戦争を知っている世代は、日本の状況を見てみると、戦争にどんどん近づいている気がするという表現をしています。マスコミは一方的な報道しかしなくなっています。私たちはまだ民主主義は形だけですが、それでも育ってきています。どんなことがあっても民主主義を取り戻すために、合法的な殺人を許さないために、戦争法案の廃止を求める意見書を提出します。

では、意見書案を読み上げます。

#### 戦争法の廃止を求める意見書

2015年9月19日に参議院で強行採決され、成立した「安全保障関連法」は憲法9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので憲法違反は明らかである。

したがって、「安全平和」の名にもかかわらず、まぎれもなくその内容は戦争法である。また憲法解釈を180度くつがえした閣議決定の違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできない。

この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争をする国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とは全く逆の事態を招くことになる。

戦争法に対しては、国家審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人から反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えている。全国の人々の強い反対の声を国会内の数の力で踏みじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠く。

したがって、戦争法である「平和安全保障関連法」を速やかに廃止し立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を生かす平和外交を進めること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ですけれども、すみません、「憲法9条の生かす」を、「の」を「を」に変えていきます。

以上です。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 3点お伺いいたします。

「国際紛争解決のための武力行使を可能とする」とあるのですけれども、国際紛争、どこの国際紛争で武力行使可能になるのかお伺いします。

2つ目は、「憲法解釈を180度くつがえし閣議決定の違憲の立法」とありますが、憲法解釈、どこが180度覆されたのかお伺いします。

3点目は、「日本は海外で戦争をする国になり、自衛隊は海外で殺し殺される」とあるのですけれども、自衛隊はどこで殺し殺されるのかお伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 1点目は、どこに国際紛争の場所があるかということですよ。国際紛争の場所はどこにあるかということですよ。いろいろなところで国際紛争が起きています。現在では、アフガニスタンやイラク、パキスタン、イエメン、そしてウクライナ内戦、ソマリア、シリア、イエメンで対テロ戦争をしていますし、ヨーロッパでも、今、ISによる戦争を行っていますし、今、日本以外の全てのところというのですか、あらゆるところに国際紛争はありますということですよ。

2番目ですけれども、2番目は憲法を180度解釈を回転したということですよ。日本では集団的自衛権の行使容認が、まず憲法の違法解釈になっています。それから、武器輸出3原則、これを決定しました。これは、今まで原則武器輸出はしないということになっていましたが、これも憲法解釈を180度回転して武器輸出をしました。これは防衛装備移転三原則という名前に変えられました。

そして、さらに言えば、2013年ですけれども、国家安全保障会議が成立しました。この会議は、4人の大臣、総理大臣、官房長官、防衛大臣、外務大臣が戦争しようと決定したら、国会や内閣の反対には関係なくて戦争を進めることができるという、と

でも危険な法案を成立していますということによろしいです。

それで、次ですけれども、自衛隊はどこでやるかということですが、これはこれからの話ですけれども、どこでやるか。アメリカが戦争する場所には、恐らくアメリカ軍のかわりに自衛隊が派遣されるだろうということは言うまでもないことで、このくらいのことは自明の理です。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 国際紛争があるのは私も存じ上げていますけれども、今の話ですと、そこに武力行使を可能にして、そこで戦争をしに日本人が行くということによろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） そうですね、そういうことになります。はい。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） たしか内閣、横畠さん、何とか長官の横畠さんは、9条のもと、そういうところには行かないと断言したのですけれども、行くのですね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 現在の安全保障法案、特に先ほど言いました国家安全保障会議が決定したら、それに関してはほかの方が何と言ったって、それが進められるというふうなシステムになっていますから、行くことになると思いますが。

○大野敏行議長 ほかに。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。ご苦勞さまでした。

討論を行います。

反対討論。討論は反対から行います。

それでは、第6番、畠山美幸議員。

[6番 畠山美幸議員登壇]

○6番（畠山美幸議員） 第6番議員、畠山美幸。戦争法の廃止を求める意見書に反対の立場から討論をいたします。

国際紛争を武力で解決しようとするのが戦争です。それは、不戦条約や国連憲章で

禁止され、憲法9条でも明記されています。

今回の法整備の本質は、他国からの武力攻撃を抑止することを目的とする戦争防止法です。自衛隊が武力行使を許されるのは、どこまでも日本が武力攻撃を受けたと同様な深刻、重大な被害が国民に及ぶことが明らかな場合に限られます。日本を海外で戦争できる国にする戦争法との批判は、安全保障環境の変化にきちんと向き合おうとしておらず、無責任で根拠のない言いがかりに過ぎません。平和安全法制の整備に対しては、EUやASEAN諸国をはじめ、多くの国々から賛同の声が寄せられています。

平和安全法制は、憲法の枠内の法整備であり、自衛隊員の安全確保にも十分配慮されています。感情論的な拡大解釈は百害あって一利なしです。国民の不安ばかりをあおる政治家の乱暴な議論を慎むべきだと思います。真に平和を望むのであれば、無責任で粗雑な議論はできないはずだと思います。一部のマスコミは、2014年の閣議決定が集団的自衛権行使を容認した決議と決めつけていますが、これは間違いであり、集団的自衛権が厳しく制約され、専守防衛が貫かれたことを評価すべきだと思います。

憲法学者の違憲だという指摘に対する声がありますが、法律学者は新しいことに対して消極的になりがちです。これまで多くの憲法学者は、自衛隊の存在や日米安保条約、PKOや有事法制を違憲だと言ってきました。しかし、学者と政治家の役割は違います。学者の役割は、多様な見解を世の中に提示して世論を喚起することだが、選挙で選ばれたわけではないので、政策の中身や結果に対して責任が問われない。

一方、政治家は、政策判断の結果に責任を負わなければなりません。これまでも憲法9条のもとで自衛の措置がどこまで許されるかという議論について、運用上の有権解釈は国会と内閣で重ねられてきた。学者の見解はあくまで一つの意見であって、国の政策を拘束するものではありません。

そういうことから、今回の戦争法の廃止を求める意見書に対しまして反対をいたします。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、賛成討論を行います。

第10番、清水正之議員。

[10番 清水正之議員登壇]

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。発議第6号 戦争法の廃止を求

める意見書について賛成をいたします。

戦争法には、戦闘地域で米軍等の兵たんの拡大、戦乱が続いている地域での治安活動、地球のどこでも米軍を守るための武器使用、そして集団的自衛権の行使、自衛隊の海外での武力行使を可能にする4つの仕組みが盛り込まれています。そのどれもが憲法9条を乱暴にじゅうりんするものであることは明らかです。

安倍政権が安保法制、いわゆる戦争法に対して、憲法9条のもとでは、集団的自衛権は行使できないという戦後60年余りにわたる政府の憲法解釈を、一内閣の専断で180度覆すという立憲主義を乱暴に破壊するやり方をとったことが、日本の法治国家としての土台を根底から危うくしています。野党が憲法53条に基づいて行った臨時国会召集を握り潰す、放送局の電波を停止できるなど、憲法破りの発言を行った閣僚を、内閣挙げて擁護する。安倍総理とその内閣には、自分たちが憲法によって縛られるという自覚が全くありません。このような内閣が国政を担う資格は断じてありません。憲法によって権力を縛るのではなくて、憲法によって国民を縛るものへと大きく変質させる安倍政権による憲法改定の野望を、絶対に認めるわけにはいきません。

したがって、戦争法廃止を求める意見書について賛成をいたします。

○大野敏行議長 ほかに討論ありますか。

[発言する人なし]

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第6号 戦争法の廃止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

---

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第12、発議第7号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出について説明をいたします。

提案理由ですけれども、国による原発事故の避難者の住宅支援打ち切りが来年3月に迫っています。福島原発事故による避難者にとっては、避難地の住宅は命綱です。しかし、福島県による「住まいに関する意向調査」では、打ち切られた後の住宅が決まっていないとする回答が70%以上を占めています。原発事故子ども・被災者支援法では、原発事故による被災者が居住、避難、帰還のいずれを選択する場合においても、「自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」と定め、国の責務として、避難先の住宅の確保に関する措置を定めています。

国は、同法を遵守し、同法に基づき、避難者の住宅確保のための措置を継続すべきです。同時に国が対応をとらなくても、都道府県レベルでも避難者に向け住宅支援の継続は可能です。避難当事者が置かれている状況は切迫しています。

そのため本意見書を出しますが、嵐山町の状況です。嵐山町では、東日本大震災の避難者が今現在も17人いて、借り上げ住宅に4家族が6人、そして個人宅に5家族11人が住んでいるという状況になっています。

では、読み上げます。

#### 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

政府の原子力災害対策本部は、昨年6月「復興の加速化」のもとに避難指示区域指定の解除・区域外避難者の在宅支援の2017年3月打ち切り、精神的賠償の2018年3月打ち切りという、原発事故被災者に打撃を与える方針を打ち出し、福島県が公表した「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」も、民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭め、低い補助率でわずか2年間で終えようとするものだった。

しかし、多くの区域外避難者＝自主避難者、特に小さな子どもの親たちは避難の継続を希望している。避難者を支援する団体、避難者を受け入れている自治体も、住宅借上制度の複数年延長と柔軟な運用を求めてきた。

避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、本来、憲法が保障する生存権に基づき、同法で想定されていなかった長期にわたる放射性物質による汚染という原子力災害の特性に対処するため、原発事故子ども・被災者支援法（以下「支援法」

という。)に基づく抜本的な対策や新たな制度が必要である。

よって、嵐山町議会は、政府及び埼玉県に対し、以下の点を求めるものである。

#### 記

1. 原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸などの無償住宅支援の延長を行うこと。現在の入居者に対して2017年度末で退去を迫らないこと。

2. 各自治体の公営住宅の空き家募集の際には優先入居制度を拡大するなど、安心して暮らせる住まいの確保を支援すること。空家活用施策や居住支援協会での住宅確保要配慮者として原発事故避難者を位置づけること。

3. 原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、そのための国の責任を定めた、『原発事故子ども・被災者支援法』を遵守し、同法に基づく抜本的・継続的な住宅支援制度を確立すること。

以上、地方自治法99条により意見書を提出する。

提出先ですけれども、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、各被災県知事です。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 今、提案理由を読まれるときに、嵐山の実態とといいますか、11人と17人というような形で説明がありましたけれども、この人たちも区域外の自主避難者というような取り扱いになってらっしゃるのでしょうか。

それと、もう一点、これだけの住宅が打ち切られるという、最終的に打ち切られるべき人たちの人数というのはどのくらいいらっしゃるのでしょうか、おわかりになりましたら教えてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 自主避難の人というのは、いわき市、それから石巻市になると思います。

そして、あとそれから何人ぐらいということですよ、全国レベルで。全国レベルでするので、2万3,000世帯で3万人とか、今の現在では1万1,037世帯で2万3,000人ぐらいだと思います。ちょっとごめんなさい、2万5,000人です。そして、これに対しての今までの県、国が補償している金額というのは、1年間80億円ほどです。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） もう一回戻るのですけれども、提案説明で11人と17人の方が嵐山にいらっしゃるとおっしゃったのですよね。その方は、いわき市と石巻の人がいらっしゃるの。そのところをちょっと教えてください。

○大野敏行議長 では、答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） いわき市が4人、富岡町が2人、南相馬市が3人、石巻市が1人、双葉町が1人、亘理町が2人、浪江町が4人です。南相馬市の場合は居住区がいろいろ分かれていますので、その方がどこの居住区の人かというか、避難区域の人か、私は存じてませんけれども。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうすると、今そこにいらっしゃる人たちは震災から5年を経ても、ある程度避難解除ができていますね。それであるにもかかわらず帰れないというか、そういうふうな方の理解でいいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 1家族は、多分個人住宅に住んでらっしゃる方は、嵐山町に永住される方ですね。多分、住宅を購入された方ではないかなと思うのです。これに関しては、プライベートなことは調べていないのでわかりません。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。賛成ですか。

それでは、第2番、森一人議員から賛成討論お願いします。

〔2番 森 一人議員登壇〕

○2番（森 一人議員） 原発事故避難者の住宅支援の継続を求める意見書に賛成討論いたします。

これまで原発事故避難者の住宅は、災害救助法に基づいて自治体が公営住宅や民間住宅を借り上げて避難者に提供を行ってきました。費用負担は国が9割、福島県が1割負担という形です。避難者にとって、この住宅支援こそが大事であり、命綱であるわけです。しかしながら、国は大半の避難者向けの住宅支援を2017年3月に打ち切る予定になっております。避難されている方々は、子供をいまだに高い放射線量から守

るため、親や家族、友達と別れさせての避難を選択されて方もいると思います。

こういった状況の責任は一体どこにあるのでしょうか。現状においても、避難者は精神的にも、経済面でも、大変逼迫した状況に陥っている方々も少なくないと思います。避難者、退去者の将来に向けて安定した居住先、生活環境の確保をする、支援することが必要であります。それを無視して住宅支援の打ち切りを強行することは、厳しく言わせていただければ、憲法で保障されている居住移転自由の権利を奪うことにつながります。

一方で、国が対応をとらなくても、都道府県レベルで避難者向けの住宅支援継続は可能であります。埼玉県では、県営住宅に関して自主避難者への優先枠を設定しておりますし、鳥取県は平成31年3月まで県営住宅等の提供を延長するなど、自治体独自の支援策もあります。今こそ、改めて原発事故避難者並びに東日本大震災で被災された方々の一人一人に対して向き合った支援が、私たちに求められていると思います。

以上のことから、この意見書提出に賛成をいたします。

○大野敏行議長 続きまして、賛成討論、第8番、河井勝久議員。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○8番（河井勝久議員） 8番議員、河井勝久です。意見書の提出に賛成をいたします。

福島原発事故による福島県外への自主避難者への住宅支援が打ち切れようとしております。多くの避難者の人たちは、子供を持つ母親であり、家族と離れても放射能被曝から子供を守るために、やむを得ず、やむにやまれず県外に移り住んだ人たちです。この人たちは、今、正規の労働ができず、パートなどで生計を立てて、わずかな補助による厳しい生活を余儀なくされております。

私の知り合いの子連れの女性、今、越生町に住んでおるのですが、避難生活をして5年を過ぎ、子供たちも越生町の学校に通わせておりますけれども、今、住宅支援がなくなろうとしていることに対し不安を抱え、厚労省や埼玉県知事に要請、要望してきました。知事は、県住入居を認めましたけれども、この認められたと一緒に家賃の補償がなくなりました。私もきのう、この意見書の提出につきましてこの方と会いましたら、ぜひお願いしたいと。こういう意見書を出してくれることは、本当に避難している私たちにとっては力になりますということでありました。このような避難者の人たちのためにも原発事故による避難者の支援を継続し、生活の保障を図るような求める意見書の提出を賛成いたします。

以上です。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第7号 原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第13、発議第8号 憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

[9番 川口浩史議員登壇]

○9番(川口浩史議員) それでは、提案理由を述べさせていただきます。

安倍首相は、緊急事態条項を災害を理由にして憲法に創設することは重要と発言しております。しかし、災害が起きて緊急事態条項がないがゆえに、何が不十分なのかは説明がありません。専門家は、準備も訓練もされていないものは、緊急時には何もできないということでもあります。したがって、何でもいから憲法改正の実績をつくりたいということしかないように思えます。このようなことを認めてはなりません。以上のことから、意見書を提出するものであります。

また、あわせて、自民党が改憲草案をつくりましたが、その中にはドイツ、ヒトラーの全権委任法、国家授権法と同じようなものがあるわけです。法律と同一の効力を有する政令の制定をすることができるということでもあります。これは、各自治体の言うことを聞かないような自治体の首長を罷免するなどして、ヒトラーがとったことで有名であります。それと似た内容のものがあるということもあわせて申し上げておきたいと思えます。

それでは、意見書を朗読いたします。

憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書

自由民主党が作成した「日本国憲法の改正草案」の第98条及び第99条には、内閣総理大臣は、我が国が外部からの武力攻撃や大規模や自然災害などの緊急事態において、緊急事態の宣言を発することができる旨規定している。また、内閣は国会の議決を必要とせず法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、地方自治体の長に対する必要な指示、さらには基本的な人権の制限ができる内容となっている。

安倍首相も、「緊急事態条項」の創設を重視する発言をおこなっている。

これに対して、多くの憲法学者、有識者からは、「想定される緊急事態に対しては、現行法と現憲法内で全て対処可能」と指摘されている。自然災害に対しては既に「災害緊急事態」の章も設けられている「災害対策基本法」がある。また、政治的空白を回避するための「緊急事態における国会議員の任期延長」に対しては現憲法54条2項にある参議院の「緊急集会」で対応可能であり、テロや武力攻撃、内乱に対しては警察法、自衛隊法により十分対処可能である。

近代国家は、憲法によって国家権力を制限し、国民の権利・自由を守るという「法の支配」を原則としているが、この草案における「緊急事態条項」は、憲法を一時停止させる権限を国家権力に与えるという立憲主義を破壊する内容であり、基本的人権を蹂躪するものである。

よって、国会及び政府においては、「緊急事態条項」を創設する憲法改正をおこなわないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、裏にありますが、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣であります。

以上です。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） まず、想定される緊急事態に対しては、現行法と現憲法内で対処が可能だとおっしゃっていますが、では想像できない事態については、その可能性を議論することについてはいかがなのか。

さらに、この54条の2項にある参議院の緊急集会でございますが、この緊急集会というものは衆議院が解散のため、衆議院そのものは存在しないのだという中で、国会に開催できるというふうとうたわれているように思いますが、この点についてお聞き

いたします。

さらに、テロや武力攻撃に対して、内乱に対しては警察法、自衛隊法とございます。恐らくこの自衛隊法は、テロ対策のための警護出動が認められていると思います。この対象は自衛隊の施設、さらには米軍基地、これに限られているわけでございます。そのほかに原発施設、さらには皇居というようなものが考えられるわけですが、どのように対応されるのか。

さらには、23年3月11日に起きました東日本大震災でございます。このときの政権は民主党でございました。ここにも書いてございます。災害緊急事態、災害対策基本法、このとき、恐らく災害の緊急対策のようなものが行われなかったというふうに認識しているわけなのですが、この4点についてお尋ねいたします。

---

#### ◎会議時間の延長

○大野敏行議長 議事の途中ですが、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

---

○大野敏行議長 それでは、答弁をお願いいたします。

○9番(川口浩史議員) 想定されないものを議論してもいいのではないかというご質問ですかね。想定されないものを議論するというのは、どういうことなのでしょう。想定されないものを議論してもいいというの、よく意味がわからないのですけれども、想定されないものを議論すること自体がよくわからないから、私は必要ないというふうに思います。

それから、54条の2項、これはおっしゃるように、54条の2項は衆議院の解散時に、その場合、国会は閉じるのですけれども、何か緊急時があったら、参議院がそれは受けますよということが書いてあるわけです。ですから、国会の空白期間というのは、54条の2項で、何も衆議院を延長しなくてもできるということが、想定してこれは書いてあるわけです。だから、そういうことでご理解いただきたいと思います。

それから、災害対策法の緊急なものがあったのかどうかということのご質問ですか。緊急的なものがあったかどうかというのを、私はそこまで確認はしていませんが、ちょっとごめんなさい、今、何か言おうとしたのですが、ちょっと今思い出せなくて。

その次の自衛隊法の関係では、警護が原発だとか一部分に限られているということがあるわけですが、これは最初のほうの項ですか、日本を守るというようなことが書いてあるわけです。当然、ですから日本国民を守るということに当てはまりますので、その部分で大丈夫だと思います、法律上の問題は。

何かちょっと落としがあったら。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） まさに緊急事態というのは、ここでうたわれているのは確かに外部からの武力攻撃だったり、大規模な自然災害だったり、内乱というようなことなわけです、この98条、99条の中に。ですけども、もっとその想定外というものなのです。やはり、そこに含まれるものというのは、例えば熊本のような地震が起きたときに、外部からテロでやられるとか、そういったことすらも想定をされるのです。私は、そういったことを議論することはいかなということ言ってるのです。まず、それに対してお答えいただきたいということ。

それから、確かに川口さんは今、自衛隊法のテロ対策のためなら、国民を守るのだから、決められた以外の場所も、例えば原発の施設だとか、そういったこともやれるのだという、その法律はどこにあるかということなのです。ないのですよ、それは。さらに、緊急事態法というものを東日本大震災のときになぜ発動できなかったか。

〔「憲法にないから」と言う人あり〕

○5番（青柳賢治議員） ですよ。そこなのですよ。憲法になかったのですよ。私はその答えが欲しかったのですよ。お答えいただけますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○9番（川口浩史議員） 熊本地震があつてテロもあるのだということでおっしゃって、何とか事態法、国民保護法でテロという対策はあの法律で対応、私はあの法律は好きではありませんよ。好きではないですけども、対応としてはあれでやれるわけですよ、外部からの問題ということに関しては。

〔「自衛隊法でできるよ」と言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） 自衛隊法にないというのを、私のちょっと認識が違うのか、自衛隊のそもそもの存立意義は国民を守るということからあるのですから、たしかあったというふうに思っています。ちょっと認識違っていたら訂正しますけれども。

それで、東日本のときになぜ緊急事態法を発令しなかったか。これは、必要がなか

ったからですね。必要がなかったというか、災害対策基本法では緊急時の対応は全てやっています。全てやっているというか、災害対策基本法の関係では、政府はとり得る措置は全部やっていますよ。原発に関してもやっています。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうしますと、今、国民保護法が出たでしょう。この国民保護法というのをよく調べてみると、国民の協力については自発的なものなのです。そこまで制限できなくなってくると書いてあるのです、調べると。そして、私がなぜ東日本大震災の話を出したかいうと、川口さんは必要がなかったからだとお答えしてるのだけれども、そのときの総理大臣が国会で答えている答弁があるのです。ちょっとそれを読みますけれども。緊急制度の制度が置かれているから、憲法違反ではないと。つくったものの、憲法上の疑義があって、執行しようとするときちゅうちょしたのだという答弁があるのです。

〔「緊急事態条項と全然違う」と言う人あり〕

○5番（青柳賢治議員） いや、緊急事態の中でそういうことを答えているわけです。ですから、そういったことが全て想定される中で賄っていけるのだということの、むしろそういう捉え方のほうが私は心配ではないかというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○9番（川口浩史議員） ちょっと今、何のところを言ったのかわからないのですけれども、緊急事態を憲法に書かなかつたら、何か行動がとれないかということでは、申し上げているとおりに、いろんな法律の中でとり得る手段というのはできるわけです。仮にこのときにちゅうちょしたと、法律にないのでちゅうちょしたということであれば、その法律をつくっていけばいいわけで、憲法にあったからといって、ではその想定する行動がすぐできるかといったら、それはできるものではないわけです。それは専門家が言ってるのですから、準備も訓練もされてないものをすぐやれといったって、これはできやしないのだということ。

ですから、私は何で憲法に創設しなければいけないのかということ。災害で必要な法律がまだあるかもしれない、それは私だって認めますよ。でも、それは法律に書けばいいではないですかということなのです。今回の憲法改正、緊急事態条項は、憲法改正をとにかくこの理由で取っかかりをつくりたい、そのためにやりただけですよ。

安倍総理自身、熊本地震のことでも言いました。熊本地震で緊急事態条項がないから、何が不十分だったかということは話してないわけです。菅官房長だってそうです。何が不足していたから、今回の対応ができなかったのだということは話してないわけです。ただ緊急事態条項があればいいのだということだけですから、憲法改正をしたいがための緊急事態条項であるということ、これはしっかりとご認識いただきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 ほかに。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ちょっと確認なのですが、タイトルは「憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書」と書いてあるのです。文章の一番下に、「「緊急事態条項」を創設する憲法改正をおこなわないよう強く求める」ということは、改正がなければ、行っていいよという意見書なのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

川口議員。

○9番（川口浩史議員） 憲法は改正をしなければ創設できませんので、標題とここの結びの文というのは同義語であります。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対。それでは、一番最初は反対討論から始めます。

第5番、青柳賢治議員。

〔5番 青柳賢治議員登壇〕

○5番（青柳賢治議員） 5番議員、反対討論いたします。

ある社会学者、橋爪大三郎氏よりますと、国家緊急権とは、緊急時に政府が憲法秩序を踏み越えて、法的根拠がなくても国民のために必要な行動をする権限であると。事前に緊急時のため、法律を多く制定し、このような権限を使わなくても済むようにするのが基本だが、想定外の事態は必ず起きる。その場合の最後の切り札が、この国家緊急権であります。日本国憲法は、国民がみずからの生命や安全を守る権利については、憲法が保障する以前に生得的な権利だと、そのような考えに立つわけです。緊

急時にこのような権利と憲法や法律が両立しないとき、条文を優先して、国民の生命や安全を守るのは後回しになってはならない。生命や安全を守るのは後回しにしてはならないのだということなのです。

占領下におきまして、公民の生命、安全を守ったのは、連合軍という憲法を超えた存在、さらには日米安全保障条約を締結してからは、米軍が日本の緊急事態に対応する権能を持ったわけでございます。だから、国民は国家緊急権を深く考えずに済んだ。国民を守る責任、これを外国に丸投げをする、果たしていかがなものでしょうか。

よって、憲法には緊急事態条項を設けること、それは政府は国家緊急権を行使することが合法となるというふうにも言っております。真の緊急事態とは、想像できる事態のことではなくて、どのようなことが起こり得るか、この可能性を議論することが正しい議論になるわけなのです。

世界を見渡せば、ほとんどの国の憲法に緊急事態があります。1980年代以降に制定された憲法には、全て緊急事態条項が載っていると説く学者もいます。日本国憲法は三権分立を定めております。想定もできない緊急事態などにおいては、三権分立の枠組みの例外を設けることが、憲法の根拠が必要となることになるわけです。国家の崇高で重い役割の一つに、国民の生命、身体、財産を守ることは、小さな人権が侵害されることもあるかもしれないが、国民を守らなければ立憲主義も何もないと申し上げまして、私の反対討論といたします。

○大野敏行議長 続きまして、賛成討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 憲法に緊急事態条項を創設することに反対する意見書の提出に賛成します。

先ほどからいろいろ伺っておりますが、アインシュタインが言ったことがあります。第4次戦争は、石粒と石棒の戦争になるだろうと。第3次戦争はどういうふうな形で行われるかわからないのですけれども、そういうふうな状況です。

そして、今言われていますけれども、ヒトラーですけれども、ファシズム体制をつくったのは、ヒトラーは何を使ったかといいますと、ドイツ憲法の緊急事態条項でした。そして、ファシズムをずっと続けていきました。緊急事態条項というのは、政府にとってとても都合のいいことです。何でも緊急事態になります。定義が曖昧です。

先ほども、何が緊急事態か全くわからない。武力攻撃、内乱、災害、オウムの地下鉄サリン事件でさえも緊急事態条項になってしまうかもしれない。そして、今度、一遍緊急事態条項と国家安全保障会議が決定してしまったら、緊急事態条項は首相が解散と言わない限り、いつまでもいつまでも限りなく続きます。そして、選挙がなくなると独裁政治がずっと続く。そういったことが憲法に緊急事態条項をつくるということです。これは、自民党憲法案がいかにおかしい憲法かというのが……

〔何事か言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） 緊急事態条項は自民党憲法草案に入っているのです。いかにおかしいかということが昔から言われていて、海外からも批判されています。海外の憲法の話がされましたけれども、私は海外の憲法がどのような条項になっているか、憲法の組織が、それぞれ国の組織がどういうふうな形になっているかわかりませんが、そういった司法の分権とかいろいろな制度が全く違います。それをいきなり海外の先進諸国に緊急事態条項が入っているから、日本でも必要だということは、余りに乱暴です。

緊急事態条項は、何しろ国会を通さずに国家権力を、政府が自分の仲間で日本の決まりが自由につくれるという条項を担っています。法律と同じ効力を持つ政令を制定できる憲法になるということが、緊急事態条項を憲法につけ加えるということです。私は、皆さんの話を聞いていると、余りに憲法に対して無知過ぎる、そう思います。戦争や日本の現代史に関して余りに無知過ぎる。今、どんな条項になっているか、世界からどういうふうに見えるか、そういったことを考えたとき、緊急事態条項を憲法に加えるという憲法改正などすることはとんでもないことで、絶対にこんなことをしてはいけないので、この意見書提出に賛成します。

○大野敏行議長 続きまして、反対討論を行います。

第6番、畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 6番議員、畠山美幸。反対の立場から討論いたします。

憲法ができて70年余り経過し、70年前には想定もしていないような大きな変化が起きています。大量破壊兵器や弾道ミサイル、領土をめぐる問題、テロ脅威など、また自然災害においても、ここ近年、大雪、豪雨、地震等さまざまあります。スピーディーに対応するべきだと思います。

緊急事態条項の問題は、衆参憲法審査会で条項や法律の整備について、速やかな検討が求められていただきたい。だから、私としては、とにかく速やかにこの条項をつくっていただきたいと思います。基本的な考えとしては、憲法の恒久平和主義、基本的人権の尊重、国民主権の三原則は堅持した上で、時代の進展に伴い、提起されている新たな理念を加えて補強する加憲、加える憲法方式をとって、そういう方式が妥当ではないかということをおもいますので、この意見書には反対いたします。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第8号 憲法への「緊急事態条項」創設に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

---

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第14、発議第9号 日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

[9番 川口浩史議員登壇]

○9番（川口浩史議員） それでは、提案理由を述べさせていただきます。

沖縄県では、またもや悲惨な事件が発生しました。このことを書いた後に、飲酒運転事故で事故が起きました。容疑者は、立って歩けないほどの状態であったということです。車を逆走させ、道路を逆走して車と衝突してけがをさせたということでありました。そして、さらにきょうのお昼のニュースですが、死体遺棄事件がもう一つあったような報道でありました。ちょっとしっかり確認していないのですが、あったような報道でありました。これは、沖縄県に米軍基地があるがゆえのことです。もう一つあったというのは、米軍属が行ったということで、きょうのニュースで言ったのですけれども。そういうことで、米軍基地があるがゆえのことです。沖縄県民が安心して暮らせるために、日米地位協定の見直しと米軍基地の整理縮小が必

要なため、本意見書を提出いたします。

それでは、意見書の朗読を行います。

#### 日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小を求める意見書

沖縄県うるま市在住の女性が遺体で発見され、元海兵隊員が死体遺棄容疑で逮捕された。元海兵隊員の米軍属によるこのような凶悪事件は、沖縄県民に恐怖と衝撃を与えた。同時に遺族の悔しさや悲しみははかり知ることができない。

沖縄県ではたびたび凶悪事件が発生している。これは沖縄県に基地が集中するがゆえのことである。本年3月にも女性暴行事件が発生し、再発防止と関係者への教育等を徹底するよう申し入れていたところである。そのようななかでの今回の凶悪事件である。もはや米軍による再発防止や教育等への実効性に疑問を抱かざるを得ないと沖縄県議会は決議した。

よって嵐山町議会も沖縄県民に呼応し、下記事項が速やかに実施されるよう強く求める。

以上、地方自治法99条により意見書を提出する。

#### 記

1. 日米両政府は遺族に対し、謝罪と完全な補償をおこなうこと。
2. 米軍人等を特権的に扱う身柄引き渡し条項を含む日米地位協定の見直しをすること。
3. 沖縄海兵隊の撤退及び英軍基地の整理縮小をはかること。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣であります。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今回の悲しい残念な事件だったと思いますけれども、ちょっといろいろな報道を見てみると、いわゆるインターネット関連の職についているというような説明なのです。それで、当然アメリカ側としては地位協定のいわゆる適用というものは対象外であるというような進め方を、今回はこの事件に対してはやってきているのだという新聞報道がありました。それで、このことをいきなり日米の地位協定の改定のところにつなげていけるのかどうかというのが、私、1点疑問なのです。非常にアメリカ側が、本来であれば起訴されるまでとか、それは長いわけですがけれども、ナンバーの発見からすぐスピーディーに入っていったと、この事件については。

そういったアメリカ側の協力あっても、日米地位協定のところまで進めていかななくてはならないのかどうかという点、1点だけお答えください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 今回の事件は、おっしゃったようにアメリカ側も協力してくれましたから、日本側で逮捕ができたということなのです。これは、でも大変珍しいことで、今までは基地外に行って物を盗んだり、けがをさせたりして、人物がわかって、逮捕特権というのがないのです。ここにもありますように身柄引き渡しという、これで守られていますので、犯人がわかっては捕まえないというのが、今までの実態なのです。そういうことで、今回の事件とは別の意味で日米地位協定を見直して、悪いことをやったら、日本側に逮捕権があるのだということに変えていただきたいということで申し入れる内容であります。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 川口さんがそういう認識を持っていらっしゃれば、地位協定のいわゆる捉え方というのが、いろいろな観点があると思いますけれども、私は私なりの捉え方があるので。

ただ、きのうの新聞だったのですが、アジア安全保障会議に出ている日本の防衛大臣と、滞在中のシンガポールでカーター米国防長官が会談をしたと。その中で軍属等の対象の範囲を見直すというようなことで一致をして、近々外務防衛関係の協議を持つというようなことも新聞に載っていました。この点なんかについても、やはりこういうことが行われても、日米地位協定の見直しを含めたものが必要になってくるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 余り大した見直しはしないでしょうね。そういうことが十分予想されます。今までも何回も、5,900回ぐらいかな、いろんな事件が起きているし、その中には凶悪事件も何件も起きているということの中で、沖縄県議会、その起きた自治体の議会で意見書を提出しているたびに、綱紀粛正、そして中身の若干の見直しということは、毎回米軍は表明してるのです。だけれども、ちっとも直らない。今回もこの死体遺棄で、夜、酒飲みに行っただめですよということを決めていたわけで

しょう。決めていた中で、女性の軍属が立って歩けないほど酒を飲んだと。基準値の6倍だというわけですから、それで道路を逆走して車をぶつけてしまったと。けがをさせたということで、多少の見直しではだめですよ。根本的な見直しをすべきだという、そういう内容です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 確かに川口さんのおっしゃっているのも、その朝女性が、これは日本だけではないのだろうけれども、韓国だとかアメリカ軍が存在しているところにはいろいろなことがあるらしいですけれども、ただ最終的に日米地位協定、これを改定することが、いろいろ持っている権利が抑制されていくのではないかということを行っている人がいるのです。権利が抑制されるということ、わかりますかね、要するに。そういう点についてはどうお考えですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 再三申し上げますけれども、殺害をしたあるいは物を盗んだ、けがをさせた、そのアメリカ人は守られるのです、今の地位協定は。被害に遭った日本人は、何の賠償も求められないでいるのが今の実態なのです。何の補償もないのですからね。それは幾ら何でもおかしいでしょうというのが地元の人の声なのです。それを日本側も、悪いことをした人は逮捕されて、それなりの反省をして賠償もしてもらおうと、そのくらいは求めているのではないですか。そういう内容です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

賛成ですか。

〔「反対です」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を反対から行います。

第4番、長島邦夫議員。

〔4番 長島邦夫議員登壇〕

○4番（長島邦夫議員） 議長から指名されました長島邦夫でございます。本意見書に反対の面から討論させていただきます。

まず、日米地位協定でございますけれども、太平洋戦争の敗戦後、日米安保が結ばれて、その際アメリカ軍やアメリカ軍の軍人、兵士らが、日本で法律的にどのような地位にいるかを定めた協定がございまして、日米行政協定と言われますが、結ばれた経緯がございまして。それでいろいろな問題があり、1960年、60年安保のときだと思っておりますが、改正されたときに、日米行政協定は日米地位協定として正式に条約化し、現在に至っているというふうに思っております。この条約によって、アメリカ軍に施設や地域の提供する具体的な方法を定められたほか、この地域内での特権や税金の免除、兵士などの裁判権などが与えられているというふうに思っております。

その後、双方の同意で結ばれた協定であります。意見書にありますように、今回、在日米軍をめぐって、基地内に勤務する米国人の軍属が沖縄県の女性を遺棄して、5月19日に逮捕されたとあります。お亡くなりになられた方に、本当にお悔やみを申し上げるところでございます。

事件を受けて、先ほども話がありましたが、沖縄駐留の米軍が飲酒禁酒令を出したやさきの6月5日、今度は米海軍の兵士が同県内で飲酒運転の事故を起こして逮捕されました。その経過を得て、岸田外相、またケネディー駐日米大使に抗議したところ、再発防止と綱紀粛正を改めて求めたとされております。また、防衛大臣からはカーター米国防長官との間で、在日米軍の法的地位を定めたこの日米協定の運用の見直しを、軍属の適用範囲を明確化するという事で一致したとされております。

この日米協定の大きな問題と言われているのは、第17条にアメリカ軍兵士、軍人の裁判権がどこにあるかということが決められておるのですが、非常に内容は複雑でございます。特に問題視されているのが17条の5ということで、条文にある規定でございますが、ここでは犯罪を犯したアメリカ軍兵士などの日本への身柄の引き渡しは、検察による起訴が行われた後というふうに定められていますというふうなことでございます。ここら辺が非常に問題なのだというふうに思っております。

そのほかに、また思いやり予算というものがございまして。協定が結ばれ、日本が施設を提供し、維持経費はアメリカ軍が負担する原則となっておりますが、政府はアメリカの要請に応じて、1978年から日本人の従業員に対する経費の一部を負担しております。年間で約4,000億というふうに言われておりますが、今回のアメリカのほうの発言によりまして、それでもまだ不足していますというような声が大きく聞かれてきております。既に地位協定の運用の見直しは、先ほども申し上げましたとおり、されて

きております。今後、沖縄県民の民意に沿った見直しも、複雑な協定ではございますが、行くところ米軍との協議が進むものというふうには思っております。進まない限り、沖縄県民の納得するところは出てこないのではないかとこのように思います。

しかしながら、米軍海兵隊の撤退及び米軍基地の整理縮小を図ることには賛成はできません。確かに沖縄に基地が集中しているのは事実でございますが、将来的には、安易な考え方かもしれませんが、徐々に改善されるものと思っております。中国の南西諸島の進出、北朝鮮のミサイル発射等の非常に緊迫した多くの問題が出ている現状であり、とても自衛隊の国防力だけでは、国を守ることは厳しい状態というふうには思っております。

よって、本意見書の提出には反対をさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、賛成討論をいたします。

第8番、河井勝久議員。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○8番（河井勝久議員） 8番議員、河井勝久です。発議第9号の日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小を求める意見書の提出について賛成をいたします。

今、いろんな議論がされてきましたけれども、沖縄は日本国であるということを我々は忘れることはできないと思います。私は、昭和42年に沖縄に渡航申請をいたしましたけれども、ビザがありませんでした。国内で沖縄を返せという運動をしている人は沖縄に入国をすることができないという、ただそれだけの理由です。そして、本土復帰されてからは、私は5～6回沖縄に行っております。6月23日には、沖縄戦の終結の記念日を迎えます。沖縄の鎮魂の日であります。沖縄が本土復帰してから50年近くになります。

しかし、沖縄の米軍基地は返還されずに拡大されております。この基地のために、沖縄県民は米兵による凶悪な事故が絶えません。過去にも、コザ市、今の沖縄市でありますけれども、女性が暴行殺人されて、そしてこれを行った米兵は基地の中に逃げ込み、そのまま本国に送られて、何らとがめることなくされてしまいました。私は、このときに、こういうことが許されているのかという新聞記事を書きましたけれども、それが新聞記事に載ったことで、きのうちょっと探してみましたけれども、それが既にどこに行ってしまったのかわかりませんが、そういうこともありました。

数カ月前にも女性の暴行事件がありましたし、また数日前には飲酒運転等の問題も

ありました。何回ものこのような事件の繰り返される中で、まさに女性が軍属によって殺されてしまうという、こんな痛ましい事件はありません。犯人は捕まりましたけれども、このようなことが何回も繰り返され、その都度米軍は綱紀肅正をとということを言われておりますけれども、一向に事件はなくなっておりません。このたびの事件も基地があるための事件であり、県民は強い憤りを表明しております。

県議会は、全会一致で日米地位協定の見直し、基地縮小の意見書の提出を決議いたしました。また、全国の米軍基地を抱える知事会も神奈川県黒岩知事を中心として、地位協定の見直しを求める意見の提出を決めたところであります。

凶悪事件を起こさせないためにも、日米の地位協定の見直しを求め、沖縄の主権は日本国にあることを米国に認めさせる意見書の提出に賛成をいたします。

○大野敏行議長 続きまして、賛成討論を行います。

第10番、清水正之議員。

[10番 清水正之議員登壇]

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。発議第9号 日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小を求める意見書について賛成をいたします。

アメリカ国防省は、沖縄防衛局の資料によると、在日米軍兵士約4万9,000人中、約2万7,000人が沖縄に駐留しているといえます。年ごとに変化はあるものの、おおむね半数が沖縄の駐留です。

一方、検察庁がまとめた資料によると、米軍関係者の犯罪件数のうち、半数近い1,900件が沖縄県に集中しています。まさに基地があるゆえの事件、事故です。基地撤去こそ、最善の再発防止策です。日米両政府は、事故が起こるたびに再発防止、綱紀肅正と言ってきましたが、守られたためしがありません。ならば、基地撤去しかないのではないでしょうか。少なくとも米軍に不当な特権を与え、犯罪の温床となっている日米地位協定を見直すことは、最小限の緊急課題です。

5月25日の日米首脳会談で、総理は基地撤去はおろか、日米地位協定の見直しすら提起しませんでした。それどころか、その場で名護市、辺野古への新基地建設を唯一の選択肢と述べ、その推進を誓約したのです。このどこに沖縄に寄り添う心があるのでしょうか。米国に物が言えず、沖縄の怒りも痛みもわからない安倍総理には、主権国家の代表たる資格はありません。私は、本意見書の提出、全会一致をもって沖縄同様、決議を上げていただきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第9号 日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

---

◎町長挨拶

○大野敏行議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成28年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は6月1日に開会をされ、6月7日の本日まで7日間にわたり、きわめてご熱心なご審議を賜り、提案をいたしました28年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご承認を賜り、まことにありがとうございました。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討をいたしまして対処をする所存でございます。

さて、5月としては記録的な真夏日が続いておりましたが、気象庁によれば関東地方も5日には梅雨入りしたということでございます。執行部といたしましては、自然災害には危機感を持って、その対策に万全を期してまいる所存であります。

議員各位におかれましては、時節柄くれぐれも健康にはご留意いただき、さらなるご活躍をいただけますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

---

◎議長挨拶

○大野敏行議長 次に、本職から挨拶を申し上げます。

今議会では、一般質問に9名の皆様が立たれました。町及び執行に対しまして、事

前の勉強をされて深く突っ込んだ発言をされました。大変中身の濃かった内容であったと感じました。

それに対しまして、岩澤町長をはじめとします執行側の皆様も、常に真摯な受け答えをしていただきました。御礼を申し上げます。

なお、今後の町運営に一層生かしていただきたくお願い申し上げます。

また、小久保教育長におかれましては、身内の不幸がありながら本議会に出席をいただきまして、大変ご苦勞さまでございました。

いよいよ梅雨本番、議員各位、また岩澤町長をはじめとする執行部各位の皆様には、ご自愛をされますようお願い申し上げます、私の御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○大野敏行議長 これをもちまして、平成28年第2回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 5時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員